

子ども・若者政策における地方行財政運営 のあり方に関する調査研究

令和5年3月

一般財団法人 地方自治研究機構

子ども・若者政策における地方行財政運営 のあり方に関する調査研究

令和5年3月

一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

昨今のわが国の地方行政を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来、 社会全体のデジタル化の急速な進行、新型コロナウイルス感染症への継続的な対応、住民のライ フスタイルと価値観の多様化、公共私連携による地域社会の新たな動き、脱炭素化やSDGs等 の地球規模の潮流など、これまでとは大きく異なる変化が見られます。

こうした中で、地方公共団体は、自治体DXの推進、人材の育成、経営マネジメントの強化等を図りつつ、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、住民福祉の向上、地域産業の振興、まちづくりの推進、防災対策の強化、自然環境の保全、共生社会の実現等に関する諸課題に、自らの判断と責任において取り組んでいくことが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、 個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した 視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は4つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りま とめたものです。

人口減少・少子高齢化の進行という構造的課題が深刻化する中、子ども・若者政策の重要性が高まっております。子ども・若者政策の多くは地方公共団体を通じて国民に提供されており、その役割は極めて大きく、近年、保育の受け皿拡大、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化など様々な対策が講じられ、また、最近では、こども政策の強化に向けた議論も活発化しています。

このような背景の中で、本研究会では、今後の子ども・若者政策における地方公共団体のあり 方を検討するため、学識経験者等にご協力を仰ぎ、子ども・若者政策に関する問題点を分析・検 討し、その結果をもとに、地方公共団体の行財政運営を行っていく上での課題の整理とその対応、 今後必要となる視点等についてとりまとめました。

今年度の本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係 者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構が共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

令和5年3月

一般財団法人 地方自治研究機構 理事長 井上源 三

目 次

研究概要	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	1
第1章	地方財政制度	75
第1章 第2章	子ども・若者政策)3 19
	全世代型社会保障構築会議における 「男女が希望通り働ける社会づくり・子育て支援」 及びこども家庭庁設置に向けた動き	11
第4部 垮	今年度の研究のまとめ	<u>2</u> 3
委員名簿等	等····································	29



研究概要

1 本調査研究の趣旨

人口減少・少子高齢化の進行という構造的課題が深刻化する中、子ども・若者 政策の重要性が高まっている。子ども・若者政策の多くは地方公共団体を通じて 国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きい。近年、保育の受け 皿拡大、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化など様々な対策が講じられ ており、最近では、こども政策の強化に向けた議論が活発化している。このよう な中で、子ども・若者政策に関する問題点を分析・検討し、今後の子ども・若者 政策における地方公共団体のあり方を提示することは重要である。

そのため、今年度の研究会では、子ども・若者に関する施策、生活保護と子ども、子ども達の多様性を育てる支援等について、委員、外部有識者及び行政側の報告並びに意見交換を行うとともに、地方自治体の事例として、兵庫県明石市から子ども政策を中心に意見聴取及び現地視察を行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人 的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会 での自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

2 研究会の開催経緯

今年度は、子ども・若者政策における地方行財政運営のあり方に関して、全5 回の研究会を開催した。

第1回研究会(令和4年6月8日)では、「子ども・若者に関する主要施策について」と題して田中序生委員より、「全世代型社会保障構築会議における『男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援』及びこども家庭庁設置に向けた動き」と題して、内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局参事官補佐 川畑充代氏より、それぞれ報告があり、質疑が行われた。

第2回研究会(令和4年8月24日)では、明石市を調査対象として、明石市長泉房穂氏より明石市の子ども政策を中心に説明を受け、意見交換が行われた。第3回研究会(令和4年9月20日)では、「生活保護と子ども・若者:貧困研究の視点から」と題して岩永理恵委員より報告があり、質疑が行われた。

第4回研究会(令和4年12月23日)では、「子ども達の多様性を育てるための支援のあり方について」と題して、特定非営利法人新公益連盟代表理事 白井智子氏より報告があり、意見交換が行われた。

第5回研究会(令和5年1月24日)では、「令和4年度地方財政対策の概要について」と題して五月女有良委員より、「こども政策の強化に関する最近の動向等について」と題して近藤貴幸委員より報告があり、質疑が行われた。

「令和4年度地方行財政ビジョン研究会」第1回委員会 議事概要

日時:令和4年6月8日(水)17:00~19:00

場所:中央合同庁舎第2号館6階602会議室(総務省委員)

Skypeによるオンライン会議(学識委員及び地方自治研究機構委員)

出席者

(学識委員)

井出委員長、関口副委員長、青木委員、荒見委員、岩永委員、桑原委員、小西委員、

竹端委員、中野委員、丸山委員、茂住委員、吉弘委員

(総務省委員)

神門委員、濱里委員、吉井委員、中谷委員、前田委員、三好委員、田中委員、五月女委員、梅本委員、萩原委員、宮崎委員、神田委員、清水委員、青山委員

(地方自治研究機構委員)

三宅委員

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 全世代型社会保障構築会議における「男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援」及びこども家庭庁設置に向けた動き

内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局参事官補佐 川畑 充代

- (2) 子ども・若者に関する主要施策について 総務省自治財政局調整課課長補佐 田中 序生
- 3 閉会

(1) 全世代型社会保障構築会議における「男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援」 及びこども家庭庁設置に向けた動き

【説明概要】

- ○全世代型社会保障構築本部・全世代型社会保障構築会議について
- →令和元年に、前身となる「全世代型社会保障検討会議」で初めて全世代型社会保障という単 語が出てきた。
- →人生100年時代と言われ、ライフスタイルが多様となる中、高齢者だけでなく、子どもや子育 て、若者世代まで広く安心して生活を送っていくための社会保障全般にわたる改革をすると いうことを意図している。
- →これまで、全世代型社会保障構築本部を2回と全世代型社会保障構築会議を5回開催して、中間整理まで到達しているというのが現時点の状況。中間整理に向けた本格的な議論は、令和4年3月から3回にわたって密に議論を重ねて、取りまとめたのが令和4年5月17日であ

る。

○2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し

- →2040年までにどのように推移していくのかということを見据えながら、各種の分野にわたって議論を行っている。
- →2022年時点の生産年齢人口は、約7,500万人だが、2030年までの8年間で600万人ぐらい減少する。2040年には、7,500万人いたところが6,000万人を切るという状況。
- →健康な高齢者が増える中で、生産年齢人口についても定義を変えるべきなど、様々な議論があるが、いずれにしても急速に生産年齢人口が減少していくという事実は変わらないということで、2040年を見据えながら議論を行っている。
- →高齢者総数が2042年のところでピークを迎えるという形になっている。その中でも後期高齢 者が増えるということで、認知症患者の増加など、介護職員の必要数が増えていく。

○全世代型社会保障構築会議「議論の中間整理」について

→「全世代型社会保障の構築に向けて」というのを総論として、何を見据えてどういうふうに 議論を進めていくか。そのほかに、各論として5つの分野があり、「男女が希望どおり働け る社会づくり・子育て支援」というのがそのうちの一つとなっているが、ほかに「勤労者皆 保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し」、「家庭における介護の負担軽減」、 「『地域共生社会』づくり」、「医療・介護・福祉サービス」という分野についても取りま とめを行っている。

○全世代型社会保障の構築に向けて

- →総論部分の「課題と目指すべき方向」は、岸田政権の掲げている「成長と分配の好循環」の 実現のためには、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築が必要としている。
- →社会保障の担い手を確保するとともに、男女が希望どおり働ける社会をつくる「未来への投資」として、「子育て・若者世代」への支援や「社会経済の変化に即応した社会保障制度」 の構築が重要である。
- →これまでの社会保障は、給付は高齢者中心、負担が現役世代中心という構造になっていたが、 それを見直し、世代にかかわらず、能力に応じてみんなが支え合うことで、人生のステージ に応じて必要な保障を確保することが基本的な考え方と考えている。しかし、高齢者や現役 世代という区分けをしてしまうと、世代間の対立ということになっていきがちで、これも非 常に委員の中で議論があったところだが、1人の人生を考えたときには、今、高齢者であっ ても、若い世代も通ってきたし、子どもの時期も通ってきたということで、それぞれの人生 のステージなのだと。世代間の対立ではなく、それぞれのステージに応じて必要な保障を確 保するということを念頭に置いていきたいと考えている。

○男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

→ 「男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援」は非常に広い分野であり、今回の中間 整理の中で大きく議論をしてきたのが、今なお子育て・若者世代が「仕事か、子育てか」ど ちらかを選択しなければいけない二者択一が迫られている状況なので、「仕事と子育ての両 立」というのが非常に喫緊の課題であるということ。これを早急に是正するために必要な対策を取っていくことで、妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない支援が包括的に提供される一元的な体制・制度の構築と、働き方、子どもの年齢に応じて、育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育など、多様な両立支援策を誰もが選択し、利用できる環境の整備が望まれているということをまとめている。

- →「今後の取組」としては、「改正育児・介護休業法による男性育休の推進」、「労働者への 個別周知・意向確認」、「保育サービス整理」などの取組を着実に推進していく。
- →こども家庭庁の創設を含め、子どもが健やかに成長できる社会に向けて、子ども・子育て支援の強化を検討する必要がある。

○第5回全世代型社会保障構築会議·第2回全世代型社会保障構築本部岸田総理大臣発言

→令和4年5月17日に構築会議と構築本部を開催し、本部のほうで岸田総理に今後の進め方に 係る御発言をいただき、「中間整理を踏まえて、政府として足元の課題からスピード感を持 って取り組んでいくとともに、中長期的な課題についても具体的な改革事項を工程化して参 ります。今後、国民的な議論を進めながら、政策の具体化を進めて参る。」ということで、 関係省庁を含め、それぞれの政策分野について、夏以降を見据え、議論を進めている。

○育児休業について

- →男女が希望どおり働ける社会づくりの関係で、主として両立支援を議論しているが、今の育児休業取得割合では、女性は8割ぐらい取得しているが、男性については非常に下に張りついている。最近は取得促進の取組もあり、少し割合が上昇しているというのが一般的な雇用均等基本調査で分かる数字である。
- →問題視しているのは、第一子出生年別に見た第一子出産前後の就業の変化で、実際には育休が取得できずに、出産を機に退職してしまっている人たちが結構いるということが、データから見えてくる。共働きのケース(全体の72.2%)では、育休を利用して就業を継続している割合が約4割で、出産退職は5割ぐらいある。
- →第一子の出産を機に退職してしまう層を細分化して見ていくと、正規職員のケースは6割弱が育休を利用して就業を継続しているのに対し、非正規職員の場合は、育休を利用して就業を継続できている割合は約1割しかいない。実質的なところを見ると、女性の育休取得割合が8割というのは本当に取れているのだろうかということについて問題意識を持っている。
- →妊娠・出産を機に退職した理由を見ると、「両立の難しさで辞めた」と、仕事を続けたかったけれども辞めているという人が結構な数いるのではないかと考えられる。

○女性の就業率と正規雇用率について

- →長らく、女性のM字カーブ問題ということで、結婚・育児のときに就業率が大きく低下する 問題が言われているが、2021年の就業率を見ると、台形に近づいており、解消しつつある。
- →しかしながら、30歳頃に出産を機に退職して、その後復職するという人や、出産を機に非正 規雇用に切り替えて働き続けるということで、正規雇用比率というのが今はL字カーブとな っており、非常に問題ではないのか。これが希望どおりの姿であればいいが、出産のときに 働き方を変えざるを得なくなっているという状況を是正する必要があるのではないかと考え

ている。

- →諸外国の合計特殊出生率の動きについて、近年は高いグループと低いグループに数字は大き く分かれており、二分化してきている。高いグループは、スウェーデンやフランス、下位の グループは、イタリアや日本が張りついている。ドイツも長らく下位グループに入っていた が、最近、少子化対策に非常に力を入れており、上位のほうに近づきつつある状況である。 対策を取れば、確実に数字にも表れてくるということがある。
- → 育児休業というのは労働制度としての「休業」の世界だが、育児休業を取ったときの「給付」 についても、また問題が多いという議論をしている。
- →日本では、育休給付については、失業等給付などと同じような雇用保険の枠組みの給付となっているが、諸外国においては雇用保険で対応している国はすごく限られており、子育ての 観点からの給付という形になっている国が多いので、今後も引き続き雇用保険の中で対応し ていくことについても議論を行っている。

○改正育児・介護休業法の取組について

→育休を取得しやすい環境整備が非常に重要だと思っており、育休を取得したくてもできていないという実態に対する一つの対応策だが、育休の申し出・取得を円滑にするために何ができるかということで、妊娠・出産の申し出をした労働者に対して制度周知を必ずしなければいけないということと、取得以降の確認を事業主に義務づけたというのが、今回の改正の大きなポイントである。ただし、これでカバーできていないところについて、今後、また議論を深めていく必要があるということで検討している。

○子どもとその保護者、家庭への支援の全体像

- →全世代型社会保障構築会議の中でも議論があったのが、0~2歳のところで、施設を利用している児童の親はいいが、施設未利用児の親についても何か手当てが必要ではないか。特に専業主婦については、子育ての負担感や子育て期の孤立というのを強く感じるという意見も多数あった。
- →妊娠が分かってから、母子保健の分野で産前・産後サポート、子育て世代包括支援センターという現行制度がある。生まれてからも、いわゆる「13事業」と言われる地域子育て支援事業など、様々なメニューがあるが、本当に困っている人にきちんと寄り添った支援ができているかについて、問題意識を持っている。ここについても今後、子育てをしやすいような環境づくりをしていくためには充実させていく必要があると考えている。

○都道府県・市区町村当における相談・支援機関

→相談体制については、市区町村、都道府県等でいわゆる子育て世代包括支援センターをはじめ、いろいろな拠点等があるが、自分のすぐ身近に相談ができる場所があるかということも 問題の一つだと考えている。

○こども家庭庁設置法案について

- ①こども家庭庁設置法案の概要
- →こども家庭庁は「こどもまんなか」の社会をつくることを目的に設置するとしており、子

どもが自立した個人として等しく健やかに成長できる社会の実現に向け、子育てにおける 家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢・発達の程度に応じ、その意見を尊重し、 最善の利益を優先して考慮することが基本ということを理念に掲げている。

- →内閣府の外局としてこども家庭庁を設置することとしている。長はこども家庭庁長官とし、 所掌事務は、今、ばらばらになっているところをまとめて、こども家庭庁に担当させる。 小学校就学前の子どもの健やかな成長のための環境の確保等と子育て支援に関する基本的 な政策の企画・立案並びに推進というのが基本的な事務となっている。
- →施行が来年の令和5年4月1日を考えており、令和4年度中にそれまでの必要な体制が検 討されるものと考えている。

②こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

- →今回、こども家庭庁を設置するに当たって、国会でも多く言われているが、幼稚園等の教育部分が文部科学省に残ったままであることが問題視されるケースが多い。そこについても連携し、同じ水準の内容が子どもに提供されることを確保することで、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、同じ内容を提供することを保証するために、内閣総理大臣と文部科学大臣にそれぞれ協議をするという規定を設けている。
- →各省の大臣に対して勧告の権限を有するということで、こども家庭庁がリーダーシップを 持ってこども政策をきちんと担当していくことを規定している。
- →法案の前に閣議決定した基本方針では、「こども家庭庁の必要性、目指すもの」というのが、こどもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣を置くということと、文部科学省と密接に連携していくということ。「強い司令塔機能」として、総理直属の機関として一元的に企画・立案を行うということと、勧告権を有している。
- →体制と主な事務は、新しくできるこども家庭庁が、「司令塔機能」と「各省から移管される事務」で、内閣府の子ども・子育て本部が持っている事務や、子ども・若者育成支援関係、厚生労働省の子ども家庭局の事務が移管される。
- →文部科学省との連携が必要であるということで、勧告や協議を行ったりして密接に連携を 取っていくことを規定している。

【質疑応答等】

議題(1)について、川畑氏から資料に基づき説明があった後、質疑応答を行った。

- ○「子ども」と「こども」はどのような意図で使い分けているのか、対象とされる児童の範囲 が異なってくるのか。
- →内閣官房の全世代型社会保障構築会議本部事務局としては、「子ども」という単語を使うと きには大体「子」だけが漢字のものを使っている。平仮名の「こども」は、こども家庭庁の 「こども」が平仮名の法文の規定にしており、固有名詞なため、平仮名の「こども」にして いる。
- ○育児休業中の所得保障を雇用保険から切り離すことも議論に挙がっているという話があったが、育児休業給付は本来の雇用保険の目的とは異なる給付になるので、雇用保険を失業給付に純化させて、育児休業給付や介護休業給付を別立てすることはあり得ると思う。その際に、雇用保険から独立した制度とすることのメリットは何か。
- →まだ何も決まっておらず議論中のことではあるが、現行制度では、週労働時間20時間未満の 雇用保険上の「労働者」から漏れている人たちが育休を取ったとしても、育休給付が受けら れないということで、何か手当てをする必要があるのではないかという問題意識が一番大き い。

あとは、それまで雇用保険の「労働者」であった人が育休を企業との間で希望どおり取れなかった場合に、出産を機に退職をしてしまう。そのような人は、雇用保険の枠組みの「労働者」ではなくなるので、給付がもらえない。それを解消するような制度として、雇用保険の枠組みから切り出すことも一つの方策かもしれないという議論をしている段階である。

- ○市区町村の子育て世代包括支援センターと市区町村の子ども家庭総合支援拠点を「こども家庭センター」というのにまとめるのはなぜか。また、都道府県はやらないのか。
- →今回の児童福祉法の改正の考え方だが、包括的な全ての子育て家庭に対して十分に支援が行 き届いていないという問題意識自体は、共通している。

その課題の一つとして、支援ニーズの把握が不十分であるとか、サービスが不足しているのではないかなど、母子保健の世界と虐待などの要支援児童の様な考え方で、もともとの趣旨としては違う趣旨で設置しているものだが、それぞれ連携が不十分な自治体が多いことや、片方しか置いていない自治体もあるなど、サービスのマネジメントの体制が不十分ではないかということが課題として挙げられており、その取組を一元的な体制に見直すために、今回の法改正があるということを聞いている。

都道府県については、一元化するということは全く聞いていない。児童相談所と児童家庭 支援センターの連携というのが十分かと言われると、市町村ごとにあったりなかったりする ような体制よりは、同じ都道府県に複数設置しているので、連携はある程度取れているので はないかと推測している。

○虐待の境界線が非常に難しくなってきているので、一つの機関が責任を持ってやる体制の方が、利用する側から見てもワンストップサービスの様で利用しやすい。

○子どもに関わるデータについて、例えば自治体の持っている学力データと社会保障に関わる データのマッチングの様なものは、今回のこども家庭庁では担わないのか。データのマッチ ングは、イギリスでは結構進んでいるようだ。里子と施設入所者で学力の差がどのぐらいあ るかみたいな研究がイギリスではあって、それはなぜ可能かというと、データがマッチング できているからということを聞いたことがある。

どうも今回のこども家庭庁設置時点ではあまりそういった議論がなかったように思うが、 あまりそういう情報をお聞きになっていないということであれば、それだけでも私にとって 重要な情報のため、お教えいただきたい。

- →国会で質問自体は出ていると聞いている。問題意識を持っている議員の方もいるということではあった。そのときの質問としては、こども家庭庁において支援が必要な子どもを発見し、 支援につなげるため、子どもデータ連携をどのように進めるのかであったので、正におっしゃっているようなことも一つ問題意識としては恐らくあったのではないかと思う。
- ○育児休業給付をどうしていくかということが議論の柱となっているということだったが、まずは男性も含めた育児休業の取得率の上昇は重要な課題である。また、育児休業の取得や仕事と育児の両立でキャリアパスに大きな影響が出るいわゆるマミートラックなどに対するサポートの充実という面では、どのような議論があるのか。
- →育休取得率の向上は課題であると認識している。給付は雇用保険の話なので、育休を取得できたその先にということで、厚生労働省のいろいろな担当部局とも議論しているが、女性の 復職後の事も含めて、やはり元々の働き方を変えないと解決は難しい。

出産退職だけではなく、確かに期間限定の雇用者について、その次の更新を諦めて退職されるという方は周りで見ているし、そこも非常に問題であると考えている。そういう人たちを、せめて子育てが一息ついたら復職されるという意志を確認できるのかという議論は、まだ詰めるところがあるが、復職意志のある人は、育休を取ったのと同じような手当てができないかというのをまさに議論している。経済界の頭を変えていくということを上役が経済団体にも労働団体にも足を運びながら、徐々にそういう意見交換なり、世論をつくっていく動きもやっていけたらというのが一つの取組である。

○こども家庭庁の総合調整について、文部科学省に対して勧告権があるということだったが、 これは具体的にどの程度強いものなのか。また、どの程度日々の政策マターのことに関して 機動的に使えるような仕組みなのか。

資料18ページで、困難な状況にある子どもの支援は一番シームレスにやらなければいけないところにもかかわらず、各省庁にかなりまたがっている印象があるが、この部分の総合調整どのように行うのか。

→勧告権がどの程度のものであるかということで、今のものと何が変わるのかということはも ちろん議論がある。これまで、それぞれ所管が分かれていたものが、こども政策を担当する 特命大臣に一元化されるということと、勧告権をセットにということで、今までより強化さ れるという説明をしているが、どの程度の強化につながるのかというのは、これからの話だ と考えている。

- ○0~2歳の保育に通っていない人のサポートを具体的にどう考えているのか。例えば、産後の母子保健やネウボラなどは基本的には健診等を通じてサポートの必要がある家庭をあぶり出して、そこにケアをしていくという施策の立てつけになると思うが、ここをもう少し広げていくというつもりなのか。それとも育児の支援全般について0~2歳の部分を厚くしていくという感じなのか。
- →施設未利用児についてどんなことを考えているのかというのも、関係省庁で議論をしている。例えば今、こういう事が全国津々浦々でできないかという話をしているのは、三重県の名張市の取組である。三重県の名張市は、小学校区に1つ「まちの保健室」という組織を置いて、そこで子ども・子育て世代に限らず、小学校区内の地域の人たちがふらっと相談に行って、そこに保健師や看護師という専門職の人たちがいるので、そこを窓口にして必要な支援につなげるという取組をしている。また、ネウボラは名張市でも取り組んでおり、乳幼児の全戸訪問事業がある。主任児童委員の方が訪問して、そこからずっと顔が繋がっていて、まちの保健室だけではなく、訪問した児童委員の人がずっと地域の子どもたちを見続けているという成長を見守る仕組みがあるので、その時々、年齢に応じた必要な支援に気付き、繋ぐ仕組みを持っている。

ただ、大都市も含め、全てのところで実現できるかというと、その展望があるわけではないが、理想型として一つ話をしている。

必要な子ども・子育て家庭に必要な支援が行き届けられるように、何らか伴走型支援のような少し手厚い制度にできたら、全ての子育て家庭が気軽に相談できるような体制が確立されればいいということは理想として持っている。制度についての議論もこれからという感じである。

- ○育児休業の取得について、組織に余裕がないと正規雇用でも柔軟には取れないし、非正規雇用であればより難しいと思われる。90年代後半以降、非正規雇用を使って人材確保について調整していくというやり方が主流になってきているが、日本のそういう考え方そのものを見直さないと厳しいのではないかと思ってしまう。こうした政治的な議論は内閣府に近いところでないと議論が進まない話だと思うので、財界などを巻き込んでこの雇用の在り方を変えるという大きな議論まではいっているのか、それとも取りあえず今回は雇用保険のところを切り離すという話になっているのか。
- →人材確保に余裕がない企業が、特に中小企業だともちろん多いということは重々認識している。今も、田中委員の資料(第2部第1章資料3ページ)に仕事と子育ての両立支援事業というのが企業主導型保育事業や企業主導型ベビーシッター利用支援事業というのもありますし、人材確保した企業に補助金を出すような両立支援の事業なども厚生労働省であるので、そういったものも活用できるところは活用していただいて、育休を機に、産休・育休を取らずに辞めるようなことがないような体制を確保できないかと思っている。雇用主の意識を変えるということと、経済界のマインドを変えていくということは引き続き取り組んで行かざるを得ないと考えている。

また、内閣官房でやるのか、厚生労働省でやるのかというと、厚生労働省が制度を持っているので、最終的な制度体制などは基本的には厚生労働省でやるしかないが、両立ができる

ような仕組みの必要性についてきちんと理解を求めるところというのは、いろいろな制度を 検討する上で取り組んでいきたいなと思っている。

(2) 子ども・若者に関する主要施策について

【説明概要】

○幼児教育・保育

(子ども・子育て支援新制度の概要)

- →幼児教育・保育については、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、ほとんどの事業は市町村主体となっている。「子どものための教育・保育給付」は、保育園と幼稚園で別々に分かれていた財政支援のスキームを一本化して、新たに設けた支援制度である。
- → これに対し「子育てのための施設等利用給付」は、新制度の対象外の施設について、幼児教育・保育の無償化を実現するために後から加わった給付事業である。
- → 「地域子ども・子育て支援事業」は、例えば延長保育、一時預かりといったきめ細かいニーズに対応するための事業であり、これら全て市町村主体で実施されている。
- →「仕事・子育で両立支援事業」の部分は、国が主体となって行っている。例えば「企業主導型保育事業」など、企業が主体となって行う子育て支援事業に対し、国が財政支援を行うという施策であり、これに児童手当が加わり、子ども・子育て支援新制度の全体概要となっている。

(子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像)

- →ほとんどの事業は市町村が実施主体となり、都道府県を通じ、国から資金交付がなされる形 になっている。
- →負担割合は、例えば「子どものための教育・保育給付」では国2分の1、都道府県4分の1、 市町村4分の1となっているが、事業によって異なっている。
- →一部の事業については「事業主拠出金」が充てられている。これは厚生年金の適用事業所が 標準報酬月額などの一定割合を支払うものであり、以前「児童手当拠出金」と呼ばれていた ものである。子ども・子育て支援新制度の創設、事業の充実に伴い、使途をだんだんと広げ ながら、拠出割合も徐々に引き上がって、子ども・子育て支援新制度の貴重な財源になって いる。

(幼児教育・保育の無償化)

- →後から加わった「幼児教育・保育の無償化」は、原則的に3歳以上を対象に行われている。
- →「子どものための教育・保育給付」については、利用者負担が公定価格として定められており、それを除いた部分の運営費用を施設側に支給するのが「子どものための教育・保育給付」である。無償化については、この公定価格をゼロにするため「子どものための教育・保育給付」の水準を引き上げるという形で行われている。
- →この対象になっていないところを無償にするためにできたものが「子どものための施設等利

用給付」である。

→「子どものための教育・保育給付」の制度に移行していない施設、例えば私学助成園などは、 私学助成を受けながら、利用者が支払う利用料によって運営している。この利用料はあくま で各幼稚園が自由に定めるものであるため、平均的な利用料を無償化している。資料 5 ペー ジの表では「施設等利用給付(新設)」とあるが、平均的な利用料を勘案した水準というこ とで、私学助成園であれば月 2 万5,700円という額を上限に給付が行われる制度となっている。

(消費税率5%から10%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像)

→幼児教育・保育の無償化というのは、もともと消費税の8%から10%への引上げ分のうち、 一部を「社会保障の充実分」に充て、残りは後代への負担の付け回しの軽減に充てるとされ ていたところだが、この付け回し軽減分の一部の使途を変更し、無償化に充てられている。

(新子育て安心プランの概要)

- →これまでは保護者負担の軽減の話であったが、もう一つ、幼児教育・保育の充実の関係で重要になってくるのが、保育の受け皿整備である。少子化が進む中で、幼稚園のほうは利用者が徐々に減少してきているが、保育のほうは、女性の就業率の向上に伴い増加しており、待機児童が問題になっている。
- →そのため、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」、「新子育て安心プラン」 というプランに基づき、保育の受け皿を整備してきている。
- →現在は、令和3年度に始まった「新子育て安心プラン」に基づき、整備費の補助率かさ上げ などを通じて、4年間で約14万人の受け皿整備に向けた取組が進められている。
- →待機児童解消に向けた取組の結果、待機児童数は徐々に減少してきている。

(「新子育て安心プラン」の財源)

→「新子育て安心プラン」の財源であるが、大きく分ければ、令和7年度までの追加所要額1,440 億円のうち、1,000億円が事業主拠出金によって賄われている。残り440億円は、児童手当の 特例給付の見直しという形で財源が捻出されている。

○義務教育

(義務教育費国庫負担制度)

- →義務教育の授業料は「制度の基本的役割」にもあるが、無償制となっている。
- →公立の場合、運営主体は市町村となっているが、その運営費の多くを占めるのは人件費である。運営主体は市町村であるが、給与費は都道府県及び指定都市が負担することになっており、その3分の1を国が負担するという仕組みが法律で定められている。
- →教員の数については、法律により、標準的な定数が定められている。
- →公立小中学校全体で教職員定数は約70万人弱であり、このうち基礎定数学級担任、校長等の管理職などは学級数に応じて機械的に計算されている。これが70万人弱のうち約64万人を占める。残り約5万人弱は加配定数というものであり、基礎定数に加えて指導方法の工夫、いじめ、不登校への対応、通級指導といった政策目的に応じて配分されている。
- → 1 クラス当たりの生徒数である学級編成の標準について、昭和55年に45人から40人に引き下

げられて以来の抜本的な引下げが行われ、小学校2~6年について、段階的に35人学級にすることとされた。

(学校の I C T 環境整備に係る地方財政措置)

- →小学校へのパソコンの整備は、2018年からの「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に基づき、3クラスに1クラス分の学習者用のパソコンを5年かけて整備することとされており、所要の地方財政措置が講じられてきた。
- →コロナ禍でのリモート事業の必要やICT化の遅れに注目が集まったこともあり、「GIGAスクール構想の実現」として令和元年度に1,022億円、令和2年度と合わせ約3,000億円の国の補正予算が措置され、1人1台のパソコン整備を国費により進めることとなった。

○高等学校

(公立高等学校)

→義務教育と異なり、公立高校の給与費は設置者が負担することになっており、全額地方負担とされ、必要な地方交付税措置が講じられている。この人件費を算定するに当たり、標準的な教職員の数は、小中学校と同様に、学級数等に応じた基礎定数及び加配定数が定められている。

(私立高等学校)

- →小中学校の場合は9割以上が公立であるが、高校の場合は約4分の1が私立となっている。 私立の場合は、いわゆる私学助成が行われるほか、基本的には授業料によって運営されている。 る。
- →私学助成とは、都道府県が高校に経常経費を助成する場合、その一部を国が支援するという 仕組みである。生徒1人当たりの単価が定められており、毎年度予算編成の過程で改定が行 われる。
- →私立高校の授業料の負担を軽減するため、年収に応じて就学支援金が支給されてきたところである。令和2年度から、年収500万円未満の方を対象として、私立高校の平均授業料を勘案した金額である39万6,000円まで就学支援金を引き上げることにより、実質無償化がなされた。
- →これは基本的には全額国費によって行われ、財源については幼児教育・保育の無償化と同じように、消費税の8%から10%への引上げ分のうちの使途変更分が充てられている。

〇大学

(高等教育の就学支援新制度)

- →高等教育(大学等)については、授業料の減免と給付型奨学金とを組み合わせた負担軽減の 仕組みである「高等教育の修学支援新制度」が創設された。収入により階段状に支援額が定 められている。授業料等減免の「等」は入学金であり、国公立・私立それぞれ額が定められ ている。
- →「給付型奨学金」は、学生生活費を賄うために措置をするもので、この額は、国公立と私立、 自宅生と自宅外生によって、それぞれ上限が異なる仕組みとなっている。
- →財源の負担割合については、給付型奨学金は国が全額を負担する仕組みとなっており、日本

学生支援機構が学生に直接支給する。これに対し「授業料・入学金の減免」に関しては、国立と私立大学等については国が全額負担をし、公立については設置者が全額を負担し、私立の専門学校については都道府県が2分の1を負担するということとされている。

○その他

(児童虐待)

- →児童虐待相談対応件数について、急速な増加を続けている。中でも、暴力をはじめとする身体的虐待よりも、子どもの面前でDVを振るう「面前DV」などの心理的虐待に係る件数が特に増えている。
- →こうした児童虐待に主に対応するのは、都道府県や政令市等が設置する児童相談所であり、 その中で児童福祉司と呼ばれる職員が対応に当たっている。相談対応件数の急増に対応する ため、計画的にこの児童福祉司の増員を図るなど体制を強化するため、関係省庁連絡会議に おいてプランを策定するとともに、必要な地方財政措置を講じてきた。
- →昨日、国会で成立した児童福祉法改正案について、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育でに困難を抱えている世帯が、これまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、市町村における子育で世代の支援体制の強化、子どもの権利を擁護するために意見聴取の仕組みづくり、司法の関与の強化、児童福祉司の資質向上のための新たな資格制度の創設などを行うものである。

【以下、後日書面での質疑応答】

- ○資料6ページの「人づくり革命」による後代への負担の付け回し軽減等部分が減少したという認識が共有されていると思います。その減少分は特定の主体が負担するものではないのでしょうか。※には消費税率2%引き上げ分の国・地方配分額が示されており、地方は1.7兆円から1.8兆円程度とあります。(軽減税率の導入に伴う減収は除く)とあるだけで、人づくり革命による減少分が考慮された数値かどうかも気になります。また、毎年度の「つけ回し軽減」の規模や国・地方の内訳について、どのようにして決まるのか教えていただけますでしょうか。
- →※の数字は、社会保障の充実、人づくり革命への使途変更、後代への負担のつけ回し軽減等を含む、消費税率2%引上げ分の全ての数字です。また、毎年度の「つけ回し軽減」については、各年度の予算編成過程において決まるものです。
- ○(資料16ページ)この地方財政措置について総務省として具体的に推進するための取組を行っていますか。それともそれは文部科学省の役割として整理されているのでしょうか。過去に出された教材費の地方財政措置に関する関係団体のパンフレット(義務教育諸学校における新たな教材整備計画(令和2年度~11年度)の最終ページ)をみると、総務省が補佐コメントであるのに対して、文部科学省は担当課長がコメントを寄せています。これは主管であるかどうかの違いでしょうか。それとも総務省としてはあまり具体的な地方財政措置にコミットするのを避けるためでしょうか。
- →学校のICT環境整備については、所管省庁である文部科学省が中心となって、文部科学省が策定した教育のICT化5か年計画に基づき、推進していくものと認識しております。総務省としても、地方財政を所管する立場から、会議等の場を通じて地財措置について周知するなど、文部科学省と連携して取り組んでいます。
- ○(資料24ページ)最近、私立大学の公立大学転換が散見されます。いったん土地建物を整備した後の段階では、公立大学転換はメリットが多いと思います。総務省と文部科学省とのあいだではこのことについて現時点では特に協議(制度の在り方をめぐって)を行っていないでしょうか。
- →私立大学の公立化は、一般的に入学志願倍率の上昇が望める一方で、地元地域内入学者率や 地元地域内就職率は低下する傾向があり、様々な観点からの評価が必要です。制度上は、公 立化することで設立団体に対して普通交付税が算定されることになるため、経済財政諮問会 議の民間議員からは、「公立化によって安易に国民負担に付け替えることのないように、経 営見通し等を見える化すべき」との指摘を受けています。総務省と文部科学省としては、そ うした観点も含めて私立大学の公立化を注視しており、毎年私立大学から公立化した大学に ついて、経営見通しや設立団体の財政負担について「見える化」し、公表しています。

「令和4年度地方行財政ビジョン研究会」第2回委員会 議事概要

日時:令和4年8月24日(水)14:00~17:00

場所: パピオスあかし 5階公共フロア

出席者

(学識委員)

井手委員長、青木委員、荒見委員、竹端委員、中野委員、茂住委員、吉弘委員

(総務省委員)

三好委員

(地方自治研究機構委員)

日向委員

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題

やさしい社会を明石から ~地方から日本を変える~ 明石市長 泉 房穂

3 閉会

【説明概要】

佐野統括理事から資料「徹底解説、明石が選ばれる理由」について説明

○明石市の施策の特徴について

- →明石市は「全ての子どもをまちのみんなで支える。」をまちづくりの理念としている。この 理念を基に子ども施策を行っている。
- →現金の給付だけでなく所得制限なしでサービスや資源を提供しているのが明石市の特徴であり、特徴的な施策は、5つの無料化
 - 「①高校3年生までの医療費無料化」、「②第2子以降の保育料の無料化」、「③0才児おむつの無料化」子育て経験のある女性が毎月直接届けることで、赤ちゃんの様子の確認や、相談などを受けることができる。「④中学校給食の無料化」、「⑤公共施設の入場料無料化」である。

○妊娠期からの寄り添い支援について

→妊娠期に保健師がすべての妊婦と面談をしている。その際にタクシー券をプレゼントしている。その後も産後のケアや、家事育児のヘルパーサービス2時間無料券、子どもの見守りなど切れ目のない支援を行っている。

○ひとり親家庭の支援について

→明石市では、自治体が養育費の立替え支援、取決め支援、差押え支援を行っている。また全 国初で面会交流の支援も職員が行っている。

○給付型奨学金について

→中学生を対象に高校入学にかかる準備金30万円と入学後に月々1万円の支援金を制度化している。また高校受験に向けた学習支援、入学後の学校生活支援も行っている。

○教育について

→小学1年生、中学1年生を対象に少人数学級を実施している。具体的に小学1年生は30人以下、中学1年生は35人以下となっている。

○児童相談所について

- →子どものいのちを守るために、明石市では国基準の2倍以上の職員数を手厚く配置している。 弁護士、福祉職、心理職など様々な専門職も基準以上の人数を配置している。
- →職員の育成については、明石市独自のキャリアラダーを作成している。福祉職の職員は62名 おり、研修も行うが0JTを重視している。
- →子どもの権利を守るため、一時保護された児童がもともと通っていた学校にスムーズに通え るようにしている。

○明石版子ども食堂について

- →まち全体で支える理念のもと行っている
- →運営を市が全面的にバックアップしている。平成30年にあかしこども財団を設立し、地域の ボランティアをサポートしている。現在は28小学校区に47か所の子ども食堂ができている。

佐野統括理事からの説明後、明石駅前再開発ビル「パピオスあかし」の施設見学を行った。

明石市長から説明

○委員長挨拶

→国の交付金や補助金が大量に配られるようになり、地方自治の危機というか、現金を配るための機関のようになっている。今日は生きた地方自治の姿を見たい。

○「やさしい社会を明石から」の意味

- (1) 「やさしい」の意味
- →たとえ人口が減ろうが、困っている時はお互いに支えあい、住んでいる人が住みやすいまち という意味。

(2)「明石から」の意味

→2つ意味があり、1つ目は国や他の自治体がやらなくても「明石から始める」という意味。 ファーストペンギンになる覚悟。2つ目は「明石から広げる」という意味。明石で始めた施 策を他自治体や国に広げるという意味。

○まちの好循環について

→予想以上になっている。明石市の施策に偶然の要素はなく、慎重に見極めて進めている。明石の特徴はまず子ども施策から始めたこと。現金のばらまきは原則行っておらず、子育てにかかる費用負担の軽減・無償化を行っている。子どもに関する施策は未来を創る施策であるので、現金ではなくベーシックサービスの無償化で所得制限をかけない。救貧施策は所得制限ありで、現金でスピード感を持って行う。明石市の「5つの無料化」は、本来国が全国一律で行うべきこと。

子育て層にある不安は①「お金の不安」と②「もしもの不安」。

①お金の不安は、2人目以降を産んだとしても、その子どもの子育て費用や教育費を用意できるのかという不安。②もしもの不安は、昔と違って大家族ではないので、もし親が病気になったら、もしものことがあったらどうしようという不安。それについては寄り添い型の施策で行政が親戚代わりをすることによって安心を与える。

安心があるまちは市民が外に出ていかず、外から入ってくるから人口が増えている。 2人目を産むか迷っている家庭が明石ならと思って、3人で転入してくるケースがかなり多い。 そうすると明石のまちにお金が落ち始める。

明石駅前の商店街は過去最高利益をあげている。駅前ビルの書店は西日本最高利益である。 地元でお金を使う流れができ、税収が増えている。明石に引っ越してくるのはダブルインカムの家庭が多いため、個人市民税が上がる。そういった層がマンションや戸建てを購入するので、地価が上がり固定資産税収入が上がる。地元商店街も儲かるため法人税も上がる。子ども政策を進めることによって税収が上がり、その結果、財源が増え、新たな施策ができるようになる。

○子ども食堂について

→全国で最も早く、全28小学校区で計47か所子ども食堂が立ち上がっている。市内で立派な施設を1か所作るようなやり方ではなく、近所に居場所を作ることが子ども食堂の役割である。必要なのは、全ての子どもが気軽に行ける場所である。その観点から明石市では、公共空間、場合によっては学校の施設も開放している。子ども食堂を運営する地域の方を信用して、ボランティアの方から領収書などの提出は求めない。領収書の整理などの事務仕事を求めると本当にやっていただきたい事が疎かになる。本当にやっていただきたいのは、子どもと触れ合い、子どもの相談相手になることである。そういう雑務は、「あかしこども財団」という中間支援組織を立ち上げ調整等を行っている。「共助を公助する」仕組みにし、子ども食堂を展開している。

○明石市はこんなことやっていたら金が無くなるのではないか。

→過去に明石市は人口が減少傾向であったが、今は増加に転向し黒字財政になっている。基金 残高も10年で70億円から121億円に増え、約50億円も積み上げている。

○コロナ対策について

→発想の転換が必要である。誰もが初めて経験する事態だから、マニュアルは役に立たない。 上から目線の施策よりも現場目線、市民目線でより早く市民を救う必要がある。また、一律 施策は間違っている。地域によって感染状況は異なるのだから、感染状況に応じた個別の地域性を鑑みた施策をするべきである。これは、他の施策についても同じだと思う。そして、これまでどおりではなく、自分の目で、耳で聞き、現場に行き、その時毎の政策をしていけばよい。答えは市民の顔に書いてあるという視点が、これからの地方自治に大事であり、国においても後押しをしてもらいたい。

○有効な施策を実施するためには

→市政運営には4つのポイントがある。「明確なビジョン」、「大胆な人事」、「予算のシフト」、「市民の理解」である。特に、明確なビジョン(方針)が大事である。ここを間違えると何も変わらなくなってしまう。次に、ビジョンが明確化になっても、施策には人とお金がいる。最後にまちづくりは市民と一緒にしていくものだから、市民の理解と共感が必要である。

明石市の大きなまちづくりの方向性は、大きく2つあり、1つ目は「こどもを核としたまちづくり」、2つ目は「すべての人にやさしいまちづくり」である。1つ目は、子どもを応援することによって、地域経済が周りはじめ、税収・財源が増え、新たな施策ができるようになり、全ての市民を応援することに繋がる。つまり、未来施策としての子ども施策である。

2つ目は、子どもにやさしくないまちが他の人にやさしくできるわけがなく、子どもにやさしいまちは、高齢者や障害のある人にも、すべての市民にやさしいまちであるというコンセプトで、みんなで支えあうまちづくりというのが大きな方向性である。

人事と予算も重要で、当初総人件費の削減を始めたが、2、3年前から戻し始めた。現状は、兵庫県内で人口比における職員数は最小になって少数精鋭でやっている。ただ、公務員が減れば減るほど良いという考えではなく、例えば専門職や消防職員などは増やしている。公の仕事は尊いと考えており、一度人口比で最小となった職員数を今は戻し始めているところである。

明石市の人事の特徴としては、人事異動が多いことがある。年1回ではなく、令和3年度は年間27回行った。忙しいところに人を回すなど、臨機応変に行っている。予算は従来の積み上げ方式ではなく、先に市長が必要な予算を確保する。所管課が自らの事業や予算を減らすのは無理である。結果、市長が方針決定権と人事権と予算編成権を掌握している状況である。それが明石市の特徴である。

また、よく明石市はインフラ整備を怠っていると指摘されるが、誤解である。必要が無い事業をしないだけである。例えば、下水道・雨水対策として100年に1回のゲリラ豪雨で10軒程度の住宅が床上浸水すると想定されていた。その対策に市内全域の下水道管を交換するのに20年間で600億円かける計画だったが、その浸水が見込まれる地区に重点化した総合対策へと計画を見直し、150億円にした。

政策決定、予算の執行については、must、better、may、don'tに分類した。mustはしなければならない施策であり当然やる。don'tはしてはいけない施策であり、行っている自治体もあるが明石市では行わない。mayはしてもしなくてもよい施策。明石市ではしないと決断している。一番多いのがbetter。しないよりした方が良い施策。"better"を漫然と続けるより、費用対効果を判断し、緊急性の高い施策を優先して実施している。

【質疑応答等】

議題「やさしい社会を明石から ~地方から日本を変える~」について、明石市長から資料に基づき説明があった後、質疑応答を行った。

- ○スピード感のある施策はどのように調整して行っているか。
- →まずは、市長が即決すること。調査をしてから実施するのではなく、やりながら反応やニーズを確認し、柔軟に制度を変えていく事が必要である。
- ○議会との関係性についてはどのように考えているか。
- →地方議会は二元代表制であり、現状の議会との緊張感のある関係はむしろ健全であると考えている。また、よく誤解されるが、ほとんどの予算は全会一致であることから、議会としても施策の方向性は認めている。予算の執行方法については、思うところもあるようだが、市長と市議会議員の選挙は別で行われており、役割が違う。市長は方針を示し、議会には、その予算執行をチェックする役割があると考えている。
- ○人事異動が多いと人事担当課の負担が多くなると思うが、どのような工夫をしているか。
- →誤解されがちだが、市長が直接個人を指定して人事異動をしている訳ではなく、忙しい部署 や重要な案件があった場合に、適任者の配置について調整を指示している。また、明石市は 新しい施策が多く業務量も多いため、従前から行っていた、やらなくてもよい業務を削減し ている。
- ○財源の分配について、例えば医療費については、低所得者層の方が受ける利益は大きく、逆に保育料の無償化については、高所得者層の方が受ける利益は大きいと考えられている。そう考えると所得制限を設けずに無償化にする考え方と哲学はなにか。
- →哲学は4つあり、
 - 1つ目は、子どもは親の持ち物ではなく、親の所得は子どもに関係が無いと考えている。
 - 2つ目は、明石市では、アメリカ型の自己責任型では無く、市民から預かった税金でサービスを無償化する北欧型を採用しているということ。
 - 3つ目は、経済政策としても所得制限をかけない無償化の方が効果があると考えている。
 - 4つ目は、メッセージ性が強く、多くの市民の理解を得やすく、分断も生まない。
 - また、「5つの無料化」政策にしても歳出は全体の2%弱にとどまるため、予算のシフトと 工夫で簡単に実施できる。
- ○養育費の立替制度で返済されなかった場合、費用の回収などはどのようにしているのか。
- →2020年までは民間保証会社との連携でやっていたが、2年前から市が直接立て替えを行っている。市が直接立て替えをするようにして、まだ2年なので、裁判は1度も行っておらず、対応についても検討中である。しかし、裁判をまだしていない段階で、回収率は約6割であり、諸外国でも回収率は約7割程度が平均であることから、諸外国と同じ程度であると認識している。残りの回収できない部分は公費でみるというスキームとしている。

- ○自治体レベルで明石市の様に変わるにはどうすればよいか。
- →世論は数年で流れが変わっている印象がある。選挙のキーワードが高齢者から子どもへ変わってきている。時代の変わり目であると感じている。所得制限撤廃の公約も増えてきている。
- ○パート労働をしていると2号保育に入れない問題がある。明石市ではどのようにしているか。 →待機児童について、明石市では受け皿数を6年前に比べて2.3倍に増やし、一定程度は解 消してきている。しかし、それ以上に市への子どもの流入も増えてきているため、まだ足り ていない状況にある。
- ○高齢者施策から子育て施策へシフトしている件で、財政学的にみた場合、明石市の住民1人当 たりの扶助費額は他の中核市と比較した場合、相対的に低くなっている。この理由として、 高齢者施策は子ども施策と比べ、単価が高いことから、子ども施策に力を入れている明石市 では、相対的に低くなっているのではないかと考えているが、見解があれば伺いたい。
- →市民の声や反応をみてやっており、数字を見て施策を行っていない。
- ○大胆な人事について。教育委員会の人事についてどう関わっているのか。中核市の場合、研修権を持っていても、人事権はもっていない。優秀な人材を育てても、県に人材を引き抜かれるのはどう考えているか。
- →市長には教育権限、医療権限、警察権限がない。明石市は中核市になったので、保健所や児童相談所を設置できるようになった。保健所が設置できていたので、コロナ対策についても一定程度はできたが、医療権限はないため、大胆な政策ができなかった。また、児童相談所を設置したので、子どもの支援ができるようになったが、警察権限は無いため、消費者被害などの対策が難しい。教員人事権については課題である。市には研修権限はあるが、教員人事権や教員の処分権限、調査権限が無いため、あまり意味がない。そんな中で、できる限りのことはやろうと児童相談所で保護した子どもが地元の学校に通えるようにしたり、幼稚園の権限を教育委員会から市へ移したりした。
- ○保育料無償化が第2子からであり、第1子からではないのはなぜか。
- →理由は3つある
 - ①第1子と第2子の人数はほぼ同じ。現在第2子の施策で11.5億円使っている。第1子も無償化の対象とした場合同じくらいの予算がかかると見込まれるが、財源の問題で毎年10億円を追加で使うのは優先順位の関係で難しい。
 - ②待機児童の問題である。第1子の無償化をするとさらに転入が見込まれ、待機児童問題が 悪化するため、優先順位の関係もあり、今やるべきでない。
 - ③メッセージ性と効果の問題である。市長就任当初はフランスの施策を参考にしていたため、第3子以降を無償化にする考えだった。しかし、日本の場合、第2子からの無償化施策でないと遅いと思った。第2子を作るのを躊躇している現実があるため、安心して子育てできるというメッセージを発している。

- ○共働き世帯の補償のみではなく、独身で貧困などに対する補償は行っているのか。更生支援 などはやっているが、その他はどうなのか。
- →施策は順番が大事であり、例えば犯罪被害者の支援の場合、まずは賠償金を立て替えし、後に加害者から明石市が回収するという犯罪被害者支援を全国初で始めた。その次に、そもそも被害者を生まないために、加害者を作らない更生支援を行った。加害者は再犯が多いため、加害者の更生に力を入れている。全ての市民に納得していただいているとは思わないが、順番に進めているつもり。
- ○好循環が生まれている明石市の現状をどう思っているか。
- →現在でやりたいことの3割程度できたかと考えている。ただ、今後は明石市のみでは5割が限 界であると思っている。国や県が政策を変えていかないとそれ以上は難しいと思っている。
- ○政策を実現するための判断基準はどのようにしているのか。職員側からの提案はあるのか。
- →明石市の政策は、市長発案ではない。他の成功している自治体の政策の真似をしたり、市民の強いニーズで立案している。例えば、オムツの無償化は滋賀県東近江市の施策を参考にし、 給食費の無償化は韓国のソウルを参考にしている。養育費の立て替えは韓国を参考にしている。小中高の女子トイレに生理用品を備えているがニュージーランドを参考にしている。10 人以上の審議会には1人以上障害者を入れる条例を検討しているが、これはルワンダの施策を参考にしている。つまり世界のどこかで成功している施策を参考にしている。

また、市民から強く望まれているものについても政策にしている。市長への意見箱を設けるなど市民からの意見を吸い取りやすくするような仕組みづくりも行っている。いかにサイレントマジョリティーの声を拾うかを大事にしている。

- ○子ども政策を重点的に行うと高齢者政策への資源配分が減少すると思うが、世代間バランス をどのように考えているのか。
- →預かっている税金に付加価値を付けて返すのが行政の役割であると思っている。

子ども政策が目立っているが高齢者政策や障害者政策も削っていない。例えば、高齢者施策であれば、コミュニティバスの無料化をしているし、障害者施策であれば、飲食店の点字メニュー作成や簡単なスロープ代の全額交付など、拡充している。インフラ整備も怠っていないので、ではどうやっているのかと問われれば、無駄な仕事を減らすことで実施している。

- ○感想になるが、20数年前、当時の青森市はコンパクトシティ構想のもとで再開発を進めていたが、うまくいかず、失敗した事例と言われている。明石市の話を聞いて、当時を思い返すと子育てを含めた子ども施策がもっと必要であったのかもしれないと思った。
- →強く意識しているのは、全員がハッピーでなければならない。子どものために高齢者に泣いてもらうのもダメだし、福祉のために商売人に泣いてもらうのもダメである。子どもを応援すると商売人にも利益があるというメッセージを出す必要があり、経済が回ることで高齢者にも利益がいくことを発信していく必要がある。具体的には、子ども施策を充実することで、子育て層の生活に余裕が生まれ、お金を使えるようになり、商店街が儲かる。子育て施策や障害者施策で経済が回り儲かる。「子どもや障害者にやさしいまちづくり」は儲かりハッピ

ーになると考えている。世代間バランスの問題になると、子どもと高齢者のお金の取り合い のような議論になりがちだが、そうすると社会の分断を招き、施策が進まない。時間はずれ るが、工夫を凝らすことで、全ての人に利益がいくようにしていくことが、政治行政におい て大事なところだと思う。

○まとめ

総括は3つある。

- ①徹底的に市民のニーズを起点に他の自治体でも可能な普遍的な政策を進めている。
- ②政治家は住民から信頼されない。ではなく、住民が政治家を信頼することの強さ。
- ③思い込みに基づく古い文化や慣習に挑戦する。できない理由ではなく、できる工夫を考える。

「令和4年度地方行財政ビジョン研究会」第3回委員会 議事概要

日時:令和4年9月20日(火)15:00~17:00

場所:中央合同庁舎第2号館6階602会議室(総務省委員)

Webexによるオンライン会議(学識委員及び地方自治研究機構委員)

出席者

(学識委員)

井手委員長、関口副委員長、青木委員、荒見委員、岩永委員、倉地委員、桑原委員、 小西委員、祐成委員、竹端委員、中野委員、丸山委員、茂住委員、吉弘委員 (総務省委員)

近藤委員、三好委員、田中委員、沖本委員

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題

「生活保護と子ども・若者: 貧困研究の視点から」 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科准教授 岩永 理恵

3 閉会

「生活保護と子ども・若者:貧困研究の視点から」

【説明概要】

- ○コロナ禍、生活保護における「適正化」の果て
- →コロナ禍で生活保護がどのような動向にあるかということだが、コロナ禍で一番使われたのは、生活保護ではなく、生活困窮者に対する支援策として、社会福祉協議会が行っている貸付けが最も使われたと言われている。厚生労働省の資料にあるように、コロナの発生当時は、緊急小口資金が多くなっていて、その後に総合支援資金、そしてそれの再貸付けとなって、だんだん少なくなってきているという動向にある。貸付けのほうが生活保護より利用されたということ。
- →住居確保給付金というのが生活困窮者自立支援法の中に唯一給付の制度としてあるが、家賃相当分、住宅扶助と同程度の金額を給付するもので、最長9か月、家賃の補助になる。これもコロナ禍で大変利用され、厚生労働省の資料では、令和元年に比べて令和2年は34倍になっている。
- →このように生活保護以外の困窮者施策として貸付けと住居確保給付金が、グラフで見るように急激に増加したわけだが、それに対して生活保護はどうであったかというと、これも厚生労働省のグラフによれば、生活保護の利用率は決して伸びていない。対前年同月の伸び率において、この12.9というのはいわゆるリーマンショックのときなのだが、この伸びに比べて、最近のコロナ禍では全くこのような伸びは見ていない。むしろ、受給者数は減少傾向にある。(資料6、7ページ)
- →これを数字で見ると、伸び率がマイナスになっており、生活保護の利用世帯は増えていない

どころか、コロナ禍で減っているということをまず強調しておきたいと思う。

- →マスコミの報道などでは、対前年同月の伸び率、つまり、2022年9月が2021年9月と比べて どうかと言っているが、そもそも令和3年が下がっており、下がっている時期と比べて少し 上がったと言っても、全体の傾向として見ると下がっているということが見逃されてしまっ ているような報道がされていて、少し注意が必要である。
- →というわけで、生活保護利用世帯は全然増える傾向にない。それがなぜなのかということに ついて、学術的に論証がきちんとされてはないが、一つよく言われていることが、生活保護 が利用しにくいということ。
- →少し前に実施された「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会WG」の各事業の在り方検討班(第2回)の中で、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関を利用している132名にアンケートを取った結果というのが公開されている。このアンケート結果をもって生活保護への忌避感が高いということが完全に証明されたわけではないと思うが、やはり傾向として生活保護を利用したくないと考えている方が少なくないということがこのデータからも見てとれる。
- →左のグラフ(資料 9 ページ)にあるように、生活困窮者自立支援制度の窓口に行き着いた人の中で、生活保護を利用したことのない方が 8 割程度。そのうち、生活保護を利用したいかどうかということを尋ねると、利用したくないが56.1%を占め、なぜ利用したくないかという理由が右側になる。一番の理由は「車や持ち家、生命保険等の保有が認められるか分からないから」。2番目が「公的支援に頼らず、自分の力で頑張りたいから」。そして「自分は利用できないと思っているから」となっている。
- →生活保護に対する誤解があるということも言われるが、一番多い理由の車や持ち家、生命保 険等の保有が認められるか分からないというのは事実。生活保護では車の保有は基本的に認 められていないし、持ち家は認められるが、余りに高いものだと認められないこともある。 生命保険も貯蓄性の高いものは認められないということで、必ずしも誤解に基づく意見では なく、事実を正しく認識して生活保護は利用したくないと言っている気もする。
- →そして、2番目と3番目の理由は少し情報不足と思う面もある。また、よく報道される扶養 照会も不合理というのは4番目。家族に知られるのが嫌だからと。それから、過去に役所で 嫌な対応をされたから、窓口に相談に行きたくないからという理由が挙がっている。
- →もっとこの点については深く調査したり研究したりすべき点だが、当面のコロナ禍については『コロナ禍の東京を駆ける』という本にすごくよく描かれているので、もし御関心あればぜひ御参照いただければと思う。かなり目を疑うような自治体の窓口の実情がある。
- →このことについては今日のテーマではないのでこれ以上は展開しないが、私の個人的な見解としては、これはこの10年、20年でいきなり生じたものではない。生活保護の適正化、括弧つきの「適正化」と呼ばれたり、「水際作戦」といって窓口で追い返してしまうそういう不適切な対応というのはずっと言われてきていて、それは生活保護の行政の初期設定、あるいは戦前の行政から受け継いでいると言ってはおかしいかもしれないが、そのようなものではないかなと思っている。なので、人々のマインドを変えればとか知識とかではなく、救貧制度に伴ってしまうそのスティグマみたいなものは、拭い難い面があるかなと思う。ただ、それを強化している面があるので、それがどういう構造かということはもっと研究していきたいと思っているところ。

○生活保護基準の動向:全体的な引き下げとその影響

- →生活保護が給付されるときには、生活保護基準に基づいて最低生活費を算定し、その最低生活費と自分が持っている収入のどちらが大きいかを比べて、最低生活費のほうが大きい場合には最低生活費以下の収入しかないので生活保護を利用する、できるということになる。
- →その生活保護基準だが、この20年弱、ずっと引き下げが続いている。たまに裁判の結果とともにニュースになるが、2013年からの生活保護の基準額に基づく支給給付額の大幅な引き下げは生存権を保障する憲法に違反するとして、様々な場所で集団訴訟が行われている。その記事を引用してきたが、この2013年の引き下げについては、自民党が政権公約に掲げていたということが大きいと言われている。また、厚生労働省のデータの扱い方もおかしいのではないかと言われていて、その内容についてはこの記事を御覧いただきたい。(資料12ページ)
- →生活保護基準が引き下げられてしまうというと、かなりバイアスのある言い方かもしれないが、生活保護だけではなく、最近有名なところだと最低賃金、今日のテーマと関わるとすると、子どもだと就学援助、あるいは介護保険料の減免、児童入所施設への措置費など、様々な制度と連動している。生活保護の基準額が下がってしまうとそれに連動してほかの様々な制度の利用もしにくくなってしまうという面がある。このため、大変問題だと考えられていて裁判も起こされているところだが、どのような感じで基準が引き下げられてきたかということを示したのが次のグラフ(資料16~18ページ)になる。
- →2022年までは追えていないが、生活扶助基準額は世帯の状況に応じて算定するので、厳密には世帯の年齢や人数、住んでいる地域などによっても基準額が違ってくる。2013年からの基準額の再編は単純に下がったとは言えず、世帯類型によっては一部上がったりしたところもあるが、全体については下がっている。
- →その下がっている様子というのを3つのグラフにしているが、3人世帯、高齢単身、母子二人、高齢単身で、それぞれの基準額の推移を2002年から2019年で見てみると、このようなグラフになる(資料16ページ、図1)。傾向としてずっと下がってきているのは高齢者世帯になる。ぐっと下がっているのと少し平らなのと68歳と75歳で少し違いはあるが、傾向として下がっているというのが見てとれる。母子世帯についてもやはり下がっているが、下がった後に上がっている。3人世帯も上がってまた下がっている。
- →今日のテーマで取り上げるのは、どちらかというと子どものいる世帯なわけだが、子どものいる世帯には児童養育加算という加算がついている。この加算は児童手当と連動している基準額があって、それを除くとこのようなグラフになる(資料17ページ、図2)。つまりここで上がっているのは児童養育加算が上がったからであり、ベースはどちらかというと下がっている。
- →さらに、母子世帯のようなひとり親世帯については母子加算というのがあり、それを除くと 図3 (資料18ページ) のような感じであり、ベースが少しこちらは上がっている。子どもの ベースは上がっているが、2013年からは下がっている。先ほどの新聞報道にある分について は下がっているというのが見てとれると思う。世帯類型によって動向は違うが、全体として は下がっている。
- →少し上がったりしているのも世帯類型によってはあるが、最初のグラフにあるこれが示して いるのは、政策変更によって生活保護の利用世帯の生活費というのがすごく左右されてしま

- って、子どものいる世帯も大きく左右されてしまうことがとても重要なことではないかと思う。利用している世帯に対して影響が大きい。そして、ほかの制度への波及も大きく、子ど ものいる世帯の基準額が下がることの波及効果も大きいと思う。
- →当時の資料として一つ引用したのが、生活保護基準と連動している制度の一つとして就学援助というものがある。就学援助は、生活保護を受給する「要保護者」と、それと近い経済状態と認定された「準要保護者」が主な対象で、その世帯に対して就学援助という、学用品とか給食費を支給する仕組みであるが、これが生活保護基準が下がることで、北海道の旭川、函館などの5市が2019年度に保護基準に連動して就学援助の基準も下げるので対象が縮小してしまうということが報道されていた。
- →実際にどうなったかというのはちゃんと調べていないが、この当時、ほかの地域でもそういう報道があった。報道があるとその年については前年度と同じとするが、多分、その次の年からはそのようにしないと思うので、やはり基準が下がっていくことの影響は他制度にも大きいと思われる。

○生活保護利用世帯のなかでの子ども

- →その上で子どものいる世帯ということに着目してみたいと思うが、私は社会福祉を専攻していて貧困問題について考えているので、子どもというお題をいただいたときに、子どもって何かなというところで少しつまずいてしまった。というのも、生活保護法に「子ども(子供)」という語句は特にない。「すべての国民」を「無差別平等」に対象とするとなっているので、子どもが世帯主の受給世帯というのもあり得るし、歴史上も幾つかあった。今もデータ上も出てくる。それがいいのか悪いのか、どういう世帯なのかというのは、ケースワークをしたことがないのでよく分からないが、入院しているとか世帯分離とかそういうケースもあるかもしれないので、子どもを世帯主にすることも可能。
- →他方で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」というのがあって、これが子どもの貧困とか子どもの貧困対策に対する注目を高めてきた部分はあると思うが、この法の中でも子どもの定義はない。ただ、政令によって「子どもの貧困率」というのが測定されていて、このとき相対的に貧困の状況にある18歳未満の者から算出するとあるので18歳未満。そして、児童福祉法も18歳未満。今は民法も改正されたことも踏まえると、子どもというのは一般的に18歳未満として捉えられているのかなと思う。
- →ここで、そのように子どもを規定して社会政策上保護するということはもちろん必要だとは 思うが、ジョーンズとウォレースという方が指摘していることも重要だと思っている。この ように法律では何か線を引く必要はあるが「社会科学者としては、どの年齢で若者が大人に なるかは言えないし、またする必要もない」と。重要なのは次で「子ども期という依存期間 を延長させる法規はすべて、大人という状況に到達させるのを遅らせるだけではなく(中略) 市民としての地位の達成を遅らせている」というのはすごく大事な指摘ではないかなと思う。
- →その上で、大体そうは言いながら18歳以下を子どもだと認識しつつ、ただ、生活保護の利用 世帯の中でどれくらい子どもがいるのかということを見るのは結構難しく、国立社会保障・ 人口問題研究所が出していた公的統計データ、2011年までのところだが、ここに年齢別の保 護人員と保護率の年次推移というのが出ていたので、御参考までに引用してきた(資料56ペ ージ、表1)。

- →2011年で構成比が15%というのがあるが、遡ってみると、1955年では子どもが51.6%もいた ものの、どんどん減っていって、今は15%。御存じのように生活保護を利用する方は高齢世 帯が大変多くを占めるので、利用者の多数は高齢者である。保護率について見てみると、こ れも減少しており、0~5歳が1955年は26%だったのが、10年で半分ぐらいに減り、どんど ん減っているという傾向にある。2011年は、多分、保護世帯が増えているので保護率が上が っているのかなと思う。
- →それから、0~5歳が急激に減ってくるが、これがなぜなのかというのも特に研究はない。 恐らく、戦後直後の45年から55年の間に多かった、戦争で夫を亡くしたとかそういう家族の 子どもが成長した、10年で成長したということとか、あるいは医療や助産制度の整備などが あるが、ただ、これもあまり知られていないことなので、1955年頃から生活困窮者受胎調節 普及事業というのが行われていて、困窮世帯の子どもの数をコントロールしようという事業 がある。これも無関係ではないのではないかと思う。
- →あと、全体的な傾向として、だんだん15~19歳の人数が増えていくが、これは、その子どもとみなされる年齢が少しずつ上がってきたということを示しているのではないかと思う。生活保護の中には8つの扶助があり、その中に子どもの教育を見る教育扶助というのがあるが、教育扶助は基本的に義務教育しかカバーしていない。高校については生業扶助の中の高等学校等就学費という中で比較的最近、2000年代に入ってから認められるようになったので、そういう制度の変更によって、世帯内で高校に就学できるようになり、15~19歳の人たちが増えてきたというのがあるのではないかと思う。
- →生活保護を利用している世帯の実情について、既存の公的なデータからも明らかになること もあるが、分からないことも多い。今、科学研究費助成事業の共同研究で被保護者調査を分 析中であるが、その中の一つで大津先生がつくった年齢階級別の被保護者数の推移を見たも のがある。(資料23ページ)青いグラフが2012年で、赤いグラフが2019年になる。山が右に ずれているのが見てとれるが、つまり、どんどん高齢化しているということが見てとれる。
- →先ほどの繰り返しになるが、2009年から高等学校等就学費が認められるようになって、生活 保護の世帯内で高校に就学することが可能になった。中卒で就職が当たり前ではなくなる。 これが結構最近だというのも、それ自体なかなかすごいなと思う。
- →さらに歴史を遡ると、現在の生活保護の世帯類型の中にはないが、児童世帯というのがあり、 資料24ページのとおりとされている。このような古い資料を持ち出して何が言いたいかとい うと、生活保護行政の歴史においては、子どもというのは、正確に言えば稼働可能な年齢か どうかということが作用しているのではないかと思うということを言いたかったところ。
- →その上で、2016年の生活保護基準部会の資料で、生活保護を受給している有子世帯の件数を 示した貴重な表があった(資料25ページ、表 2)。これをもっと詳しく科学研究費助成事業 の共同研究でやっていこうと思っているが、今あるのが基準部会の当時の資料で、有子世帯 の中で子どものいる世帯がどういう世帯類型かというのが分かる表になる。母子世帯が多い、 ひとり親世帯が多いということはよく知られていると思うが、ひとり親世帯が76.1%で、母 子世帯は66%、過半数以上の子どもがひとり親世帯で生活している。他方で、ふたり親世帯 というのもなくはないし、それ以外の世帯、3世代の世帯なども10.1%と1割程度はいると いう状況である。
- →生活保護は被保護者調査という統計の中で独特の世帯類型を用いてその世帯の人数を表して

- いて、その独特の世帯類型というのが、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、 その他の世帯となっている。
- →何が独特かというと、この世帯類型は、互いに排反につくられていて、まず高齢者世帯、世帯主が65歳以上の世帯をまず抜いて、残りの世帯から18歳以上と親で構成される母子世帯を除いて、その中からまた障害者世帯を除き、傷病者世帯を除き、残った世帯をその他世帯と分類している。このように分類すると、湯澤先生と藤原先生の研究で指摘されているように、生活保護統計独特の世帯主の定義とか、判断をめぐる問題を付随させて、世帯に潜在する世帯員の状況を見えなくさせるというふうに指摘されている。
- →湯澤先生と藤原先生の研究では、世帯と個人の双方から被保護者の特徴を把握している。これによると、子どものいる世帯に、母子世帯というのは大変多いが、生活保護行政の統計上の母子世帯の定義に当てはまらないケース、18歳以上の子どものいる世帯の問題にも言及されている。
- →つまり、成人後の子どもで障害や傷病があるという健康上の問題があって親と暮らしてるとか、あるいは今でいう8050みたいな世帯とか、そういう世帯がいるかどうかということが今の世帯類型では大変分かりにくくて見えなくなっているということを指摘していて、まだもっと検証する余地があるのかなと思う。
- →その次の基準部会の表も(資料26ページ)生活保護の独特の世帯類型で作られており、母子 世帯の定義は18歳未満の子どもから成るというふうになっているので、18歳になると母子世 帯の定義から抜ける。なので、ここでいきなり数が少なくなる、17歳から18歳で母子世帯の 人数が大変減っているのはその定義変更によるものと思われる。
- → (資料27ページ、表3) 理由はよく分からないが、0歳の占める割合が母子世帯で低くて、その他世帯で高い。ただ、人数自体は、子どもといっても一番多い年齢層のボリュームというのがこの辺にあるのだが、この表ではどちらかというとティーンエージャーのほうになっている。この表を見たときに、あまり認識しておらず、子どもって子どもでしょうぐらいにしか思っていなかったが、小学生の子どもよりも中高生のほうが多いと言ったらいいのか、というバランスになっている。これがなぜなのかもよく分からないが、基準額が高いということはあるのかもしれない。
- →先ほどの藤原先生たちの議論を受け継ぐと、生活保護を受給している有子世帯の中にも傷病・障害ありというのが少なくなく、有子世帯の全体で見て傷病・障害ありが29.5%で、ふたり親世帯だと40.8%、それ以外の世帯が34.6%で、ひとり親のほうが傷病・障害なしの割合が低い。このため、稼働率が高い。ひとり親世帯の稼働率が高いのはよく知られていると思うが、生活保護の利用世帯の中でもひとり親のほうが傷病・障害なしで生活保護を利用している世帯の割合が多い。逆に言うと、ふたり親世帯だと傷病・障害ありの割合が決して少なくないというのがここから見てとれると思う(資料28ページ、表4)。
- →今度は、生活保護を受給している有子世帯の子どもの障害・傷病の状況を見たもので、傷病・障害ありが割と高く、6.5%、8.8%となっている。子どもにも障害がある場合というのがこのぐらいのパーセンテージで見られる(資料29ページ、表5)。
- →以上、これまででお話ししたことを一応まとめると、生活保護の中での子どもの定義という のは、稼働可能かどうかとみなされる年齢とリンクしていると思う。教育を受けるべき期間 から稼働、その年齢であり、これが時代により変化していて、15歳未満を児童としてみなし

ていた時期もあり、またこの者を世帯主として生活保護受給も可能。最近では、高等学校等への就学を認めたこともあって18歳以下を子どもとみなしているかなと思う。

- →子どものいる世帯のうち、母子世帯の占める割合が大きい。ただ、他の世帯類型においても 1割程度子どものいる世帯が存在し、平均子ども人数が多い。これらの世帯では、世帯主・ 世帯員ともに障害・傷病などを抱えるなど困難な状況が推察される。
- →生活保護利用世帯における子どもは、稼働能力と扶養関係の捉え方によって変化している。 このこと自体がいいとか悪いとかというのは、中卒で働けと言われるのはかなり大変だと思 われるので、いいと思うのだが、子どもの依存期間が長くなると、大人、市民としての地位 の達成は遅れる、という観点も踏まえた、社会保障、社会福祉制度の設計というのも重要で はないかなと思っている。

〇保護基準の体系・動向と子ども

- →生活保護法では、第3条に最低限度の生活を保障するということが書かれていて、それを具体化したものが第8条の厚生労働大臣の定める基準、いわゆる保護基準と言われている。
- →生業扶助の中に高等学校等就学費が入っていて、教育扶助は義務教育だけとご説明したが、 この中からその世帯の状況に応じて必要な最低生活費を基本的には足し算していく形。資料 34ページのものは現行の基準額ではないが、生活扶助基準、加算額、加算は障害者、母子世 帯がいるなどによって加算がつく。家賃を払っていれば住宅扶助、子どもがいれば教育扶助 基準、医療介護を受ければそれが加えられて最低生活費の認定額になり、それを収入と見合 わせるという形。
- →この生活保護基準は最近だと5年に1回検証されているが、今、平成29年検証から5年たった検証が生活保護基準部会でなされている。前回検証で何がなされたかということに触れると、資料35ページの①から⑥は基準部会で出された検討課題だが、その中に「②子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証」というのがある。本報告では、これを取り上げたいと思うが、基本的には最近の基準部会でのアジェンダは、財政制度審議会とか経済財政諮問会議から降ってくるような形で、これらの論点が順次取り上げられている。
- →今回は、この「②子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証」だけに注目するが、子どもに対する基準額というのが何か、その典型的なものを4つ取り上げてみた。まず、「子ども」を稼働可能とはみなさない年齢であることに着目した基準として、教育関係の基準があると思う。教育扶助と生業扶助である。
- →教育扶助は、1950年の現行法で新設されており、50年代は教育扶助の単給を積極的に行っている。ただその後、就学援助の仕組みとかができてきたのでこれらがなくなり、今は単給はないかなと思うが、一定規模の児童世帯が教育扶助の単給なども受けていたのではないかと考えられる。
- →生業扶助の中にある高等学校等就学費は、2004年からの生活保護制度の在り方に関する専門委員会で議論されて実現した。「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効だということで、高等学校等就学費が生業扶助の中に入っている。これは法改正が難しいからかもしれないが、生業扶助の中に高等学校等就学費が入っているのはやや違和感はあるものの、これによって実際的に高等学校への就学が認められるようになっている。

- →あともう一つは、「子ども」個人というより、親は子どもを扶養しているということによっ て設けられている基準というのがある。
- →母子加算は様々な歴史があるが、ひとり親であるということによって、ふたり親よりもかか る経費というものが、暮らしていく中でプラスアルファでかかる経費があるのではないかと いうことでつけられてきた加算。
- →それから、児童養育加算というのは、児童手当の創設に伴って、当初は多子養育加算として つけられるようになったものである。
- →平成29年検証の基準部会の議論を見てみると、子どもにどう対応するかというよりは、子どものいる世帯にどう対応するかという関係からの議論、論点の設定がされている。そもそも生活保護は世帯単位ということを原則にしているので、仕方ないと思うが、子どもに注目するのと子どものいる世帯に注目するというのは少し違うと思う。それは、子どもを一人の市民としてみなすか、子ども期を長くせずにというのか「子どもに対する給付」と「子どものいる世帯に対して親に給付する」というのは違うもので区別されるべきかと思う。でも、生活保護ではどちらかというと、子どものいる世帯に着目している。
- →議論の過程で明確ではないが、学齢期の子どもに焦点を当てているので、5歳以下の義務教育に達していない子どもをどうするかとか、18歳以上の子ども、これは「子ども」と生活保護では今は考えていないというように見える。一方、世間では扶養に入っているという意味で、大学を卒業するまでは「子ども」みたいなところもあるかもしれないので、そこへの手当てはどう考えるのかということもある。
- →ただ、いずれにしても、これらの全ての年齢層の子どもの貧困対策を生活保護で行うという のは求められてもいないし、そもそもできないことから、保護基準の検証の中ではなかなか 議論できないということは繰り返し指摘されている。
- →その中で、ささやかな例かもしれないが、平成29年の検証で、桜井先生の資料をもらってき たが、基本的には基準額を減少させようという措置がなされた。(資料39ページ)
- →詳細は桜井先生の資料の通りであるが、令和4年の検証に向けて現在行われている基準部会において、関連資料が出されているので紹介させていただきたい。桜井先生の資料では「不明」とされていたものに学習支援費というのがあるが、これは定額で給付していたものを実費支給にするというものなので、削減規模がこの時点では分からなかった。しかし、今般の検証の中ではデータが出てきたところである。
- →これはそのまま厚生労働省の資料だが、学習支援費の状況(資料45~48ページ)によると、 定額支給から実費支給に移ったことで予算規模がどれぐらい変わったのか、もし2017年で実 費支給にならずに定額支給だった場合に幾らになるかということを単純に計算してみると、 1年で約65.7億円だったものが、実費支給になり17.8億円に、単純比較できないとはいって も約4分の1に減っている。
- → (資料43ページ) 前回見直しにおいて、教育扶助の学習支援費が定額支給から実費支給となっている。それまでは、学習支援費として定額で小学校2,630円、中学校4,450円で払っていたものを、見直し案ではクラブ活動にかかる費用のみとして、年間の上限はあるが実費で支給すると。このため、定額ではないのである意味ニーズに応じて支給できるようになるので、クラブ活動などをやりたい子どもたちにとって利益だという説明がされていた。ところが、実際には支給者は多くない。

- →もう一つ基準部会で問題にされたのが、学習支援費が実費で払われるということを保護世帯に対して事前に周知しているのかどうかということを尋ねた結果があり、事前に周知を行っているのが85.6%で、行っていないのが14.4%だった。周知されなければ、生活保護世帯が実費で支給されるということを知る機会というのはなかなかないと思われる。
- →また、事前給付とか精算給付の仕組みがあるが、必要額を証明するような書類とか、あるいは事後に精算してもらう場合には費用の支出を行った領収書とかレシートを集めておかなければならないというハードルがある。定額だと少額かもしれないが自動的に入ってくるものが「自分で手続きしなければいけない」とか「その情報を知らなければいけない」といったことがあると、なかなか利用できないのではないかと思う。

Oまとめ

- →まとめだが、生活保護における子どもへの対応策から「子ども」は、法制度で年齢を区分している。生活保護の場合は、18歳に今は着目されていると思うが、稼働能力と扶養関係でその年齢が変わってきたという部分がある。
- →ただ一方で、社会全体として大学生までは扶養の範囲であり「子ども」期間が延長され、大人という状況に到達するのが遅れるという面があるのではないかなと思う。なので、それはあまり望ましいことではないのではないかなと思っている。子どもの状態でも「子ども」の権利として給付を受けることとか、その場合には「子ども」は選別主義ではなく普遍主義の制度で対応されるべきではないかとか、あと、18歳で生活保護は「子ども」とみなすのを恐らくやめているが、その後の移行期の「子ども」とするのか、市民としての地位、大人として何らか給付していくのかということを、そういうことも考えながら、この移行期の「子ども」というのが若者に該当するのかなと思うが、その手当ても考えていくべきではないかと思う。
- →これは今回取り上げていないが、生活保護の利用世帯の大学進学が認められていないという 問題があって、報道などで生活保護の利用者の大学進学を認めるべきだということが運動さ れている。私はそれも一案だとは思うが、もし18歳を超えて大学生が市民としての地位を達 成して、その個人として、例えば、住宅の給付を受ければ大学進学可能かもしれないとか、 世帯内での就学を認めるとその世帯の大学生の独立が認められないということになるとそれ は、不利益なのではないかと思っている。
- →最後に余談だが、私は生活保護によって貧困を解決したり、そのためには貧困状態にある人の状況を明らかにしたいと思っているが、「貧困」を捉えることはかなり難しいと思っていて、子どもの「貧困」というのも女性の「貧困」の捉えにくさと似た面があるかなと思っている。前述している市民の地位というのは、女性の「貧困」の捉え難さを念頭に置いている。
- →本当に衝撃的な発言でよく引用させていただくが、そもそも日本の場合だと、子どももそうだが女性の「貧困」は明らかにされていない。それはなぜかというと、あるアメリカの研究者が言った言葉であるが、80年代に「貧困の女性化」ということが言われた。先進国の中で貧困世帯の中で女性が世帯主である世帯の割合が多数を占めるという現象があったわけだが、日本はそれが見られない例外的な国だと言われていて「日本の女性は貧困の女性化を達成するほど自立していない。離婚や経済的自立には手が届かないのだ。」と指摘されている。
- →女性が経済的に自立する環境というのがまず必要で、そうでないと貧困の女性が明らかにで

きないという面もある。ただ、そうはいっても、現状での女性の生きづらさは経済的な概念では捉え切れないとは思う。このような状況もあって、子どもも女性と同じように経済的に自立していないので、基本的にはその世帯の貧困として捉えられる。捉えられた結果、子どもに対する給付ということを議論する根拠が見いだしにくいみたいなところがあって、少し似た状況にあるかなと思ってこれをお伝えした。

→最後に少し唐突な話だが、今日も被保護者調査とか厚生労働省が出されたデータなど、行政が収集したデータに基づいて取られた表とかグラフとかを引用したりして御報告したが、この行政のデータというものが持つ問題ということも認識しておかなければならないなと思っている。「被保護者調査」というのは業務統計から抽出してきて報告された統計調査だが、そもそもその業務統計というものがどうなっているのかということが研究者はあまりアクセスすることができず、それがどのように取られていて、どのような概念、どのような語句の規定でデータを取っているのかということが分からないまま利用している部分がある。どうしてそういうふうになっているのか、ということをたどっていこうとすると、そもそも行政がどのように行政対象を捉えようとしたか、ということと関係しているので、実は公的な統計とか調査を利用するのは難しいのではないかなということを感じている。今日の報告のエクスキューズというわけではないが、そのことに問題意識を感じていて、今後、行政が収集している行政記録や公的統計を調査活用して研究していきたいなと思っているが、それに当たっての注意もあるのかなと思って最後に補足させていただく。ありがとうございました。

【質疑応答等】

議題について、岩永委員から資料に基づき説明があった後、質疑応答を行った。

- ○冒頭に言われた自動車に関して、住宅は基本的には保有を認めていると理解をしており、自動車に関しても仕事やどうしても必要な状況の場合は認めているという理解なのだが、それでよいか。
- →自動車も障害や、よほど遠く、迎えが必要など、福祉事務所によって多分判断が違うと思う が、高いハードルだと思われる方は少なくないと思う。
- ○大学進学と関連づけて住宅のことも言及されていた。住宅扶助についての議論と今回の子ども・若者政策はどう関連するか。

以前から、住宅扶助の単給を認めるべきという議論があるが、高齢の単身者や年金受給額が低い人を想定していたように思う。今日のお話を伺うと、住宅費の給付は若者政策として 非常に重要ではないかと思った。

生活保護受給者の子どもが大学に進学する場合は、世帯を分離し、同居していたとしても違う世帯だということにして、通うことは不可能ではないという運用をされているようである。もし、その家から通えない場合は準備金が支給されるようだが、それは一時金なのでその後どうするかというと、本人が稼ぐ、学生寮、奨学金といったものを使うことになる。いろいろなハードルがあって、少しつまずくと卒業までたどり着かないということもあると思う。

それと関連するが、生活保護受給世帯に限らず、親と同居することで、その親から依存さ

- れ、生活環境がより悪化するというリスクもあり得る。親の家から出ることを優先する若者の中には、劣悪な労働環境、それと居住がセットになったような働き方を強要するケースもあると聞く。子ども・若者の市民としての地位を達成するためには住居の選択の自由が必要で、住宅扶助はその手段になるのかもしれない。こうした検討が生活保護に関する議論でされたことがあるのか。
- →主に住宅、いわゆる住宅手当みたいなものを念頭に置いて、子ども、18歳以上でも大人として給付がされるようにということを話した。先生が言うように、高齢者で年金が足りなくて住居費だけ出せば生活保護を利用しなくて済むのにという議論があるが、どちらかというと、大学生を近くで見ているということもあり、親の家から出られる手段というのを社会政策として保障されれば良いと思っている部分があり、そのように言った。しかし、生活保護の中でそういう若者の住宅保障みたいな観点というのは多分議論されたことはないと思う。大学進学する場合に世帯分離するが、その世帯の中で住宅扶助費分を減らさないという措置をしている。だからずっと一応その世帯に居続けることができるというふうにしていて、それが配慮みたいな形になっているので議論はされていないかと思う。
- →御質問した理由を補足すると、ISSPという国際比較調査では、日本は住居の保障が政府の責任だという人はきわめて少ない。ただし、年代別に見ると、若者は比較的政府の責任だという回答が多く、かつ、男女別に見ると、女性のほうが政府の責任だという人が多い。自分が参加した調査でも同様の質問をしたところ、親と同居している未婚の若年層で、政府の責任を肯定する意見が強い。これらは直接に居住のニーズを尋ねているわけではないが、潜在的にそうしたニーズがあるのではないかと考えている。
- →ISSPでいうと、貧困世帯の大学生を支援するのは政府の責任だという質問に対してもノーと 答える人の割合は日本が1位であったと思うが。
- →日本は政府の責任に否定的な人が多い。しかし、属性でかなり違うのではないかと思う。若 者でも男性と女性の回答の違いがかなり大きい。この辺りの差異は結構大事ではないかと思 う。
- ○ジョーンズ&ウォレースの「子ども期という依存期間を延長させる法規はすべて、大人という状況に到達させるのを遅らせるだけではなく(中略)市民としての地位の達成を遅らせている」という引用は確かにそのとおりだなと思いながら、最後のほうで、いわゆる「子ども」に対するその支援というのは、権利としての給付であり普遍主義としての制度の必要性と書いているということは、基本的に生活保護でやるべきではないという理解でよいか。
 - つまり、生活保護でやると、ある種、残余主義的なものになったり、今後の子どものことを考えたときには、子ども一般へのその権利としての保障が重視されるべきであって、それを生活保護でやることによってややこしくなる、あるいは何かスティグマがつくという御意見をお持ちだということか。
- →生活保護の制度について研究しているが、生活保護制度が守られればいいと思っているわけでは決してなく、やはり普遍主義の制度が充実していくことが貧困対策に大変重要だと思っている。生活保護は大事だという、社会保障の権利を実現している、生存権を実現しているのだという運動の人たちもたくさんいるので、それは否定しないが、生活保護以外が充実することが大変重要だと思い、できるだけ普遍主義の制度が樹立してほしいと思っている。

- ○今日の御報告の中での大人と市民の具体的な定義というのはどのようにされているのかということが気になった。ジョーンズ&ウォレースを読んでも大人の定義がよく分からなかったというところが実はある。この質問をしたのは、最後のほうの女性の経済的自立という話もあったが、大人や市民ということが経済的な自立やあるいは子どもといったときの依存というのも、これは「経済的な依存」という意味で「依存」というふうに使われているのだと私は理解したが、これを例えば、自立することが大人や、あるいは市民になるための条件だということでもし捉えられておられるとすると、例えば、それは稼働能力で大人や市民ということをはかることにつながると思う。それがこのまま残ってしまうと、言ってしまえば就労至上主義と言うか、日本やアメリカというのはそういう社会的な通念というものがあると思うが、そういったものを強めていくようなそういった方向に進んでいってしまうのではないのかと思ったので、具体的にその大人とか市民とかをどういう意味で使っているかを教えていただきたい。
- →自立した個人という意味で考えており、先生が言うように経済的な自立を重視している部分というのは、私は少なくない部分であるかと思う。というのも、説明は端折ったが、車輪のモデルという岩田先生の図を引用してきたものがあるが、これは貧困の概念の要素を表したもので、貧困というのを考えるときに中核にはどうしても生活資源不足(お金がない)ということに着目することが重要だと考えているので、どうしてもその経済的な資源の不足ということに注目するという部分があると思う。

ただ、先生が言うようにもちろんそれだけではなく、このように自分の声を発することができるとか、自分で決定して自分のことを決められるとか、それは様々なその関係の中で生活できるとかそういうことを含む。

そのため、先生が言う意味もよく分かるが、今、先生が指摘されて逆に気づくのは、経済的なことに着目している部分もあると思う。そうはいっても、やはりお金がないというのを重視しているのかなと思う。

- →報告の中で生活保護だけでいろいろ対応すること自体が難しい。だから最後に普遍主義的な 給付だと言われていたということだと思うが、よく理解できた。
- ○2つ質問がある。1つ目は、冒頭にあった現在のコロナ禍での生活保護の受給状況に対する評価について、リーマンショックの際には失業すると生活保護まで落ち込むしかなかったが、リーマンショック後に社会福祉協議会が行う生活福祉資金制度の充実や、生活困窮者自立支援法の制定、また、求職者支援制度の成立が進み、いわゆる第二のセーフティーネットが充実してきたと思う。そういった生活保護の前に拾う制度が充実してきたことによって、今回のコロナ禍では困窮しても直ちに生活保護まで落ち込まずに済むようになったということも考えられるのではないか。また、今回のコロナ禍では雇用保険のほうで雇用調整助成金や休業給付金などを特例的に支給するなど、非常に柔軟な対応をした。それが今度は逆に雇用保険財政に悪影響を及ぼしているのだが、そういった雇用保険のほうで特例的な対応をすることで雇用を維持することには一定の成功はしたので、失業率は大きく増加しなかった。そのことも生活保護の受給率がそれほどコロナ禍で大きくは伸びていないということに影響しているのではないか。実証的な研究がどのぐらい行われているのかは分からないが、感覚的に

はそう思われるので、その辺りについて教えていただきたい。

2点目は、学習支援費について、この支給額の大幅減をどう評価するのかというのは先生方の研究成果を待ちたいと思うが、改正前の定額かつ一律の給付というのは、受給のしやすさという面ではメリットがあると思うが、一方でその給付が実際に子どものために使われるという確証はない。親の遊興費のために使われてしまう可能性もある。実費の支給というのは手続の手間は確かにかかるかもしれないが、子どものための費用に確実に使われるというメリットがあると思う。受給者数の大幅減というのは、逆に言えば、この給付が子どものために使われていなかったという可能性も示唆するのではないかと思ったが、どうか。

→1つ目の点については、その第二のセーフティーネットや、失業率が低下していないという のはそのとおりという意見だが、もう一つ、やや別の話になるが、貸付けを返さなければい けないというタイミングがそろそろやってくるといったときに、生活保護が増えるかどうか ということが試されるのはその後と思っている部分がある。ただ、住居確保給付金について はもう切れているわけだが、それはどうなったのだろうかとか、よく分からないなという部分があって、もう少し動向を見てみなければいけないと聞いて思った。

2点目だが、それも確かに、確実に子どものために使われているという意味で実費を支給するという意味があると思った。ただ、今日のデータでも少し示したように、親が困難な状況で、例えば傷病や障害を持っていたりするケースがあり、その子どもがそれを使えるということを、まず福祉事務所が説明して、親が認識して子どもに伝えて子どもが認識すると、かなりステップが必要になる。困難をより多く抱えている、ハードルがいろいろある世帯に、もしもう少し実質化するのだったら、ケースワーカーの仕事が多くなるが、もっと丁寧に説明する、学校と連携するなど。子どものために確実に使われるように実質化する方策を模索すべきボリュームなのではないのかと思う。

- →受給者数がすごく減っているというのは本当にそのとおりなので、そこに運営の改善の余地 があるというのであればそれは改善すべきことだろうと思う。
- ○1つは表3(資料27ページ)で、母子世帯が子どもの年齢が上昇するに従って数が増えていくという現象について、これは単純に離婚のタイミングとは無関係なのか。やはりいきなり子どもが生まれた瞬間に離縁するというケースは少ないと思う。ある程度子どもが、自活はできないが保育所とかに預けられるタイミングとか、幾つかそういうライフサイクルのタイミング、離婚の生じるタイミングが、ちょうどこの母子世帯の中で数が増加するようなエリアで増えていくということがないだろうか。

もう一つは、この部会は多くの人がユニバーサリズム的な社会福祉が一つの到達点と考えていると思うが、同時にユニバーサルサービスによる社会福祉が機能するようなその他のシステムについても他国との関係を見る場合には重要なのではないかと思っており、特に就労。例えば、ロドリックとブランシャールが最近書いた『格差と闘え』という中では、別の方だが、欧州で、とりわけドイツで比較的雇用の劣化が起きなかった理由に就労システムの堅固さがある。特に労組を中心にした就労システムの特定技能をつけるような、大人にしていくときの稼得能力をつけていくときのそのシステムが日本や他国とかなり違う。そういう稼得能力をつけるというシステムそのものの違いが、例えば、ほかの普遍的なサービスと結びついていくということがあるような気がした。日本で単純に普遍主義のレイヤーを入れるだけ

ではやはり機能不全になるのではないか。

→1点目について、離婚がいつだったとかそういう研究はあるのか分からないが、少し思うのは、0歳、1歳、2歳が余りにも捕捉されていないのではないかという気はする。子どもを産むとか妊娠したときの困難というのは、結構いろいろなところで問題にされていたりするが、妊婦で健診を受けられない、出産するときの費用も膨大だけれども、それは児童福祉法でも手当てはされるが、それが払えない、そういうことに対して生活保護が機能していないのではないかなという気がする。このため、幼児を捕捉できていないというか、乳幼児を捕捉できていないのではないか。本当は救済すべき人たちがいるのだけれども、捕捉できてなくてパーセンテージが低い部分もあるのではないかという気はする。また、子どもが学齢期に入ってくると、教育扶助やその基準額も増えていくし、ティーンエージャーは少し生活扶助基準が高いということもあり、生活保護から出にくくなるという面もあると思う。出にくくなると言うと語弊があるかもしれないが、生活保護を利用して、子どもが成人するまで、高校生になるまでは生活するということになりやすいのではないかなという気もしているので、年齢が上がっていくのかと思っていた。

2点目について、外国のことはよく分かっているわけではないが、生活保護制度そのものがそもそも、就労の労働市場のありようにかなり規定されているというのはすごく感じているので、先生が言うことになるほどと思っていた。私が想定していた普遍的なサービスに今一番あったらいいと思っているのは、最初に他の先生が言われた住宅に関するものを想定して考えていたので、その就労システムのことについては適切なコメントが何も思い浮かばない。

- ○別添の表 1 (資料56ページ) で、年齢区分によって保護率のパーセンテージが違うということだった。年度による違いもあるのかもしれないが、12~14歳が比較的高いのかなというふうに見たときに、幼児教育・保育の無償化も最近入っているし、高校の無償化や就学支援金というのを考えると、意外とこの年齢の谷間みたいなものというのもあるのかどうか。
 - 年齢の谷間というのは、補助をしてもらえない世代というか、これは生活保護というシステムではなく、別途、補助金等で支援してもらえるものというのが、実は0~5歳までとか高校生以降は意外と手厚いとかというのがあるのか。
- →子どもの政策、児童福祉の関係や教育の関係も全然よく分かっていないが、自治体によって かなり違うのではないか。例えば、医療費の無償化など自治体によってかなり違うので、全 国的に言えることがあるのかというのは分からない。
- ○教育扶助の実費支給化のテーマについて、生活保護基準部会での議論を知らないのでその辺りを教えていただきたいと思う。実際にどのぐらい部活動をやるにはお金がかかっていて、給食費は実際にどのぐらい必要なのかという現状が分かった上で、やはり実費支給のほうが好ましいという判断をしたのだと思うが、他方で事務処理は余計かかるような気もする。その受け手からすれば、やはり申請主義になってしまうということのハードルはそのとおりだと思う。その辺り、事務の効率化という点と現状の把握の精度について、議論にどのぐらい正確なデータが提供されたのか。例えば、野球部だとユニフォーム代が幾らかかっているとか、そのような話があったのかどうか。

- →現状把握のデータ、平成29年検証のときについては、多分事例としては話されたと思うし、 平均額も出ていたのかもしれないが、すぐに思い出せない。話を聞いていたり議事録を読ん でいた印象では、子どもの貧困対策というのが今よりも結構話題になっていた時期なので、 子どものやりたいことを応援しようみたいな感じで、もっと上限額が上がるので実費支給の ような議論だったと思う。
- →今、部活動が外部化しようとされているので、もしかしたらそういう中間団体みたいなところが主催する部活動であれば、その中間団体にお金を出せば申請主義ではなく、現物給付のようになって、むしろ生活保護の受け手からするといいと思う。そういう方向にいけばいいと思った。
- ○直接子どもの貧困と絡む話ではないのかもしれないが、昨今、社会全体が縮小してきて実質 の賃金が下がっているという状況の場合、今の水準均衡方式で生活保護基準を決めていくと いうやり方をすると、ある意味、下限なく下がっていくということになるわけだが、諸外国 の議論などで、例えば、かつてのマーケットバスケット方式のように最低限ここだけは死守 しなくてはいけないという生活保護基準の最低限のところに関する議論みたいなものはない のか。
- →幾つか私たちも研究していて、絶対的な最低限がどれぐらいかということはミニマム・インカム・スタンダードというイギリスの研究を参考にして調査、MISというふうに言っているが、研究したり、少し前は労働組合の人たちが自分たちで生活するにはこれぐらいのお金が必要だということを計算されて、それも幾つも報告書が出ていると思う。先生の質問からは逸れるが、今回の子どもの話に寄せて、そのミニマム・インカム・スタンダードの研究の過程で高校生だけを集めて、高校生に必要な生活費というのを議論してもらったこともある。高校生と親にも聞いた。そうすると、積み上げるとかなり高い額になる。子どもに対しては、最低生活費の考え方の一つの側面が表れていて面白いなと思ったが、子どもにはみんな希望を見いだすので、将来こうあるためには「こう」という別に何か具体的なことがあるわけではないが、将来何かを実現していくためには今最低限必要だというのが、高齢者とかに比べたら断然に高くなってしまう。なので、最低限という議論をすると、普通の市民の人たちに話してもらっているが「あっ、そうなるのだな」と思って、先ほど出てきていた政府の責任で保障すべきとかという話も、もしかしたら取りようによっては、やはり子どもには保障すべきだというのは、割とコンセンサスがあるのではないかなという気がその研究の過程で感じた。
- →先生の研究などを拝読させていただいているが、まだ国ベースとしてそこまで取り組もうと いう潮流はまだ見えていないという感じなのか。
- →残念ながらない。
- ○質問が2つあり、世帯単位の生活保護において、子どもというのがきちんと捉えられていないという話だったと思うが、ジェンダーの研究者からは、そもそも社会福祉の対象を世帯で見るということに対して、疑問が呈されている。ジェンダー論とは関係なくても行政の住民把握・管理のやり方として世帯を単位としていくとこと自体が持続可能なのか問題意識をもっている。どちらかというと、社会福祉の研究者や社会保障の研究者は「やはり世帯で」と

いうふうに言いたがる印象をもっていたため、今日のお話は、やはり世帯だとまずいのではないのと思っても、具体的にどう個別の政策に影響が表れるのかが見えていなかったので、 具体的に子どもという切り口で捉えることで、それが少し理解でき、面白かった。

他方、福祉学の観点から見ると、生活保護の子どもを捉えるには世帯で見るのはよくないが、やはり生活保護全体では世帯で見ていくべきというふうに議論されたりするのか。ほかの児童福祉も含めてだが、世帯に関する捉え方はどうなっているのか。

2つ目は、水際作戦の話で、行政学だと第一線職員論、窓口行政職員の裁量の研究が結構進んでおり、水際作戦をどう捉えるのかが問題となる。基本的にその窓口で裁量を行使して、クライアントの視点からは不適切といえば不適切だが、行政から見たある種の合理性を持った対応をしているということがある程度研究で積み重ねられており、それが良い形で裁量が行使されているのか、そうではないのかを研究が積み重ねられている。本日のこの議論の紹介のときに歴史的な経緯でやはり水際作戦が決まっていると言っていたと思うが、それはやはり構造的に決まっているというような世界観で捉えられた研究をされているのか伺いたい。

- →1点目のほうは、私も個人で把握していくべきであり、生活保護も実態としては単身世帯が多数を占めるので、個人みたいな部分が相当ある。しかも世帯分離というわけの分からない措置まで取っていて、それは結局個人の困窮に着目しているような話だと思う。なので、基本は個人単位でいくべきだと思うが、他方でなぜ世帯というかというと、経済学の人たちでも家計の研究をしていたら言うのではないかと思うが、やはりその生計を一つにしているということにより節約できる面や共有しているものがあることが実態としてあり、それを無視することはできないので、やはり世帯を重視するという面はどうしてもあると思う。
- →そうすると、やはり単位個人で見ていくには単身世帯が増え、よほどマジョリティーになっていかない限り難しいという考え方か。
- →少なくとも生活保護の議論の中では、夫婦や未成熟の子どもは、その単位は外せないだろうということは言われていると思う。だから個人単位にすると、今日のテーマになるが、「子ども」というのをどのように扱うのかという話になってくる。ただ、私も今日話したように、子どもに対する給付というのもあってもいいと思うので、そこについて私は個人単位で考えてもいいのではないかなと思っており、先生の御意見にも近いのかなと思う部分もあるが、一方で「違うやはり必要」というふうに言いたい部分もある。
- →どういう部分は個人単位で見て、どういう部分はそのスケールメリットを見ていけばいいか というところの議論がかなり難しいと思っている。
- →2つ目だが、行政学でされている研究について、社会福祉の中で共有されているとは到底思えない。あまり行政学の業績は参照されていない部分があると思う。生活保護の利用をしたいという人が、そもそも生活保護にたどり着いて申請をして、受給して開始になるという過程そのもの自体も歴史的にはかなり変わっている。

昔は、民生委員を介さないと生活保護を申請できなかった。今も地方によってはそういう部分が残っているところもあると聞く。そうすると、ケースワーカーのようなフロントラインの職員の裁量というのもまた全然位置が違ってくると思う。他方で、例えば、23区の福祉事務所で民生委員を介せというところはまずないと思う。あとは、福祉事務所ごとにもかなりその裁量のかけ方が違うというのもあるし、その裁量を統制する場合にどういうふうにしているのか。基本的に福祉事務所の中でケースワーカーが個人で判断しているわけではない

と思う。査察指導の人が指導しているのか、監査で来た都道府県とか厚生労働省の人とかが 指導しているのか、そういうものではなくて空気なのか、そういうこともその時代時代の置 かれた行政環境によって変わってきていると思う。でも、通底しているのは、基本的にあま り生活保護の利用というのは、稼働できる身体を持った人には望ましくないという救貧法以 来の思想、文化みたいなものは通底しているような気がしており、幾つかの議論があるとは 思う。

- →時代時代の環境も影響していると思う。地域によってどう違うのか、その統制の仕方が、例えば、政治や組織環境、それによって何が違うのかという研究は、行政学ではわりとスタンダードで昔からやられている。しかし、変数の数が増えてしまって、結局何が効いているのかという話がうまくできていないのが研究の実情と思う。もう少しそのマクロの構造の話、通底する文化のことなども考慮に入れつつ、それとどう地域差みたいなのが関わっているのかというのを考えて見るように私も研究したいと考えている。
- ○若者の貧困と給付型奨学金の関係についてお聞きしたい。北欧だと18歳以上になると親は子どもを扶養する法的義務はなく、子どもの18歳以上の人の独居率というのは、国際的に見て非常に高いと言われている。住宅手当の受給率も非常に若い人たちも高く、例えば、デンマークには24歳ぐらいまでの若者向けの専用の生活保護というのがある。それは普通の生活保護の生活扶助の給付をかなり引き下げた給付水準にしていて、それにプラスして住宅手当をもらっている。その引き下げた給付の水準はどうやって決めているかというと、給付型奨学金の水準と合わせている。つまり大学に行く人と行かない人がいるので、行かない人で生活保護的なものをもらう人と合わせているのだろうと恐らく考えている。

デンマークだと恐らく最低所得保障の構造の中に給付型奨学金が入っていて一緒に考えている。日本はそういった議論はあるのか、あるいは今後あるのか。

- →議論はない。子どもの貧困の関係で一番注目しているのは教育の達成なのであり、大学にどう行かせるかという議論がすごくされる。一方、大学に行かなくてもいいではないかという議論はされない。そういう議論はしてはいけないみたいな空気もある。大学に行ったらいいと思うが「そんな役に立たないことをしてもと言う人もいると思うから」という議論は、それは「貧困世帯では大学に行かなくていいことか」みたいな感じになってしまい議論の立て方が難しい。どちらにしても住宅は必要なのではないかと思って、住宅のことに私は少し関心がある。
- ○生活保護法のところに御説明があって「保護基準」は「最低生活費」や「保護費」とイコールではないというところは、当然なのか。

2つ目は、子どもへの給付をするに当たり、どの主体を通じて子どもへの給付を実現していくのかというのが、広い意味での子どもへの給付だと思う。今日取り上げていただいたのは、世帯単位で何らかの給付を行うルートを中心にお話しいただいたと思うが、全体的に捉えた場合に、どういうルートを通じて子どもへの給付、これは普遍的な給付のルートでも考え得るところだと思うが、そういった議論というのは、先生が見ている領域の中でされているのか。子どもへの給付というものをどの経済主体を通じたルートで充実させていくのかという辺りの議論があるのかどうか。

→前者のほうだが、保護基準というのは8つの扶助の保護基準額というのがそれぞれ定められていて、そこから最低生活費を計算するという関係になるので、最低生活費の計算は保護基準を用いて様々あり得る。先ほどのいろいろな制度と連動するという意味でいうと、最低賃金が生活保護基準等に基づく最低生活費と連動しており、どういう世帯を想定して計算するかによって最低生活費というのは様々である。最低賃金は生活扶助と勤労控除の一部だったと思う。また、住宅扶助や教育扶助の基準額は入れて最低生活費の計算に入れていなかったと思う。お伝えしたかったのは、あるモデルを設定することでしか最低生活費というのは計算できないということ。保護費というのは、最低生活費の中からその世帯が持っている収入を引いて保護の要否判定をして、足りない部分だけ保護費として支払う。そのため、よくモデル世帯の最低生活費が出てくると、一般の人はそれを全てもらっているように考えるが、そうではなくて保護費というのは足りない分であり、最低生活費=保護費ではないという意味。

2つ目の質問だが、子どもの貧困は内閣府の所管だと思うが、子どもの貧困関連では給付の話は基本的にない。何らかの給付を行うという話がそもそも、私が見ている貧困問題を解決しようというところでないというのがどうなのだろうと思う。生活困窮者自立支援制度の議論の中でも出てくるのは、給付ではなくて、子ども食堂やフードドライブといった現物の食料支援である。あとは、教育の達成であり、この3点セットをよく聞くが、それ以外はあまり知らない。先ほどの給付型奨学金というのはその子どもへの給付という話になるのかもしれないが、私が思いつくのはその程度となる。

○1点だけ質問させていただきたい。生活保護のスティグマの問題というのが指摘されていた と思う。(資料9ページ)これは多くある生活保護の制度の中でも重要な論点だと思ってい るが、これを現金給付も含めて普遍的な制度に組み替えていくということが重要なのではな いかという指摘だったと思う。

日本の状況を見てみると、コロナの特別定額給付金や現金給付というものが一時的に行われることについては、国民も現金を受け取ること自体には抵抗がないと考えており、例えば、最初に挙げていただいた住居確保給付金というものは、生活保護に比べると受け取りやすいという制度と理解していた。今の日本の現在のような制度から普遍的な制度に変えていくという文脈において、貧困世帯の人々に対する給付や彼らの生活を守る制度を整えていくといったとき、どういう制度が考えられるのか。

フランスでは、いろいろなものを組み合わせて貧困世帯に対する現金給付を行っている。 例えば、低い給与所得に関しては、給与を補完するような制度があり、これは就労と結びつ けた給付である。一方で、住宅手当や子育てに対する支給は就労状況とかとは結びつけられ たものではない。

日本でもしこの生活保護のスティグマのような問題を解決するとしたらどういう制度を築いていけるのか。

→私の考えではないが、私がお世話になっている岩田正美先生が最近、『生活保護解体論』という本を書かれている。先生が言っているのは、どちらかというと普遍的な国民皆保険、皆年金の体制に低額所得者の給付制度をくっつけていくということ。生活保護解体というとかなりショックを受ける方がいるタイトルだが、そうではなく、既存の社会保障制度である程

度国民・市民をカバーしている制度をもうちょっと広げていくというのがまず重要であるというもの。そうはいっても生活保護は最後まで必要だと思う。それで最後に残った人たちのスティグマが軽減されるのかどうかは分からないが、スティグマを感じる人を減らすという意味では重要なのではないかなと思う。そういう議論があるということを紹介させていただく。

- ○私の仕事上、できるだけ地方の負担を減らす、地方の事務を減らす、そういったものを仕事としておりますが、生活保護は昨今、少し減ってきてはいるということではあるが、子ども政策と多少関連して、生活保護の再生産というと少し言葉が悪いが、生活保護世帯の子どもが大人になって、同じように生活保護になられる方も多いという話を聞く。そういったことの要因として、そもそも生活保護の水準が足りていない、教育関係のものが親に取られてしまうなど、いろいろな理由により足りていないからだとか、あるいは親の姿を見て育つからだとか、いろいろな議論がある。その辺について何か昨今の御議論というか、学会あるいは厚生労働省のほうで御議論があれば御教示ください。
- →貧困の再生産ということだと思うが、その議論は前回の平成29年検証のときのほうは議論されていて、今はあまりない。議論されるときは、それを回避する手段として教育が重視されており、子どもの貧困について議論されている人は教育学の先生がすごく多い気がした。漠然とした感想だが、教育への信頼、教育達成というのが重視されるのだなと。

地方の事務を減らすという観点でいくと、生活保護の事務は増える一方だと思う。現場のケースワーカーの方に話を聞いても、外に出る時間がなくなるというふうに言っている。事務を減らす方法として、厚生労働省では、ケースワーカーの訪問する仕事等を外部化するということを議論している。それでいいのかとは思う。地方自治体の方が住んでいる自治体の住民の生活を守るという観点から、ペーパーワークだけに従事するのがいいことなのかどうかというのはもっと議論されていいのではないかなと、今々やっている議論を見ながら思っているところ。

○最後に一言だけコメントをさせていただく。

貧困研究という研究領域は一つあり、もう一方で運動論があるのかなという感じがする。今日のお話を聞いていてショッキングなのは、貧困研究というのは要するに悲惨な現実を可視化していくことであり、その不正義を正すのではなくて、明らかにしていく。

一方で、例えば、先ほど言われたように、第2次安倍政権が誕生するときの選挙のマニフェストの中に生活保護費の1割削減と入っているわけで、もちろんそれだけで政治が決まるわけではないが、大きく言ってしまうと民意がそこにあるということになってしまう。

他の委員も言われたように、様々なデータを見たときに、弱い立場に置かれた人たちに対して救いの手を差し伸べるという類いの質問をすると、本当に日本というのはそれに反対する人の割合が多い。

つまり、自立を可視化して人々に問題の所在を明らかにしていくということと同時に、で も、そもそもそういうことを認めようとしない世論がある、あるいは社会的な風土があると いうときに、やはりどうしても運動論と結びつけながらそういう社会状況をどうやって変え ていくのか。要するにファクトファインディングで完結し切れない学問的な性格みたいなも のが貧困研究にはあるのかということを感じながら伺っていた。

結局は、普遍主義的な、私はサービスの無償化ということを繰り返し言っているが、あとは現金給付で、言うならば住宅手当。例えば、大学の無償化と住宅手当というのが本格的にパッケージとして出てくるようになると、今日の前半で議論されていた問題というのは相当程度解消されていくような気がする。それは同時に所得審査が不要になるわけだから、生活保護の様々なものが不要化していく。

要するに、医療扶助も要らなくなれば教育扶助も要らなくなるし、今日のお話でいうと生業扶助の一部であったり、もちろん介護扶助であったり、そういったものが不要化していくということは、先ほどの岩永委員の言葉で言うならば、選別される人をなくすことはできないけれども、数を減らしていくことはできるということとまさに同じで、同時に不要になる公務員が出てくる。所得審査のために費やされている膨大なエネルギーが解放されていく。

そうすると、今度はケースワーカーに対する再配分のようなことも可能になっていくように思う。厚生労働省がやっているような外部に委託するという方向性ではなくて、公務員の配置転換のような形で、ケースワーク業務を充実していくことも可能になっていくように思う。

ですから、貧困研究と同時にその中間層の受益も含めたような普遍的な給付の議論をセットにしていくことによって、単に貧困の問題を国民に訴えかけていくだけではなくて、国民の共感を呼んでいくようなそういう政策の打ち出し方というのも重要になっていくので、今日の冒頭に言われたような普遍主義的な政策の方向性と、こういう貧困研究というのが車の両輪になっていくと非常に良いと思った。

「令和4年度地方行財政ビジョン研究会」第4回委員会 議事概要

日 時:令和4年12月23日(金)17:00~19:00

場 所: 中央合同庁舎第2号館5階選挙部会議室(対談者、委員長並びに総務省委員) Webexによるオンライン会議(学識委員)

出席者

(学識委員)

井出委員長、関口副委員長、青木委員、倉地委員、桑原委員、小西委員、祐成委員、 竹端委員、丸山委員、茂住委員

(総務省委員)

近藤委員、山本委員、中谷委員、三好委員、田中委員

【議事次第】

- 1 開会
- 2 対談

特定非営利活動法人新公益連盟 代表理事 白井 智子 地方行財政ビジョン研究会委員長 慶応義塾大学経済学部 教授 井手 栄策

○対談テーマ

「子ども達の多様性を育てるための支援のあり方について」

- ・これまでの活動内容について
- ・不登校児童の居場所づくりの必要性
- ・NPOと行政の連携について
- ・多様な子ども達にとって必要な「学校教育」のあり方
- ・多様な子ども達にとって必要な「福祉施策」のあり方
- ・今後地方自治体や国に求められる役割
- 3 閉会

【対談概要・意見交換等】

対談テーマに沿って、白井氏との対談と意見交換を行った。

●これまでの活動内容について

- ・不登校やひきこもり、発達障害を持っている居場所のない子どもの居場所づくりを続けて25年になる。大阪府池田市で、日本で初めての公設民営型のフリースクール、いわゆる廃校を使って不登校の子ども達を受け入れるという形を自治体の協力を得て日本で初めて作った。
- ・他には福島県南相馬市で、震災後にそれまで支援していた人が避難してしまって、特に 発達障害を持つ子ども達が居場所をなくしてしまった。最初は現場を回る活動から始め たのだが、やはり場所が必要だということになって、いろいろなところから寄附金をい ただき、居場所づくりを行った。不登校、ひきこもり、最後のほうは貧困の子ども達の 居場所まで広がり、子どもたちの居場所というものをつくり続けてきた。
- ・ただ、続けるうちに、子ども達が自分の生まれてくる環境は自分で選べないという中で、 生まれてきた家がお金持ちかどうか、あるいは貧乏かどうかというところで、受けられ る教育や支援というものが限られてしまう。これまでのように1個ずつ場所をつくり続 けても根本的な解決にはならない。そのため一旦、2年前に現場から離れて新公益連盟 という政策実現、政策提言を主にしている団体の代表をやっている。
- ・教育の法律が学校に全員通っているということが前提の法律であったため、不登校の子 ども達は、国から無視され続けてきた。
- ・不登校児童数が12万人となり、フリースクール支援や不登校児童を支援しなくてはいけないと2016年に教育機会確保法ができた。
- ・ただ、この法律は認知度が非常に低く、詳しく言うと予算がついていない。要するに理 念法である。学校を休む必要があるという子ども達の存在というのがやっと法律に明文 化された。それから、自治体や国は、そういう子ども達を受け入れる多様な場所づくり をしなくてはいけない。そういう多様な場所と自治体が連携をしなくてはいけないとい うその3点が書かれた。しかし、予算がついていないので、結局、自治体とかにも全く 浸透していない。予算がついたら自治体も動かなくてはいけないので全然話が違ってく る。現在はコロナ等で状況が変化しており、小中学生の不登校の数が24万人、前の年が 19万人だったので爆増した。

○可視化されたということか。

- →1つは新型コロナウイルスの影響で、一斉休校になり、調子を崩して登校できなくなった子が多い。また、再開しても、学校で「友達とお喋り禁止」等で、何のために学校に行っているのかよく分からなくなっている。学校教育自体が、令和の時代に対応していない。
- ・昔の軍隊教育や工場労働者を育てるための教育というのが100年間ぐらい続いており、「起立・気をつけ・礼」をやっているのは先進国で日本ぐらいである。いまだにそれらがまかり通っている世界観というか、今まで子どもは疑問を持たずに行っていたけれども、

学校に行かない期間ができたことで気付くようになった。本当に不登校児が24万人となったところで、これは子ども達が不適応なのではなくて、学校が子ども達に不適応なのではないのか、ということがあからさまに叫ばれるようになったという状態である。

- ・こぼれ落ちてきた子たちの居場所をつくるというのももちろん大事なので、それをやりつつ、でも、やはり本丸の教育というのを、本当にこの不確実性の時代をどうやって生き抜いていくのかということに対応できる教育に変えていかなければならない。
- ・落ちこぼれだけではなくて、今、吹きこぼれという問題も出てきている。優秀な子ども 達が、授業がゆっくりやり過ぎていて何を言っているのか分からないということが出て きており、学校の授業がフィットしている層というのが極めて狭くなっている。実際、 学校に行けているから安心ではなくて、子ども達の学びをもう一回捉え直していかなく てはならないという流れが今来ている感覚である。
- ○所得格差によって塾に行けないような家庭がある中で、フリースクールに来る子どもた ちの教育の質についてどのように担保しているのか。
- →担保されていないというのが正直なところである。予算がついていないのである。学校 に行けなくなった子ども達の予算が、行けなくなった元の学校に行っていて、フリース クールには1円も行っていない。結局、3万円とか5万円とか月謝取らざるを得なく、 支払えない家庭もある。また、3万円とか5万円ではなかなかいい教育はつくれない。
- ・私なども現場で、最先端の教育を受けさせてあげたい、それぞれに合った教育を受けさせてあげたいが、やはりリソースが全然足りず、結局、その子に合った教育というのを 選ぶ手伝いをすることが限度であった。
- ・特に発達課題を持っている子どもをたくさん集めると、一斉授業で基礎学力をつけることが難しいことがよくわかる。児童ごとに、知識の習得の仕方が全然違うので、それぞれが自分の好きな教材、やりたい教材、それこそAI教材も含めて、一切学年も関係ないという形で、自分に合ったペースでやるのが一番修得が早い事が分かった。そのため、マンツーマンでオーダーメイドのカリキュラムを人力でつくった。
- ・現在は、AIにできることはAIに任せて、教師たちが、ナビゲーターとかコーディネーター役に徹するという形で、何とかそれぞれの個別最適な学びというのを担保していくということを頑張っている。
- ○オーダーメイド型の教育は良いと思う。逆に意識の高い親がそういうところに行かせる みたいな逆機能は起きないのか。
- →その通りで、私たちのところは来る層は、高学歴、高収入の家庭のお子さんで発達障害がある場合と、貧困の家庭や親に問題を抱えている家庭のお子さんなど二極化されていた。そのため、赤字ではあったが、池田市民の方は無料とした。
- ○いろいろな発達障害児だったりひきこもりだったり貧困の子どもに対して、学校や教育 委員会、自治体の対応や反応というのはどのように示されているのか。
- →池田市長が、不登校の課題を解決するのだといって、日本で初めて公設民営型を開いた

ときには、黒船扱いだった。けれども、そこから、子ども達が実際に安心・安全な居場所を得るとちゃんと元気になって、戻ってくる子は戻ってくるということに学校が気付いた。

その後はスムーズに進み、学校の先生がニーズのある子どもをちゃんと連れてきてくれるようになった。

- ・池田市の教育委員会にやらないでくれと言われたことが一度もなかった。なかなか公教 育だとできないこと、例えばひきこもりの子どもの家に行ったり、助手席に乗せてドラ イブしてみるとか。これは公教育だとなかなか難しいしリスクもあることだと思うが、 そういうものも民間の機動力を生かしてくださいということで、どういうことをやって もノーと言われなかったのがすごく大きく、連携が強まっていった。
- ・子ども達も、自分たちがそうやって代わりの学びを得ているということを学校が認めて くれているという安心感が生まれ、自己肯定感を上げるためにプラスになる効果もあっ た。あそこまで、池田市との連携関係をあの時代につくれたというのは画期的な、革命 的なことだと思っている。

●不登校児童の居場所づくりの必要性

●NPOと行政の連携について

- ・NPOと行政との関係性というのは、明らかにこの20年で変わってきており、最初、NPOは 行政の下請のような感じであった。でも、ここ20年ぐらいで、公だけではいろいろな社 会課題の解決がしきれないことが明らかになってきた。そういった社会課題のソリュー ションが見つからない状況が続いている中で、だんだんと行政とNPOとの関係が明らか に変わり、今では、ニーズに対してNPOのアクターが全く足りない状況になっている。
- ・今では、公民連携は当たり前になっているが、予算があってもの連携先となるNPOがなく 優秀なNPOは取り合いになっている。NPO側の担い手が足りていないというのが、逆に課 題になってきている。
- ○現場で白井理事達がやっているようなモデルを白井モデルと表現すると、池田市でそれがうまくいったからといって、その白井モデルが別の市で適用できるかどうかは分からない。子どもや地域によっても全然違う。例えば白井さんの話を聞いて、その白井モデルを汎用性があれば、国とかが白井モデルを確かに広げていけるのかもしれないが、汎用性がなければ劣化コピーモデルになってしまうかもしれない。そのことはどのように考えているか。
- →私が現場を離れた理由はそれであり「この人がいないと成り立たない」というような、 人依存の現場をこれ以上つくってもしょうがないというのがある。今、私自身が一旦現場を離れて、本当に汎用性がある横展開ができるモデルを、もう一回ゼロからつくるために、各地で社会実験の様なものをやっている。今までの時代と違うのは、かなりネットやウェブなど、今ではWeb3.0というのは社会課題の解決をかなり促進するのではないかと言われていて、デジタルの力を使い倒すことで「この人がいないと成り立たない」というようなモデルではないものを作れないかと、奮闘している。

- ○公務員が少ない、専門職が少ないというのはさんざん言われてきたけれども、NPOも足りないというのはショッキングである。
- → 反省として、いわゆる困っている人たちを助ける人にも貧しくあってほしいという世間 のゆがんだ願いを我々は受け止め過ぎてきてしまったというのがある。

ニーズが高まっているので、寄付をちゃんと集めているNPOもあるが、自分たちの待遇を上げてしまうと寄附が集まらなくなるのではないかという恐怖感で、なかなか待遇を上げられず、そうしているうちに優秀な若手がITスタートアップに行ってしまう。学生のときは、社会課題の解決に関心があっても、給料の額が全然違うということで、なかなか若い人がソーシャルセクターに来てもらえないという状況が続いており、これを変えていかなくてはいけないと考えている。

今、例えば、アメリカ等ではNPOがビルを建てたり、代表が3,000万円から5,000万円ぐらい取るというのが当たり前であるといった世界観を調査して、日本でもそういう世界観を作っていきたい。国とか自治体が解決できなかった仕事をやっているので、きちんと待遇改善にもフォーカスして、職員の処遇改善についても、何とか解決しようというキャンペーンをやっている。

- ○例えば福祉の業界を見ていても、介護職員とかに寄り添いとか伴走や共生とか求められるが、給料が安いのにぴったり寄り添って命を守る仕事をするのは無理がある。どこの業界でも同じようなことが起きていると。同じように貧しく誠実に生きていきなさいと。これは社会問題である。
- ○課題はたくさんあるけれどもお金や人手がないという地域がすごくあると思う。そうした社会課題と地域格差についての解決法というのはどういったものがあるのか。
- →このまま無くなるかもというような村で、どうやってコミュニティをもう一回作り直していくか、新しく作っていくかというところで、今もいろいろなことをしている。1つはWeb3.0を使った、例えば、デジタル住民という考え方で、そこに住んでいるわけではないが、NFT等を買っていただいた方をその地域の住民ですという形で、世界中の人たちが、その村やコミュニティづくりに関わるというようなことで関係人口作り。そこからリアルでの関わりも生まれてきている。

別の例としては、日本郵政と連携をして、中山間エリアなどの郵便局に自治のステーションになってもらうというのがある。大合併で大きくなってしまった自治体だと、中山間エリアにサービスを届けるコストが高くなり過ぎ、立ち行かなくなるという課題があり、そのニーズと合致して、日本郵政の社員の方々にいろいろな過疎地に2年間移住してもらって、自治のコンシェルジュになってもらうというような社会実験を始めた。若い人たちがそういうことをやると面白がって移住してくれて、そこで起業してくれてというような流れが出てきている。

でも、それをやったところで、例えばそこで結婚して子どもを産んでというときに、やはり教育がない。教育の選択肢もないし、もっと言うと学校がないところすらある。

新しいコミュニティモデルを作るのに、新しい教育というのはもうマストで、セットで埋め込まないといけない。教育移住を呼び込めるような教育というのをどうしたら作れるのかを、危機感の強い自治体と一緒に社会実験をしており、2025年の関西万博で、新しい自治モデルの開発のプロセスというのも発表できたらと良いと考えている。

答えはないので、いろいろやれるところをやってみて、PDCAサイクルを回しながら一緒に考えているという状況である。

- ○フランスでは、優先教育制度があり、貧困世帯や社会的に不利な立場にある子ども達に 国が予算をつけて、少人数クラスでの学校教育を行うなどしている。個人レベルでも、 難しい状況にある子ども達には予算をつけて、自治体、NPO、民間、学校で連携しなが ら伴走するという仕組みが整えられている。こうしたことがフランスで予算化されてい る背景には、移民あるいは外国にルーツを持つ子ども達をどうインクルージョンしてい くかというフランスの社会問題があるが、ご指摘にあったように、日本でも貧困世帯や 学校に馴染めない子どもたちへの支援は急務となっている。なぜ日本ではそれが予算化 されないと考えているか。
- →なぜ予算化できないのか。本当にそう思う。
- →この社会が子どもと教育を大事だと思っていないということではないか。もちろん、公 共事業や高齢者介護など、全部大事なわけである。ただ、その中にきちんと議論をしな がら優先順位をつけていくしかないが、子どもというのは未来の100%なので、そこに 予算をまずつけようというのは、普通の社会としては当然のことだと思う。
- →今、実際困っていますという層に厚く予算をつける、厚く支援をするというのは、実は 物すごい投資対効果が大きいことのはずである。

日本財団で50億円の予算をつけて、貧困の子どもに特化した無料の学童保育所を作った。そうすると放課後の夜8時まで預かって、家ではなかなかさせられなかったいろいるな体験や、手づくりの夜御飯をみんなに食べてもらったりもした。そうすると、やはり虐待していた親も、夜8時に迎えに来て、あとは寝るだけだから、すごく落ち着いて虐待をしなくなったこともある。

実は、それを市長が作ると言ったときに、最初は学校から反発があった。「そんなことをしたら家庭の教育力が落ちるじゃないか」と。1か月も経ったら校長先生たちも「すごい」となった。やはり放課後の時間は長いので、それだけの時間、本当に安心・安全な場所があるといったら、それまで教室内をずっと立ち歩いていて先生も困っていたという子たちが、自分の好きなものを見つけて集中できるようになって見違えるようになったという。

その様子を見ていて、貧困の連鎖は当たり前のように、今、この国はあるが、それぐらい豊かな環境を与えたら、貧困の連鎖というのは、この子たちは乗り越えられる可能性があるのではないかなと思っている。年間3,000万円くらいの経費で20人来てもらってという事業だが、それこそ社会的なコストということから見ても、そこに投資することの効果はすごく大きいと思う。どこにいてもそういう支援につながるようにというようにしていかなくてはいけないと思っている。

- →本来であれば生活保護等の給付対象になりかねない人たちを納税者に変えていくという イメージで、2倍のメリットがある。
- →その通りである。
- ○子どもを支援していく中で、実際には子どもだけではなくて、むしろ両親の方に課題を 抱えている人がいる。多様なニーズに直面したときに、行政との連携の取り方や、課題 は何か。
- →私たちがやってきたこととしては、子どもの相談に乗るということを通じて親とつなが るということ、子どもと同じ寄り添い方をすることで信頼関係をつくって、親御さん自 身の課題に自分で気付けるようにしていただく。自分で自分の課題に気付いていただく ということを我々民間ではしていました。

行政としてやれることは、現時点では限られていると考えている。例えば、虐待の通報があっただとか明らかなケースがないと、プッシュで支援を届けていくということが難しいため、デジタルの力に期待をしている。

行政や学校、教育委員会は多くのデータを持っている。行政であれば、納税額など様々なデータから、ある程度脆弱性が高い家庭を割り出せるが、個人情報保護法などで、なかなかそれが実際支援につなげられない。そういうものを、こども家庭庁やデジタル庁等で、個人情報に配慮した範囲で割り出して、支援を届きやすくするというようなところをやっていく必要がある。そうではないと、行政としてはそういうところに支援が届けづらいというのが現状としてあると思う。

○白井モデルの場合、行政とお金の関係でつながるタイミングはいつか。

行政がニーズを汲み取れず、その汲み取れないニーズをNPO法人等が汲み取り運営し始めると思うが、資金面での調達の仕方で壁にぶつかる段階がどこかであるのではないか。そのときに寄附金収入だったり事業収入だったり様々な調達の仕方があり、政府との委託の委託費もその一つになってくるのではないかと思うが、その全体の流れの中で、こういった委託費関係とつながるタイミングはいつぐらいなのか。

また、新公益連盟はどのようなモデルでやっているのか。

→白井モデルは成立しなかった。持続できなかったので一旦現場を離れたのだが、御指摘のとおり最初は全く原資とかを考えないままに、助けなくてはいけない子どもがいるということで始めてしまった。そのため、ずっと万年赤字で、教育の質を上げたくても上げられなくてということがずっと続いていた。我々はファーストペンギンだったのでそういう目になってしまったが、今、新しく立ち上げるというところは、ある程度かかるコストというのも、前のモデルがあるから分かっている。

現在は、自治体に呼ばれた時には、予算は確保できるのかということを確認しつつプロジェクトを始めていくのがほとんどである。

とはいえ、リスクはあるので、そのリスクを担保するのが、寄附金収入である。例えば、NPOですごく流行っているのは、いわゆる会員制というもので、例えば、クレジットカードで月1,000円の会費を払って会員になっていただき、何年間か安定的な御寄附

をいただけるというようなもの。会員モデルで本当に何億も集めているというような団体もだんだん出てきています。私がやっている新公益連盟は120団体の業界団体で構成されているが、大規模な団体のほとんどがこのモデルである

- ○不登校の問題と聞くと、文部科学省はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増加を考えているが、それでは不登校の問題を完全に解決できない、やはりフリースクールが必要だと考える理由は何か。
- →スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとつながれるような状態ではない子どもがいる。家に引きこもって痩せ細って、人ともコミュニケーションを取れない状態で、最初はそういうどこにも行けないという子たちの場所をつくらざるを得なかったというところから始まった。何年か前まで不登校をゼロにしようとする自治体があったが、それは無理がある。そこに行くか行かないかというその選択肢しかないため、そこに行けなかった子どもは悪というようなそういう意識づけがもうできてしまっている。そういうところで、選択肢があることで、安心して自分に合った場所というのを選んで、自分で自分の人生に責任が取れるというような状況が初めて生まれるので、やはりいろいろな居場所の存在というのがセーフティーネットになり、とても大事だということは、運営していて感じることである。
- ○スクールソーシャルワーカーのように断片化せず「ソーシャルワーカー」という言葉ー つでよいと考えている。

子どもを通じて親にアプローチして、関係を作っていく中で、その親自体の抱えている問題をというお話があったが、子どもが選択肢を増やすということと、その子どもの背後にある問題を解き明かし、それが親だったときには、その親の背後にある問題まで解き明かしていくということとは、セットなのだと思う。

そう考えると、ソーシャルワークということは、行政ももう少し考えて良い。その子どもの背後にある問題は何だろうというところを解き明かしていく人たち、専門家と、フリースクールも含めて子どもの居場所をどんどんつくっていくという動きと、そこが車の両輪になっていかないといけないと思う。

- ●多様な子ども達にとって必要な「学校教育」のあり方
- ●多様な子ども達にとって必要な「福祉施策」のあり方
- ・本当にいろいろな子どもがいて「大丈夫なのですか。不登校になった子は」とすごく言われる。また、「そういう子たちは将来あるのですか」みたいな感じに言われるのだが、子ども達に、学ぶタイミングや時期はそれぞれなのだなというのを本当教えてもらったように感じる。

一番分かりやすい事例としては、1999年に出会った子どもで、私が最初に沖縄にフリースクールをつくったときに、中3になるまで1日も学校に行ったことがないという子がいた。でも、ここには入ってみたいというので来て、当然ひらがなも書けず、ひらがなのドリルから与えた。そうしたら、ひらがなが書けなくてどんなに不便だったかは一

番本人が分かっており、本当にスポンジが水を吸収するようにどんどん進んでいって、 その子どもは、今は私の事業に一番寄附してくれるほど成功している。

・もう一つは、例えばすごく賢いが読み書きだけできないという子どもも結構いる。書字障害、識字障害。発達障害は全然悪いことではなくて「発達障害」というワードがよくないと思う。例えば分かりやすいところで言うと、スピルバーグ監督とかトム・クルーズさんとかは発達障害と自分で告白している。なので、できるだけ「発達でこぼこ」という言葉を使うが、結局、突出したところがある人はどこかぼこっと抜けているというところがすごくある。

でも、そういう人たちがそれこそ潰れてしまわずに、何でそういう人たちが伸びたかというと、本当に出会いと環境だと思う。そういう意味では、すごく賢いが、それこそ字が書けないという子の才能は多く埋もれている。本当に学ぶスピード、ツール、やり方、全然違っていいよというのをやることで、本当にその子の眠っていた才能というものが目覚めるということはすごくたくさんある。学ぶタイミングとか時期はそれぞれである。

- ○学びというときに、要するにお勉強という意味では学びがあるが、それ以外のものもオーダーメイドには入ってきたりするのか。
- →本当はもっといろいろなことをさせてあげたいが、リソースがないので、何をやっていたかというと、午前中は読み書き、そろばんのやはり基礎学力がついていないことが原因で学校に行けなくなってしまった子どももたくさんいるので、まず基礎学力をそれぞれのペースで、それぞれのやり方で、5人に1人ぐらい大人をつけて、分からなくなったらマンツーマンで教えてもらうというような形でやっていた。

午後の時間は、学校は人と出会う場という考え方で、いろいろなことをやってみる体験授業をやる。それこそ、フリースクールは学習指導要領の縛りが何もないので何でもできる。そういう中でいろいろなことを一緒にやると、1つは共同作業の中でコミュニケーションを学ぶということができる。

あとは有難いことに必ずトラブルがいろいろ発生する。それは本当に何よりの教材である。例えば、いじめなどトラブルが起きたら、きちんと介入し、間に入って、個別に対応し、何が起こったかちゃんと理解できるようにする。ものすごくコストがかかるが、それで本人が謝りたいとなってというところまで全部伴走する。

いろいろな体験をしてもらい、いろいろな世界の入り口を見てもらう。本当はいろい ろなことをやらせてあげたい。

- ○個別最適化された学習ができないのは、不登校の問題だけではなく学校システムのゆが みのように思う。要は、不登校を何とかするのではなく、今の硬直化した学校を何とか しない限り、いじめも不登校も自殺もなくならないと思うが、どのようにアプローチし ようとしているのか。
- →その通りで、学校という学年で区切って、クラスで区切ってというのは、いわゆる高度 成長期に、安価に、安いコストで大量の子ども達を教育しなくてはいけないというだけ

のための装置にすぎないのです。ところが、それが絶対化してしまった。単一の価値観の中で子どもを評価するということをずっと続けてきた結果、ぽろぽろみんなこぼれ落ちてくということが起こっているということが、本当に明確になってきた。

こぼれ落ちてくる子たちを救っていくだけでは間に合わないというところで、1999年に沖縄で学校を作ったときは、いわゆるこぼれ落ちてきたから来たのではなくて、不登校でも、あるいは、ほかに行く場所がないという子でも憧れて行くという場所をつくりたかった。

しかし、時代的にも無理だった。そういうところに来た子たちというのはすごく差別されており、真の選択肢というところまではいけなかった。そういったこともあり、今はただただ学校から振り落とされたというような選択肢ではなくて、今の学校の画一化された前時代的なずっと変わらない教育というのではなくて、新しいこれからの不確実性の時代を生き抜いていくための教育を受けたいという子たちのための積極的な選択肢というのをこれからは作らなくてはいけないと行動している。

- ○学校のほうがシステム機能不全になっているから、そちらをどうやって変えるのかという問題提起があったが、もう一個の視点としては、憧れていく場所にフリースクールが変わっていけば、子ども達、親たちは、学校を選ぶかフリースクールを選ぶかになっていく。そうすると、学校側も追い詰められていくのだと思うのです。
- ○子どもの権利条例というものを川崎市のほうで制定する時に、かなり丁寧なプロセスと 地盤が必要で、一朝一夕にできないような行政との関わりがあることを学んだ。

その一方で、その条例制定から時間が経って、行政の担当者の考え方が継承されていかないという問題や、あるとき非常に熱心に連携できたところが、世代が変わっていくと形骸化してしまうこともあることも聞いている。条例という形にすることはまず大事だということは感じたが、継承の仕方等はどんな示唆をしているのか。

→答えはないと思う。我々も行政と連携をしていて、代が変わると全然変わってしまうという課題は常にある。なので、何があっても変わっていかないようにシステムとして埋め込んでいくしかない。

そのリスクをどう乗り越えていくのかの答えにはならないのだが、池田市で20年ぐらいやっていると、ある程度実績となり、それを地域に認めてもらい、それを基にいろいるな市の施策というものに我々も積極的に関わっていくということが、できることの限界だったと感じている。川崎市のように条例をつくっていくとかということも1つのやり方なのだと思う。ただ、それにかけるエネルギーと継承されていくことのバランスが、本当に取れるのかということは分からない。

○憧れて行く場所をつくるしかないと思う。例えば田舎に行っても、今の秩序だと、とに かくいい大学に行かないといけないというので、東京とか都心に行かないといけないと なってしまうから、そうではなく、田舎でみんなが憧れて行く学校があれば、別に大学 に進むだけではないという選択肢が出てくるが、そこがなかなか実現しない壁は何か。

- →学歴を追う、点数を追うという以外に何が大事か確固たるものを、日本の教育は示してこられなかったから、親も点数を追わざるを得ないというようなことが30年ずっと続いてきており、それ以外のモデルをみんな見てきていない。だから、今の学校を変えようとしてもなかなか変わらないという状況の中で、横を見たら「何か訳分からないけれども楽しいことをやっている。」「あっちへ行ったほうが学べる。」のような小さいモデルをつくっていくことで、あっちに行ったほうが多分自分も楽しいし、いい人生が待っているといったようにハックしていくというやり方が、私ができるやり方としてそれが遠回りな様で一番近いのかなと思ってやっている。
- ○塾に行って良い学校に進学して、良い会社に入ってというのはそれなりの目標である。 では、そうではない子ども達が公立の学校に行っているときに、一体何を目標に勉強す るのか。昔だったら職人とか違う道もないわけではなかったが、そこもなくなっている。
- ○いわゆる教育投資をしていくときに、東京・大阪では3割ぐらいの子どもが中学受験するといわれている。学校を変えるだけではなく、そういう親の価値前提を変えていかない限り変わらないと思っており、でも、その辺りについてどのようにアプローチできるのか。
- →親も分かっているのだけれども、やはり受験システムの中に子どもを送り込まざるを得ない状況になっている。特に都市部だったりすると、公教育は本当に貧しいと。いわゆる、私学に行けなかった子ども達の行く場所みたいな形になってしまっていて、公教育に行かせるというのは避けたい。でも、それ以外となったときに選択肢がない。遠回りだが、私は選択肢を提示していくしかない。
- ○選択肢というのは自由の前提条件である。選択肢がないことを強制と言うのだから、自由な社会は選択肢がなければならないはずなので当たり前である。それを公的にやって くれず、人の善意にぶら下がっている状況が問題である。

●今後地方自治体や国に求められる役割

- ・国が言っている「誰も取り残されない社会をつくる」を真剣にやってほしいということ が一番である。そのためには選択肢を増やすしか方法がないと思っている。
- ・こういう仕事をもう20年以上やってきて、全ての親が、親になったからといって、自動 的に愛情を持てるという前提で子どもの政策を考えるのはもう間違っている。望ましい 成育環境を与えられないという親の下に生まれてくる子どもは、どうしても一定数出て くるので、そういう子ども達に対して重層的なセーフティーネットというものを提供し ていくことでしか誰も取り残されない社会というのは作れないと思っている。
- ・それをいかに労働集約型ではなくて、明らかに人材が足りないということはもうはっきりしているわけで、いわゆるAIの力だったりデジタルの力というのをしっかり使い倒して、本当に人間にしかできないその支援だったりサポートというようなところに人が集中できるようにする。そういう人たちがちゃんと人間らしい生活ができるような環境を

つくっていくということを、地方自治体、国だけでは多分無理だと思うので、しっかり 民間と連携をした上で、そういう社会に導いていくということをお願いしたい。

○行政は、一定程度、事務的、効率的にやるときには、いろいろな人をカバレッジすることがマンパワー的にもお金の話でも難しいのだろうなというのは、公務員として仕事していると思う。だからこそ、NPOの方々たちと一緒にやっていけるかというのは、1つの在り方なのだろうし、阪神・淡路のその後にNPOというのをつくっていこうというのは1つのレガシーだったと思う。

非常に難しいお話だなと思うのは、1つは、価値観を変えるというところは、課題としてある。その上で、やはり文部科学省とか、我々自身がどう価値観を変えていくかは何か仕掛けが必要で、多様性に応対するためには、お金がかかり、そこは1つ役所的な課題なのだと思った。

○文部科学省が今年特に力を入れていた取り組みとして中学校の部活動の移行というのがあり、これを進める前提の1つに、教員の働き方改革の必要があった。このことがひいては子ども達の機会の確保にもつながるということであった。当初は来年度からの3年間を「移行期間」という形を示していたが、いざ来年度に向けて具体的な話が進むと、自治体からは、都市部と地方部でも全然状況が違うことに加え、学校の抱えている状況も違うということで、大きな反対や懸念があった。結果的に、文部科学省は少し進め方を変えることとし、3年でやるということではなくて、3年間は、改革を推進する期間という形で、どのようなやり方があるのか、民間の力も使ってやっていく方法や、費用負担の話など、モデル事業をまず積極的にやり、ノウハウをためて、丁寧な議論を尽くしていくべきだという方向に舵を切ることとした。

そのため、何か変えていくときには、丁寧な議論なり慎重な検討も大事であり、また 民間の方々の力もどう使っていくのか、そういった観点が、教育の世界においてもこれ から大事になると実感した。

○子どもの大学の費用とか医療の費用とか介護の費用と考えたら、しんどい。そういうもののコストがもしかからない時代がやってくるとしたら、例えば、今と同じ所得でも安心して生きていけるようになる。子ども達が大学に行って良い会社に入るというのも、将来の安心である。そういう一番根っこにあるもののために、必要なお金のことを考えていこうということがとても大事だと思う。

ところが役人とお話をすると、例えば教育を無償化しましょうと言うと、モラルハザードが起きると言われる。例えば、大して学ぶ意欲もないのに無料だから行っておこうかみたいな、そういう非効率が起きるという話に必ずなる。だけれども、モラルハザードは起きるかもしれないが、それを分かった上でなお余りある社会的メリットがあるということをきちんと、説得していかないといけないと改めて思った。

みんなの話に共通するマンパワーが足りないというが、ソーシャルワーカーの増加や 補助にしても、税金を取らない限り無理である。だから、そういう議論から逃げてはい けない。選択肢として「増税しないけれどもこんなに問題がある社会」と「こうやって 増税するけれども、こういう社会を作っていきますよ」ということをちゃんと示してい くということがすごく大事なのではないかと思った。

○これまでの日本の教育システムからすると、それにフィットしている子というのは、本 当の普通の子で、先生の言うことをよく聞いたり、そう見えていても実はぼうっとして いたりして目立たない子だと思う。そうではない子がはじかれてしまうという教育シス テムなわけですけれども、これはどうなのか。

そういうような子ではない、割とにぎやかだけれども能力のある子が適切な教育をこれまで以上に受けられるようになっていけばいくほど、逆に、これまでの普通の子というのがどんどん落ち込んでいくというか、逆転が起きるような気もするのですけれども、その辺りのさじ加減というのはどうか。

→それぞれが持って生まれた能力とか情熱は、子ども達は誰しもすごく可能性があり、開花させるということがすごく重要だと思っている。それぐらいイノベーションを起こしていかないと、この国も、この地球も、100年後に子ども達が幸せに暮らしてられるかというと、とても危ない状況だと思っているので、イノベーター、あるいはチェンジメーカーというのを、いろいろな人たちが育っていくというようなことを怖がらずに、そこのギアを上げていかないとまずいのではないかと思っている。

どんどん爆発して花開いていくというようなことにしていかないといけないのではないかなって思っている。

- ○適応している子も、もっと違う機会があればより花開くということを信じていくという ことか。
- →その通りである。

「令和4年度地方行財政ビジョン研究会」第5回委員会 議事概要

日時: 令5年1月24日(火)18:00~20:00

場所:中央合同庁舎第2号館5階選挙部会議室

Webexによるオンライン会議(学識委員及び地方自治研究機構委員)

出席者

(学識委員)

井手委員長、関口副委員長、青木委員、倉地委員、桑原委員、小西委員、竹端委員、 丸山委員、茂住委員、吉弘委員

(総務省委員)

近藤委員、山本委員、五月女委員、清水委員、三好委員、青山委員、神田委員、 萩原委員、田中委員、沖本委員、船木委員

(地方自治研究機構委員)

日向委員

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 「令和5年度地方財政対策の概要について」 総務省自治財政局財政課財政企画官 五月女 有良
 - (2) 「こども政策の強化に関する最近の動向等について」 総務省自治財政局調整課課長 近藤 貴幸
- 3 閉会

(1) 令和5年度地方財政対策の概要について

【説明概要】

- ○地方財政対策のポイント
- →地方財政対策は、地方自治体が行政サービスをしていただくために必要な財源を安定的 にどう確保していくかというのが主な業務。
- →地方からは、一般財源総額をしっかり確保しつつ、特例的な地方債である臨時財政対策 債についてはできる限り少なくしてほしいといった要望があり、我々総務省の立場とし ても、こういった地方の皆様の声に最大限どうお応えするかというのを腐心したのが今 回の対策になる。
- →令和5年度地方財政対策のポイント「1 一般財源総額の確保」を見ると、水準超経費を除く交付団体ベースで、一般財源総額については前年度0.2兆円を上回る62.2兆円を確保できた。加えて、地方交付税総額についても前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保できた。一方で、臨時財政対策債については、発行を前年度から0.8兆円、大幅に抑制できた。結論として、地方自治体の方々にも評価いただけるような形に無事になった

のではないかと思っている。

- →この要因として、まず地方税・地方譲与税が45.5兆円で、対前年度1.6兆円増になり、地 方財政計画ベースで過去最高の数字になっている。国税も過去最高となり、国税、地方 税ともに伸びている。加えて、令和4年度の補正予算で1.9兆円交付税が年度途中に増 え、そのうち0.5兆円は令和4年度中に配ったが、1.4兆円が繰越金となっていた。こう した財源が一般財源総額確保につながった。
- →地方交付税18.4兆円となっているが、これは、国税の所得税、法人税、消費税などが伸びたことなどの影響によるもの。一方で、臨時財政対策債については0.8兆円減り、1 兆円となっている。この数字は、臨時財政対策債の制度ができた平成13年度創設以来、最少額となっている。

○「臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化」

- →地方財源を充実させる一方で、健全化にもバランスよく取り組むということが一つの目標であった。
- →その結果、臨時財政対策債が抑制され、残高も令和4年度末では約52兆円あったものが、 2.9兆円縮減し、令和5年度末で49.1兆円という形で大幅に減ることが見込まれる。
- →臨時財政対策債ができる前は、交付税特別会計で借金をして、交付税を増額して交付していたという経緯があり、その頃の借金がまだ30兆円ほど残っている。財政健全化等の観点から、これをできるだけ早く償還する必要があり、令和5年度は0.5兆円償還をする予定であったが、一部上乗せをして、合計で1.3兆円償還する計画にしている。これによって、令和5年度末の残高が28.3兆円と縮減する形になる。
- →加えて、交付税の国税減額補正精算の前倒しを行った。交付税は法律上、所得税や法人 税など一定割合と決まっているが、年度途中で国税の減額補正が行われると、連動して 交付税も減額となる。他方で、一度決めた交付税と減額することは難しいため、一旦国 がその穴埋めをして、後年度に地方が精算をするという取扱いをしている。
- →こういった交付税特会の借金や国税減額補正の精算というのは、将来、交付税総額を減少させるものであるため、令和6年度以降の長期的な視点で見たときに、その前倒しを 行うことは、交付税を安定的に確保する意味で非常に効果がある対応になっている。
- →全体の絵姿としては、令和5年度は交付税総額を含めて地方財源を充実しつつ、令和6年度以降の交付税総額の安定的な確保の観点から財政の健全化にもバランス良く取り組んだというのが今回のポイントになる。

○「主な歳出項目」

- →「3 主な歳出項目」として、地域のデジタル化と脱炭素化の推進、自治体施設の光熱 費高騰への対応という3点がある。
- →最後に、「東日本大震災分」ということで、事業費は減っているが、まだ復旧・復興事業は続いているので、必要な財源を手当てするための震災復興特別交付税についてもしっかりと確保したという形になっている。

○「主な歳入歳出の概要」

- →歳入については、地方税が1.6兆円伸びて、交付税が0.3兆円伸びた。
- →歳出のほうは、給与関係経費が0.1兆円の減で、内訳は「退職手当以外」と「退職手当」 に分かれる。「退職手当以外」が0.2兆円伸びているのは、令和4年度の人事院勧告がプ ラス改定となり、その影響が反映されているもの。
- →「退職手当」については、0.3兆円の減となっている。これは令和5年度から国家公務員、 地方公務員ともに定年延長が開始されることによるもの。2年に1回定年が延びること で、定年退職者が生じる年と生じない年が出るため、退職手当が大きく増減することと なる。各自治体では基金や退職組合を活用し、負担を平準化することが予定されている ため、地財計画上も平準化を図ることとした。具体的には、令和5年度と令和6年度の 退職手当額を推計し、それを足して2で割った数字を計上している。この影響により、 対前年で減となっている。
- →一般行政経費が0.6兆円伸びているが、これは社会保障関係費が増えていることと、単独 分として光熱費高騰対策を措置したことによるもの。
- →また、「デジタル田園都市国家構想事業費」は、従前の「まち・ひと・しごと創生事業費」と「地域デジタル社会推進費」の2つについて、今般、デジタル田園都市国家構想の基本方針や総合戦略ができたことを踏まえ、全体としてデジタル田園都市国家構想事業費として位置付け、その際、「まち・ひと・しごと創生事業費」は「地方創生推進費」に名称変更したもの。
- →その他、投資的経費に「脱炭素化推進事業費」を加えている。

○地域のデジタル化の推進(資料14、15ページ)

- →令和5年度地方財政対策の概要のスライドp12、デジタル化の推進として、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長している。当初令和4年度までの措置としていたものを、デジタル田園都市国家構想の取組を踏まえ、当面3年間延長するというのが1つ目。
- →また、今回の地財対策において大きく論点となったが、令和4年6月に策定されたデジタル田園都市国家構想基本方針を踏まえ、マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映すること。地方の理解が得られるよう、どのように対応するかということが課題だった。マイナンバーカードを利活用する場合にはシステム整備等が必要となり、財政需要が生じる。こうした財政需要を踏まえ、まず、地域デジタル社会推進費を500億円増額した上で、算定については、全ての団体の基準財政需要額がプラスになるようにしつつ、特に交付率が高い団体については、それに伴い財政需要も多いことを考慮して上乗せするという仕組みとした。
- →加えて、今回、交付税総額自体も18.4兆円で、前年度から3,000億円増えているので、カード交付率が低いところの交付税が減らされるのではないかという御懸念に対しては、しっかり説明できる形になったと考えている。
- →また、「郵便局を活用した取組」として、過疎地域では郵便局が地域住民の接点として 非常に重要な役割を果たしているため、郵便局においてもマイナンバーカードを利用し て各種証明書を取得したりできるよう、端末の設置経費等について特別交付税措置を講

ずることとしている。

○地域の脱炭素化の推進(資料16ページ)

- →国も地方も民間も含めて脱炭素の取組を進めていこうということで、その中で特に地方 自治体の取組について財政措置を講じるものになる。令和4年度から、温暖化対策推進 法等の改正を踏まえ措置を講じているが、それをさらに拡充するというもの。
- →今回の拡充ポイントは、まず再生可能エネルギーについて、令和4年度は太陽光パネル 等のみを対象としていたが、来年度はバイオマスや熱利用等にも拡充した。公用車につ いても、令和4年度は対象にしていなかったが、電動車の導入等について対象とした。 また、再生可能エネルギーの対応や建物のZEB化は、令和4年度は改修に伴うものしか 対象としていなかったものを、建物の新築、改築についても対象とした。対象事業を大 きく広げたことによって使い勝手がよくなると考えている。
- →また、令和4年度は、基本的には財政力に応じて30%~50%の交付税措置率としていたが、再生可能エネルギーや公共施設のZEB化は効果が大きいことから、措置率を一律50%に引き上げることとした。
- →あわせて、公営企業の脱炭素化として上下水道やバス事業などの公営企業特有の取組も 対象とした。また、グリーンボンドの発行についても、地方団体が共同で発行する形式 をこれから取り組んでいくこととした。

○地域の人への投資(リスキリング)の推進(資料17ページ)

- →国の方針でリスキリングを進めていくということで、地方財政措置の中でも4点記載している。
- →1点目は、地域におけるリスキリングということで、地域の中小企業の経営者、従業員 等の意識改革など、地域の機運醸成等のための経費に新しく交付税措置をする。
- → 2 点目は、地方大学といろいろな連携をして実施するリスキリング講座等の経費などを 措置するもの。
- →3点目は、市町村を含め、デジタル人材をどう確保するかという課題がある。そのため、 都道府県や連携中枢都市のような大きいところが市町村支援のための人材を確保し、そ の人材を市町村に派遣したりするという仕組みを作る。それから、自治体内のデジタル 人材の確保ということで、庁内の中核を担うような職員を育成する経費を新たに措置の 対象にした。もともとCIO補佐官等の任用経費には措置を講じていたが、今回の措置に より、様々なレベルのデジタル人材をバランスよく確保・育成できるようになることを 期待している。
- →最後の4点目は、地方公共団体金融機構の事業で、首長や経営・管理者向けのトップセミナーを開催し、リスキリングの推進に繋げていこうというもの。

○防災・減災ための取組の推進(資料18ページ)

→防災・減災に関するもので、緊急防災・減災事業債という措置があり、これは充当率100% で、70%が交付税措置をされるという非常に手厚い措置であるが、これを2点拡充する。

- →1つ目が指定福祉避難所という仕組みが新しくできた関係で、社会福祉施設などで避難者の生活環境改善をするための経費について、自治体が補助する場合を対象にした。また、指定避難所になっている私立学校の体育館等の生活環境改善のための措置も対象とする。
- →2つ目が水難事故等の発生が増えている中で、人命救助等に当たり、水中ドローンの活 用が有効ということで、この整備を新しく対象にした。

○地方への人の流れの拡大の推進(資料19ページ)

- →大きく2つあり、1つ目は地域おこし隊。現在、6,000人ほどいるが、これを1万人に増 やすという目標の中で、募集に要する経費、0B等によるサポート経費、こういったもの を拡充した。
- →2つ目のローカルスタートアップ支援制度というのは、いろいろな地域の起業を進めていくもので、今までも「ローカル10000プロジェクト」ということでやっていたが、その対象を広げ、必ずしも施設整備などを伴わないケースも対象とするなど、できるだけ幅広に企画・立案などの立ち上げを支援するような仕組みに拡充した。

○物価高騰への対応(資料20ページ)

- →今回の歳出のポイントの一つに光熱費高騰対策がある。自治体からは光熱費の高騰を踏まえて何とかしてほしいという声がかなり寄せられていたため、一般行政経費を700億円増額した。具体的には、普通交付税で措置されることとなる。
- →また、資材価格の高騰等も踏まえて、地方債を発行する際の単価についても引き上げて おり、実勢単価を踏まえて対応できるようにした。

【質疑応答】

- ○地方財政計画について、水準超経費が今年度の計画では非常に大きく伸びているようで、 これは不交付団体の数が増えているということか。それとも、従来の不交付団体の地方 税収の大幅な伸びによって偏在しているような状態になっているのか。
- →水準超経費の増は、不交付団体の税収の伸び等を踏まえて算定した結果である。
- ○グリーンボンドの発行について、令和5年4月以降、国債の金利がどうなるのかなとい うのを考えていくと、地方団体が債券を発行するというのは二の足を踏むのではないか という懸念もあるがどうなのか。
- →国債と地方債のスプレッドが開いてきている状況下で、資金調達手段の多様化なども重要であり、今回のグリーンボンドの共同発行の検討にはそうした背景もある。

初めての取組であるため、実際にコストがどの程度かかるかなど見えない面もあるかもしれないが、募集団体も30団体超で、発行規模も数百億円は見込まれており、令和5年度にやってみて、随時改善しながら取り組んでいくイメージではないか。

○グリーンボンドの共同発行というのは、30団体で1つの債券を発行して、その中にグリ

- ーンボンドの要件を満たすような様々なプロジェクトが入っているというものなのか、 具体的にどういう形で発行されるものなのか。
- →グリーンボンドは、まず総務省の方で、それに馴染む対象事業のフレームワークをこれ から定める。そして、それに適合するような事業を今回参加団体が、自分たちで考えて、 例えば下水道事業やりたいということであれば、申請していただいて、そういったもの を持ち寄るイメージ。そうして全体としてのロット感を確保した上で、金融機関との条 件交渉などは総務省が行う。また、今回のレポーティングなどに係る事務作業について は、地方債協会にもご協力いただくことを考えている。
- ○交付税の総額が増えると、連動して特別交付税も増えると思うが、自治体への交付に当 たり大きな影響はあるのか。
- →特別交付税は交付税総額の6%と決まっており総額に連動して増減はするが、ロット感としてはおおむね1兆円前後で大きくは変わらない。なお、極めて大きな災害が生じてしまったような場合には、年度途中に増額をするような場合もあり、最近だと平成30年度や令和元年度の豪雨で増額しているということはある。
- →デジタル人材の都道府県が市町村に派遣するものに対する特別交付税措置というのが説明資料にあったが、普通交付税と特別交付税のどちらを選ぶかについて、一番大きい要因は何か。
- →事業の中身によるが、普通交付税は広く多くの自治体で一般的に行われているような事業が馴染み、特別交付税は、例えば対象となる地方団体が少ないとか、偏在性があるものなどに馴染むというイメージ。今回のデジタル人材の確保に係る措置は、これから自治体が取り組んでいくものなので、特別交付税措置が馴染むと考えたもの。
- ○マイナンバーカードに関することで、最近になって健康保険証や自動車の運転免許証と 一体化するとか言われていると思うが、マイナンバーカードの利活用による住民のサー ビス向上ということで、具体的にどういうことが考えられるのか。
- →地方財政対策の概要のp12の中段に「マイナンバーカードを利活用した取組」ということで6つ書いてある。まず、コンビニ交付だが、これは税の証明書とか住民票をコンビニで発行できるというもの。 「行政手続のオンライン申請」については、例えば、コンビニまで行かなくてもネット上で申請できるため、家にいても証明書の取得ができるというもの。 「書かない窓口」というのは、マイナンバーカードをピッ照らすだけで関係書類が作成され、通常の窓口でやっているような手書き等の作業が不要で手続きができるもの。「電子母子手帳サービス等アプリ」は、母子手帳の情報を全部アプリ上で対応でき、乳児健診のデータとか予防接種のデータを管理できる。加えて、プッシュ通知もあるので、受けるタイミングを教えてもらえるなど便利になる。そのほか「図書館カード」として使われているところもあるし、最後の「地域公共交通」のところは、例えば、自治体の実施するデマンドタクシーなどで、乗ったときにマイナンバーカードでピッとやると、障害者の方が割引になったりと便利に活用できる。また、今回の資料上には記載していないが、例えば災害が起きたときの避難所では本人確認が課題になるが、

マイナンバーカードをピッとやることで確認ができるといったこともあるこういった 取組がもっと広がり、マイナンバーカードを持つと生活が便利になるということを実感 いただけることが大事であり、総務省としても取組を進めているところ。

(2) こども政策の強化に関する最近の動向等について

【説明概要】

- ○岸田総理の施政方針演説(資料22ページ)
- →令和5年1月23日の岸田内閣総理大臣の施政方針演説において、「最重要政策と位置付けているのが『こども・子育て政策』」となっている。
- →重要なポイントにアンダーラインを引いているが、「三つの基本的方向性に沿って、こども・子育て政策の強化に向けた具体策の検討を進めていきます」、「従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい」、「6月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示します」となっている。関係府省連絡会議というのが令和5年1月19日に小倉担当大臣の下にでき、そこでたたき台を作り、財源について4月から6月にかけて議論をしていくという次第である。

○こども家庭庁の令和5年度の予算の全体像(資料1ページ)

- →令和5年4月1日からこども家庭庁が発足する。子どもの分野を一元化ということで、 認定こども園などはこども家庭庁に来ているが、学校の部分は文部科学省に残っている のが実態である。内閣府や文部科学省の一部、あるいは厚生労働省にあった子どもの部 分がこども家庭庁に移ってくることになる。
- →一般会計・年金特会を合わせて約4.8兆ある。年金特会は子ども・子育て勘定として、一番大きなところで言えば、保育所とかの施設型給付、いわゆる運営費で、約1.6兆円。 それから、児童手当が約1.2兆円である。

○こども家庭庁関連予算の基本姿勢(資料2ページ)

→こども家庭庁関連予算は、結婚支援から、妊娠期、妊娠相談・支援、妊産婦支援、それ から乳幼児期に入って学齢期となる。図における義務教育などは、文部科学省の部分で ある。

○令和5年度こども家庭庁関連予算のポイント(資料3ページ)

- →当初予算と今年度の2次補正の合計額をまとめた資料。
- →「こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行」については、 今後、こども大綱というのを作成していくに当たっての意見聴取や、データなどの関連 経費となっている。
- →「結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服」については、スライドp1の結婚支援に関する地域少子化対策重点推進交付金などがあげら

れる。

- →「妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援」ということで1,905億円計上されている。補正予算を通じて今年度分と来年度の上半期、そして、令和5年度の当初予算で来年度の下半期を手当てしており、その予算の合計である。妊婦・低年齢児の親への伴走型支援と経済的支援の一体的実施の継続として、クーポンを配るだけでなく、伴走型をするためのきっかけとして10万円相当というような制度になっている。
- →それ以外にも、全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免の導入が来年度から始まる。 これまでは、住民税非課税世帯を対象にした事業があったが、対象拡大をする。また、 低所得妊婦への初回産科受診料支援を始めるなど、新しい試みもある。
- →高等教育の無償化で、5,300億円強となっている。
- →「全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する」については、総合的な子育で支援として3兆6,050億円となっているが、大きなものはいわゆる施設等利用給付で、運営費として約1.6兆円。次に大きいのは児童手当。
- →新しい事業としては、「保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるため のモデル事業」。保育所も実は大分空きも出てきているので、未就園児の一時預かりを モデル事業で始めるなど、こども家庭庁が始まるに当たって新しい試みがなされている。
- →「成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する」については、 児童虐待防止関係、ヤングケアラー関係。

○こども家庭庁の組織体制の概要(資料4ページ)

→1官房2局体制で、内部部局で350名、施設等機関が80名、合計430名でスタートする。 既に準備室とかいろいろあって、持ち合いのところもあるので、それに対して増減があ る。

○こども基本法の概要(資料5ページ)

- →スケジュール的には、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足して、こども大綱を法に 基づき秋頃に策定し、年内に年次報告書を出すスケジュールで動いている。
- →大綱については、既に準備行為をこども家庭庁の準備室のほうでしており、いろいろヒ アリングなどをしていると聞いている。

○全世代型社会保障の検討体制について(資料6ページ)

→全世代型社会保障構築本部は、総理を本部長とし、全世代型社会保障改革担当大臣を副部長、本部員として閣僚をメンバーとしてできている。その下に全世代型社会保障構築会議、有識者会議がある。報告書を昨年12月に取りまとめた。今後、こども政策担当大臣のほうで関係府省を集めてたたき台をつくる。

○全世代型社会保障構築会議の報告書の概要(資料7、8ページ)

→「目指すべき社会の将来方向」では、「最も緊急を要する取組は、未来への投資として、 子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備する」となっていて、「(1)基本的 方向」では、「恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、昨年の「骨太の方針2022」の方針に沿って、全ての世代で子どもや、子育て・若者世代を支えるという視点から、支援策の更なる具体化と併せて検討すべき」「支援策の具体化に取り組み、来年度の骨太の方針において、将来的に子ども予算の倍増を目指していく上での当面の道筋を示していく」となっている。

- →「(2)取り組むべき課題」では、☆と★が記載されているが、足元の課題が☆、★は 2023年、今年早急に具体化を進めるべき項目となっている。
- →「①すべての妊産婦・子育て世帯支援」として、妊娠時から寄り添う伴走型相談支援に ついては☆と★となっている。出産育児一時金は☆となっており42万円から来年度より 50万円になる。
- →「②仕事と子育ての両立支援」として、育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の給付の創設とある。育児休業の取得明けに職場に復帰する際に、子育てのため短時間勤務で復帰する場合がある。子育てのためにやむを得ないことから、フルタイムでの給与と短時間で復帰した給与の差分を何か見られないのかという提言内容である。
- →その下で育児休業給付の対象外となっている短時間労働者への更なる支援とあるが、週 20時間未満の方は対象外になっており、ここをもう少し広げていくべきではないのかと いう議論である。
- →また、育児休業給付は雇用保険であり、自営業者、フリーランス・ギグワーカーは対象 外だが、これらの方々へ何かできないのかというような提言があった。

○出産・子育て応援交付金(資料9ページ)

- →伴走型支援、出産・子育て応援交付金は、妊娠届出時より妊婦や特に0~2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援、妊婦届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援として10万円相当を一体として実施する事業であり、今年度、令和4年度の補正と、来年度、令和5年度の当初予算で予算が組まれている。
- →これは国、地方を合わせて平年度分で約1,000億円かかる。昨年12月の与党の税制改正大綱の検討事項に安定財源の確保について記載されている。
- →伴走型相談支援をしていくために、妊娠期と出産期に5万円ずつ相当のクーポン、現金 も自治体の判断で可能だという制度になっているが、こういった制度を今年度から始め ている。

○出産育児一時金の引上げ額について(資料11ページ)

- →今は42万円だが、来年度から8万円引上げ、50万円となる。
- →財源は、基本的には各医療保険の保険料。国保については交付税措置もしている部分が あるが、この引上げに対しても十分に対応できるような状態にしている。

○国民健康保険の産前産後保険料の免除(資料12ページ)

- →国民健康保険の産前産後保険料の免除を来年度の途中から開始する。
- →産前産後休暇は約4か月なので、その4か月分については、産前産後期間中は保険料を 取らず、公費支援をするというもの。
- →システムの改修等、準備を要することから、令和6年1月からこの制度が始まる予定である。

○令和5年度の消費税増収分の使途について(資料13~15ページ)

- →消費税5%から10%に増収した分がどう使われているのかという資料。社会保障の充実 として、令和5年度予算案が2兆7,972億円。子ども・子育てでは7,000億円。
- →さらに、2.8兆円以外に、平成29年の「新しい経済政策パッケージ」の中で、約1.6兆円 を人づくり革命として、消費税を財源に、待機児童の解消、幼保の無償化、高等教育の 無償化が行われている。

○公的価格の見直し(資料16ページ)

- →保育士とか幼稚園教諭の公的価格の見直しについては、私立の場合は施設等給付。
- →公立の場合は、令和4年度は補正と当初予算で手当てされているが、令和5年度以降は 満年度化し、全額地方交付税で同じように手当てされている。

○児童虐待防止対策体制の強化(資料17ページ)

- →児童相談所の児童福祉司や児童心理司、地方公務員の給与、人件費については交付税で 措置しており、令和元年度から今年度までは、児童虐待防止対策体制総合強化プランに 基づいて増やしている。引き続き、虐待件数の伸びもあるので、昨年12月に令和5年度 から令和8年度の新しいプランをつくって、さらに増員目標を立てて措置をしていく。
- →児童福祉司については、新たなプランの目標は令和5年度、令和6年度の2か年度で 1,060人増やす。令和5年度は半分の530人を増やすという計画になっている。
- →児童心理司のほうは、採用が少し難しいという経緯もあって、2か年度でではなくて4 か年度かけてしっかり950人増員を図っていく。初年度の令和5年度はプラス240人とい う手当てを地財計画上している。

○異次元の少子化対策(資料18ページ)

- →岸田総理の年頭記者会見のこども政策部分。
- →第1に、児童手当を中心に経済的支援を強化。
- →第2に、学童保育や病児保育を含め幼児教育・保育サービスの量・質両面からの強化。 そして、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサー ビスの拡充。
- →第3に、先ほどの全世代型社会保障の報告書でも触れた、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実。
- →小倉大臣の下で、こういった3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末目途に具体的なたたき台を取りまとめていくよう総理指示がった。小倉大臣によるたたき台の内

容を踏まえ、4月以降、総理の下でさらに検討を深める、6月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示することとされている。

【質疑応答】

○こども政策に関しての質問が2つ。

1つ目は、出産に関する費用が出産育児金のような手当ではなく、健康保険を使えるようにしないのはなぜなのか。

2つ目は、児童手当の強化というところで、もともと明石市がかなりやり出していた ものを東京都とかもいろいろやっているが、どの程度の児童手当の強化ということが 内々で検討されているのか、また見通しがある程度あるのか。

→1つ目は、出産自体が疾病とか負傷というような保険が対象としているような世界では ないという整理で、保険の対象にはしていない。

2つ目は、まさに先週会議が立ち上がり議論が始まったところ。ただし、全世代型社会保障の会議では、児童手当の所得制限や多子世帯をどうするかなどが議論されていた。 児童手当は今も2兆円という規模であるため、見直しによる影響額も大きいことから、全世代型社会保障の会議の中では、具体の話としてはまとまっていなかった。

- →所得制限無しにはならないのか。
- →「子育て罰」という言葉も国会でよく論じられている。これからの議論。
- ○脱炭素推進に関する事業債の計画で、事業費が1,000億円とあるが、単独の自治体に平均化してしまうと6,000万円弱ぐらいの規模になる。例えば、交付税措置率が高い、再生可能エネルギーのプラントを設置するようなものだと、太陽光は6,000万円とかのオーダーでも可能だと思うが、バイオマス発電などの設備は、単独の平均の規模では小さいように感じる。現実的にはどういう形で運用されるのか。

また、こども・子育て政策について、高等教育の無償化は2020年から実施されている と見た。まだ顕在化しないような気がするが、4年間学び切っていけるのかと心配して いる。

というのは、家庭環境が必ずしも良好ではないとか、補助を受けているときに、十分 家庭のバックアップなどがない状態の学生がいるので、学習を継続するある種のショッ クアブゾーバーみたいなものが少ない学生が来ているような印象を持っている。実際に 学生の相談などを受けていく中でそういうことが多々あった。

2020年から4年経っていないため、まだ結果は出てこないと思うが、高等教育の無償 化が実際に学生が卒業できるようなところまで走り切るのか、これから問題として出て こないのか、その点についての検討していることがあるか。

→今年度からの公共施設等適正管理推進事業債の脱炭素化事業も1,000億円程度積んでいたが、初年度であったことや対象が狭かったなどの理由により、実績として1,000億円まで至らなかった。この様な実績も踏まえて、令和5年度はメニューを増やすと同時に、対象拡大をしているところ。現状1,000億円で始めているというのが実態である。

また、高等教育の無償化については、我々としてはそこの情報を持っていない。ただ、

議論としては、全世代型社会保障構築会議というでは、社会保障という観点だったため、教育部門は基本的に議論されていなかった。今回、新しくできた会議には、文部科学省も入り、施政方針演説の中にも出世払い型の奨学金というのも入っているので、今後議論にはなると思う。

○こども政策の強化に関する動向の説明で、ライフステージに沿ってどのような支援が計画されるかということについて 2 点伺う。

1点目が、支援事業を計画していくのは、こども家庭庁のほうで方針などを決めてい くのか。あるいは、地方の裁量が大きくなっていくのか。

2点目が、現在、事務配分や財源負担の方向性はどのような議論になっているのか。 地域によって事情は異なってくると思うが、場合によってはここにまとめられているような支援が見合わせられて、複合的な形で対策とか計画が必要になってくると思う。そういったときにかなり地方の動きが重要になってくるのかと思うが、財政力の違いによって、そういった支援あるいは対策、計画は左右され得るのか。

→1点目だが、こども家庭庁が政策立案していく際には、地方の声を聞いていくとのこと。 4.8兆円のこども家庭庁の予算の実施主体は主に地方が多いが、国費と地方費の割合は、 これまでもいろいろ議論の積み重ねで決まっている。国庫補助金の地方負担があるもの については基本地財計画に積んで交付税措置がされているという状況だと認識してい る。

こども家庭庁は4月1日に発足して、地方の声を吸い上げていくということを標榜している。年に何回か、地方の声を聞く機会を設けるという話も伺っているので、そういったプロセスも経ながら、新しい政策、あるいは既存の政策を立案、改変していくことになると思う。

○産後ケアの負担について、所得制限は設けざるを得ないというのが現状なのか。

また、女性が働きやすい環境整備をするのがこども家庭庁の一つの役割だと考えている。しかし、現在の制度では保育園利用は就労をしていることが重要な要件となっており、これからキャリアを形成しようとしている人や非正規雇用で働いている人が利用しにくい状況になっている。キャリアを継続または形成するために、求職者や非正規雇用労働者が保育園を利用しやすいようにするための措置というものがもっとあれば良い。

→今年度までの産後ケア事業の利用料減免は、非課税世帯を対象に、1回当たり5,000円としていたが、来年度からは対象を拡大し、非課税世帯以外の世帯に対しても1回当たり2,500円の利用料減免としている。そういう意味では所得により差があるが、対象を拡大したということで御理解賜りたい。

また、保育所のほうは、繰り返し議論されていると認識しているが、いろいろな制約の中でできていないというのが実態である。

○子どもの居場所というのが大きく出ているが、これはこれから大事になってくると思う。 学校の働き方改革の文脈で、中学校の部活動の地域移行を進めたいと当事者たちは思っ ているが、部活のない日はこれまでは長時間学校に縛りつけていた子どもたちが解き放 たれてしまうので、その受皿をつくらなければいけない、結構喫緊の課題も含んでいる と思う。子どもの居場所を放課後だけでなく、学校が始まる前ももしかしたら必要にな ってくるかなと思っており、かなり政策的なフロンティアになると思う。

- ○少子化や出生率の改善が非常に強調されていると感じる。コロナの影響もあり、非常に 少子化が進展しているが、最初の入り口の結婚支援ができていないと、その後の部分も 全部できない。つまり、未来に対しての見通しが立たない、労働市場が非正規化してい て経済的な安定がないのに結婚できるのかということがあり未婚率も上昇している。入 り口の最初の結婚支援というところに関しては議論がなかったのか。
- →子育て関係で、晩婚化が非常に大きな要因だということは認識している。そこをどうするかという議論は、令和5年1月19日に新しく立ち上がった会議でも触れられていたので、これからの議論だと思っている。少なくとも全世代型社会保障の有識者会議の中では、そこはいろいろと議論していたところである。

また、こども家庭庁の予算で触れた地域少子化対策重点推進交付金は、結婚をされたい方の相談体制の整備などをする地方団体を国としてサポートしていくものである。

加えて、非正規や若者の給与問題等を含めて要因は複合的だということは、関係者は当然認識しているので、今後の議論だと理解いただきたい。

○先ほどの話を聞く限りは、入り口の段階の結婚の促進に重点を置いているとすると、も う既に結婚をしている親、例えばちょうど義務教育から大学あたりにいる就職氷河期の 世代を親として持つ子どもに対する配慮みたいなものは議論から外れているという理 解でいいのか。

また、児童手当の話で、例えば所得制限をつけないで児童手当を支給したらどうだとか、そういった議論がこういう話の中で出ているのか

→就職氷河期などの特定の世代をターゲットにした特別な話は、少なくとも去年の全世代型の会議の中では特段出ていない。別の組織が就職氷河期対策というのをやっているが、 それはどちらかというと働く側の議論。

児童手当の所得制限の具体的な話は、昨年の議論では、児童手当の財源確保を含め、 全体として今後の議題となっている。

○北欧は保育が非常に充実しているイメージがあるが、メニューの数的には日本の方が充実している印象がある。一方で、多様な保育の現場に携わる人たちが非正規の職員だったり、補助事業がある程度期間が限られているので、持続的に雇う仕組みになっていないなど、人手をいかに確保するのかというのが課題になっていると聞く。メニューが広がるのはすごく良いが、そこの現場に携わる人たちが長くノウハウを蓄積しながら現場に立てるような補助金の仕組みはどうあるべきなのかがすごく難しいなと思った。

また、私も子どもが生まれてから、たくさんの冊子が送られてきた。充実しているな と思った一方で、申請がすごく大変で、特に間に事業者の方が絡むようになると時間が かかる。伴走型支援というのが大事だと思う一方で、申請する側の負担がもっと楽にならないのかなとずっと考えている。例えばマイナンバーの活用でもっとうまくできるのかというのも関心がある。

→伴走型支援の話では、マイナンバーを活用していこうという話は出ている。事務負担の 軽減やプッシュ型で情報を随時届けるようなことも検討されている。事務負担の話は、 毎回地方団体のほうからも出ている。



令和5年度地方財政対策のポイント

財政局 令和4年12月23日 総務省自治

通常収支分

通常収支分

1 一般財源終額の確保

- 一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円 上回る62.2兆円を確保
- 地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、 臨時財政対策債の発行を前年度から0.8兆円抑制

一般財源総額(水準超経費除き) 62.2兆円(前年度比+0.2兆円、前年度 62.0兆円)

- ※ 水準超経費を含めた一般財源総額は65.1兆円(同+1.2兆円、同 63.9兆円)
- 18.1兆円) 1.8兆円) 45.5兆円(前年度比+1.6兆円、前年度 43.8兆円) 叵 ▲0.8兆円, ▲0.0兆円、 +0.3兆円, 0.2兆円 (同 18.4兆円 (同 1.0兆円 (同 ·地方税·地方讓与税 地方特例交付金等 · 臨時財政対策債 地方交付税
- (注)端数処理のため合計が一致しない場合がある

臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化 N

- 臨時財政対策債の発行を対前年度比▲0.8兆円と抑制(④).8兆円→⑤1.0兆円)。 年度末残高見込みは2.9兆円縮減(④)22.0兆円→⑤49.1兆円)
- 交付税特会借入金を償還計画額を上回る1.3兆円償還し(0.5兆円→1.3兆円)、残 高を縮減(④29.6兆円→⑤28.3兆円〕
- 交付税の国税減額補正精算を前倒し(0.3兆円→0.8兆円)

3 主な歳出項目

(1) 岩域の下ジタラ化の推維

- ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」 について事業期間を延長(令和5年度~令和7年度)するとともに、マイナンバー カード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)
 - ※「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費(仮称)」に名称変更した上で、これと地域デ ジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)」(1.25兆円)を創設

(2) 地域の脱炭素化の推進

地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素 化推進事業費(仮称)」(1,000億円)を計上し、脱炭素化推進事業債(仮称)を創 設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充

(3) 自治体の施設の光熱費高騰への対応

・学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏ま え、一般行政経費(単独)を700億円増額

東日本大震災分

震災復興特別交付税の確保 O

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円 (前年度比▲0.0兆円)を確保

主な歳入歳出の概要

| 5年度 | 4年度 | 増減額 | 増減率

	区分	, \ \	- - K	C=A-B	C/B
	地方税	42.9	41.2	1.6	4.0
	地方讓与稅	2.6	2.6	0.0	0.1
	地方特例交付金等	0.5	0.5	▶ 0.0	▲ 4.3
刂	地方交付税	18.4	18.1	0.3	1.7
怪	国庫支出金	15.0	14.9	0.1	0.8
	地方債	6.8	7.6	▶ 0.8	▲ 10.4
	臨時財政対策債	1.0	1.8	▶ 0.8	▲ 44.1
~	臨時財政対策債以外	5.8	5.8	▶ 0.0	▲ 0.1
'	その他	6.2	0.0	0.2	2.8
	抗症	92.0	90.6	1.4	1.6
	一般財源	65.1	63.9	1.2	1.9
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	62.2	62.0	0.2	0.2
ı	給与関係経費	19.9	20.0	▲ 0.1	▲ 0.3
	退職手当以外	18.8	18.5	0.2	1.3
	退職手当	1.	1.4	▲ 0.3	▲ 21.3
	一般行政経費	42.1	41.4	9.0	1.5
	うち 補助	24.0	23.5	0.5	2.2
	うち 単独	15.0	14.9	0.1	0.7
	うち デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)	1.25	1.2	0.05	4.2
	うち 地方創生推進費(仮称)	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 地域デジタル社会推進費	0.25	0.5	0.02	25.0
搬	うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	11.3	11.4	▲ 0.2	▲ 1.5
	維持補修費	1.5	1.5	0.0	1.7
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
丑	投資的経費	12.0	12.0	▶ 0.0	▶ 0.0
	直轄・補助	5.7	5.7	▶ 0.0	▲ 0.1
	単独	6.3	6.3	0.0	0.0
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	9.0	▶ 0.1	▲ 17.2
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費(仮称)	0.1	0.0	0.1	配埔
	公営企業繰出金	2.4	2.4	▶ 0.0	▲ 1.4
	水準超経費	2.9	1.9	1.0	56.2
	盂	92.0	90.6	1.4	1.6
1					

[※] 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

令和5年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局 令和4年12月23日

▲44.1%)

▲22.1%)

【 I 令和5年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模 92兆 400億円程度(④90兆5.918億円、+1兆4.400億円程度、+ 1.6%程度) (2) 地方一般歳出 76兆4,800億円程度(④75兆8,761億円、+ 6,000億円程度、+ 0.8%程度) (3) 一般財源総額 1,500億円、 62兆1,635億円 (4)62兆 135億円、十 + 0.2%(水準超経費を除く交付団体ベース) ※ 水準超経費を含めた一般財源総額 65兆 535億円 (4) 63兆 8,635億円、十 1兆1,900億円、 + 1.9%) (4) 地方交付税の総額 18兆3,611億円 (4)18兆 538億円、+ 3,073億円、 + 1.7%) (5) 地方税及び地方譲与税 (4)43兆8,283億円、+1兆6,469億円、 45兆4,752億円 + 3.8%(6) 地方特例交付金等 2.169億円 (4)2.267億円、▲ 98億円、 **4.3%**)

9.946億円

1兆9,900億円

2 東日本大震災分

(8) 財源不足額

(7) 臨時財政対策債

(1) 復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税 935億円 (4) 1,069億円、▲ 134億円、 **▲**12.5%) 2 規模 2.600億円程度 (4) 2.987億円、▲ 400億円程度、▲13.0%程度) (2) 全国防災事業

(4) 1兆7.805億円、▲

(4) 2兆5,559億円、▲

7,859億円、

5.659億円、

規模 587億円 (4)1.023億円、▲ 436億円、 **42.6%**)

令和5年度地方財政対策の概要(通常収支分)①

【Ⅱ 通常収支分】

社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の 推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和 4年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

〇 一般財源(交付団体ベース)の総額 62兆1.635億円(前年度比 + 1,500億円、十 0.2%) ※ 水準超経費を含めた一般財源総額 65兆 535億円(同 1兆1,900億円、十 1.9%) [一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 69.6%程度(④68.5%)]

42兆8.751億円(前年度比 +1兆6.446億円、+ 4.0%) 地方稅 地方譲与税 2兆6,001億円(23億円、+ 0.1%) • 地方交付税 + 3,073億円、十 1.7%) 18兆3,611億円(同 • 地方特例交付金等 2,169億円(同 98億円、▲ 4.3%) 臨時財政対策債 同 7,859億円、▲44.1%) 9,946億円(▲

○ 地方債 6兆8,163億円(前年度比 ▲7,914億円、▲10.4%)

• 臨時財政対策債 7,859億円、▲44.1%) 9,946億円(前年度比▲ • 臨時財政対策債以外 5兆8,217億円(55億円、▲ 0.1%) 同 通常債 5兆 617億円(同 55億円、▲ 0.1%) 財源対策債 7,600億円(0億円、 同 0.0%)

令和5年度地方財政対策の概要(通常収支分)②

2 地方交付税の確保

○ 地方交付税(出口ベース) 18兆3,611億円(前年度比 +3,073億円、+1.7%)

<u><一般会計></u> 16兆1.823億円(a)

(1) 地方交付税の法定率分等

16兆1,669億円

・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分

16兆9,500億円

国税減額補正精算分(②)、②)、①)等

▲ 2,910億円

・国税減額補正精算の前倒し分(②)

▲ 4,922億円

(2) 一般会計における加算措置(既往法定分)(※)

154億円

※ 令和5年度に予定していた加算額3,871億円のうち、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補塡するための加算額154億円を除く3,717億円については、地方交付税総額の安定的確保の観点から、令和9年度以降に加算するよう、加算時期を調整

<u><特別会計></u> 2兆1,788億円(b)

(1) 地方法人税の法定率分

1兆8,919億円

(2) 交付税特別会計借入金償還額

▲ 1兆3,000億円

(うち償還の前倒し▲8,000億円)

(3) 交付税特別会計借入金支払利子

572億円

(4) 交付税特別会計剰余金の活用

1,200億円

(5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

1,000億円

(6) 令和4年度からの繰越金

1兆4,242億円

<u><地方交付税>(a)+(b)</u>

18兆3,611億円

(参考)地方交付税の推移(兆円)

	26	27)	28)	29	30	1	2	3	4	(5)
地方交付税	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4

令和5年度地方財政対策の概要(通常収支分)③

3 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

財源不足の縮小

4 2兆5,559億円

⑤ 1兆9,900億円

(▲ 5.659億円)

・ 臨時財政対策債の抑制

④ 1兆7,805億円

④ 51兆9,931億円

(5) 9

9,946億円

(▲ 7,859億円) (▲2兆8.741億円)

年度末残高見込み ・交付税特別会計借入金償還の前倒し

5,000億円

→ ⑤ 49兆1,190億円 → 1兆3,000億円

(十 8,000億円)

・ 国税減額補正精算の前倒し

2,910億円 -

7,832億円

(十 4,922億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	26)	27)	(28)	29	30	1	2	<u>(3)</u>	4	(5)
臨時財政対策債	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0

4 財源不足の補塡

○ 令和5年度における財源不足額 1兆9,900億円(前年度比▲5,659億円、▲22.1%)※ 折半対象財源不足は、令和4年度に引き続き生じていない

○ 令和5年度から令和7年度までの間、国と地方の折半ルールを延長。令和5年度においては、以下のとおり財源不 足額を補塡

① 財源対策債の発行 7,600億円

② 地方交付税の増額による補塡 2,354億円

・一般会計における加算措置(既往法定分) 154億円

・交付税特別会計剰余金の活用 1,200億円

・地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 1,000億円

③ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分) 9,946億円

令和5年度地方財政対策の概要(通常収支分) 4

5 地域のデジタル化の推進

- 〇 「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を延長(令和5年度~令和7年度)するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)
- 〇「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費(仮称)」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)」(1兆2.500億円)を創設

令和4年度	(単位:億円)	令和5年度	(単位:億円)
一般行政経費	414,433	一般行政経費	420,800程度
		デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)	12,500
まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	地方創生推進費(仮称)	10,000
地域デジタル社会推進費	2,000	地域デジタル社会推進費	2,500
		(マイナンバーカード利活用特別分	500)

6 地域の脱炭素化の推進

- 〇 地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費(仮称)」(1,000億円)を 計上し、脱炭素化推進事業債(仮称)を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

7 地域の人への投資(リスキリング)の推進

○ 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に要する経費に対して 地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタ ル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

5

令和5年度地方財政対策の概要(通常収支分)⑤

8 防災・減災のための取組の推進

○ 防災・減災のための取組を一層推進するため、「緊急防災・減災事業費」について、社会福祉法人・学校法人が行 う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援や、消防本部における水中ドローンの配備を対象事業に追加

9 地方への人の流れの拡大の推進

○ 地域おこし協力隊員の募集や日々のサポート体制の強化に要する経費など、地域おこし協力隊に関する地方財政措置を拡充するとともに、地域資源を活用した全国各地での創業を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を創設

10 地域社会再生事業費

〇 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和5年度においても、引き続き4,200億円を計上

11 物価高騰への対応

- 〇 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億 円増額
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

令和5年度地方財政対策の概要(通常収支分)⑥

12 こども・子育て支援の強化

○ 児童虐待防止対策の強化を図るため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所の 児童福祉司を令和6年度までの2年間で約1,060名、児童心理司を令和8年度までの4年間で約950名それぞれ増員

児童福祉司: ④約5,780名 → ⑤約6,310名 → ⑥約6,850名 【児童心理司: ④約2,350名 → ⑤約2,590名 → ⑧約3,300名 】

○ 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付 金の地方負担に対して地方財政措置を講ずる

13 保健所等の恒常的な人員体制強化

○ 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症 対応業務に従事する保健師を約450名増員(④約2,700名→⑤約3,150名)するとともに、保健所及び地方衛生研究所 の職員をそれぞれ約150名増員

14 地域公共交通(ローカル鉄道)の再構築への対応

○ 鉄道事業者と地域の合意に基づくローカル鉄道の再構築を図るための経費について、新たな国庫補助事業の地 方負担に対して地方財政措置を講ずる

15 地下鉄事業特例債の延長・特別減収対策企業債の延長

- 〇 各地下鉄事業の経営状況が引き続き厳しいことから、経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設けた上で、地下 鉄事業特例債を5年間延長
- 新型コロナウイルス感染症対策の影響により料金収入が減少する公営企業の資金繰りに支障が生じないよう、全 事業を対象とする特別減収対策企業債を延長

令和5年度地方財政対策の概要(通常収支分)⑦

16 持続可能な地域医療提供体制の確保

公立病院等の経営強化を推進し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看 護師等の確保の取組等の支援に係る所要の財政措置を引き続き講ずるとともに、不採算地区病院等への地方交付 税措置の基準額引上げを継続

17 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

○「経営・財務マネジメント強化事業」(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)において、新たに、地方団体の DX、首長・管理者向けトップセミナー及び公営企業のDX・GXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣する など事業を拡充

18 社会保障の充実及び人づくり革命等

○ 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

社会保障の充実分の事業費

2兆7,972億円(④2兆7,968億円)

・社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費

6,298億円(④ 6,298億円)

人づくり革命に係る事業費

1兆6,347億円(4)1兆6,184億円)

8

令和5年度地方財政対策の概要(東日本大震災分)

【Ⅲ 東日本大震災分】

〇 震災復興特別交付税の確保

- 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保
 - 震災復興特別交付税

935億円(前年度比 ▲134億円、▲12.5%)

- ・震災復興特別交付税により措置する財政需要
- ① 直轄・補助事業の地方負担分

530億円

- ② 地方単独事業分(中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等)
 - 124億円

③ 地方税等の減収分

281億円

- ※ 令和5年度の所要額は、935億円であるが、予算額は年度調整分281億円を除いた654億円(令和4年度予算額:929億円)となる。
- ※ 震災復興特別交付税の平成23~令和5年度分の予算額の累計額(不用額を除く)は5兆7,000億円

9

令和5年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 92.0兆円 (+1.4) 給与関係経費 19.9 (▲0.1)

一般行政経費 42.1 (+0.6)

うち 単独事業 15.0(+0.1) ※ 光熱費高騰への対応 デジタル田園都市国家構想事業費(仮称) 1.25 (+0.05) 地域社会再生事業費 0.4(同額) 投資的 経 費 12.0 (▲0.0)

12.0 (▲0.0) うち 脱炭素化推進事業費 (仮称)0.1(+0.1) 公債費 11.3 (▲0.2) その他 6.8 (+1.0)

歳入 92.0兆円 (+1.4) 国 庫 支出金 15.0 (+0.1)

地方 債等 11.2 (+0.1)

地方税·地方譲与税等 45.7 (+1.7)

地方交付税 18.4兆円 (+0.3兆円)

意時財政対策債 元利償還分 1.0 同間 1.0 (▲0.8) (▲0.8)

財源不足額 2.0兆円(▲0.6兆円)

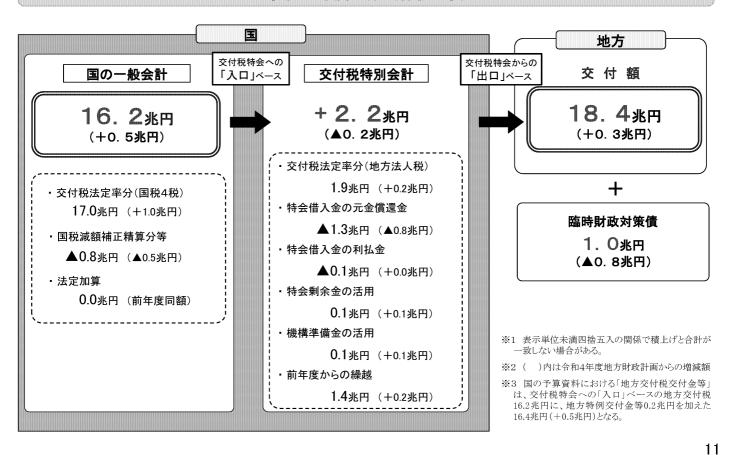
地方一般財源総額

65.1兆円(+1.2兆円)

地方一般財源総額(水準超経費除き) 62.2兆円(+0.2兆円)

注:()内は令和4年度地方財政計画からの増減額

令和5年度地方交付税の姿



地域のデジタル化の推進

- 〇 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長(令和5年度~令和7年度)
- 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費をマイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)

【事業期間】 令和5年度~令和7年度

【事業費】 令和5年度 2,500億円 うちマイナンバーカード利活用特別分 500億円 (令和4年度 2,000億円)

地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組(想定される例)

高齢者などの住民を対象とした デジタル活用支援 デジタル技術を活用した観光振興や 働く場の創出など魅力ある地域づくり 地域におけるデジタル人材の 育成・確保

デジタル技術を活用した 安心・安全の確保 条件不利地域等におけるデジタル 技術を活用したサービスの高度化 中小企業のデジタルトランス フォーメーション支援

うち、マイナンバーカードを利活用した取組(想定される例)

各種証明書のコンビニ交付サービス

行政手続のオンライン申請

申請書作成支援(書かない窓口)

電子母子手帳サービス等のアプリ

図書館カードとしての利用

地域公共交通における利用

地方交付税措置

【算定項目】「地域デジタル社会推進費」(普通交付税の臨時費目)

【算定額】 令和5年度 2,500億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分1,700億円程度

(令和4年度 2,000億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分1,200億円程度)

マイナンバーカードを利活用した地域のデジタル化の推進

1. マイナンバーカードを利活用した取組についての普通交付税における算定

○ 「地域デジタル社会推進費」の増額分(マイナンバーカード利活用特別分500億円)について、マイナンバーカードの交付率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映

【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」において、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費を算定

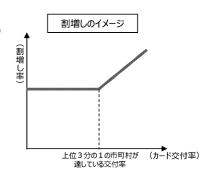
【算定額】

令和5年度 500億円程度 (市町村分)

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの 交付率が高く、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される 市町村の経費をマイナンバーカードの交付率に応じて割増し

- ※1 マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、 当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率で算定
- ※2 マイナンバーカードの交付率は、普通交付税の算定スケジュールにおいて使用可能な最新の数値を用いる



2. 郵便局を活用した取組

○ マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、地方団体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービス を導入する経費について、特別交付税措置(措置率0.7)を講じる ※ 財政力補正あり

地域の脱炭素化の推進

- 〇 GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費(仮称)」を計上し、脱炭素化推進事業債(仮称)を創設
- 〇 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債(仮称)の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う 公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業 (再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、 省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで

(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債(仮称)

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化		50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)	90%	財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債(仮称)と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和 5年度後半発行予定、参加希望団体:30団体) 14

地域の人への投資(リスキリング)の推進

- 地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる
- 1. 地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置の創設

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、 ①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキリング支援 ※ 地域職業訓練実施計画(職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画)に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで(「人への投資」パッケージの終了年度と同様)

【地方財政措置】特別交付税措置(措置率O.5)

2. 地方団体と地方大学の連携によるリスキリングの推進に関する地方財政措置の拡充

【対象事業】 地方団体と地方大学が協定を締結して実施する、社会人等を対象とした リスキリング講座の実施等

【事業期間】期限の定めなし

【地方財政措置】特別交付税措置(措置率0.8 ※ 財政力補正あり)

3. 地方団体におけるデジタル人材の確保・育成に関する地方財政措置の創設

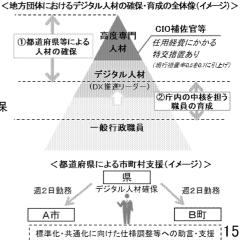
【対象事業】①都道府県、連携中枢都市等による市町村支援のためのデジタル人材の確保 ②地方団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員の育成

【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)

【地方財政措置】特別交付税措置(措置率O.7)

4. 地方団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣

地方団体におけるDXの取組を推進するため、新たに、専門アドバイザーを派遣するとともに、都道府県単位で行う「首長・管理者向けトップセミナー」の開催等を支援(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業。地方公共団体金融機構が経費を負担)



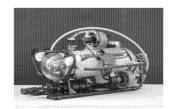
防災・減災のための取組の推進

- 避難所における生活環境改善のための取組や消防本部における災害対応能力の向上のための取組を一層推進するため、「緊急 防災・減災事業費」の対象事業を拡充
- 1. 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

<取組例>

- ・指定福祉避難所となっている社会福祉施設(養護老人ホーム等)における避難者の生活環境改善(要配慮者用の居室、避難者用トイレ、空調等) のための取組への補助
- ・指定避難所となっている私立学校施設(体育館)における避難者の生活環境改善のための取組への補助
- 2. 消防本部への水中ドローンの配備





(参考)緊急防災・減災事業費の概要

〈事業期間〉 令和3年度~令和7年度 〈事業費〉 5,000億円(令和5年度)

<現行の対象事業> 公共施設の防災機能強化、指定避難所の生活環境改善、災害対応のための情報網の整備等

<地方財政措置> 緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

緊急防災・減災事業債(地方債充当率100%)

地方への人の流れの拡大の推進

- 〇 令和8年度までに地域おこし協力隊の隊員数を10,000人とする目標に向け、地域おこし協力隊員の募集や日々のサポート体制の 強化に要する経費など、地域おこし協力隊に関する特別交付税措置を拡充
- 地域資源を活用した全国各地での創業を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を創設し、民間事業者に対する案件募集に 係る経費等に対して特別交付税措置を講ずる。また、地域経済循環創造事業交付金を活用する事業について、ふるさと融資を含め 融資元等を拡充し、ふるさと融資を利用する場合は、地方団体による連帯保証料の補助等に対して特別交付税措置を講ずる

1.「地域おこし協力隊」の取組強化

<現役隊員数(R3)とR8目標隊員数>

(1)地域おこし協力隊員の募集等に関する特別交付税措置の拡充 隊員の募集等に要する経費:1団体当たり200万円上限から300万円上限に拡充



- (2)地域おこし協力隊員の日々のサポート体制の強化に関する特別交付税措置の創設 市町村における隊員の日々のサポートに係る隊員OB・OG等への委託経費:1団体当たり200万円上限
- (3)地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に関する特別交付税措置の拡充 任期最終年次及び任期終了後1年に加え、新たに「任期2年目」より起業・事業承継の準備を支援 (隊員等の起業・事業承継に要する経費:隊員1人当たり100万円上限)

2. 「ローカルスタートアップ支援制度」の創設

(1)事業の企画・立ち上げ等に関する特別交付税措置の拡充

民間事業者に対する案件募集に係る経費や法人設立等に係る経費(法人登記等の委託経費)等について、特別交付税措置(措置 率O.8 ※ 財政力補正あり)を講ずる

(2)ふるさと融資(※)の利用

地域経済循環創造事業交付金を活用する事業について、ふるさと融資を含め融資元等を拡充し、ふるさと融資を利用する場合は、 地方団体による地方債の利子負担や連帯保証料の補助に対して特別交付税措置(措置率0.75)を講ずる

※ 地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度(融資財源は地方債で調達)

17

物価高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ
- 1. 自治体の施設の光熱費高騰への対応
 - 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
 - ※ 普通交付税の単位費用により措置
- 2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ
 - 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ (36.1万円 ⇒ 42.2万円)(17%増)
 - ② 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ (40.0万円 ⇒ 47.0万円)(18%増)
 - ※ いずれも令和4年度事業債から新単価を適用

主な地方財政指標積算基礎(通常収支分)

(単位:億円)

区分	令和5年度 (見込)	令和4年度
歳入合計 ①	920, 400程度	905, 918
地方税 ②	428, 751	412, 305
地方譲与税 ③	26, 001	25, 978
地方特例交付金等 ④	2, 169	2, 267
地方交付税 ⑤	183, 611	180, 538
地方債 ⑥	68, 163	76, 077
うち臨時財政対策債	9, 946	17, 805
復旧・復興事業 一般財源充当分	▲ 3	▲ 4
全国防災事業	60	▲ 254
主 一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨ 関な	650, 535	638, 635
係地 指方 一般財源比率 <u>②+③+④+⑤+⑧+⑨</u>	- 69.6%程度	68. 5%
標財 地方債依存度 ⑥ ①	7. 4%程度	8. 4%

(参考)

- 〇 地方の借入金残高(東日本大震災分を含む)
- 182兆円程度(令和5年度末見込) ※ 187兆円程度(令和4年度末見込) 28.3兆円
- 〇 交付税特別会計借入金残高

(**令和5年度末見込**) ※ 29.6兆円 (令和4年度末見込)

令和5年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

			I	頁		3					令和5年度 (見込)		令和4年度		増減率 (見込)	
	地				方				税		428,751	億円	412,305	意円	4.0	%
	地		方		譲		与		税		26,001	億円	25,978	意円	0.1	%
	地	方	特	例	3	Ĉ.	付	金	等		2,169	億円	2,267 1	意円	▲ 4.3	%
	地		方		交		付		税		183,611	億円	180,538 1	意円	1.7	%
裁	地				方				債		68,163	億円	76,077 1	意円	▲ 10.4	%
	う	ち	臨	時	財	政	対	策	債		9,946	億円	17,805 (意円	▲ 44.1	%
λ	復一	股般	D		復 源	興充		事当	業分業		▲ 3	億円	▲ 4 f	意円	▲ 25.0	%
	全 一	国 般	J.	防	源	災充	4	当	業分		60	億円	▲ 254	意円	▲ 123.6	%
	歳		Д			合			計	約	920,400	億円	905,918	億円 約	1.6	%
	Γ	_		般		財	;	原	J		650,535	億円	638,635 1	: 色円	1.9	%
	(水	準 超	経 費	を関	k < 3	を付 [団体	ベー	- ス)		621,635	億円	620,135 1	意円	0.2	%

			項	B				令和5年度 (見込)		令和4年度		増減率 (見込)	
	給	与	関	係	経	費	約	199,100	億円	199,644	億円	約 ▲ 0.3	%
	退	職	手	当	以	外	約	187,700	億円	185,283	億円	約 1.3	%
	退		職	3	手	当	約	11,300	億円	14,361	億円	約 ▲ 21.3	%
	-	般	行	政	経	費	約	420,800	億円	414,433	億円	約 1.5	%
	う	ち	ŧ	甫	助	分	約	239,700	億円	234,578	億円	約 2.2	%
	う	ち	4	Ĕ.	独	分	約	149,700	億円	148,667	億円	約 0.7	%
	うち	ゔデジタル	田園都市	国家構?	想事業	費(仮称)		12,500	億円	12,000	億円	4.2	%
		うち地	方創生	生推道	生 費(仮称)		10,000	億円	10,000	億円	0.0	%
		うち地	域デジ	タル	社 会	推進費		2,500	億円	2,000	億円	25.0	%
	う	ち地	域社会	会 再	生 事	業 費		4,200	億円	4,200	億円	0.0	%
	公		伊	ŧ		費	約	112,600	億円	114,259	億円	約 ▲ 1.5	%
歳	維	持	補	Î	修	費	約	15,200	億円	14,948	億円	約 1.7	%
	う	ち 緊	急浚	巣 推	進事	業費		1,100	億円	1,100	億円	0.0	%
	投	資	É	3	経	費	約	119,700	億円	119,785	億円	約 ▲ 0.0	%
出	う	ちi	直 轄	•	補	助分	約	56,600	億円	56,648	億円	約 ▲ 0.1	%
	う	ち	ž	Ĕ	独	分	約	63,100	億円	63,137	億円	約 0.0	%
		うち累	急 防	災・源	載 災 ▮	事業費		5,000	億円	5,000	億円	0.0	%
		うち公井	施設等:	適正管	理推進	事業費		4,800	億円	5,800	億円	▲ 17.2	%
		うち 緊 :	急自然災	害防.	止対策	事業費		4,000	億円	4,000	億円	0.0	%
		うち 脱	炭素化	推進事	業費	(仮称)		1,000	億円	-	億円	皆増	1
	公	営	企 業	ŧ #	₽ E	出 金	約	24,000	億円	24,349	億円	約 ▲ 1.4	%
	5:	ち企業(責償還3	貴普通	会計	負担分	約	14,000	億円	14,398	億円	約 ▲ 2.8	%
	水	準	超	3	経	費		28,900	億円	18,500	億円	56.2	%
	歳		出	4			約	920,400		905,918		l' -	%
	(水	準超経	費を除く	交 付	団体へ	(ース)	約	891,500	億円	887,418	億円	約 0.5	%
	地	方	-	般	歳	出	約	764,800	億円	758,761	億円	約 0.8	%

^{※1} 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

^{※2} デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)及び「地域デジタル 社会推進費」(0.2兆円)の合算額である。

^{※3} 地方創生推進費(仮称)の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)の額である。

令和5年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1)復旧・復興事業

			J	頁		B					令和5年度 (見込)		令和4年度			増減率 (見込)	
	震	災	復	興	特	別	交	付	税		935	億円	1,069	億円		1 2.5	%
歳	王		庫		支		出		金	約	1,600	億円	1,822	億円	約	1 2.2	%
	地				方				債		9	億円	9	億円		0.0	%
入	_	般	ļ	財	源	弁	5	当	分		3	億円	4	億円		▲ 25.0	%
					計					約	2,600	億円	2,987	億円	約	1 3.0	%
	直	轄		補	助	h	事	業	費	約	2,200	億円	2,386	億円	約	▲ 7.8	%
歳	地	方	j	単	独	事	Į.	業	費		405	億円	517	億円		▲ 21.7	%
出	う	ち地	方 稅	等の)減」	収分	見台	うい育	表 出		281	億円	368	億円		▲ 23.6	%
					計					約	2,600	億円	2,987	億円	約	▲ 13.0	%

[※] 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2)全国防災事業

			項		3			令和5年度 (見込)		令和4年度		増減率 (見込)
	地			方			税	646	億円	768	億円	▲ 15.9 %
歳	_	般	財	源	充	当	分	▲ 60	億円	254	億円	▲ 123.6 %
入	雑			収			入	1	億円	1	億円	0.0 %
				計				587	億円	1,023	億円	▲ 42.6 %
歳	公			債			費	587	億円	1,023	億円	▲ 42.6 %
出				計				587	億円	1,023	億円	▲ 42.6 %

[※] 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参考) 地方財政収支見通しの概要(通常収支分と東日本大震災分の合計)

					項		Ħ					令和5年度 (見込)	令和4年度	増減率 (見込)	
	地					方					税	429,397 億円	413,073 億円	4.0	%
	地		7	7		譲			与		税	26,001 億円	25,978 億円	0.1	%
	地	方		特		例	交	1	寸	金	等	2,169 億円	2,267 億円	▲ 4.3	%
歳	地		7	ī		交			付		税	184,546 億円	181,607 億円	1.6	%
		震	災	復	興	特	別	交	付	税以	人外	183,611 億円	180,538 億円	1.7	%
		震	y		復	興	特	別	交	付	税	935 億円	1,069 億円	▲ 12.5	%
入	地					方					债	68,172 億円	76,086 億円	▲ 10.4	%
		う		5	臨	時	財	政	玄	策	債	9,946 億円	17,805 億円	▲ 44.1	%
	歳				λ			合			āt	約 923,600 億円	909,928 億円	約 1.5	%
	г	-	-		殸	!	郥	ŧ	:	源	1	652,059 億円	640,730 億円	1.8	%

			項	E	3					令和5年度 (見込)	令和4年度		増減率 (見込)	
Γ		給	与	関	係	á	歪	費	約	199,100 億円	199,644 億円	約	▲ 0.3	%
		退	職	手	当		以	外	約	187,700 億円	185,283 億円	約	1.3	9/
		退		職		手		当	約	11,300 億円	14,361 億円	約	▲ 21.3	9/
		_	般	行	政	1	圣	費	約	420,800 億円	414,433 億円	約	1.5	9/
		う	ち	-	Ħ	助		分	約	239,700 億円	234,578 億円	約	2.2	9/
		ぅ	ち		#	独		分	約	149,700 億円	148,667 億円	約	0.7	9/
		うち	デジタル	田園都市	国家棒	想事業	費(仮	称)		12,500 億円	12,000 億円		4.2	9,
			うち地	方 創:	生推	進 費	(仮利	ħ)		10,000 億円	10,000 億円		0.0	9/
			うち地	域デミ	シタル	社会	推進	費		2,500 億円	2,000 億円		25.0	9,
	通	ð	ち地は	女 社:	会 再	生	事業	費		4,200 億円	4,200 億円		0.0	9
	常	公		f	Ř			費	約	112,600 億円	114,259 億円	約	▲ 1.5	9
	収	維	持	†	Ħ	修		費	約	15,200 億円	14,948 億円	約	1.7	9,
1	支	ぅ	ち緊急	急後	渫 推	進	事業	費		1,100 億円	1,100 億円		0.0	9
	分	投	資	A	ģ	経		費	約	119,700 億円	119,785 億円	約	▲ 0.0	9
		う	5 I	輔	٠	補	助	分	約	56,600 億円	56,648 億円	約	▲ 0.1	9
		ぅ	ち		単	独		分	約	63,100 億円	63,137 億円	約	0.0	9
			うち緊	急 防	災・	減災	事 業	費		5,000 億円	5,000 億円		0.0	9
			うち公共	施設等	適正官	管理推	進事業	費		4,800 億円	5,800 億円		▲ 17.2	9
			うち緊急	自然多	災害防	止対	策事業	費		4,000 億円	4,000 億円		0.0	9
			うち脱り	. 大素化	推進	事業書	10 仮	练)		1,000 億円	- 億円		皆増	ì
		公	営	企業	Ř.	繰	出	金	約	24,000 億円	24,349 億円	約	▲ 1.4	9/
		أ أ	ち企業値	賃貸還	費 普 🤅	通会 制	十負 担	分	約	14,000 億円	14,398 億円	約	▲ 2.8	9
L		水	準	į	<u> </u>	経		費		28,900 億円	18,500 億円		56.2	9
		復	ΙВ •	復	興	事	業	費	約	2,600 億円	2,987 億円	約	▲ 13.0	9
1	55 ㅂ │	全	3	防红	Ę	*	業	費		587 億円	1,023 億円		▲ 42.6	9
Г	裁		出		合			81	約	923,600 億円	909,928 億円	約	1.5	9
Ħ	te	力	; -	-	般	蕨		出	約	767,300 億円	761,665 億円	約	0.7	9,

^{※1} 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

^{※2} デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)及び「地域デジタル 社会推進費」(0.2兆円)の合算額である。

^{※3} 地方創生推進費(仮称)の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)の額である。

(参考1)地方財政計画の伸び率等の推移

(単位:%)

		対 前 年)	度 伸 び 率	
年 度	地方財政計画	地方一般歳出	地方税	地方交付税
昭和62年度	2. 9	2. 9	0. 6	0. 6
63	6. 3	5. 7	9. 4	7. 5
平成元年度	8. 6	7. 1	8. 1	17. 3
2	7. 0	6. 7	7. 5	10. 3
3	5. 6	7. 4	6. 1	7. 9
4	4. 9	5. 9	4. 1	5. 7
5	2. 8	4. 4	1. 6	▲ 1.6
6	3. 6	4. 6	▲ 5.7	0. 4
7	4. 3	3. 6	3. 6	4. 2
8	3. 4	2. 3	0. 1	4. 3
9	2. 1	0. 9	9. 6	1. 7
10	0. 0	▲ 1.6	3. 9	2. 3
11	1.6	1. 8	▲ 8.3	19. 1
12	0. 5	▲ 0.9	▲ 0.7	2. 6
13	0. 4	▲ 0.6	1. 5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0. 5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3. 1	0. 1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4. 7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15. 7	▲ 4.4
			(6.5)	

				(単位:%)
		対 前 年 」	度 伸 び 率	
年 度	地方財政計画	地方一般歳出	地方税	地方交付税
20	0. 3	0. 0	0. 2	1. 3
21	▲ 1.0	0. 7	▲ 10. 6	2. 7
22	▲ 0.5	0. 2	▲ 10. 2	6. 8
23	0. 5	0. 8	2. 8	2. 8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0. 5
25	0. 1	▲ 0.1	1. 1	▲ 2.2
26	1. 8	2. 0	2. 9	▲ 1.0
27	2. 3	2. 3	7. 1	▲ 0.8
28	0. 6	0. 9	3. 2	▲ 0.3
29	1. 0	1. 0	0. 9	▲ 2.2
30	0. 3	0. 9	0. 9	▲ 2.0
令和元年度	3. 1	4. 0	1. 9	1. 1
2	1. 3	2. 3	1. 9	2. 5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5. 1
4	0. 9	0. 6	8. 3	3. 5
5	1. 6	0. 8	4. 0	1. 7

- (注1)()内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。 (注2)平成24年度以降は通常収支分の伸率である。 (注3)地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

23

(参考2)地方債等関係資料

年 丿	度	地計	方画	債 額 (億円)	対増	前減	年 / f 客 (億F	Ą	地依	方存	債 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和62年	F度		53, 9	00		9,	610			9. 9)	64
63			60, 4	81		6,	581			10. 4	1	66
平成元年	度		55, 5	92	. ا	4 ,	889			8.8	3	66
2			56, 2	41			649			8. 4	1	67
3			56, 1	07	. ا	A	134			7. 9	9	70
4			51, 4	-00	,	4 ,	707			6. 9	9	79
5			62, 2	54		10,	854			8.	1	91
6		1	03, 9	15		41,	661			13.	1	106
7		1	13, 0	54		9,	139			13.	7	125
8		1	29, 6	20		16,	566			15. 2	2	139
9		1	21, 2	85	. ا	4 8,	335			13. 9	9	150
10		1	10, 3	00	,	▲ 10,	985			12.	7	163
11		1	12, 8	04		2,	504			12.	7	174
12		1	11, 2	:71	. ا	1 ,	533			12. 5	5	181
13		1	19, 1	07		7,	836			13. 3	3	188
14		1	26, 4	93		7,	386			14. 4	1	193
15		1	50, 7	18		24,	225			17. §	5	198
16		1	41, 4	48		4 9.	270			16.	7	201

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
17	122, 619	▲ 18,829	14. 6	201
18	108, 174	▲ 14, 445	13. 0	200
19	96, 529	▲ 11, 645	11. 6	199
20	96, 055	▲ 474	11.5	197
21	118, 329	22, 274	14. 3	199
22	134, 939	16, 610	16. 4	200
23	114, 772	▲ 20, 167	13. 9	200
24	111, 654	▲ 3, 118	13. 6	201
25	111, 517	▲ 137	13. 6	201
26	105, 570	▲ 5,947	12. 7	201
27	95, 009	▲ 10, 561	11. 1	199
28	88, 607	▲ 6, 402	10. 3	197
29	91, 907	3, 300	10. 6	196
30	92, 186	279	10. 6	194
令和元年度	94, 282	2, 096	10. 5	192
2	92, 783	1 ,500	10. 2	192
3	112, 407	19, 625	12. 5	191
4	76, 077	▲36, 331	8. 4	187程度
				(見込)
5	68, 163	▲ 7, 914	7. 4	182程度
				(見込)

こども政策の強化に関する最近の動向等について



令和5年1月 総務省自治財政局調整課 課長 近藤 貴幸

令和5年度 こども家庭庁関連予算の全体像

内閣官房こども家庭庁 設立準備室作成資料

〇令和5年度のこども家庭庁当初予算案(一般会計・特別会計)は、<u>4.8兆円</u>。令和4年度第2次補正予算で前倒しで実施するもの等を含めれば、<u>5.2兆円</u>規模。

(単位:億円)

区分	令和 5 年度 当初予算案	【参考】 令和4年度 第2次補正予算額 (こども関係予算)	【参考】 令和 4 年度予算額 (移管予定分)
一般会計	14,657	2,428	14, 133
うち社会保障関係費	14,560	2, 124	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	33,447	1, 336	32, 738
合計	48, 104	3,764	46,871

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

- (注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。
- (注) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。

(参考1)対前年度と比較して、約1,233億円(+2.6%)の増(一般会計及び年金特別会計)となっているが、主な要因としては、「出産・子育て応援交付金」の継続実施(+370億円)、保育士等の処遇改善(+564億円)、保育所等の受け皿整備(+554億円)など。

(参考2)上記のほか、厚生労働省において育児休業給付(労働保険特別会計) 7,625億円(+325億円、令和4年度:7,300億円)を確保。

家庭庁関連予算の基本姿勢

内閣官房こども家庭庁 設立準備室作成資料

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当た

- 庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。 ども政策は国の未来への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源 を確実に確保する
- 2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
- 3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
- 4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
- 5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの ・赤字は主な新規事業

妊娠期 18歳 妊娠前 学齢期以降(6歳~) 以隆 義務教育 高校教育 子育て支援(未就園児含む) 大学等 (特別支援学校を含む) (特別支援学校を含む) (地域子育て支援拠点、ファミリー・ サポート・センター等) ・伴走型の支援 いじめ・不登校 新 (新 定期預かりモデル事業 妊 幼稚園 産 (特別支援学校を含む) 妊 認定こども園・保育所 娠 こどもの居場所(こどもの居場所づくり指針の策定) 認定こども園向け補助金の一 相 援 (放課後児童クラブ、児童館、こども食堂、学習支援の場、青少年センター等) 談 就学前こども育ち指針の策定(新) 産 ・居場所づくり支援モデル事業(新) 支援 後 母子保健 ケア含む 児童手当(15歳まで) ことも関連業務従事者の性犯罪 こどもの安全(事故防止、災害共済給付、性被害防止等) 歴等確認の仕組み(日本版DBS) 困難な状況にあるこども支援(児童虐待、貧困、ひとり親、ヤングケアラー、障害児、高校中退、非行等) こどもの意見聴取と政策への反映 **周** 産期 医療 こどもに対する医療

内閣官房こども家庭庁設立準備室資料

4億円

0.5億円

※金額は、令和5年度当初予算案と 令和4年度第2次補正予算の合計

2.5億円

5.311億円

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

- こども大綱の策定・推進
- ▶こども大綱の策定と周知のための情報発信
- ▶地方自治体こども計画策定支援事業
- こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- 0.3億円 ▶こども基本法の普及啓発、児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討
- こどもの意見聴取と政策への反映 2. 3億円(うちR4補正0.5億円) 0
- >こども・若者意見反映推進事業(一部補正)
- こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

3兆6,050億円(うちR4補正1,920億円)

▶こども大綱の策定・推進に関する総合的な調査、FBPMの在り方に関する研究等

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援
 - ▶子ども・子育て支援新制度の推進 (一部補正) ・子どものための教育・保育給付等(チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配

 - 置等による保育士の負担軽減) ・保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善(※) 令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度(月額9千円)の処遇改善の満年度化
 - (※) 放課後児童クラブや児童養護施設、障害児入所施設等の職員についても同様の措置を実施 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教
 - 室との連携推進(一部補正)
 - >保育の受け皿整備・保育人材の確保等 (一部補正)
 - ・チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減、 ICTによる業務効率化の推進(再掲)
 - ・保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施等
 - ▶放課後児童クラブ等のICT化の推進(補正)
- ▶認定こども園向け施設整備補助金の一元化(一部補正)
- ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等
- 〇 こどもの居場所づくり支援 1,438億円の内数(うちR4補正58億) ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室 との連携推進(一部補正)(再掲)
 - ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施(補正)
 - >「こども食堂」等に対する支援(一部補正)
- 〇 こどもの安全・安心 286億円 (うちR4補正262億円)
 - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討
 - ▶災害共済給付事業
 - ▶予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)のモデル事業の実施、他の検証 事業を踏まえたこどもの安全確保の推進
 - ▶「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進(補正)
 - >児童福祉施設等の災害復旧への支援(補正)

- 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服
- 地域の実情や課題に応じた少子化対策 0 >地域少子化対策重点推進交付金(一部補正)
- 100億円(うちR4補正90億円)
- 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信
- 少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- 妊娠期から子育で期の包括的な切れ目のない支援
- 1,905億円(うちR4補正1,374億円)
 >妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続
- >全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援 >都道府県による成育医療等に関する協議会設置などの広域連携の実施支援
- 母子保健情報デジタル化実証事業の実施(補正)
- 高等教育の無償化 0
 - > 高等教育の修学支援新制度の実施

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1,721億円の内数(うちR4補正45億円)
- ▶保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等による 児童虐待防止対策の強化
- ▶児童相談所等でのタブレット端末等の活用促進、AIを活用した緊急性の判断に資する全国 統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進(補正)
- ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の 緩和等による社会的養育の充実
- ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施
- 1,694億円(うちR4補正30億円) >必要な支援につなぐ同行型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置 の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進 入限録するアトロ朝家庭をラフィー ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ▶困窮するひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等への支援(補正)
- 障害児支援体制の強化 745億円の内数 4
- >児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進 1 億円 > 首長部局が専門家等を活用し、いじめの相談から解決まで取り組む手法の開発・実証を 行うほか、重大事態調査を立ち上げる自治体に第三者性確保等の助言
- O ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども·家庭に対する支援
 - 216億円の内数 -の実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が 必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等

O 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデ--夕連携の推進

12億円(うちR4補正12億円)

- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に 係る実証事業 (補正)
- <参考>この外、こども政策に関連する主なものとしては、厚生労働省において、出産育児一時金(医療保険制度)の増額(42万円→50万円)を実施。また、育児休業給付(0.8兆円)を確保。

1. 概 要

- 定員については、内部部局が<u>350名、施設等機関が80名、合計430名</u>を確保。

		内部部	施設等機関	合 計				
	長官官房	こども成育局	こども支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	9 7 名	160名	9 3 名	350名	44名	36名	80名	430名
5 年度増員等分	ı	_	_	+42名	_	_	+1名	+43名

- (※) 内部部局の定員数 (350名) の内訳は、既存定員(事務移管分)208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。
- 機構については、指<u>定職:長官、官房長、こども成育局長、こども支援局長、審議官(こども成育局担当)、審議官(こども</u> 支援局担当)※、課長・参事官14、<u>室長・企画官11</u>で構成【別紙参照】。「※この外、審議官(総合政策等担当)《充て職・3年時限》 を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房(企画立案・総合調整部門)

- ○長官、官房長、総務課長、参事官(会計担当)、参事官(総合政策担当)
- » こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整(こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等)
- ▶ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ▶ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善など

こども成育局

- ○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官
- ▶ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- ▶ 就学前の全てのこどもの育ちの保障(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示)など)
- ▶ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- ▶ こどもの安全 など

こども支援局

- ○局長、審議官、総務課長外3課長
- » 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服 した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- ▶ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ▶ 障害児支援
- ▶ いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

4

こども基本法の概要

内閣官房こども家庭庁 設立準備室資料

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・ 家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書·大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
- (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の 3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策 推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・ 民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

全世代型社会保障構築本部 (総理·関係閣僚)

【構成員】

本部長 : 総理

副本部長:全世代型社会保障改革担当大臣

本部員 :官房長官、総務大臣、財務大臣、厚労大臣、少子化担当大臣

男女共同参画担当大臣

【趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、内閣に、その企画及び立案並びに総

合調整を行う全世代型社会保障構築本部を設置する。

全世代型社会保障構築会議

(全世代型社会保障改革担当大臣(主宰)•有識者)

【趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議を開催する。

有識者

秋田喜代美 学習院大学文学部教授

落合陽一 メディアアーティスト

笠木映里 東京大学大学院法学政治学研究科教授

香取照幸 上智大学総合人間科学部教授/

一般社団法人未来研究所臥龍代表理事

菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授 熊谷亮丸 株式会社大和総研副理事長 権丈善 慶應義塾大学商学部教授

國土典宏 国立国際医療研究センター理事長

 清家 篤 日本赤十字社社長/慶應義塾学事顧問 高久玲音 一橋大学経済学研究科准教授 武田洋子 三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門

副部門長(兼)政策・経済センター長

田辺国昭 国立社会保障・人口問題研究所所長

土居丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

冨山和彦 株式会社経営共創基盤IGPIグループ会長/

株式会社日本共創プラットフォーム(JPiX)代表取締役社長

沼尾波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授

〇 增田寬也 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長

水島郁子 大阪大学理事·副学長

横山 泉 一橋大学大学院経済学研究科准教授

(五十音順 敬称略) ◎:座長 ○:座長代理

全世代型社会保障構築会議 報告書(概要)

令和4年12月16日 全世代型社会保障構築会議 (一部加工)

6

全世代型社会保障の基本的考え方

1. 目指すべき社会の将来方向

①「少子化・人口減少」の流れを変える

- ・少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給(生産)及び需要(消費)の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、国の存続そのものにかかわる問題
- ・こどもを生み育てたいという個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求の支援のみならず、少子化・人口減少の流れを大きく変え、経 済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で社会全体にも大きな福音
- → 最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備すること。子育て費用を社会全体で分かち合い、こどもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境の整備が急務

② これからも続く「超高齢社会」に備える

- ・働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保する
- ・社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応する

③ 「地域の支え合い」を強める

・独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え、人々が地域社会との中で安心して生活できる社会の構築が必要

2. 全世代型社会保障の基本理念

①「将来世代」の安心を 保障する

「全世代」は、これから 生まれる「将来世代」も含 む。彼らの安心のためにも、 負担を先送りせず、同時に、 給付の不断の見直しが必要。

②能力に応じて、全世代 が支え合う

年齢に関わらず、全ての 国民が、能力に応じて負担 し、支え合うことで人生の ステージに応じ、必要な保 障の提供を目指す。

③個人の幸福とともに、 社会全体を幸福にする

社会保障は、リスク等に 社会全体で備え、個人の幸 福増進を図るとともに、健 康寿命の延伸等により社会 全体も幸福にする。

④制度を支える人材やサー ビス提供体制を重視する

人材確保・育成や働き方改革、処遇改善、生産性向上、 業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要。

⑤社会保障のDXに積極的 に取り組む

社会保障給付事務の効率 化、新サービスの創造等の ため、社会保障全体におけ るデジタル技術の積極的な 活用を図ることが重要。

3. 全世代型社会保障の構築に向けての取組

○ 時間軸の視点

2040年頃までを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題について、「時間軸」を持って取組を進めていくことが重要。(「今後の改革の工程」を提示。)

○ 地域軸の視点

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要。

(1)基本的方向

- これまで、保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化などに取り組み、大きな成果も見られるが、少子化の流れを変えるには至ってお らず、少子化の危機的な状況から脱却するための更なる対策が必要
- こども家庭庁の下で「こども大綱」を策定する中で、特に、現行制度で手薄な0~2歳児へのきめ細やかな支援が重要との認識の 下、「未来への投資」として、社会全体でこども・子育てを支援する観点から、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的支援を早期
- 恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、「骨太の方針2022」の方針に沿って、全ての世代でこどもや、子育て・若者世代を支え るという視点から、支援策の更なる具体化とあわせて検討すべき
- まずは(2)に掲げる支援策の具体化に取り組み、これも含め、こどもの視点に立って、必要なこども政策が何か、体系的にとりまとめ ることが重要であり、来年度の「骨太の方針」において、将来的にこども予算の倍増を目指していく上での当面の道筋を示していく必要
- 0~2歳児に焦点を当てた支援の早期構築後には、幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実を検討する必要

(2)取り組むべき課題

① 全ての妊産婦・子育て世帯支援

- ・妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実(0~2歳児の支援拡充)☆★
- ・全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備 ★
- ・出産育児一時金の引上げ(42万円→50万円)と出産費用の見える化(後期高齢者医療制度 が費用の一部を支援する仕組みの導入を含む)
- ・不妊治療等に関する支援 ★

② 仕事と子育ての両立支援(「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られている状況の是正)

- ・育児休業後において切れ目なく保育を利用でき、また、円滑に職場復帰できるよう、予め保 育の枠を確保できる入所予約システムの構築 ★
- ・子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進
- ・育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の給付の創設
- ・非正規雇用労働者の処遇改善、雇用のセーフティネットや育児休業給付の対象外となってい る短時間労働者への更なる支援
- ・自営業者やフリーランス・ギグワーカー等の育児休業給付の対象外である方々への育児期間 中の給付の創設 ★

(3) 今後の改革の工程

① 足元の課題

・ (2) ☆の項目

② 来年、早急に具体化を進めるべき項目

- ・ (2) ★の項目
- ・「骨太の方針2022」にもあるように、 こども・子育て支援の充実を支える安 定的な財源について、企業を含め社会 全体で連帯し、公平な立場で、広く負 担し、支える仕組みの検討
- 0~2歳児に焦点を当てた切れ目のな い包括的支援の早期構築後の課題とし て、児童手当の拡充など幅広い年齢層 の子育て世帯に対する経済的支援の充 実について恒久的な財源とあわせて検

出産・子育て応援交付金

厚生労働省資料

1. 事業の目的

令和4年度第2次補正予算:1,267億円、令和5年度予算案:370億円

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てがで きる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支 \bigcirc 援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

○ 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や 継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連 用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期

妊娠期 (妊娠32~34週前後)

出産·産後

産後の育児期

の子育で関連イベント等の情報発信・

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、 プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

【実施主体】子育で世代包括支援センター(市町村) (NPO等の民間法人が実施する地域子育で支援拠点等への委託)

身近で相談に応じ、 必要な支援メニューにつなぐ

伴走型相談支援



(*3)子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作 りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手 続きの紹介 等

(*1)子育てガイドを一緒に確認。 出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(*2)夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。 産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

・ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

・妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

≪経済的支援の対象者≫令和4年4月以降の出産 ⇒10万円相当

«経済的支援の実施方法» 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等 ※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10 令和5年度当初予算(案)

〇伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

〇経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

「令和5年度税制改正大綱」(R4.12.16 自由民主党・公明党)(抜粋)

「令和5年度税制改正大綱」(R4.12.16 自由民主党·公明党) (関連部分抜粋)

第三 検討事項

9 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠・出産時の10万円の経済的支援を一体的に行う「出産・子育て応援交付金」について、その事業費が満年度化する令和6年度以降において継続実施するための安定財源の確保について早急に検討を行い、結論を得る。

10

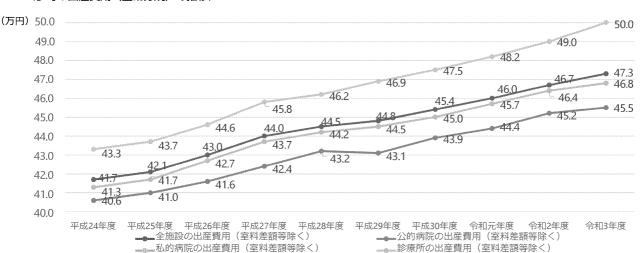
出産育児一時金の引上げ額について

令和4年12月15日(木) 社会保障審議会医療保険部会 資料

- 出産育児一時金の額については、前回の引き上げ時は、「公的病院」の平均出産費用を勘案し、設定。
- 出産費用は年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、
 - ・「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、
 - ・近年の伸びを勘案し、直近の出産費用も賄える額に設定する。
- 〇以上より、48.0万円 (令和4年度の全施設平均出産費用の推計額(※)) + 1.2万円 (産科医療補償制度の掛金) = 49.2万円 となるため、出産育児一時金の額は、令和5年4月から、全国一律で、**50万円**とする。

※「全施設」の平均出産費用は、ここ10年、毎年平均で1.4%上昇しており、令和4年度の平均出産費用を48.0万円と推計。

<参考:出産費用(正常分娩)の推移>



(データ) 厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。 (※) 平成24年以降、出生数は年間平均2.5%減少傾向(2020年人口動態統計)

1 事業の目的

- 国民健康保険制度の保険料は、応益(均等割・平等割)と応能(所得割・資産割)に応じて設定されている。 その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられている。
- **子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点**から、国保制度において、出産する被保険者に係る**産前産後期間** 相当分(4ヶ月間)の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。

(参考)健保法等改正法 参議院附帯決議(令和3年6月)

国民健康保険については、被用者保険と異なり(略)産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策 等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

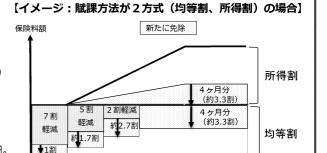
2 事業の概要・実施主体等

○ 対象は、出産する被保険者とする。

※ 出産育児一時金支給件数:76.943件(令和2年度国民健康保険事業年報)

- 当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月分) の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。
- 令和5年度所要額(公費)4億円(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)※令和5年度は、令和6年1月から3月までの3ヶ月間。年度ベースは16億円。

○ 施行時期**:令和6年1月**(予定)



※他の賦課方法(3方式、4方式)の場合、別途保険料が賦課

12

令和5年度の消費税増収分の使途について

厚生労働省資料

所得金額

〈令和5年度消費税増収分の内訳〉(公費ベース)

○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

〇社会保障の充実

・幼児教育・保育の無償化

・高等教育の無償化

- ・子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・医療・介護サービスの提供体制改革
- 医療・介護保険制度の改革
- ・難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・年金生活者支援給付金の支給

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

○後代への負担のつけ回しの軽減

・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

(注1)増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。 (注2)使途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。 4.03兆円

3.5兆円

《增収額計:15.6兆円》

0.63兆円

7.0兆円

令和5年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

			令和5年度┌			(参考)
	事項	事業内容	予算案	国分	地方分	令和4年度 予算額
7	ども・子育て支援	子ども·子育て支援新制度の着実な実施·社会的養育の充実 ^(注3)	7,000	3,222	3,778	7,000
	とも"丁月〔又抜	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
		病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,029	751	278	1,029
		・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	1,148	832	317	931
		うち 令和4年度における看護職員の処遇改善	346	240	106	144
	医療・介護サービス	うち 不妊治療の保険適用(本体分・薬価分)	189	158	31	173
	の提供体制改革	・医療情報化支援基金	289	289	0	735
	**************************************	地域包括ケアシステムの構築				
		平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1, 196
		・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	534
医		・地域医療介護総合確保基金(介護分)	734	489	245	824
療		・令和4年度における介護職員の処遇改善	752	367	385	313
:		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均				
<u> </u> 介		等割額の減額措置	693	40	652	693
護		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
	医療・介護保険	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1, 572
	制度の改革	介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200
		国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等 ^(注4))	3,736	2,904	832	3, 936
		出産育児一時金支援	76	76	0	_
		国民健康保険の産前産後保険料の免除	4	2	2	_
	難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2, 089
		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	F 00.4	F 000	-	F 004
年	金	年金生活者支援給付金の支給	5,864	5,838	26	5, 864
Ι΄		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	91	86	5	88
	合 計		27,972	18.725	9.247	27, 968

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(24兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲04兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(28兆円)の財源を確保。

(注3)「子ども・子育て支援新制度の着実な充実・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

(注4) 平成29年度に特例的に積み立てた財政安定化基金の一部を保険者努力支援制度の財源として活用。

14

令和5年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

厚生労働省資料を 総務省一部加工

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

		令和5年度	manamana		(参考) 令和4年
事項	事業内容	予算案	国分	地方分	度 予算額
待機児童の解消	•「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 • 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。(注3)	722	358	364	722
幼児教育・保育の 無償化	•3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳~2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月~)。 (注3)	8,858	3,410	5,448	8, 858
介護人材の処遇 改善	•リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月~)。	1,003	506	496	1,003
高等教育の無償化	・少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を 育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・ 給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月~)。(注3)	5,764	5,311	454	5, 601
合 計		16,347	9,585	6,762	16, 184

(注2)「子育て安心ブラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負

担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(O歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

令和5年度の公的価格の見直しについて

- <u>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」</u>(令和3年11月19日閣議決定)<u>において</u>、公的部門における分配機能の強化等を図るため、**看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等を行う**こととされた。
- 〇 令和4年10月以降は、診療報酬、介護報酬等において、収入を3%程度引き上げるための措置を実施することとされており、その地方負担について、地方交付税措置(令和4年度:半年分、令和5年度:平年度化)。

①令和4年2月から9月までの間における措置(令和3年度補正予算(第1号))

- ・ 保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、 収入を3%程度引き上げるための措置を実施。
- ・ <u>地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員</u>を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、**収入を1%程度引き上げるための措置**を実施。
- · その経費について、令和3年度補正予算(第1号)において、全額国費(2,600億円)により措置。
- ※ 公立保育所等も国費による措置の対象。

②令和4年10月以降における措置(令和4年度当初予算(半年分)、令和5年度当初予算(1年分))

- ・ 保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、診療報酬、介護報酬等において、収入を3%程度引き上げるための措置を実施。
- · その地方負担について、地方交付税措置。
- ・ 令和4年度は、令和4年10月~令和5年3月までの半年分※、**令和5年度に平年度化**。
- ※ 診療報酬、介護報酬等は1ヶ月遅れて請求されるため、令和4年度は5ヶ月分を計上。令和5年度は12ヶ月分を計上。

16

児童虐待防止対策体制の強化

新たなプランの策定

- 〇 児童虐待防止対策を担う児童福祉司・児童心理司などの児童相談所の職員の人件費等については、地方交付税により 財政措置を講じてきており、これまで、「<u>児童虐待防止対策体制総合強化プラン</u>」(R1~R4年度)により児童福祉司(+約 2,340人)・児童心理司(+約900人)の増員目標を設定し、体制強化を図ってきたところ、現行プランの期間が<u>R4年度に終了</u>。
- 〇 「児童虐待防止対策の更なる推進について」(R4年9月児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)に基づき、引き続き、 児童虐待防止対策体制の強化を進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(R5~8年度)を策定し 児童福祉司・児童心理司の配置目標を設定。

【新たなプランにおける増員目標等】

区分	R4年度実績	R5年度地方財政措置	新たなプランの目標
児童福祉司	約5,780人	約6,310人 (R4比十約530人)	 R6年度 約6,850人 (R4比十約1,060人)
児童心理司	約2,350人	約2,590人(R4比十約240人)	 R8年度 [※] 約3,300人(R4比十 約950人)

※ 児童心理司は、児童福祉司と比較して人材確保がより困難であることから、目標年度をR8年度に設定。

R5年度の地方財政措置

- 新たなプランに基づく増員目標を達成するため、<u>児童福祉司約530人及び児童心理司約240人の増員に必要な地方</u> 財政措置を講じる。
- 〇 この他、児童相談所の管轄人口をおおむね50万人とする政令(R3改正)がR5年度に施行されることを踏まえ、標準団体 (人口170万人)あたりの児童相談所数を2箇所から3箇所にするために必要な地方財政措置を講じる。 17

岸田総理 令和5年年頭記者会見(こども政策部分抜粋)

岸田総理 記者会見(令和5年1月4日14時10分~14時48分 三重県伊勢市) (抄)

そして、今年のもう一つの大きな挑戦は少子化対策です。昨年の出生数は80万人を割り込みました。 少子化の問題はこれ以上放置できない、待ったなしの課題です。

経済の面から見ても、少子化で縮小する日本には投資できない、そうした声を払拭しなければなりません。子供ファーストの経済社会をつくり上げ、出生率を反転させなければなりません。

本年4月に発足するこども家庭庁の下で、今の社会において必要とされる子供政策を体系的に取りまとめた上で、6月の骨太方針までに、将来的な子供予算倍増に向けた大枠を提示していきます。

しかし、こども家庭庁の発足まで議論の開始を待つことはできません。この後、小倉こども政策担当 大臣に対し、子供政策の強化について取りまとめるよう指示をいたします。

対策の基本的な方向性は3つです。<u>第1に、児童手当を中心に経済的支援を強化すること</u>です。<u>第2に、学童保育や病児保育を含め、幼児教育・保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、</u>伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めます。

そして<u>第3に、働き方改革の推進と、それを支える制度の充実</u>です。女性の就労は確実に増加しました。しかし、女性の正規雇用におけるL字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠です。その際、育児休業制度の強化も検討しなければなりません。

小倉大臣の下、<u>異次元の少子化対策に挑戦し</u>、若い世代から、ようやく政府が本気になったと思っていただける構造を実現すべく、大胆に検討を進めてもらいます。

以上、今年は賃上げ、投資促進、子育て支援強化に全力で取り組みます。賃金が増え、日本企業が強くなり、子供が増える、そんな社会を次の世代に引き継いでいきます。

18

こども政策の強化に関する総理指示

令和5年1月6日 総理指示

〇 こども政策の強化について、検討を加速するため、本年4月のこども家庭庁の発足を待たず、小倉 大臣の下で、一昨日の伊勢の会見で示した3つの基本的方向性に沿って検討を進め、<u>3月末を目途に、</u> 具体的なたたき台をとりまとめていただきたい。

(参考)対策の基本的な方向性

- 1) 児童手当を中心に経済的支援を強化すること
- 2) 学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、 伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進め ること。
- 3) 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を図ること。女性の就労は確実に増加した。しかし、 女性の正規雇用におけるL字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠である。その際、育 児休業制度の強化も検討すること。
- 検討に当たっては、小倉大臣の下に関係省庁と連携した体制を組むとともに、学識経験者、子育て 当事者、若者をはじめとする有識者から、広く意見を聞き、大胆に検討を進めてもらいたい。節目節 目で、自分も直接、話を聞く。よく相談していきたい。
- 〇 小倉大臣によるたたき台の内容を踏まえ、4月以降、自分(総理)の下で更に検討を深めるとともに、こども家庭庁においてこども政策を体系的にとりまとめつつ、<u>6月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示</u>する。

こども政策の強化に関する関係府省会議の開催について

令和5年1月19日 関係府省申合せ

づくこども大綱を令和5年秋頃を目途に閣議決定し政府を挙げて総合的に推進することとして いるところ、それに先立ち、令和5年度の「経済財政運営と改革の基本方針」において将来的 こども政策については、こども家庭庁創設後、こども基本法(令和4年法律第77号)に基 なこども予算倍増に向けた大枠を示すこととしている。

このため、「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」(令和4年12月16日全世代型 るべき事項について集中的に検討するため、こども政策担当大臣の下、関係府省から成る、こ つ、「未来への投資」であるこども政策の強化に向けて、目指すべき姿と当面加速化して進め 社会保障構築本部決定)や「こども政策の推進に係る有識者会議」における議論も踏まえつ ども政策の強化に関する関係府省会議(以下「会議」という。)を開催する。

2. 主な検討事項

(1) 児童手当を中心とした経済的支援の強化

幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充 ・学童保育や病児保育を含め、量・質両面からの強化 (2)

栅 ・伴走型支援、産後ケア、一時預かりなどのサービスの拡充

(3) 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実

育児休業制度の強化

3. 構成員

会議の構成は別紙のとおりとする。 ただし、座長は、必要があると認めるときは、有識者その他の関係者の出席を求めることが **はまる。**

4. 庶務

会議の庶務は、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理す

5. 木の街

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

構成員 こども政策の強化に関する関係府省会議

こども政策担当大臣 座長

内閣官房こども家庭庁設立準備室長 座長代理

内閣官房こども家庭庁設立準備室次長

構成員

内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局長

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

内閣府政策統括官(政策調整担当)

内閣府男女共同参画局長

総務省大臣官房審議官(財政制度·財務担当) 財務省主計局次長

内閣府子ども・子育て本部統括官(併任 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長)

文部科学省総合教育政策局長

文部科学省初等中等教育局長 (併任 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長)

文部科学省高等教育局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

厚生労働省子ども家庭局長(併任 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長)

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)

国土交通省住宅局長

座長代理は、座長を補佐し、座長不在の時は、その職務を代理する。

0

岸田総理 施政方針演説

第二百十一回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説(令和5年1月23日)(抜粋)

五 こども・子育て政策

そして、今年、私は、新しい資本主義の取組を次の段階に進めたいと思っています。

新しい資本主義は、「持続可能」で、「包摂的」な新たな経済社会を創っていくための挑戦である、と申し上げてきました。 我が国の経済社会の「持続性」と「包摂性」を考える上で、<u>最重要政策と位置付けているのが、「こども・子育て政策」</u>です。 急速に進展する少子化により、昨年の出生数は八十万人を割り込むと見込まれ、我が国は、社会機能を維持できるかどうか の瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれています。こども・子育て政策への対応は、待ったなしの先送りの許されない課題です。

こどもファーストの経済社会を作り上げ、出生率を反転させなければなりません。

<u>こども政策担当大臣に指示した、三つの基本的方向性に沿って、こども・子育て政策の強化に向けた具体策の検討を進めていきます。</u>高等教育の負担軽減に向けた出世払い型の奨学金制度の導入にも取り組みます。

検討に当たって、何よりも優先されるべきは、当事者の声です。まずは、私自身、全国各地で、こども・子育ての「当事者」である、お父さん、お母さん、子育てサービスの現場の方、若い世代の方々の意見を徹底的にお伺いするところから始めます。年齢・性別を問わず、皆が参加する、<u>従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい</u>と思います。

そして、本年四月に発足するこども家庭庁の下で、今の社会において、必要とされるこども・子育て政策を体系的に取りまとめつつ、<u>六月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示します</u>。

こども・子育て政策は、最も有効な未来への投資です。これを着実に実行していくため、<u>まずは、こども・子育て政策として充実する内容を具体化</u>します。そして、<u>その内容に応じて、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら、社会全体でどのように安定的に支えていくかを考えてまいります</u>。

安心してこどもを産み、育てられる社会を創る。全ての世代、国民皆にかかわる、この課題に、共に取り組んでいこうではありませんか。

あわせて、若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じてみんなが支えあう、 持続的な社会保障制度の構築に取り組みます。 22

第2部 子ども・若者政策

子ども・若者に関する主要施策について

総務省自治財政局調整課 課長補佐 田中 序生

目 次

1. 幼児教育・保育

- ・子ども・子育て支援新制度
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・待機児童の解消

2. 義務教育

- · 義務教育費国庫負担制度
- ・少人数学級の整備
- ·GIGAスクール構想

3. 高等学校

- ・公立高等学校における教職員定数
- ・私学助成
- ・ 私立高等学校授業料の実質無償化

<u>4. 大学</u>

- ・公立大学に係る財政措置
- ・高等教育の無償化

5. その他

・児童虐待防止対策

2

1. 幼児教育・保育



中学校 一律10,000円

(一人当たり)

交付金

3歳~小学校修了まで 第1子・第2子:10,000円 第 3 子 以 降:15,000円

所得制限限度額以上 一律5,000円(特例給付)

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

令和4年度予算額 3兆2,553億円(3兆2,052億円) ※予算額のうち事業主拠出金7,135億円

子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」等の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。

子どものための教育・保育給付等

1 兆4,988億円 (1 兆4,001億円)

支給認定を受けた小学校就学前の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付等 【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4等】

・施設型給付費・・・幼稚園、保育所、認定こども園

※公立幼稚園・保育所は市町村10/10

・地域型保育給付費・・・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

1,277億円 (1,298億円)

【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

施設等利用費・・・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サボート・センター事業)

地域子ども・子育て支援事業

1,854億円(1,864億円)

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業 【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3等】

仕事・子育で両立支援事業

1,846億円 (1,939億円)

· 企業主導型保育事業

【国10/10】

- ・休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした企業主導型保育事業を実施する施設の設置・運営を支援企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10】
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

【国10/10】

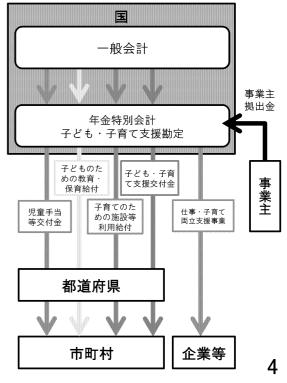
児童手当等交付金

1 兆2,588億円 (1 兆2,949億円)

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付

【国:2/3、都道府県:1/6、市町村:1/6等】

<国から市町村への資金交付のイメージ>



幼児教育・保育の無償化(概要)

生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点を鑑み、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。

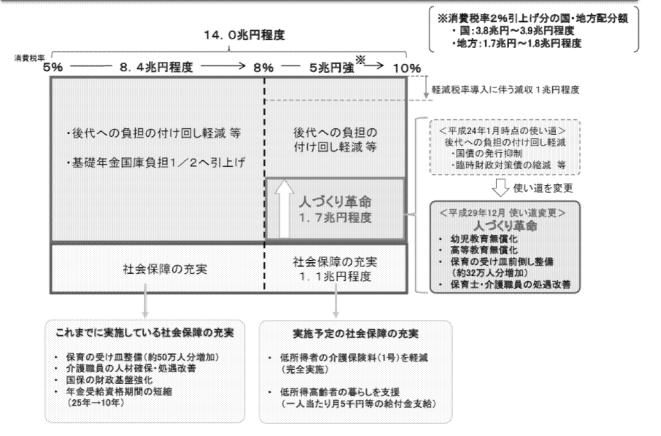
- 3~5歳の保育所等の利用料を無償化等を実施(下記参照)。対象人数は約300万人。
- 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。(元年度は事業費・事務費ともに全額国費で負担、事務費は2年度も全額国費、3~5年度も一部全額国費、令和3年度以降の事務費は地方財政措置)(令和4年度予算は事業費8,858億円(公費))
- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議(知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー)を継続して実施。

<無	償化	比前	>

				<無頂化削>	
施設等の種類	認定区分		歳児クラス	保育料 (月額)	
子ども	教	1 号	3歳~5歳 (新制度幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)	
子育で 支 援 新制度	教育・保育給付	育·保育 給	2 号	共働き家庭等の 3歳~5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
対象園	行	3 号	共働き家庭等の 0歳~2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)	
私学助成園			3歳~5歳 (新制度未移行幼稚園)	所得に応じて還付 (最大25,700円)	
認可外保育			共働き家庭等の 3歳~5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収	
施設等			共働き家庭等の 0歳~2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収	



消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



新子育て安心プランの概要

- 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。
 - ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
 - できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。 (参考) 平成31年 77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標 82%(第2期まち・ひと・しごと創生総合課題)

平成25年度 平成30年度 令和3年度 令和6年度末 新子育で安心プラン 待機児童解消加速化プラン 子育て安心プラン (目標 5年間で約50万人) (目標 3年間で約32万人) (目標 4年間で約14万人)

○新子育で安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

- ○保育ニーズが増加している地域への支援 (例)
- ・新子育て安心プランに参加する自治体への整備費 等の補助率の高上げ
- ○マッチングの促進が必要な地域への支援 (例)
- ・保育コンシェルジュによる相談支援の拡充 (待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに 参画すれば利用可能とする
- ・巡回バス等による送迎に対する支援の拡充 (送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)
- ○人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- 保育補助者の活躍促進(「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・短時間勤務の保育士の活躍促進

(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、

- それに代えて2名の短時間保育士で可とする) ・保育士・保育所支援センターの機能強化

(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③地域のあらゆる子育て資源の活用

- 幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育(施設改修等の補助を新設) **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化

- (3人増し→6人増しまで可とする)) の推進 ベビーシッターの利用料助成の非課税化 [令和3年度税制改正で対応] 企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充 (1日1枚→1日2枚) 育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設 【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

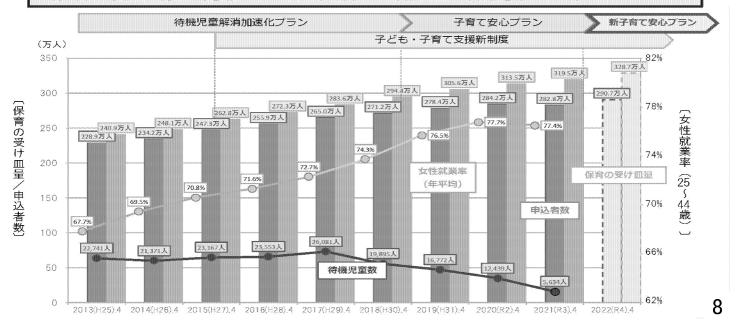
待機児童解消に向けた取組の状況について

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率(25歳から44歳)は年々上昇し、申込者数も年々増加していたが、会和2年の女性就業率は減少 (77.4%)に転じており、これに伴い<u>申込者数が減少</u>している。2021(令和3)年4月時点の申込者数は約282.8万人 で、昨年度と比較して減少(約1.4万人減)。
- 2021(令和3)年4月時点の待機児童数は、<u>5.**634人となり、調査開始以来3年連続で最少</u>とな**る調査結果。</u>
- 2017 (平成29) 年の26,081人から、4年で20,447人減少し、待機児童数は約5分の1に。

【保育の受け皿拡大の状況】

- <u>「新子育て安心プラン」</u>による保育の受け皿拡大量は、令和3年4月調査における市区町村の受け皿拡大量見込みを 積み上げると、<u>2021~2024(令和3~6)年度末までの4年間で約14万人分が拡大する見込み</u>となっている。
- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込み等を踏まえながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。



「新子育て安心プラン」(約14万人)の財源【追加所要額】

- 「新子育て安心プラン」は、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。
- 運営費については、令和3年度から令和7年度までの5年間を確保することとし、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより、以下のとおり安定的な財源を確保する。

【 <u>令和7年度までの追加所要額</u> 】 <u>約1,440億円</u>							
事業主拠出金財源 ・保育所等 0~2歳児	約1,000億円	▶ 経済界に協力を求め、事業主拠 出金を充当					
公費(税財源) ・保育所等 3歳以上児 ・幼稚園の一時預かり	約440億円	▶ 児童手当の特例給付の見直しに より生じる財源等を充当					

^{※「}保育所等」には、認定こども園、小規模保育等の地域型保育事業などが含まれる。また、「幼稚園の一時預かり」は、保育の必要性がある子どもを対象とする一時預かり事業(2歳児等)をいう。

令和3年度予算における追加所要額

【<u>今和3年度予算における追加所要額</u>】<u>約529億円</u> (事業主拠出金財源:約306億円、公費(税財源):約223億円)

児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する			
支給対象	〇中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) 960万円末 〔年収1,200万円以上の者については、令和4年 から支給対象外	5
	○0~3歳未満 - 1 (15,000円) ○3歳~小学校修了まで	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の	の設置者等
手当月額	・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10,000円	実施主体	〇市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	
	〇所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	支払期月	○毎年2月、6月及び10月(各前月までの会	分を支払)
	〇 財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、 ※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として			当されている。
	被用:	者	非被用者	公務員
費用負担	特例給付 (所得制限以上) 日童手当 事業主 7/15	地方 1/3 国 地方 16/45 8/45	国 地方	所属庁 10/10
	3歳~ 中学校修了前 中学校修了前 見童手当 国 2/3 国 2/3	地方 1/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3 国 地方 2/3 1/3	所属庁 10/10
財源内訳	[給付総額] 1兆9,988億円 (内訳)国負担分 (2兆 511億円) 地方負担 事業主負	!分 : 5,47	51億円(1兆1,259億円) うち特例給付 6億円(5,630億円) うち特例給付 87億円(1,690億円)	405億円 202億円
令和4年度 予算案	※()内は令和3年度予算額 公務員分		5億円(1,932億円) うち特例給付	30億円

児童手当の見直しについて

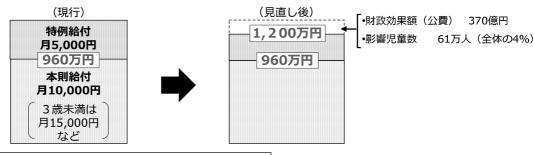
児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

- 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断
- 年収1,200万円*以上の者への特例給付を廃止

(*子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合。扶養人数に応じた所得額は政令で定める。)

○ 施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給分から適用。

(併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。)



(参考)全世代型社会保障改革の方針(令和2年12月15日閣議決定)

2. 待機児童の解消

(前略)

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)等に基づき、高所得の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者)を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年(2022年)10月支給分から適用する。 これらのために、令和3年(2021年)の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

2. 義務教育

12

義務教育費国庫負担制度について

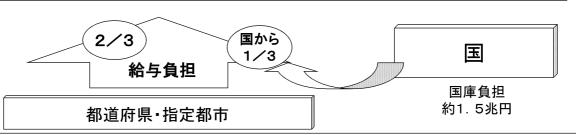
【制度の基本的役割】

〇憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(<u>機会均等、水準確保、無償制</u>)を国が責任を もって支える制度。

【制度の概要】

- 〇市町村が小中学校を設置・運営。
- 〇都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 〇指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- ○国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。 (平成18年度1/2→1/3)

公立義務教育諸学校の教職員(約68.9万人)の給与費(総額約4.5兆円)

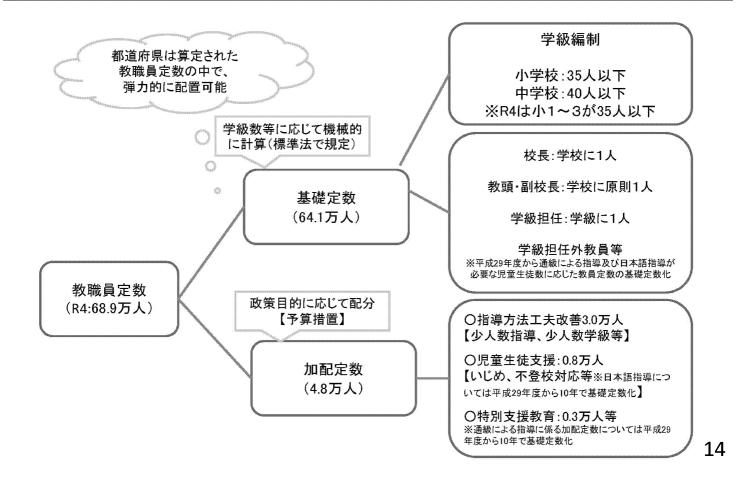


【国庫負担金の算定方法】

給与単価×国庫負担定数※×1/3

(※標準法定数(基礎定数+加配定数))

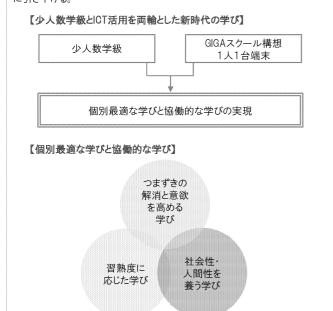
公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み(イメージ)



公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

Society 5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。



2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3)その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える 影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等 の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置 等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

15

※義務教育学校の前期課程を含む。

学校のICT環境整備に係る地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置 付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に 活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習 活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針 |を取りまと めるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」を策定しました。。 ま た、このために必要な経費については、2018~2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

※「GIGAスクール構想」(今和元年度補正予算及び令和2年度補正予算(1号))における一人一台端末の実現や高速大容量の通信ネットワーク環境の整備など、 初等中等教育段階におけるICTを活用した教育の充実に向けた環境整備を踏まえ、2021~2022年度の計画を見直し。

目標としている水準と財政措置額

- ●学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
- ●指導者用コンピュータ 授業を担任する教師1人1台
- ◆大型提示装置·実物投影機 100%整備
 - 各普通教室 1 台、特別教室用として 6 台 (実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- ●統合型校務支援システム 100%整備
- I C T 支援員 4校に1人配置
- 上記のほか、学習用ツール(*)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、 校務用サーバー、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備 (※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

GIGAスクール構想の実現

4.819億円(文部科学省所管)

1日1コマ分程度、 児童生徒が1人1

台環境で学習でき る環境の実現

> 令和元年度補正予算額 2,318億円 令和2年度1次補正予算額2,292億円

令和2年度3次補正予算額 209億円 ※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと恊働的な学びを実 現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき 次世代の

- 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ~遠隔・オンライン教育の実施~
- 個別に最適で効果的な学びや支援 ~個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有~
- プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ~文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現~
- 校務の効率化 ~学校における事務を迅速かつ便利、効率的に~
- 学びの知見の共有や生成~教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)~

児童生徒の端末整備支援

3.149億円

「1人1台端末」の実現

◆国公私立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備 を支援 対象:国・公・私立の小・中・特支等

令和元年度 国立、公立:定額(上限4.5万円) 令和2年度1次 1,951億円 私立:1/2(上限4.5万円)

◆国公私立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援

対象:国・公・私立の高・特支等 令和2年度3次 161億円 国立、公立:定額(上限4.5万円) 私立:原則1/2(上限4.5万円)

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる

障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

令和2年度1次 11億円 令和2年度3次

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等 国立、公立:定額 私立:1/2

や校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

小・中・特別支援・高等学校における校内 L A N環境の整備を支援

加えて電源キャビネット整備の支援

1.296億円 令和元年度 令和2年度1次 71億円 対象:国・公・私立の小・中・高・特支等 公立、私立:1/2 国立:定額

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

○ 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に 対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改める ための整備を支援

対象:公立の小・中・高・特支等

学校施設環境改善交付金の内数



GIGAスクールサポーターの配置促進

105億円

クラウド

A Fallo

急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の 配置経費を支援 対象:国・公・私立の小・中・高・特支等

今和2年度1次 105億円 公立、私立:1/2 国立:定額

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備 197億円

家庭学習のための通信機器整備支援

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通 信環境(モバイルルータ)の整備を支援 令和2年度1次 147億円

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等

令和2年度3次

高速大容量

機密性の高い

国立、公立:定額(上限1万円) 私立:1/2(上限1万円)

○ 学校からの遠隔学習機能の強化

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使** 用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援 令和2年度1次 6億円

対象:国・公・私立の小・中・高・特支等 公立、私立:1/2(上限3.5万円)国立:定額(上限3.5万円)

オンライン学習システム(CBTシステム)の導入 学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なオンライン学習システ ム(CBTシステム)の全国展開等 1億円

令和2年度1次 令和2年度3次

3. 高等学校

18

公立高等学校の教職員定数

1. 高校標準法の教職員定数

○ 高校標準法は、設置者(都道府県又は市町村)ごとに置くべき高等学校の教職員の総数の標準を定めている。

対象学校種:公立高等学校(全日制·定時制·通信制)·中等教育学校後期課程·特別支援学校高等部

対象職種 : 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、

寄宿舎指導員、事務職員

○ 公立高等学校の適正な配置については、高等学校の教育の普及及び機会均等を図る観点から、都道府県はその区域内の私立の高等 学校の配置状況に充分に配慮しなければならない。(高校標準法第四条)

2. 定数算定の方法

基礎定数

○ 1学級の生徒数の標準を40人として、当該学校の生徒の収容定員や学科の種類等に基づき、学級担任や教科担任等の基礎的な教 職員定数を算定。加えて、習熟度別編成のための学校規模に応じた加算**1や、専門学科(農業、水産、工業、商業等)を置く学校に係る 加算※2等が行われている。 ※1:生徒321人以上で1名、561名以上で2名以上の教員を加算など ※2:全日制工業科(生徒201人以上)で4名以上の教員を加算など

■全日制高校の算定例(上記加算を含む例)■

収容定員			普通科工業科				工業科			(参考) 中学校		
(学級数	200000	教員	養護教員	実習助手	事務職員	<u> </u>	教員	養護教員	実習助手	事務職員	<u> </u>	
81~120	(3)	9人	1人	-	1人	11人	12人	1人	3人	1人	17人	11人
201~240	(6)	17人	1人	1人	2人	2.1人	23人	1人	6人	3人	3.3人	14人
561~600	(15)	37人	1人	1人	4人	43人	45人	1人	8人	5人	59人	2.7人
921~960	(24)	5.5人	2人	1人	5人	6.3人	66人	2人	11人	5人	8.4人	44人

※特例的に1学級の生徒数の標準を30人とした場合の算定例

収容定員			普通科					工業科			(参考) 中学校
(学級数)	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	教員	養護教員	実習助手	事務職員	#	<u> </u>
61~90 (3)	7人	1人	_	1人	9人	10人	1人	3人	1人	15人	11人

加配定数

学校が個々に抱える問題解決等のために、基礎定数とは別に特例的に定数を加算。

\bigcirc	指導方法工夫改善	(少人数指導)
------------	----------	---------

○ 通級による指導【H30(2018)創設】

○ 生徒支援(学習指導·生徒指導·進路指導等)

○ 普通科における職業系類型コースや多様な教科・科目開設

研修等定数、養護教諭、離島

1,066人

301人

1,191人

1,083人 2,524人

3. これまでの改善経緯

区分	第1次 S37~41	第2次 半数県 S42~46 半数県 S44~48	第3次 S49~53	第4次 S55~H3	第5次 H5~12	第6次 H13~17
内 容	学級編制及び教職員 定数の標準の明定	45人学級の実施等	小規模校・通信制課 程の改善等		多様な教科・科目の開	少人数による授業等, 特色ある高校への加配, 教頭・養護教諭の複数 配置の拡充等
改善増	11,573人	16,216人	7,116人	10,238人	23,700人	7,008人
自然増減	39,089人	△15,245人	15,738人	32,114人	△37,500人	△23,200人
差引計	50,662人	971人	22,854人	42,352人	△13,800人	△16,192人
学級編制の標準	50人	45人			40人	

公立高等学校の教職員の給与負担

- 公立高等学校の教職員給与費は原則設置者(都道府県又は市町村)負担。
- 国の特定財源による補助・負担金はなく、全額地方の一般財源により支出されている(地方交付税あり)。

地方交付税交付金は、教育費を含めた各地方団体毎の標準的な行政経費と、当該団体の標準的な税収入の一定割合を比べ、が地 方団体の標準的な税収入の一定割合に満たない場合に、その差額を措置するものであり、国は交付に当たって条件をつけたり、使途を制 限できない

私立大学等の改革の推進等

私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援

令和4年度予算額 (前年度予算額

4,100億円 4,085億円)



令和3年度補正予算額

93億円

私立大学等経常費補助 2,975億円(前年同額)

(1) 一般補助 2,766億円(+10億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援

○アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の 向上を促進

(2)特別補助 209億円(▲10億円)

「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして 改革に取り組む大学等を重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業 112億円(+2億円)

特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解 決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大 学等を支援

○大学院等の機能高度化への支援 119億円(+1億円)

基礎研究を中心とする研究力強化等、大学院等の機能高度化を支援

○私立大学等における数理·データサイエンス·A I 教育の充実 7億円(前年同額)

AI戦略等を踏まえ、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能とな るよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及展開を支援

※新型コロナ感染症への対応についても支援

私立高等学校等経常費助成費等補助

1,026億円 (+15億円) ※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

(1) 一般補助 859億円(+8億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

○幼児児童生徒1人当たり単価の増額

○幼稚園教諭の人材確保支援

136億円(+6億円) (2)特別補助

建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、 都道府県による助成を支援

○個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校

○特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、保護者のニーズを 踏まえた多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援

○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念すること のないよう、授業料減免により支援

(3)特定教育方法支援事業 31億円(+2億円)

○特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 99億円(▲1億円)

令和3年度補正予算額 93億四

(1)耐震化等の促進 45億円 (▲3億円) [51億円]

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の2年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や 非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

(2)教育・研究装置等の整備 54億円 (+3億円) [41億円]

○私立大学等の施設環境改善整備費 8億円(前年同額)

安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備を支援

○私立大学等の装置・設備費 33億円(+3億円)

私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した 人材育成に必要となる設備・装置の整備を支援

○私立高等学校等ICT教育設備整備費 13億円(+1億円)

個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援

注: 他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 570億円(うち財政融資資金 221億円)

<髙校等の耐電化率> <大学等の耐悪化率> 99.5% <国立> 90% \$595% 約93% (凍報値) 80% 70% <私立:幼~高> 60% 5-22222222222

出典、私立学校前儀改修状況測支(R3年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値) 連報値:現時点において調査中であるなど、一部に昨年度の耐震化半を含む集計中の値であり今後変動する可能性和 ※単位未調四捨五人のため、計が一致しない場合が<mark>参</mark>ち。

令和 2 年度予算額 424,795百万円 (前年度予算額 370,894百万円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



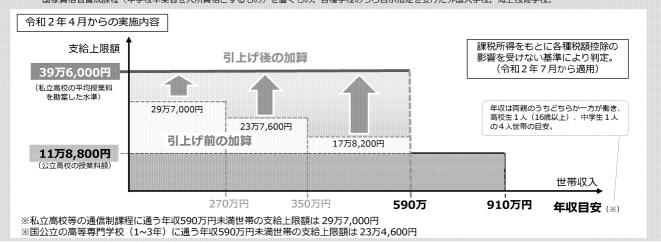
目的·目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支 給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会 均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 私立高校等に通う<u>年収590万円未満の世帯</u>の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金の<u>支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準(39万6,000円)まで引き上げる</u>ことにより、私立高校授業料の実質無償化を実現。
- ◆ 高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給(設置者が代理受領)。

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち 国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。



成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

22

4. 大学

公立大学に対する地方財政措置

普通交付税措置

- 地方公共団体が負担する公立大学の運営に係る経費について、普通交付税措置
- 具体的には、①及び②の考え方で算定
 - ① 以下により、公立大学の学生1人当たり単価を学部ごとに算出

学生一人当たり _ 支出(教員の給与費、光熱水費等)-収入(授業料等) 学生数

② ①の単価に、学部ごとに学生数を乗じて算定

【例】 ※令和3年	度の数値 (万円)
学部	学生1人当たり単価
医学部	376
理科系学部	146
人文科学系学部	44
社会科学系学部	21

域 連 携などの 取 組に係る経費

運

営

経

費

特別交付税措置(H29~)

公立大学が、地域連携や産学官連携を 担う専門の組織(「地域連携センター」)を 設置した場合の運営経費について、特別 交付税措置

〔対象経費の例〕

- ・地域連携センター専任職員の給与・報酬
- ・知的財産の管理や公開講座の実施経費
- ・地元企業と連携したインターンシップの経費

地方債措置(R2~)

地域貢献・地域連携を主たる目的とする 公立大学施設の整備に要する経費につい て、地域活性化事業債(充当率90%、元利償還 金に対する交付税措置率30%)の対象とする

〔対象施設の例〕

- •産学連携拠点施設
- ・サテライトキャンパス・地域交流拠点施設
- ・地域連携センター



高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校 【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生 【財源】<u>少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用</u> 令和 4 年度予算額 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※ 給付型奨学金 2,525億円 ※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(405億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

授業料等減免

○ <u>各大学等</u>が、以下の上限額まで<u>授業料等の減免を実施</u>。減免に 要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

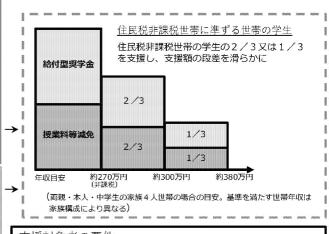
		公立	私立		
	入学金 授業料		入学金	授業料	
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円	
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円	
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円	
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円	

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が<u>各学生に支給</u>
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を 賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の 学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

高等教育の無償化に係る国・地方の負担割合等について

1. 具体的な内容

・ 対象者: 低所得世帯の学生(住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生)

・対象校:大学・短大・高等専門学校・専門学校(複数の外部理事の任命、厳格な成績管理の実施などの機関要件を満たす学校が対象)

・ 実施時期: 2020年4月

2. 財源

(1)国・地方の負担割合

① 給付型奨学金の支給(学生個人への支給)

国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給。

② <u>授業料・入学金の減免</u> (学校が実施する減免に対する機関補助)

設	置者の区分・学校の種類	授業料等の減免費用の負担者・割合		
国立	大学·短大·高專·專門学校	国(設置者)	全額	
私立	大学·短大·高専	国(所轄庁)	全額	
公立	大学·短大·高専·専門学校	都道府県・市町村(設置者)	全額	
私立	専門学校	国及び 都道府県(所轄庁)	国1/2、 都道府県1/2	

[※]地方負担の全額を地方財政計画の歳出に計上し、一般財源総額を増額確保。その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。

(2)事務費

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、私立専門学校に係る①機関要件の確認事務や②交付事務などの標準的な事務処理体制の構築に必要な経費を全額国費により制度開始の令和2年度までの2年間措置。(令和2年度:2.8億円)

※令和3年度以降は、地方財政計画に所要額を計上するとともに、普通交付税措置を講じることとしている。

26

5. その他

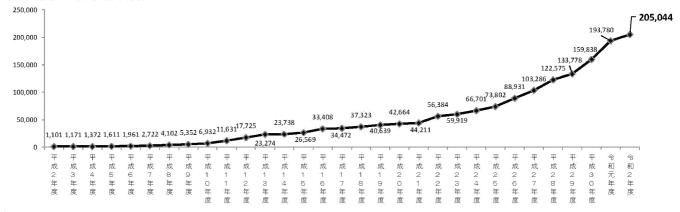
児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 令和2年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和2年度中に、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は205,044件で、過去最多。

- ※ 対前年度比+5.8%(11,264件の増加)(合和元年度:対前年度比+21,2%(33,942件の増加))※ 相談対応件数とは、合和2年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件 数	44,211	き 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044
対前年度比	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%

⁽注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和元年度: 109,118件→令和2年度:121,334件(+12,216件))
- 警察等からの通告の増加(令和元年度: 96,473件→令和2年度:103,625件(+7,152件))

(令和元年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り)

心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案(面前DV)について、 警察からの通告が増加。

28

児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)のボイント (平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定) に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新 プラン)を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数	
児童福祉司	3, 240 人	→	5, 260 人	+	2, 020 人程度
児童心理司	1, 360 人	\rightarrow	2, 150 人※1	+	790 人程度
保健師	100 人※3	→	各児童相談所※2	+	110 人程度
슴計	4, 690 人	→	7, 620 人	+	2, 930 人程度

※ 1 2024年度までに2,500人 ※ 2 2020年度まで ※ 3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106 市町村※	\rightarrow	全市町村	_
要対協調整機関調整担当者	988 市町村※	\rightarrow	全市町村	_

※2018年2月実績

(注)児童相談所数:212箇所(2018年10月時点) 市町村数:1,741箇所(2018年4月時点)

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支 援のための体制強化等を行う

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 [児童福祉法、母子保健法]

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)にお ける相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村 が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型 (福祉型、医療型)の一元化を行う。

-時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 (児童福祉法)

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 [児童福祉法]

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

児童の意見聴取等の仕組みの整備(児童福祉法)

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとす る。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 [児童福祉法]

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 [児童福祉法]

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化) [児童福祉法]

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、 所要の改正を行う

施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

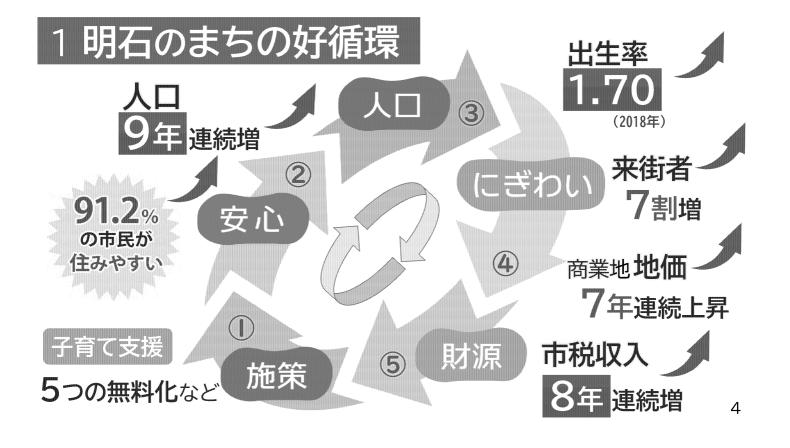
やさしい社会を明石から ~地方から日本を変える~

明石市長 泉 房 穂 (元衆議院議員・弁護士・社会福祉士)



- 1. 明石のまちの好循環
- 2. こどもを核としたまちづくり
 - (1) 理念 (2) 負担の軽減 (3) 寄り添う支援 (4) 環境の整備
- 3. やさしい社会を明石から
 - (1) 高齢者 (2) 障害者 (3) ^{犯罪}・^{更生} (4) LGBTQ+ (5) 本のまち
- 4. **コロナ対策 困っている市民に寄り添うのが行政の使命・役割** (1) 生活支援 (2) 感染対策 (3) ワクチン接種
- 5. 発想の転換
 - (1) 明確なビジョン (2) 大胆な人事 (3) 予算のシフト (4) 市民の理解
- 6. さいごに ~プロフィール~





まちの好循環の流れ

- ① 施策 子育て支援 5つの無料化 など
- ② 安心 子育てしやすいまち
- ③ 人口 9年連続人口増
- ④ にぎわい 地域経済 過去最高益
- ⑤ 財源 税収増で持続可能な財政運営
- ① さらなる 施策 高齢者、障害者施策の充実化も
- ② さらなる 安心 すべての人にやさしいまち

① 施策(1) 明石市独自の5つの無料化

- 1 医療費 18才までの全員
- 2 保育料 第2子以降の全員
- 3 おむつ 満1歳まで(宅配も)
- 4 給食費 中学生
- 5 遊び場 親子とも

すべて 所得制限 **なし**

すべて 自己負担 **なし**

6

① 施策(2) 寄り添う支援 明石発/全国初/の施策

1 養育費 の立替払



2 親子の面会交流支援



3 無戸籍児 支援



4 児童扶養手当の毎月支給



5 こども食堂 全小学校区で開設



6 児童相談所 の改革

7

① 施策(3)

コロナ禍での支援策

明石市独自のコロナ対策

- 7 大学の学費の立替払
- 8 高校進学への給付型 奨学金
- 9 ひとり親家庭に さらに5万円
- 10 すべてのこどもへの10万円
- 11 生理用品 の無料配布

① 施策(4)

環境の整備

~ 質も量も拡充 /

11 少人数学級

小学校1年生は30人学級 (2016年~)

中学校も35人学級へ(2021年4月から段階的に実施)

小中一貫校は全学年30人学級に(2021年4月~)



12 学童保育

指導員の半数以上が教員免許あり 市独自で認定資格の研修を実施



13 保育所整備

6年間で5,900人の受入枠増(2016年の2.3倍)

9

2 安心

市民満足度が

大きく上昇



生活満足度 関西1位 全国2位 市版SDGs調查 2020

こんなところが 評価されています

住んでいる地域が 住みやすいと回答した人の割合

住みやすい



1位 子育で環境の充実

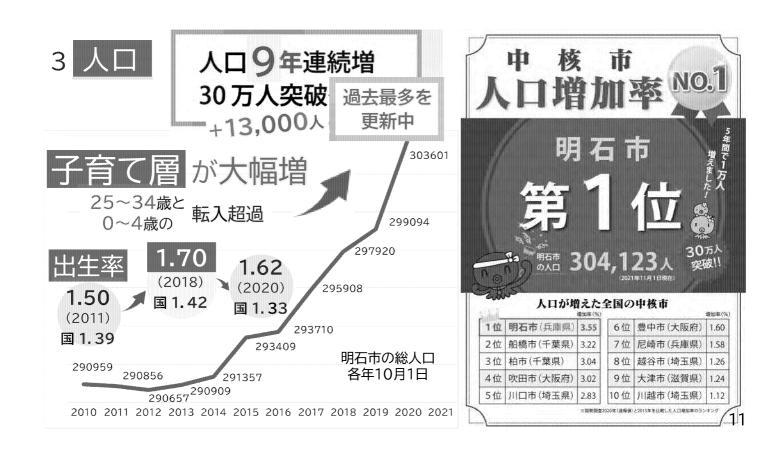
2位 本のまちの推進

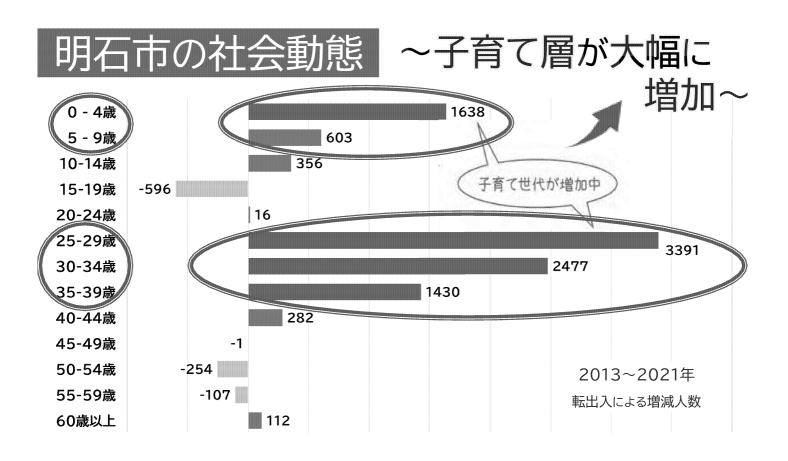
良好な 3位 都市環境の整備





である。 最後に「他に主要な他」の名を含むくないとなった。フェンス、2019年では、日本のは日にファインした会会が行えられた。





にぎわい

地域経済 過去最高益!

にぎわい

明石駅南側の 通りが急増



2016年全面リニューアル 図書館、子育て施設や 新店舗もオープン まちが明るく 生まれ変わりました

駅南への新規出店が2倍超 地価は7年連続で上昇*

> 来訪者

1. 7倍增加

19,650人 → 33,115人 (2015)(2018)

> 新規出店

2. 4倍 達成

目標/年12店 → 実績/年29店

(2015)(2020)

財源

持続可能な自治体運営

発送の

転換 \使い道を大胆に変更/

税収増加+予算のシフトで財源確保へ

税収 増えています

主要税収入*が8年で 32億円増

(※個人市民税、固定資産税、都市計画税の合計額 /2020 年度)

9億円の増 (2021年度見込)

70億円

実質公債費比率 2.8%

自由に使えるお金のうち 借金の返済に使うお金 の割合が小さい

11/17



未来に つなぐ

都市経営

好循環の拡大

さらなる施策の充実へ

コロナ禍でも

施策 やさしい社会を明石から さらなる

高齢者

認知症になっても 安心して暮らせるまちづくり



認知症 後見支援



障害者

手話言語·障害者 コミュニケーション条例







障害者配慮条例

合理的配慮の提供を支援する 公的助成制度スタート

旧優生保護法被害者 支援条例

あかし インクルー -シブ条例

犯罪被害者

立替支援金制度、再提訴費用補助、特例給付金制度



更生支援



LGBTQ+

パートナーシップ・ファミリーシップ制度



15

2 さらなる 安心 すべての人にやさしいまち









- Annual Control 4 havalnychara

學生(24)對無利用用利用(24) ETEROPHIC COSTS TENTE CHEST OF STATE



こども

先導的

共生社会ホストタウン

全国初

LGBTQ+

ひきこもり

県内初

SDGs 未来都市

2 こどもを核としたまちづくり

- 1. 理念 すべての子どもたちを まちのみんなで 一人ひとりに寄り添って 本気で応援
- 2. 負担の軽減 明石市独自の5つの無料化
- 3. 寄り添う支援 明石発! 全国初! の施策
- 4. 環境の整備 ~ 質も量も拡充 ~

17

1. 理念 こどもを核としたまちづくり

(対象) すべての子どもたちを

誰一人として見捨てない ⇔ ×貧困家庭限定

(主体) まちのみんなで

行政や地域や市民みんな ⇔ ×親だけに責任

(程度) 本気で応援すれば

あれもこれも全部やる ⇔ ×予算の範囲内

(効果) まちのみんなが幸せになる

まちの好循環 ⇔ ×社会の分断

2. 負担の軽減

明石市独自の5つの無料化

- 1 医療費 18才までの全員
- 2 保育料 第2子以降の全員
- 3 おむつ 満1歳まで(宅配も)
- 4 給食費 中学生
- 5 遊び場 親子とも

すべて 所得制限 **なし**

すべて 自己負担 **なし**

19

2. 負担の軽減

明石市独自の5つの無料化

		一 切石山が口の		
1	医療費	2013年~ 中学生まで 完全無料 2021年~ 高校生まで 完全無料	16.3億円	2022当初予算
2	保育料	2016年~第2子以降 完全無料 2019年~副食費も 完全無料	11.5億円	"
3	おむつ	2020年~満1歳まで無料(宅配も)	1.2億円	"
4	給食費	2016年~ 中学校給食の実施 2020年~ 中学校給食費の無料化	3.4億円	"
5	遊び場	2013年~ 市民プールなど 利用料第 2017年~ 大型遊具もある施設を業		1.4億円 ″ 20

見守り・相談で 不安を解消

0歳児見守り訪問



子育て経験のある

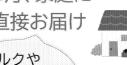
配達量が

毎月、家庭に 直接お届け

経済的な



ミルクや 子育で用品も 選べます



負担も軽減



O歳児家庭の見守り

妊娠

誕生 ~2か月

3か月~1歳

母子健康手帳交付時、すべての妊婦と面談

保健師などが、すべての家庭を訪問

4か月 4か月児健康診査 未受診者家庭の訪問も

おむつ定期便 🚭 コープこうべと連携協力



明石発! 全国初! の施策

の立替払







・養手当の毎月支給



こども食堂 全小学校区で開設



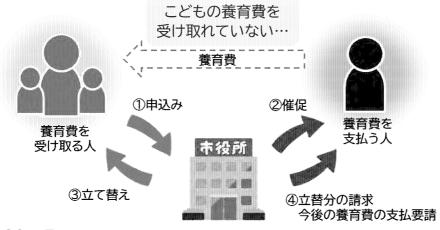
の改革



1 明石市独自の養育費立替(公的立替)



子どものために 安定した養育費を



市が支払督促、不払いのとき

市が立替回

- ・ 差押え支援も
 - ・取決め支援も

2020年7月~

こどもの養育費 **1か月分** (月5万円まで) ・市の立替前に支払あり 3件(こども4人)

市が立替後に支払あり 7件(こども11人)

・市が立替後、支払なし 8件(こども10人)

2022年 8月~ 拡充 (- ビキ.の基本書

こどもの養育費 **3か月分**

(1月5万円まで)

23

2 明石市による面会交流のコーディネート



2016年10月~

離れて暮らす親との交流を希望するこどものため

経験豊富なスタッフがサポート

父母それぞれと「事前面談」・「日程調整」のうえ、 当日の立会い(交流の場における付添い)などを実施

サポート 実績 (年度毎)

2016	8 🛭
2017	42 回
2018	64 回
2019	57回
2020	50 回
2021	74 回

相手に会わずに 子どもが面会できる! 親の精神的な負担も 軽減された。

累計約300回実施



養育手帳を配布 こどもの情報を共有

子どもの安全が 守られていて 《 利用者の声 》 安心 !



3 無戸籍者 支援



▶ 支援体制の構築

無戸籍者総合支援コーディネーターの設置

▶総合的支援の実施

24時間 全国から 相談受付

無戸籍24時間相談ダイヤルの設置 戸籍を作るための 裁判所への申立費用の補助

▶ サポートナンバーカード 交付





25

4 児童扶養手当 の毎月支給



国では…

従来は 4か月に1度の まとめ支給

法改正で…

2019年11月から 2か月に1度の まとめ支給

 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 1
 2
 3

 O
 O
 O
 O
 O
 O
 O
 O

〇:児童扶養手当支給月

分割支給で 安定 収入の波を平準化

こどもと親が 安定した生活を 送れるように /

やりくり しやすい

収入が

明石市は

希望者に毎月無利子貸付金 として支給

 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 1
 2
 3

 •
 O
 •
 O
 •
 O
 •
 O
 •
 O
 •
 O

● 貸付金 支給月

収入が安定して、やりくりがしやすい 🞹

5 こども食堂 を全28小学校区 46か所で開設



すべてのこどもが 気軽に立ち寄る ことができる



・地域みんなの居場所



気づきの拠点









あかし

こども財団と連携

6 児童相談所の改革

- ▶ 自治体として9年ぶりに設置
- 市内中央 JR駅前の一等地に開設
- ▶ 子育て支援センターも併設
- ト 常勤弁護士 も 複数 配置 全国物
 - → 日々のケースワークに携わることが重要





- ▶ 定員30名 人口比にして東京の7倍
- ▶ 学校現場と連携して保護中も小中学校に通学可能

・一時保護の第三者チェック

2021年開始 こどものための第三者委員会



里親センター も併設



自治体として9年ぶりの児童相談所

職員数 は国基準の 2倍 以上で開設



	児童福祉司	児童心理司	保健師	弁護士(常勤)	児童指導員
2019年	18人	8人	4人	2人	20人
4月1日 開設時	国の基準 8人	4人	1人	弁護士の配置又は これに準ずる措置	6人

さらに 医師・教職員・元警察官・看護師助産師、家庭児童相談員等も配置

現在の市児相	27 人	11人	6人	2人	22人
--------	-------------	-----	----	----	-----

29

子どもに寄り添うのは"人"

全国の子ども支援人材を育成





西日本こども研修センターあかし

National Training Center for Prevention of Child Abuse and Neglect

全国の子ども虐待防止に関わる関係機関などで主に 指導的立場にあたる職員を対象に高度専門的な研修 を実施しています。





子どもの権利条約の理念 を基本に

全国の弁護士も自治体職員も養成

明石で育て全国へ広げる

コロナ禍では、オンライン研修を展開。今年度は、全国7ブロック に出向いて研修を行う予定です。

~ 質も量も拡充

1 少人数学級

小学校1年生は30人学級(2016年~) 中学校も35人学級へ(2021年4月から段階的に実施) 小中一貫校は全学年30人学級に(2021年4月~)





2 学童保育

指導員の半数以上が教員免許あり 市独自で認定資格の研修を実施



全国で9年ぶり

・国基準の2倍の職員を配置

・アウトリーチ支援

全国初

3 保育所整備

6年間で5,900人の受入枠増(2016年の2.3倍)

児童相談所の新設

見守りおむつ宅配便

31

虐待防止・社会的養育の充実

早期の気づきと支援

・妊娠期から子どもを支援 妊婦全数面接

・子どもの健康を100%確認 乳幼児全数面接

・全28小学校区に開設 あかし版こども食堂

学びを応援

中学校給食の無償化

·食育、地産地消 アレルギー対応なども

30人学級の導入

あかし里親100%プロジェクト

·まずは小学校 | 年生から

・駅前に図書館新設 本のまちの推進 ・ブックスタート

&ブックセカンド(県内初)

寄り添う支援

離婚前後の養育支援 全国初

児童扶養手当の実質毎月支給 全国初

全国初

子育てを応援

・所得制限なし ・中核市規模では 全国初

・所得制限なし。高校生までの医療費無料化 第2子以降の保育料無料化

> 大型遊具を備えた 「あかしこども広場」

・入場料無料の駅前施設

やさしい社会を明石から

あんしんブロジェク

本人の尊厳の確保

家族負担の軽減

地域の理解の促進

∖65歳以上の人 /

認知症診断費用を 全額無料に

- 認知症チェックシートを提出した人に 図書カード500円分
- 2 認知症の疑いがある人に 最大7,000円分の検診費用助成
- 3 認知症と診断されたら タクシー券6,000円分

または 居場所がわかるGPS端末基本使用料1年分 33

認知症の人には 最大3万円

要支援・要介護の認定で

1万円支給

認知症の場合

さらに 2万円支給

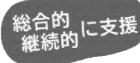


認知症手帳を発行し (あかしオレンジ手帳)

総合的に支援



全国物







- ① 宅配弁当券(20回分)
- ② 寄り添い支援サービス券(10回分) (見守り、話し相手、外出時の付き添いなど) +ワクチン接種の同行支援も
- ③ 1泊2日のショートステイ利用券



予防ではなく

認知症になっても安心して暮らせるまちづくり



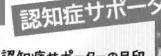
34

全国协

地域のみんなで支える

後見支援センター

市民後見人の養成









多くの 市民後見人が 活躍中!



親族の後見申請費用などの 全額助成

> (市社会福祉協議会) 35

認知症後見支援プロジェクトの推進

- ▶ 成年後見申立費用等の立替え・助成等
 - ・本人申立時の実費・親族申立時の実費全国を
- ▶ 後見サポーター養成 ▶ 老後の幅広い相談 など

住み慣れた地域で 安心して暮らし続ける

みんなの給食

~ 食を通した見守り ~



- 地元の有償ボランティアで運営
- 全ての中学校コミュニティセンターで実施

地域総合支援センター

~ 市内6か所に ~

高齢者も障害者も子どもも 更生支援に関する相談も 専門職が総合的にサポート



障害者が暮らしにくいのは 誰のせい?

車いすか、 階段か? 飲食店か、 行政か? 障害者か、 まちのみんなか



何が問題か











*****2 -

厚上

手話言語条例 🕂 情報コミュニケーション条例



- ・手話言語・障害者コミュニケーション条例
- 障害者配慮条例

障害者に対する配慮を促進し 誰もが安心して暮らせる 共生のまちづくり条例



タブレットを使った 遠隔手話通訳



テレビ電話 システム

特徴は

合理的配慮の促進

合理的配慮の提供を支援する

公的助成制度



みんなが対象

お店も 市民も 行政も 三方よし

All for All

みんなの税を、みんなに配分

点字メニューの作成



点字メニュ おいています

筆談ボードの購入



筆談でどうぞ

簡易スロープの設置



お店の出入口

39

置き去りにしない「インクルーシブなまちへ

みんなで支える



障害当事者が ボランティアとして 健常者を支える

みんなが助かる



2022年4月 すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例 施行

> まち全体に やさしさ が広がっています

(3) 犯罪被害者・更生支援

誰一人置き去りにせず 支え合うまちづくり

被害者支援 と 更生支援 は 車の両輪



安全・安心のまちづくり すべての市民のための施策 = 基礎自治体の責務

41

犯罪被害者

被害者支援

明日被害に遭うかもしれない



安心して 暮らせる まち へ

すべての市民 のため <mark>の セーフティネット</mark>

総合支援条例



旧優性保護法の被害者も支援

- ▶ 総合支援(相談,生活,経済面)
- 二次被害防止を明記
- ▶ 真相究明支援

- ▶ 立替支援金を創設
- ▶特例給付金を創設
- 再提訴支援

あかし被害者基金条例

誰もが安心して暮らせる やさしいまちへ

立替支援金制度



被害者や遺族への損害賠償金が 支払われない場合

明石市が立て替え



当事者に代わり賠償請求



加害者が心神喪失などで 罪を問われない場合

再提訴等費用 補助



- ▶ 裁判所に支払う費用
- ▶ 真相究明に要する費用



特例給付金制度



遺族に賠償金を支給

43

更 生 支 援

更生支援

"おかえりなさい"といえるまち

- ・ 更生支援ネットワーク会議の創設 司法・行政・地域が連携して再犯防止
- 全国初
- ・あかし更生支援サポーター講座の開催
- ・更生支援及び**再犯防止**に関する条例の制定
 - ・共生のまちづくりを推進
 - ・ 地域社会で孤立しないように配慮
 - ・ 日常生活等に関する相談に対応
 - ・ 地域活動に参加できるよう配慮



あかし更生支援フェア



(4) LGBTQ+/SOGIE

LGBTQ+施策担当を採用



専門職を全国から公募・採用



99名応募 ➡ 2名採用







当時者に寄り添い 施策を企画・立案



明石市から新しい歴史を切り拓いていくために

尿后糖

45

専門相談

明石にじいろ相談

ありのままがあたりまえ LGBTQ+(性的マイノリティ)/SOGIE専門相談 「ホモ」「おかま」などと 言われて悩んでいる 誰にも話せない 男子生徒から 「ひげが生えてくる自分を 受け入れられない」と 相談があった(先生) 社員から「性別を変えて働きたい」 と書われて、どう対応すれば いいのかわからない(事業者) 娘から「彼女ができた」と 打ち明けられた どうしたらいい?(家族) あなたといっしょに考えます ・LGBTQ+当事者がお話をおききします
・秘密は厳守します
・家族や周りの方からの相談もお受けします
・相談は無料です(通話料金はご負担ください)

自分を大切に、自分らしく生きるために



本人のほか家族、事業者からの相談にも対応







連携・協定

1. 明石にじいろネットワーク会議

すべての市民にかかわるテーマとして 地域と連携して取り組む

2.民間病院とも連携協定締結

(入院中の面会・付添いも家族同様に)

2020年

さらに

2021年 **明石市医師会**とも **連携協定**を締結





\子どもを含めた関係性を証明 /



パートナーシップ・ファミリーシップ制度

性的少数者のカップルだけでなく 一緒に暮らす子どもを含めた家族の関係性を 明石市で証明



_GBTQ+

ひとりひとりのニーズに寄り添う

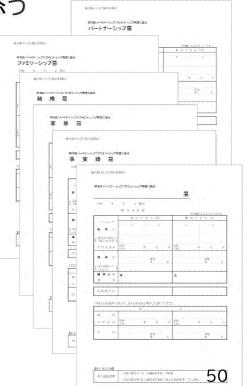
選べる自由を届出書式にも

(「結婚届」や「家族届」も提出可能)

6種類の様式から 希望する届出を

- 家族のカタチに 応じて選べる
- ① パートナーシップ届
- ② ファミリーシップ届
- ③ 結婚届
- ④ 家族届
- ⑤ 事実婚届
- ⑥ _____届 (任意記載もできます)

Ę	Ħ	į 1	١.		
	<u>ر</u> ب				
	心	17		3	



パートナーシップ・ファミリーシップ制度 実施効果

当事者のニーズに寄り添い 困りごとの具体的な解決に

① 市営住宅の入居 子ども も含めて入居可能

あたりまえの 生活を明石で

- ② 住民票の続柄記載 「同居人」から「縁故者」に変更可能
- ③ **医療機関での対応** 病状説明や面会なども家族同様に



- ④ 市営墓地の使用・継承
- ⑤ 犯罪被害者等遺族支援金や特例給付金等の給付

ありのままが あたりまえのまちへ

全国に広がる パートナーシップ制度

全国223自治体が導入

(2022/7/1時点)

総人口の 52%超をカバー





52

(5) 本のまち 明石

いつでも・どこでも・だれでも 手を伸ばせば本に届くまち

本のまちの拠点に

明石駅から徒歩2分の 、駅前ビルに本が集まりました!/

4階 あかし市民 図書館





・本は やさしさ、勇気



・お金がないときこそ公が本を買う

2021 あかし市民図書館

ディエンス賞

官民協働で子育て支援拠点 とする図書館の取り組みが 評価されました。





本のまち

だれもが本に親しめるまちに

移動図書館車2台で 市内81か所に本をお届け

赤ちゃんのときから 本と仲良し









県内唯一の

- ▶ ブックスタート 4か月児健診時 読み聞かせ体験 + 絵本2冊プレゼント
- ▶ ブックセカンド 3歳6か月児健診時 読み聞かせアドバイス + 絵本1冊プレゼント
- 絵本保育士の養成幼稚園、認可保育施設に配置



コロナの 自粛期間中に

未就学児に絵本の宅配便

いつもと変わらずに本に親しむ 親子の愛情の時間 を届ける



未就学児のご家庭に 図書館職員と市職員が 2人1組で配達

のベ 750 件 3742 冊

丁寧に包まれた本を見て 職員の温かいお心を感じました

またかしてね

家にいることが多い中 絵本の存在はホッとします



だいじに読みます ありがとう



55

本のまち

読書バリアフリー の推進

拡大読書器



大活字本

単行本の文字 大活字本の文字 晴今日での天。気



点字本 ***



読み上げ機



音声デイジー



やさしいまち + 本のまち

あかし市民図書館



こども も 高齢者 も 障害のある人もない人 も すべての人が本に親しめるまち に 56

明石市のコロナ対策 3つのポイント

(1) 生活支援

困っている市民に 寄り添うのが 行政の使命・役割

- (2) 感染対策
 - "権限"なくても"責任"を果たす
- (3) ワクチン
 - · 合理的配慮 · 差別禁止

0846 Buts 21 17/19/50 『明石市独自の 短記地方自治体 独自の迅速な対応とは? コロナ対策』に 泉明 高い評価! 房 独自の支援策で話題明石・泉市長生出演市民から預力 咖啡和阿姆斯 およそ 1億7000万円) 地方自治体 独自の支援・対策 個人事業主に上限 個人事来エー 100万円を融資 (無利子・無担保) "ひとり親家庭"に対し 外来診療体制 新型コロナウイルスに負けるな 児童扶養手当に加え PCR検査機の購入 (市民の暮らし全力で支えます) --- 「広報あかし」5月1日号。 4/24 「夏スタート 焼く泥された。この言葉通り、兵庫県明石市は新型コナメは 生や観人商は、生活傾向者をたた対する髪白の支援を実施、泉房健市 長は、市民の産権な声を受け立めた職員が行と知案で応えてきたと話す。 個人間店に ひとり親家庭に 生活困窮者に 資料2か月分融資 5万円支給 10万円支給 各メディアが 泉房穂 注目 / 市民のためであれば 大きな話題に! 市議会と一緒にやれることはどんどんやっていく 今は思い切った大胆な判断が必要 『月刊ガパナンス』2020.8号

(1) 生活支援

明石市独自の20の支援策

- 「個人商店に家賃 上限100万円を緊急支援
- 2 学生に学費 上限100万円を緊急支援
- 3 ひとり親家庭に 5万円上乗せ×2回
- 4 こどもの養育費 緊急立替 5万円

5 高校進学奨学金 給付型 66万円 6 子育て世帯に 児童扶養手当1万円上乗せ

7 赤ちゃん応援 給付金 10万円

- 8 未就学児に 絵本の宅配便
- 9 テイクアウト・デリバリー こども食堂
- 生理用品サポート

明石市独自の20の支援策

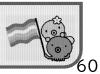
きんもくせい プロジェクト

- 生活困窮者に 10万円 先行支給
- 12 市税 納付期限を 延長

- 13 水道 基本料金 6か月分の無料化
- 14 生活見守り サポート券 5千円
- 15 認知症家庭 サポート交付金 3万円
- 16 高齢者・障害者 サポート券 1万円

17 3割おトク商品券 11万冊発行

- 飲食店 感染症対策 助成金 5万円
- 19 あかし支え合い 基金 創設
- 20 明石市コロナ条例 制定



明石市独自のコロナ対策

家賃をすぐに100万円



個人商店に家賃 2か月分

無利子

無担保

2020年

- ・申請から 2日後に振込
- 初回振込4月24日
- ・4月補正予算可決 ⇒ 翌日受付開始・審査・交付決定

《実績》

- ·申請件数 585 件
- ·貸付総額 約1億8千万円
- · 実施期間 4月21日 ~ 5月31日

《対象者》

月額の家賃が 50万円以下の 小規模店舗 業種、売上増減 休業要請対応 などを問わず 迅速に支援

61

明石市独自のコロナ対策

学費を すぐに100万|

前期分の学費全額を肩代り(上限100万円まで) は必

前期分だけで 概ね50~60万円 は必要

- ・学校と直接交渉し直接振込
- ・所得制限なしの本人支援



看護系は 90万円超も!

無利息・保証人不要



《実績》2020年

·申請件数 122 件

·貸付総額 約6千万 円

· 実施期間 5月1日 ~ 7月31日

《対象者》

市内から通学している学生 (大学、大学院、短期大学、 高等専門学校、専門学校、 定時制・通信制の高等学校 など)

明石市独自のコロナ対策

3 ひとり親に さらに5万円

2020年 1回目

4月議会 明石市独自 5万円

6月議会 国の支援策 5万円

2回目

12月議会 明石市独自 5万円

国の支援策 5万円

63

明石市独自のコロナ対策

すべてのこどもへの10万円

離婚家庭等の子どもにも

(市独自での立替払・働きかけ・回収も)

所得制限 以上の家庭の子どもにも

お腹の赤ちゃん <mark>にも</mark>

明石市独自の プロナ対策

2020年度

募集30人 ▶ 応募121人

奨学生 110人

2021年度

募集100人 У 応募222人

奨学生 200人





毎月1万円を原則3年間 36万円



- 高校入試に向けた 学習支援 週2回 進路、生活面の相談も
- 進学後の学校生活支援 専門の相談役(チューター)がサポート 65

明石市独自の コロナ対策

10

ひとりで悩まないで

生理用品の購入に 困っている方へ

- ▶ 無料配布のみならず 相談・総合支援も
 - ▶備蓄配布に加え新規購入、 通年継続事業に

明石市在住の人・市内学校の通学者

お渡し場所

あかし男女共同参画センター 一般·学生

学生すべての市立小・中・高・養護学校トイレ AKASHIユーススペース



明石市



生理用品を買うのに困っている方にお配りしています ードをお持ちください。詳しくは、裏面で

明石市独自の コロナ対策

明石市コロナ条例 20

総合的支援 ポイント1

- ① 生活・相談支援
- ② 生活支援
- 家族への支援
- 福祉施設への支援
- 関係機関との連携

差別的取扱いの禁止

- 誹謗中傷 などを してはならない
- 相談•情報提供
- 調査・指導
- 生活支援
- 権利擁護 のために 必要な支援

《改正予定》ワクチンを接種しない人への①合理的配慮②差別禁止を追加 67

明石市コロナ条例のポイント

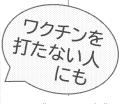
北風(罰則)より太陽(支援

感染者に罰則は適用しない

- ①差別助長のおそれ ②かえって感染拡大を招く ③その前にやることがある

2. 感染者と家族に寄

(生活支援、コロナ差別禁止など)



《改正予定》

感染対策

市民の暮らしと健康を全力で支えます

あかし保健所

(百四大刘帝) 保健所の人員を増員

相談体制

専門相談窓口を複数設置。



明石市コロナワクチン 専用ダイヤル

1 日最大 300 件程度



診療・入院

病床数を増床

受け入れ体制を強化

医師を確保

在宅療養者へ訪問診療

明石市ウィズコロナ 官民連携会議の開催



在宅療養者への支

69

明石市のコロナ対応

~ <u>権限</u>なくても <u>責任</u>を果たす ~

6倍増(市民病院フル稼働

保健所2名+民間20名体制

担当職員 5倍増 14名→71名

(3) ワクチン接種

合理的配慮

~ やさしいまちづくりの一環~

- 1 障害者 特設会場の開設 ~ 明石市民病院に
 - ・**専門医**や**専門職**(手話通訳者,要約筆記者等)などが 当事者の個々の特性に応じて丁寧に対応
 - ※「明石市障害者配慮条例」に基づく**合理的配慮**の具体化として
- 2 認知症 本人と家族への支援
 - , 本人が接種する場合: **同行付き添い**支援 など
 - ・家族が接種で留守にする場合:在宅見守り支援など
 - ※ 明石市独自の「認知症あんしんプロジェクト」の拡充 (診断費用無料化、在宅支援金支給、無料宅食、無料ショートステイなども)

71

差別禁止

《改正》明石市コロナ条例

ポイント1 総合的支援

+ワクチン接種での 合理的配慮 を追加

障害、高齢その他の理由により ワクチン接種を受けることに 困難、不安等を感じている市民 の意向を尊重し、特性に応じた 合理的配慮を行うことにより、希望する全ての市民が安心して ワクチン接種を受けられる環境を整備

ポイント2 差別的取扱いの禁止 +ワクチンでの 差別禁止 を追加

ワクチン接種を受けていない人への誹謗中傷や差別を禁止 するだけでなく、被害者の意志を尊重し、救済を図るための 支援を行う



3つの発想の転換

- ~① 上から

 - ③ これまでどおり
 - の時代は終わった ~
 - ⇒ 市民目線 で 地方ごと に

新しい政治 に 挑戦

73

①上から

お上意識

⇔ 自治憲憲

上から目線 行政目線

地域目線 市民目線

市民に近い のは 国よりも地方

(国民の願い叫び声が近くで聞こえる)

国の動きを待つことなく 地方こそが リーダーシップ を発揮すべき

(2)

横並び主義 👄 地域の特性

それぞれの判断 全国一律 同じであるべき 違っても構わない

どの町も隣町と同じ 我が町ではない

(感染状況も 市民ニーズも 同じではない)

国は地方に 権限を委譲し 地方はその責任を果たすべき

75

③ これまでどおり

前例主義 👄 新しい政治

丁寧に

これまでどおり 時代状況に即し ゆっくり スピード感を持って 臨機応変に

昨日と同じ 明日ではない

(いつまでも昭和や平成のままではない)

政治家には

新しい社会 をつくりだす 責任 がある

実行力 4つのポイント

- 思い 1. 明確なビジョン
- ひと 2. 大胆な人事
- カネ 3. 予算のシフト
- まち 4. 市民の理解

77

1. 明確なビジョン

大義を掲げる

『暮らす』 『育てる』 を重視!

こどもを核としたまちづくり

すべてのこどもたちを まちのみんなで

本気で応援すれば

まちのみんなが幸せになる

誰一人取り残さない

こどもは まちの子

こども目線 あれもこれも全部やる

まちの発展につながる

市長選に初出馬したときからの変わらぬ思い

こどもを核としたまちづくり

- 《 市長選に初出馬したときからの 変わらぬ思い 》・

まちをつくるのは"ひと" これからの明石のまちをつくるのは、 今の明石のこどもたち

こどもたちに借金を残すような税金の無駄遣いをやめ 頑張るこどもたちをまち全体で応援する そんな明石をつくっていきたい それが明石の未来につながると信じている

(市長選 法定選挙ビラに掲載した一文より) 79

やさしい社会を明石から

子ども時代からの 変わらぬ思い

(記者) 政策に込められた思いをお聞かせください。

(市長) かねてから自分としては 困っている人の具体的な力になりたい そういった思いで子ども時代から過ごしてまいりました。

そういった思いの中で 弁護士になり、市長になり、今仕事をしている つもりです。

今まさに 目の前に、明石市内に 困っている方が数多くおられます。 こういった時にこそ、困っている市民に対して、具体的にしっかり手を 差し伸べることをしていきたい、そういった思いを込めたつもりです。

(2020年4月補正予算案に関する記者会見より)

やさしい社会を明石から

こどもを核としたまちづくり

みんなで支える

みんなが対象

高齢者も

地域で

所得制限 なし

for All

現物給付

みんなが助かる

81

- みんなが対象
 - 中間層 for 低所得者層だけ
 - 中間層 for 中間層も A// for A//

(例) 子育て応援

所得制限なしで すべての子ども が対象

明石市独自の5つの無料化

遊び場 おむつ

救貧施策 低所得層のみ



未来施策 中間層も対象 82

- 2 みんなで支える All for All
 - 行政 だけで
 - 地域みんなで (例) こども食堂
 - ★ 健常者 for 障害者 だけ
 - 障害者 for 障害者 も (例)
 - 障害者 for 健常者 も B-1グランプリ

障害当事者が ボランティアとして 健常者を支える

3 みんなが助かる



現物給付

市民から預かった税

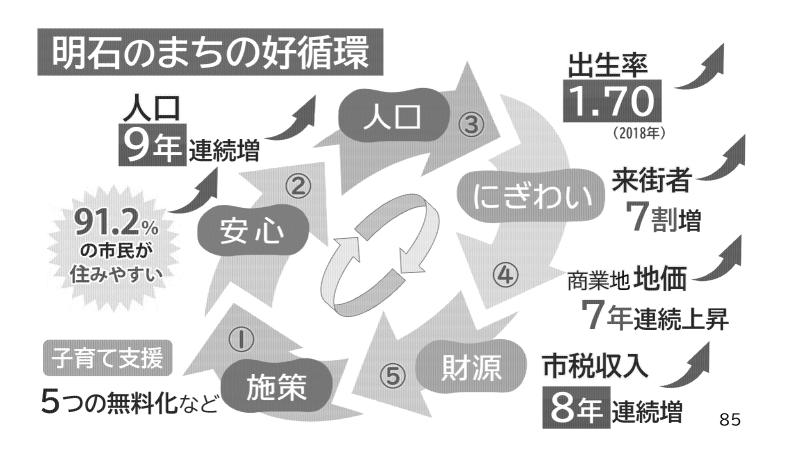


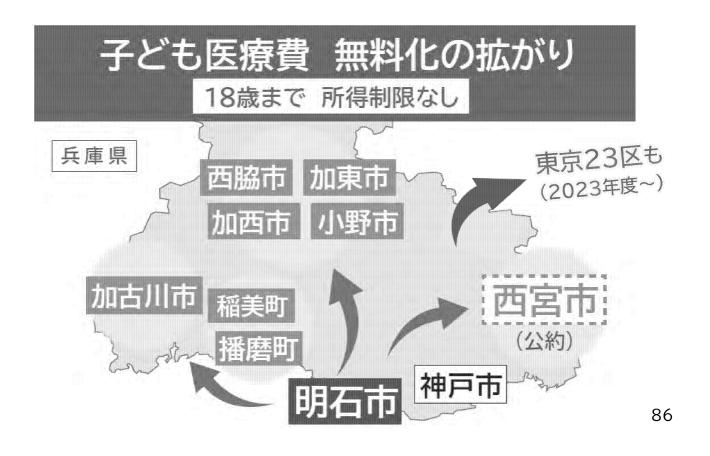
誰もが必要なベーシックサービスを無償で提供 All for All

(例) 明石市独自の5つの無料化

保育料 医療費 おむつ 給食費 遊び場

84





2. 大胆な人事

数も質もしっかり確保



市こども部門
120人 職員 3倍増
(3.46倍)
90人
80人
2010年
単点配置
30人
2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021

135人 2021年 **(適時・適材・適所**の 組織編成)

コロナ対策

柔軟に即時対応

《人事異動》

2020年度 合計 19回

2021年度 合計 27回

- ▶ 感染対策
- ▶ 生活支援
- ▶ ワクチン接種 など

87

専門職採用

各専門職団体の協力を得て **全国から公募**

→ 市民に一番近いところで

他の専門職や行政職と連携し、アウト リーチを積極的に行っています。

つ 全国に先駆けた施策を

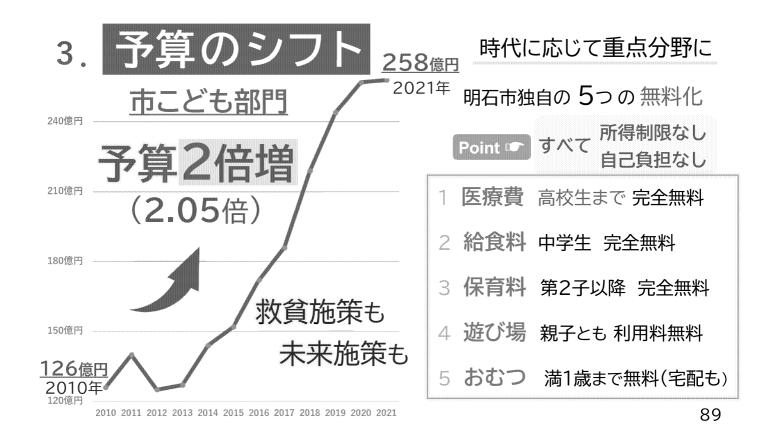
全国初の取り組みを進める中心的役割を 果たしています。

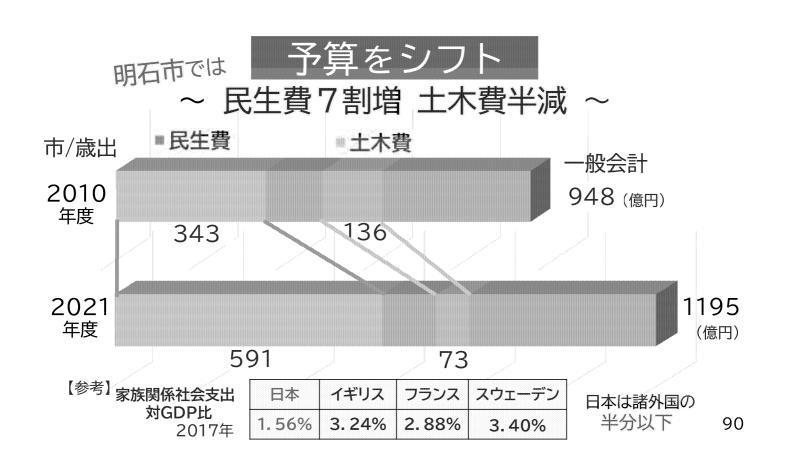
3 幅広い部署で 政策・福祉・教育部門など幅広い部署に 配属されます。 弁護士 | 2名 福祉職 ほか 計76名

- ▶ 常勤・正規で
- ▶ 職種ごとに複数採用
- 一般行政職の仕事もする

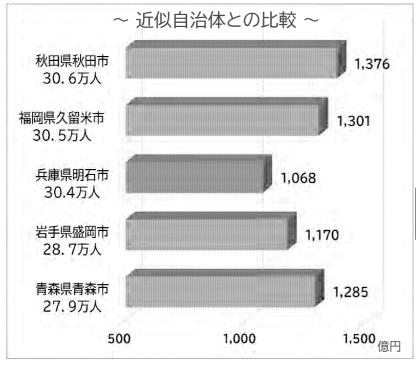








明石市の歳入 一般会計



全国の 中核市62市の中で

2020年	人口	歳入
秋田市	43位	36位
久留米市	44位	42位
明石市	45位	54位
盛岡市	46位	49位
青森市	47位	44位
		91

明石市の予算シフト政策の発想の転換

〈1〉下水道·雨水対策

市内全域ネットワーク化 20年間で 総額 600億円

事業目的: 100年に一度のゲリラ豪雨への対策

明石市の下水道普及率: 99.8%

,想定被害:床上浸水10軒程度

450億円 削減!

ハード整備中心の対策 から ソフトも含めた総合対策へ

市内全域で地域みんなで防災体制を拡充整備計画見直し 20年間で総額 **150**億円に



明石市の予算シフト 政策の発想の転換

〈2〉 市営住宅

- ・明石市は近隣よりも公的住宅が多い(兵庫県3位)
- · 市営住宅 2100 戸 · 県営住宅 4700 戸



・UR都市機構 2600戸 など



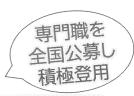
- ・建設・管理コスト・総戸数 を削減 ⇒ 集約化、長寿命化ヘシフト
- ・障害者グループホームなど、より公性の高い位置づけに

93

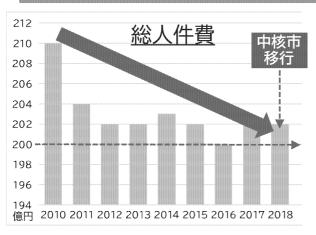
明石市の予算シフト政策の発想の転換

〈3〉職員人件費

職員数を削減、諸手当を見直し 10億円削減



中核市移行で必要な人員増を仕事の見直しで対応 10億円削減





市民の理解

共助も 公助も 政策理念の共有

明石の魅力を戦略的にシティセールス

ラブレタ・



広報あかし 月2回、毎号で特集記事 O D CONTROL OF THE PROPERTY OF BEUM あたりまえのまちへ CC.







明石のまちづくりを 幅広い層に丁寧に伝え 共感や応援がさらに拡大

やさしい社会 を 明石から

やさしい社会 とは お互いに 助けあい 支えあう あたりまえ の社会 やさしいまちは 強いまち



明石から とは・・・

国を待つことなく 明石から 始める





~プロフィール~ 泉房穂 いずみふさほ

■ 1963年 明石生まれ 漁師の長男として誕生



障害のある家族がいたこともあり 幼いころから福祉に目覚める



東大在学中は 駒場寮の寮長

■ 元 NHKディレクター



民放移籍後 「朝まで生テレビ」なども担当



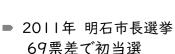
その後 石井こうき衆議院議員の 秘書となる

石井氏の勧めもあり 世のため、人のため弁護士に



■ 2003年~2005年 衆議院議員 超党派での議員立法に奔走







得票率7割で再選 現在3期目



■ その後 明石で庶民派弁護士として活動

社会福祉士の資格も取得



手話検定2級、柔道3段、明石タコ検定初代達人、ベストファーザー賞in関西 受賞

SDGs未来安心都市·明石

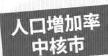
明石市 市政ガイド 2022

やさしい社会を明石から

徹底解説



人口





市民サービス の向上へ

さらに勢いを増す 明石の好循環!



にぎわい

批价值 年連続上昇

財源

√p22 で解説!/

総 論 明石の好循環

...01-03

...16

各 論 ● こども

···04-09

■ 高齢者・障害者

...10-13

施策

● 犯罪被害者・更生支援

··· 14-15

● 旧優生保護法被害者支援

目 次

■ LGBTQ+ / SOGIE

...17

● 豊かで安全な海を

... 18-19

■ 本のまち・感染症対策

... 20-21

コラム ● やさしい社会を明石から

... 22-23

● あかし SDGs 推進計画 (第6次長期総合計画) · · · 24

やさしいまちづくり が広がることで、

市民の安心感が増し、

人口9年連続増 東新中130万人突破へ!

人口 が増え、にぎわい が増し、 免収 が描え、 さのに 推たな

304,108 / 7

これが、明石の好循環です。 p22で解説

学, 一种, 6

まちで赤ちゃんだよく見かけるわ

市民サービス ができる

(2018年) (2020年)

(2016年)

130 139

住宅地5年連続上昇※2018~2021年

1.50

商業地7年連続上昇

知坦

1.70 36

明石駅南側 新規出店年間 29 店舗

に乗むい

この10年間で、土木費を半減、民生・衛生費を

3割増やし、予算を徐々にシフトさせてきました。

明石市の一般会計の歳入は、中核市 62 市中、

決して裕福な市ではありません。

8年で32億円増

税収増加+予算のシフトで財源確保へ

(使い道を大胆に変更)

※2012 年度と 2020 年度の税収 (決算額) の比較

税収が増加!

やりくりが大切!

野子会 強えています

でなると大きり入れ

主要税収入*が8年で

32 億円増

に応えたまちづくり

- 明石市 市政ガイド2022 既石が説ばれる理由 第一3

値む!"市民ニ-

② ② 明石市 市政ガイド2022 明石が選ばれる理由

明石のまちがランキング上位によっシャング上位によ

全国戻りたい街 ランキング第1位 *2021年10月発表。後ウェイブダッシュ調査



子育て施策の充実が、子育て世代 の増加につながり、明石市の人口は

9年連続で増加しています。

生活満足度

も其プランド調査 2020 プランド着の距裂形)がの 製西1位 全国 2 位

ランキング県内3位 *2021年6月特8、大年曜日86888

住みたい自治体

区区

住みやすいと

子育て世代に選ばれています

住みたい自治体ランキング

神戸市中央区

1位 西宮市

感じる人が

財源

組石市 市民憲議議議員 2019 から の言言

。起してきました。

このもでするで

/まちづくりの2大柱/

2022年インクルーシブ条例スタート

ハンボを核とした果ちいく

いしの無対抗 国トップシラスの 明石油画の まちのみんなで支える すべてのこどもたちを 所得制限ない

手話言語・障害者コミュニケーション条例 (pt2) <u>合理的配慮の提供を支援する公的助成制度 (p13)</u>

> おむつ(宅配も) こども医療費 中学校給食

保育料

みんなで認知症あんしんプロジェクト (p10-11) 義育費も面会交流も 子どもの権利 (p06)

基金残高が 2億四の編表 112億円に

自由に使えるお金のうち 借金の返済に使うお金 の割合が小さい

> 70億円 ※個人市股税、固定資産税、都市計画税の合計額/2020年度)

> > |日優生保護法被響者支援 (p16)

犯罪被害者等支援 (p14)

実質公債費比率 3.4%

02

人口增加率 中核市第1位、 ※國際調整のORLEASAE ELMELTE

で見る

4位 芦雕市 5位 苷戸市業区

to

116

すべてのこどもたちを まちのみんなで支え

×子育ての責任は親に 発想の転換

大台なのは

まちのみんなが

to 10 U

本気で応援

まちのみんなで

すべての子どもたちを

あれもこれも

行政や地域や

離一人たって

取り残さない

市民みんなで

全部なる

既石作 指数ガイド2022 駅石が製ばれる組由 一名 社 16.20

地域経済の好循環が生まれ、

新たなサービスが可能に。

所得制限なし

中学校 給食 が無償に

S. 150 m

ア帝国民ない

(配達員)が、0歳児の赤ちゃん

子育て経験のある見守り支援員 がいる家庭に紙おむしなどを直接 お届け、経済的負担の軽減に加え、

2020年スタート

A Party

毎月家庭を訪問することで必要な

支援につなげます。

おむりを無料でお届け

おむつ定期便 0歳児の見守り

مبرلخررا

あたたかい給食

2020年~ 中学校給食の無償化

いのこもった

公共施設の入場料を無料に

圧発制限なり

9

★日 でとこ 明石市 市政ガイド2022 明石が選ばれる理由

日が確え、田生奉が上書

まちの元気や活力に の画版日前

としている

RIVERMS

親の形像に関わらず、すべての子どもたちにサービスを届ける インものがあれ、かどの所能を設行し ため、5つの無対化はすべて呼噜制服はありません。

無料化の特徴は、現金を配るのではなく、サービスを提供 すること。しっかり子どもに支援を届けていくために、 もすでに発生している「サービス」を無料にしています。 現金ではなく、サービスで提供

全国トップレベルの安心感

IJŴ

第2子以降の 2013 年から徐々にサービスを拡充してきました

所等制限なし 保育料 の完全無料化 2016年~ 第2子以降 完全無料

医療費の無料化

| 高校3年生まで

で #8 70

子作制国なり

中学3年生まで 完全無料 高校3年生まで 完全無料

2021年~ 2013年~



市外の施設でもOK 兄弟の年齢、関係なし

99 本を語のなくとの大・ 20万分は 60世 10世 10世

経済的負担が軽減し、安心して子育てができます

市外の病院も無料

薬代も無料 三

171

をからできまった。

844048

子育で施設が充実していて

市内の保護施設では、使用済み終わむし を無料で処分しています。保護者の負担 ち凝り、衛生面でも安心です。

教育費が膨らむ中学生のいる家庭の負担の軽減は、 子どもの健やかな成長を支えます。 2016年~ 中学校給食の実施

3000 円相当の × 3 か月~1歳 子育て用品 × の毎月 / 10 00 18 / / ややく糊/

発おむしのほか、おしのふまや ミラクなどかの謎んだ昭物を毎月

和届けします。

国民 タタの 長 ツ 美

研修を受けた見守り支援員が、

子どもと保護者に直接会います。

対理がいった場合

満足と回る 14%66 市に子育てを支援しても これまで8千件を超える相談がありました

2020 年度利用者アンケートより らっているという安心感 があり、何かあったとき 市の窓口に袖製しようと

コロナ禍で話す人がいな かったので、月に一度で も話を聞いてもらえてう

国の計画

思いっきり体を動かしたり、星空を眺めたり、 お金や天気も気にせす遊べます。 主な公共施設の入場料を無料に。 *明石海浜プール *天文科学館 *女化博物館

られ自のない女優が無暇 *離子校派スペース「ハフハフ」

される のパーニッパンののののののでは、 でものでは、短期で子どもを積かるショートスティ里鏡 マック ひとり ド

あかつ 副裁 100% プロジェクト

支援が必要な場合には希護師や 保育士などが家庭を訪問 総対になり無所

子師へスタートの被害権 家様・育児へルパーサーガス の2時間無料利用券

信泊型、デイサービス型、訪問型で ゆと体をケア。訪問型は初回無料

タクシー都 5000 田分プレガント

果なこがい弱いがごが悪

ROKK

で言
十・楽功

用石に引っ越し流きではかったです

安心して子青

BIT EXCENSION IN

必要な支援につなげるため、妊娠期から 小学生までのステージではまだまな気づ 支援が必要な子どもを早期に発見し、

き・寄り添いの機会を設けています。

大人多連

すべての妊娠と 赤ちゃんに会います。

子どもたちの粤近な場所で開設 気になることがあれば

H) () Ux

4X

第・音児のサポート ぼくたち生まれる前から

見守られているんだね

でほのシャント

生後3か月までにすべての 子どもの家庭を訪問 日本のより

と 一 め べ か ろ か

子育で経験のある配達員が 毎月子育て用品をお届け 4か月児健診時、 総本をプレゼント とおおりを記録

3歳6か月児雛診時、 総本をプレゼント 要診・画談の持つかけに

市と情報共有

ŏ

子どもたちが家庭環境や経済的な理由などで高校への進学をあきらめることがないよう、

奨学金(返済不要)の給付や、学習・学校生活のサポートをしています。

単位 はいじゅう はいり 単

週2回の学習支援を行います。

入試の約半年前から

進路、生活面の相談も

|人学前から|

入学会、制服代、教科書代など 入学時に係る費用の負担を軽減

ども夢応援プロジェクト

ij

なられていますがらな 五班 法就是事事

加大治事へ

解析形式・関係が多数機関の体が関係され

明石市 市政ガイド2022 明石が選ばれる韓由 - 名は ことも

生活面での艦艦支援を行います。 **高製役(チューター)を開墾し、**

これまで2年間で、約300人が高校に進学!

夢を叶えるために頑張っています、

ロ響かなことくの状態

一人の子ともも見捨てません

(四國司)

必要な行政サービスにつないだの、戸籍を作るための手続 を支援したりするなど、総合的支援を実施しています。

・相談第四、24時間相談ダイヤルを設置

サポートパンファット」の配布 ・サギートナンバーセードの報信

D THE FYNCH TO WAS ASSESSED.

無利・競・用の権助

・「国籍がない方のための

これまで9人の子どもの 戸籍の取得につながっています

人学後の3年間も

在学师女被金 [15115]

クラブ活動費、学用品費、 通学量など (原則3年間)

さる マンシ 砂石市 市政ガイド2022 野石が選ばれる埋由

×子どもは親の持ち物

サイゼの検討/を守るのはな今の書か 発想の転換

ひとり親家庭を支えま

曹を子どものもとに確実に届けるために

機可能も回念な消む子どもの権利

親の離婚・別居などによって子どもが不利益を被らないよう、 子どもに勢り添ったさまざまな支援を行っています。



答され

続して養育費を受け取れていません

国の調査によると、養育費の支払いを「現在も受けて いる」母子家庭は、全体の約24%で、多くの家庭が継

市では、子どもの成長に欠かせない義善数をきちんと

子どものもとに届けられるよう、支援を進めています。

取り決めた養育費の支払いが滞ったとき 市が催促・立替え・回収

生活面の相談

学器支援

養育費1か月分(上限月5万円) 2020年7月~2021年3月

一种流 養育費 3か月分

2020年 養育費不払い解消に向けた の形式な調金の国 2022年8月~

4立替分を回収

2催促

①申し込み

検討会議を開催



(学團生)

《2022 年実施予定 子どもの鑑音費の確保には、裁判所における差押手続

●明石市 2017年から

次の手続の支援 (相談・費用補助)を行います

のセドートも珍暇かなの味が。

①財産開示·情報取得 ②債権執行

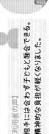


累計約300回案施

、今さら連絡をとりにくい」「自分たちだけでは不安」と 相手との日程調整や当日の立ち会いのほか、交流場所の いった悩みのある人を、経験豊富なスタッフがサポート。 提供もしています。

取決め率は了割に(全国は約6割)

市での養育費の







学の多応報

児童扶養手当を毎月支給

全国机

中学3年生

ひとの親家庭に支給される児童扶養手当を毎月支給して います。分割支給で収入の液を平準化することで、子ど もと親が安定した生活を送れるよう支援しています。 (メーシ) (2か月分) 8万円 E (2 か月分) 8万円 ● 他市 (国の制度) では… 2019年から 0円

4 5 F 7.B **4**5B -4A ---5A ---6A 無利子で貸し付け 女給のない月に 4万円 **4**5H

学校生活の第1歩をしっかのフォローする ために、小学1年生、中学1年生で少人数学級

35 X X

30人以下

小学、年生

産物がう

dilli

9年間、全学年少人数学製の いるとして数を開業

小1~中3の計9年間、全 学年 30 人程度の少人数学 後で、一人ひかりに感じた きめ細やかな学びを提供し ています。



0

有資格者(教員・保育士)の割合 (参考: 国 約28%) ▼認定資格研修を市が実施 **%0.99**

中国

明石市の放課後児童クラブの支援員の 多くが、教員や保育士の有資格者です。

通り回り手順送車 (放職後児童クラブ)

を実施しています。

子どもたちの

明石市の靏式を参考にして、法務省が STATE OF THE PARTY NAMED IN

子どもの暮らしと気持ちのために

公正証書作成費用や調停申立職

用の全額を助成

公費による助成も

バンフレットを作成 (2016年)。全国の自治体にも配布。

9000日日日

BIOCHER

فبالخارا

不払いになった養育費を直接市が催促し、不払いが続く

場合に市が立て替える事業を行っています。

養育費

00 Oct 10

(上限5万円) 3立て替え

W-11-X-98

VШ

BILL CANADA NA PARA

養育費・面会交流などの取決めに 関する合意書や手引きを、相談時 や難婚局の配布時にあわせて配布。

公母間の話し合いの参考に

参考書式の配布

四周

Kekn

H

k K

子どもに寄り添うのは"人"

/ 李国唯一

いの回認に

1

66

全国2か所目

既石作 指数ガイド2022 殿石が誠ばれる羅由 一 4 粒 8 2 4

مبركرا

TREE TO STATE STORY

かりととと を実施しています。

指導的立場にあたる職員を対象に高度専門的な伊参

現石市の一時保護所では、 いりもと同り学校 それを大切にします。子がもの学の権利を 保障し、できるだけいつも通りの生活が続け

全体に目配りできるよう市の中央部に立地

小・中学校への通学も可能に

子どもの思いを大切に

一時保護中も

へ行きたいという子どもの思いがあれば、

られるようにします。

子どもの権利を守ります

全国の子ども虐待防止に関わる関係機関などで主に

国田本にども単傳センターはたつ

全国の児童虐待対応職員の研修拠点

人材酒成は、聚繁の課題です。福岡市児童権設所 での所長業務の経験を活かして、最前線で子どもと

子どもの思いを尊重して、親や友人と会える 面会についても、まずは子どもの声を聞き、

ようにしています。

チャンパラのできる

親や友人との面会を可能に

こ出向いて肝縁を行う予定です。

家族の支援に携わる方々に対し、 子どもの権利擁護を基本として 専門的な研修を実施しています。 明石で人を育て、ノウハウを

全国に広げていきます。

元裁判官・専門有職者などで構成)を設備。一時保護の

後、すみやかに第三者が必要性をチェックすることで、

殺然と保護が行える仕組みを導入しています。

- 時保護の妥当性を審査する第三者委員会(弁護士・

ことものための第三番物画

2021年開始

()国专

毅然と一時保護が行えるように

明石から

精神科医師を経て、福岡市児相所長を18年間語のる。 専労省社会保護書機会委員として児相改革を推し進めてきた。

38七市在住。

→ 一時保護に司法審査導入へ

1万円(初回)

ツロートスティ四路への

すべての子どもたちが、

を見る大変

による相談窓口

無難フンタル 子育で用品の

がある子どもを専門に預かる 3日程度、親元を離れる必要 ショートスティ聖親家庭に、 市独自の支援を行っています。

こども一人ひとりに本気で寄り添います

さなっとこ 明石市 市政ガイド2022 明石が選ばれる理由

世紀の かいかい はいない 英語 のは はいかい

一ラントないして無 凡童相談所

ر الد W 佃

国をの中を引 A CA

はのいては

BROSPAR

12 12 G # 味 ₩ ₩

مبرلخرا

世代代え

見い

2019年、明石市は中核市として3か所目、関西では初めてとなる児童相談所

明石にどもセンター」を設置しました。粤近な子湾て相談から支援が必要な子どもの 発見、対応、家鑑復帰後の地域支援まで総合的で一貫したサボートを行っています。

職員数は国基準より手厚く 画内で専門職を問題

JR駅前の一等地に国設

(4) 数26 图

利便性の良い市内中央部の

JR大久保駅前に開設

開設時、職員数は国基準の2倍以上

医師・教職員・元警察官・智護師・ 児童福祉司・児童心理司・保健師・ 弁護士(宗勢)・児童指導艦・ 家庭児童相談員などを配置

日々のケースワークに携わるため

に無慙たつと

「育て支援センター、 こがも図書館、調整センターも年級

児相の法的権限を迅速・的確に 運用するために不可欠な存在。

常勤弁護士も複数配置

全国初

4

何の
ト
籍
な
く
这
得
し
た
い
ま
は
。 一人ひとりの状況に

35) 35) 全国和分

子どもを見守る

まちのみんなど

こども食堂は全 28 小学校区 46 か所に。子どもたちが歩いて行け る小学校区内にあるので通いやす

京学で図ります。

歩いて作ける!

むなし語いいか

dod And

MATTER STATE

会を

く、
も
其
の
人
れ
も
は
で
能
に
出
の
に
。

地域のあらゆる世代が、気軽に繋まり交流すること 支援が必要な子どものサインにいち早く気づく

言要な役割を担っています。

いわなる可いのは

Bit Establishmen

21 小学校区 52 家庭が聖明登録 100% JONE V

1家庭 里親登録している家庭数 ●こども食堂開設場所 2家庭以上

(2022年4月1日時点)

W阻じの緩縮やぬくもひ を懸りながら飾りことが できるよう、 里親家庭を 學近に増やす取り組みを 生めています。



市内には52家庭の里親さんがいます (2022年4月1日時点)

2年12~4年四

コロナ猫でも子どもを子がらをえる















46か所

広がる

11か所 2016年

2022年

28 BB

地域の人たの遊びや学習を 通じて交流しています。

はままれる。











コロナ権だからこそ、子どもたちの 見守りが大切。こども食堂の活動は

80

アングラントを全間も 栄養と愛情のこもったお弁当を























ています。

5年間で29家庭

増えました

認知症と影断された後も、安心して暮らし続けること

地域の理解の促進」を3つの柱に、認知症の人と ができるよう、「本人の尊厳の確保」「家族負担の軽減」

家族を支援するさまざまな取り組みを進めています。

全国初

3つの無料券をお届け

明石駅前で認知症の取り組みを整発

SUCCES

、あかしメフンジ手帳」と一緒に30のサーバスを無料で 利用できる券をお届けします。本人がサービスにつながる

81治2日のショートスティ利用券(1回分)

3 書り添い支援サービス券(10回分)

○ 宅配弁当券 (20食分)

(見守め、語し 種手、学出頭の付配祭りなど)

全国初

取割している権限や企職サーガス

女援サーバスの紹介や相談窓口

を掲載した手帳を発行。

の利用状況を記録できるほか、

在宅介護支援金 【万円 ※2020度のみ

要支援・介護の認定者に

(あかつオフンジ 半帳)

セポート部在他の大部

認知症の人には

認知症手帳

一冊で必要な情報と記録を

だけではなく、家族の負担軽減にもつながっています。

給付金を受給した人

製知能サポート 全員に交付

価値なな支援や受損もサポート

認知症になっても安心して

暮らせるまちづくり

さんころこのについて



BICHRA

認知症あんしんまちづくり条例を制定

、NEW!! 2022年3月/



65歳以上の人/

認知症診断費用を 日本無限化

①認知症チェックシートを提出した人に ・結果と一緒に図書カード 200円分 ②認知症の疑いがある人に

・認知症診断費用の全額助成 または**居場所検索用端末(GPS)の** 基本料金1年間無料 ・タクシー帯 6000円分 3)認知能力診断されたの

62 00 dp





۲

源やんな

Ð

N() ıΚ 松ら火災 7 402

ストル機械に



創設した、後見制度に特化した基金。市民後見人の活動費や 2018年に市民からの適職をもとに、明石市社会福祉協議会が 制度の申し立て支援などに利用されています。 後見基金 代理・ 447から

植態な数しながの 採り があっながら 楽しく 滅に が無いの 認 **認知症の人とその家族、医療・介護の専門** 職や哲域の人が参加し、 物みを 語ったり、 です。市内各所で開催しています。

後見制度利用のため 市民後見人の養成や活

動の支援を行うほか、

の確金質白などを行 う後見基金事業なども

行っています。



全国初

制を特徴して扱うプログイク 高齢者の自主的な免許返納を応援し、交通事故の

聴力が低下し、生活に支障が生じている風齢者に

即の民意と難の諸様

もかねカンファッツ

かかなけんぐい

是内部

あかねカレッジは、60歳以上の明石市民であれば、

どなたでも入学できる、新しい学びの場です。

小学生向けオレンジサポーター権収護係

在宅での生活を支援する ゴールドサポーター 制度もスタート

より専門的に学ぶシルバーサポーターや、

意生保護 闘からなるはな様 味色来た

対象/阪部が必要と認めた 65 歳以上の人

助成額/上版2万円

キャリアなどさまざまな

分野の護座を関係

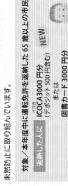
文化、時事・社会、生き方・

健康・スポーツ、歴史

みんなに 会うのが 楽しみです

9

P. P. III



図離カード3000 円分 B 57, A 5 B

図書カード 1000 円分

小さい音がよく聞こえるように なりました。 助成があって 助かりました。 (96歳)

すでに6600人(※)が申請・

月1回程度開催し、食事のほか口の健康に関する体操 なども行います。運営は地元のボランティア団体など のかなの語彙し、生生学校区 より専門的に学ぶ諸座も開設し 認知症を正しく理解し、地域や 職配の商権する「4フソジセ ポー**か**ー」(闘名而わポーター)。 ーが一片やシスト が何痛で行っています。 こいます。 せてならし難し 安心 位

機会もあるので、異体的な接し方を 知ることができて良かったです。 認知症かもしれないお客様と様する

400を超えるお店や施設に

外国人や障害のある人にも 、利用しやすい店づくりをしています/ 設置しています!

全国初

い質的配偶の指生を火振する

条例ができました 柱となる4つの

小の日間は関節スタート

福里者即屬外例

商業者や地域の回体が顕過のある人に

必要な合理的配慮を提供するために

後のこのからなって

必要としているすべての人に

機枚

内容 必要としている支援を

視点 その人が

かかる費用を助成しています。

2016年4日旅行

JVA

2021年12月 旧儒生保護法被害者支援条例制定 2022年4月 あかしインクルーシン条拠制定

コーバーサア番件

€ €

2 H

R明石駅ホームドア

11月 やさしい B-1 の供用難給

グランプリ for SDGs 顕編

ボードなどの作成(上限5万円) 2折りたたみ式スローブ・筆談ボード

お店も増えてきました。点字メニューを置いている

などの購入 (上限 10 万円) 3手すり設置・段差解消などの工事

(上限 20 万円)

)低字メリュー・コミュニケーション

対象/商業者や地域の団体など。 野成内容/

入りかすい

先導的共生社会 ホストタウンに認定

はすまいていま

お店にスチッカー

あかし蘇内所

17 A

SUCCES



促進について定めた条例を全国で初めて制定しました。 ある人とない人の幅内いコミュニケーション半股の 手話言語のみに特化せず、点字や音訳など障害の 出出

音訳 李章 要約筆記

幅広いコミュニケーションを支援

責任 行政の責任において その地類が

7



を開発

必要な配値を学の研 会社など事業者も、 バス会社やタクシー 物を実施しています。 10 が設置されました自治体で初めて手話フォン明石の駅前ビル内に

10月 国土交通大臣にホームドア 設置促進の要望書を提出 12月 JR 西日本に早期設置の 要望書と署名を提出

> 障害者配慮条例の制定・施行 合理的配慮の提供を支援する 公的助成制度スタート

4月 手話書語・降害者 コミュニケーション条例 の制定・施行

12月 共生社会ホストタウン 第1号に決定 11月 やさしい B-1 グランブリ 西日本大会開催

離もが利用しやすい「みんなの ができる「子稿てサボート室」

トイフ」を、 敬乳をおむし 校数 などを鑑えためなり練巧匠が

2020年3月にオーブン。

表記は 単一 イー・サー 単位 記述

LGBTQ+/SOGIE #######

人工妊娠中絶を受けた人だけで 日優生保護法のもと優生手衝や なく、その配偶者も対象とした 独自の支援制度を設けました。

みんなで

(誰一人として取り残さない)

日優生保護法被害者

上京出 04 6a

東京が小のアフリー施設」

5.月 物心確等センタ 単簡オーブン

8月 あかしインクルーシブ

条例検討スタート

2月 手括フォンを設置

>916

2021年12月順 **医水理**水

アンテントもこうなが

全国初

3022年4月第6

を今ワ年間チャンネロ智数 広報あかしの内容を配信しています。 市政情報を手話で紹介。月2回、

「あかし雑内所」

シブなまちづくりを実現するために、今後 午幣・年記・摩削・国職などに関わりず、

の指針となる条例を制定しました。

パリアフリー化に向けた費用を補助

手部チャンネルはこちらから

ホアルや商店街などの

i na

すべての人が安心して縁らせるインクラー

おかしイングラーシレ係函

未スト役で 来場者をおもてなし



一緒に楽しめます陳苦のある人もない人も

















が利用しやすく、休日の応急処 置も行う「あかしユニバーサル **谢科影像所」** 在市民艦院數抽內

に開設しました。

職能のある人や有態風幣者など

















































進化中

品的の存稿展 バかも

Mind Dalar Man

原生保護 闘や下分を対策

惟もが安全に安心して公共交通を 利用できるように市民の皆さんと まちを挙げてホームドアの設置に

0.00

誰もが暮らしやすいまちに

みんなでなえるよ

器因症の高齢者などが、社会からの狙立や、 経済的な苦しさにより、万引きなどの再犯

を繰り返すことが全国的な問題となってい

1,14,0

犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行 →相談窓□の設圖、支援金・家職補助など

神

調液

20日本 加害者から 損害賠償金を受け取れない…

→立替支援金制度を全国で初めて導入 A

世の景を建

多くの費用がかかる… A 再提訴には 条例を再度改正

域相究明に要する製用の補助 - 再提訴等費用の補助や → 《 → 《 」 立替支援金の対象者

立替支援金を受け取れない事件の 被害者も対象にしてほしい で
華服
朱
を
少年
治
開
な

ス 2020年4月

иежи

→特例給付金制度を全国で初めて導入 3度目の条例改正

→ ◎◎◎ 遺族・重傷病支援金の増額 あかし被害者基金条例」を施行



2014年4月 2018年4月) 2011年4月 条例を改正 害者の声に寄り添 然区

88 5-10-75-693-698

安心して暮らせるまちを みんなの手で

誰一人置き去りにせず支え合う 被害者支援と更生支援は車の両輪

また、罪を犯してしまった人が再犯をしないためのサポートにも力を入れて 被害者を生まないまちに するためには、加害者を作らないことが一番。地域全体で支えることが、 市は被害に遭った人や家族に寄り添う被害者支援に取り組んでいます。 より安心・安全なまちを築いていくことにつながります。 います。この2つは、密接な関係にあります。

9)(4)

مِينَازِيَ

ELCHMM



を全・でいるのでもしてリ

10.10

犯罪被害者やその家族に寄り添ったきめ細やかな 支援を進めています。当事者の声を何度も聞きな がら、条例や支援に反映させてきました。 被害者の声を何度も聞きながら

支援を検討してきました

がいた時に、明石のこの条例が少し でも救いになればと思います。

万が一、私のように辛い思いをした人

曽栽館 とし子さん

明石市の制度は、被害に適った人だけでは なく、現在平穏に暮らしているみんなのため の制度です。 密者にも かさし いまも がくしが 進むことを期待しています。

中傷・報道など による相談 11年小理士

による精神的な 被害を防ぐ 費用を補助 一時保育の (40) (40) 子どもの

> 行っくアパー の派師 家事や介護を

「すべての市民のため」の施策です (2019年あかし更生支援フォーラムより) 心して暮らせるまちへと発儀することを期待

再提訴等費用の補助

LGBTQ+/SOGIE 翻為PBX組織限

裁判所に支払う費用(印紙代・郵券代) を市が補助します。

情報提供を求めるために必要なチラシ **享れ安明 (妻する野用の補助も** などの作技器用を補助します。

市が賠償金を立て替え、当事者に代わって加害者に

部編譜状します。

(A) Θ

製族が事件に適い他界

ある日突然

あなたに寄り添い、幅広い支援をします

転居費用の

具体的な支援の側

2. 22. *LT." なせあの人が

どうしたらいいの

被害者や遺族への損害賠償金が支払われない場合、

口档支援金制度を導入

加害者が心神喪失などで

罪を問われない場合も…

符例給付金制度存職人 心神喪失などで加害者が刑事責任 を問われなかった場合、被害者の 貴族に給付金を支給します。

あかし被害者基金を設置

明石市が立て替えます

をの配信金

4)

⊚

そのお金は支払われず 製物がいかない

CAC.

被害者や遺族に、代わって、市が自

福害賠償金が支払わ 判決が出ても実際に れることは少ない

智者に賠償請求

市民や企業など幅広い層から寄付を 受け付けています。

11 Im

地域の実情を知っている基礎自治体だ からてを、早期に、総合的に、継続的に 更生支援の取り組みは、地域が現場です。 女権を行うことができます

今回初

2019年4月 明石市更生支援等条例を施行

早期に適切な支援につなぎ 社会復帰を支えます!

37の団体で連携し、 支援のあり方を協議しています。

そこで、明石市では

15 E E 13.52

で孤立することなく日常生活がおくれる よう、「おかえりなさい」と迎えられるまち 罪を犯してしまった人が、立ち直り、地域 をみんなでしくっていまます。



MI 100

2) 3

15

周囲の人たちと一緒に支えていきます。

罪に問われた人などの立ち直りを

ため、「あかし要生支援フェア」を 要生支援への理解を深めてもらう あかし寄生支援フェアを開金 開催し、市民への啓発も。



機能的」支援を一つの理念として掲げた条例

明石市では、地域による「早期・総合的

の5.5 あつこ 村木 厚子さん(津田塾大学客類教授)

明石市の取り組みに期待しています 「更生支援」というと、特別なことをする 明石市のかなしいまちがくりが進み、より安

として「当たり前」のことをするだけなの です。これがすごく大切。そして、もう一 し大切なのは、勘域とのしながり。 出総圧

を出た人が必要なものは、「安心できる居場

所」と「出籍」です。

支援が必要な人に必要な支援をする、行政

イメージがあるかもしれません。実際は、

しています。

を全国で初めて作られました。これを機に、

1944

(a) 111 (A) (b) (c)

560 B 700

SIUGUAL

受け付けています

■治体に広がる。

30 意义。

-SVEDESONITION

明石市は被害者を見捨てない

障害のある人もない人も、 誰一人取り残さない

この旧魔生保護法被害者支援条例は、これら3つ を 歴代する ため にか かる 養用 の 即成 や、 犯罪 に 離わ れた方への支援を積極的に進めるとともに、SDGs 市はこれまで、職害のある人に必要な合理的配慮 未来都市の実現に向けて取り組んで表ました。

県内加 SDGS未来都市に選定 雑一人取り残さない。 Ú まちづくりの破倒に

合理的配信助成など

立替支援金300万円など

ありのままが あたりまえのまちへ SOGIE

すべての人にやさしいまちづくりを進める明石市。子どもや离虧者、障害者は もちろん、見えづらい存在と言われる性的マイノリティの人だちも、みんなが 笑顔でいられる暮らしやすいまちを目指しています。



ありのままがあたりまえの

まちを目指して

性的少数者 (LGBTQ+) の支援を担当する 専門職員を採用。パートナーシップ制度の導入 や専門相談などの支援に取り組んでいます。



ファミリーシップ制度 全国に広がる 明石から全国へ

2020 年 4 月入庁。「離一人取り残されない 社会」を目指して幅広く活動。 はい社会」を目指して幅広く活動。 ICBTQ+研修・講演の実績多数。

2020 年 4 月入庁。2018 年から市内で 支援グループを立ち上げ、活動を行う。

LGBTQ+/SOGIE 施策担当

LGBTQ+/SOGIE 施策超当

#845 05c 增原 裕子

さらに、一緒に暮らす子どもを含めた家族の関係性を LGBTQ+などのカップルを、生活を共にするパート ナーとして自治体が認定する「パートナーシップ制度」 **節眼する「ファミリーシップ制酸」は明石市から始まり、** 全国で30を超える自治体に導入されています。 が、全国209目治体に広がっています。

全国初



その他の自治体でも導入が 三好市(徳島県) 検討されています。 ・入間市 (埼玉県) (第二型) 化井鉾、



学校、熊院、民間事業者への 甲塚を行っています。

SNSを活用した情報発信も小・中学生に向けたチラシや

ノーナイーや 授様とした対応 医療機関で

日義を「回席人 住民業の制制の から、縁枝布 に変更可能

通販力揺金や 新華華華建

できかー アルトロ・アミケー・ナイーと あたりまえの生活を明石で 子どもを認めた家族の関係性を届け出たことを 在因少数指のカップでだけでなく、一緒に聴のす 子どもを含めた関係性を証明。 はくる国田を国出職力にも ● ○○○届 (自由記載) ※ バーヤナーシップ国 ファミリーシップ届 明石市が証明します。 話婚届 ※子どもも含めて 入居可能 市営住宅の入居 ● 事実婚届 家族届

届け出をした人には、証明書を 発行します。パートナーそれぞ れの氏名に加えて、子どもの氏

名も記載します。

問題を報びします

多様な家族の思いに応えます

人として取り残さないインクルーシブなまちづくり 明石市

0000 7. 44

小型型 化甲酮	00
一時金支給法	O ×

	≺	0	C
優任平海	記偶者	×	C
AT好幅	∀	×	0
金	配偶者	×	0
		5 年	新工工

条例案に多くの意見が寄せられました

300 5H

320万円

靈

御

は、今の社会の人権意識にも、これか らの人権懲滅の発展にも耐えうる内容 その配偶者も支援の対象としている点 強制中絶という行為が本人だけでなく 配偶者にも影響することは当たり前。

こと。これは、明石市が掲げるイン 降害のあるなしに関わらず、誰もが 安心して働き、お互いが支え合い。 助け合って生きていく社会を目指す 優生思想と向き合うという事は、 クルーシブ社会の実現だと思う。

市営職権の使用・実験 もしものときの支えも

特何能行会等の 給行

@ akashi_nijiiro

これまでに始せられた540 道のパブリックコメント

の要素が重なり合う象徴的な条例となっています。

2021年12月

日優生保護法被害者支援条例を施行 ^(全国初)

ないように、優生思想を許さないまちづくりを推進します。

障害者の尊骸を傷しける事態を二度と繰り返すことの

優生思想を許さないまちづくり

条例のポイント

長く差別や偏見に苦しんできた被害者に対し、変績総

300万円、各支給します。

配偶者も対象

60

子どもを産み育てる権利を奪われた苦しみに加えて、

支援金を支給

BIT THE PROPERTY OF

対象としています。

市内10.5所に相談窓回を設置

支援金は、旧優生保護法の規定に基づく優生手術や

人工妊娠中絶を受けた人だけではなく、その配偶者も

みんなが安全に安心して海を楽しめるように



UUP

#348年2月2日の #348年2日日7 乗り入れ 危険行為

微役刑を盛り込みました

期間を定めて遊泳者安全区域を設置します。区域内は

水上オートバイ等の乗り入れは禁止します。

の政士師の領に遂即

販売店やマリーナなど民間事業者と一緒に、官民連携でこれらの取り組みを進めています。

水上パイクの危険行為を禁止し、罰則を盛り込んだ条例を 2022 年3月に制定しました。

明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例

または50万円以下の

監視カメラを設置

原区外系形形 来らればな、 レイの区割力

● 6か月以下の

※遊泳者の近くで信義を生じさせるおそれのあるまなたのあるまなたの能行や他回転、シグザが既行な

LGBTQ+/SOCIE

市内13か所に監視カメラを設置

大戲海岸、林崎·松江海岸、藤江海岸、江井島海岸 この安全区域は、市内4か所に設置しています

安全在原中の

||おり||大併る|||

※2022年5月現在

明石の海で危険行為をすると 法律では…

車両(陸)には、道路交通法がありますが、水上バイク(海上)の

市内海岸で水上バイクの危険行為が 既々目撃される

条例ができるまで

(殺人未遂・無条別違反)

2021年77.8月

(回至11)

やまいしい幽

あかし動物センタ

人と動物がたも に生きることが できるように、 取り組みを進む

近年、市内でも織中戦略や 台風により被害が発生して

土曜日む

→ バトロール実施 監視カメラ設置

法律は不十分で現状に合っていません。

Est birth

相談 出版 华国·西南

割金 (30万円以下)

無免許

シムーカリン

禁止しているが罰則なし

規制なし

速度制限

9月15日 | 死亡事故発生(淡路市岩屋)

田公園に関係を開発

9月16日

明石市主催の官民産総会課(第1回)

9月13日

危険行為 禁止しているが罰則なし 窓役・罰金

適用するとすれば、

無数と協議を

12月23日 官民連絡会議 (第2回)

梁四路行

2022年3月

飼うことが大切です

KSKA

環境問題に本気で取り組む



が表言され



























2022年 11月12日⊕・13日⊕開催決定/ **4 全国豊かな海づくり大会** 海の間かれを守めり

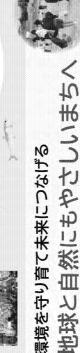
国民的行事の一つとして、水産資源の保護や 司大会は、天皇皇后両陛下のご臨席が恒例の 昭和 56 年から都道府県ごとに開催されてい ます。兵庫県では、全国初となる2回目の開催 海の環境保全に対する転職向上を目的に、 一間がな海づくり大会











環境を守り育て未来につなげる



































でいます。























場の選体験

要かな海に触れる







権型コロナウイルス感染症

明石市独自の2の支援策

いつでも・どれでも・だれでも

き台 さのきち 明石市 市政ガイド2022 明石が選ばれる理由

手を伸ばせば本に届くまち

本をより身近に感じられる「本のまち明石」への 取り組みを進めています。

市民の暮らしを全力で支える 新型コロナウイルス感染症対策

既石作 作政ガイド2022 既石が滅げれる望母 (4.14 ある 4.14)

市が運営する保健所で 迅速に対応しています。

最前線で市民の命と安全を守る

目談の受け付けから検査や入院調整、健康観察や生活支援など 2018年4月に中核市に移行し、市独自であかし保健所を設置。 **蔡染症対策の業務を包括的に行っています。**



J.V.P.

FICCUSE

言記事場 協力体制を強化 明石市ウィズコロナ官民連携















複数の処理を効率化、 安定した複画体制に までスピーディに。 専門の職員が必要な支援に繋げています。



\$ 585 ₩

個人商店に ®型型 家賃上限100万円を緊急支援





% 122#

飲食店に5万円、商店街に50・100万円

原染 女派即民衛 會國

N

学書の緊急大振 60回

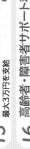
上限 100 万円

(1)

にどもの 権商費緊急 対据 6回 5回

不払い分を立て替え

4



高齢者・障害者サポート利用券 1万円分を交付 0.00 9

対象拡大200人に

給付型隊学会 回国国

4)

サポート利用券 5千円分を交付 L

2回給付

ひとり親家庭に (2002至) 児童扶養手当(5万円)を上乗せ支給

O

3割むトク商品券 (2013年) 商店街などで利用できる商品券を発行 00

約2万2300世帯 に終付

子育て世帯に《四面》

C-

あかし支え合い基金

O.

3742 冊を配識 (申23件数 750 件)

未就学児に ⑩圓

絵本の宅配便

00

コロナ条例を制定 生活支援や差別禁止も 高附を襲集しています 8



赤ちゃん応振給付金(図画)

新生児1人につき10万円を支給

0

デイクアウト・デリバリー こども食堂

O.

相似

制料

コロナ禍で顕在化した生理の貧困への支援として、

養護学校に設置全市立小・中・高く00~年度から

生理用品を無料で配付しています。また、その際に さまざまなお困りごとの相談をお聞きしています。 生理用品サポート を受けます。 を表します。 をまします。 をましまする。 をまします。 をましまする。 をまします。 をまします。 をまします。 をまします。 をまします。 をまします。 をましまする。 をまします。 をまします。 をまします。 をまします。 をまします。 をましまする。 をましまる。 をまる。 をまるる。 をまるる。 をまるる。 をまるる。 をまる。 をまる。 をまるる。 をまるる。 をまる。 をまる。 をまる。 をまるる。 をまるる。 をまる。 をまる。 をまる。 をまる。 をまる。 をまる

極殊長紙

No.

Library of the Year 2027

ライフラリーオブ ザイヤー

2017年に明石駅前の一等地に移設・拡充

IJΨ

旧市立図書館と比較すると

西で割る信

- W. I. W. J.

あかし市民図書館

明石駅 徒歩2分

間にのお金属

専門相談窓口を複数設置

も困りごと 格りと対称

官民協働で子育て支援拠点とする図書館

の取り組みが評価されました。

是四初 2台本副



小型車と大型車の2台体制で市内の

隅々まで本を届けています。

南院や高齢者施設・保育所にも本をお届け



さかなクンの 描いた絵が目印に 小型車へるりか



◎図書館、小・中学校に総劃/パリアンリー猿路を監備 ■図書館への来館が困難な人への図書宅配サーガス

(仮称) 読書パリアフリー条例の検討

図書館での対面朗読サーガス

録診験診時に、給本と読み聞かは 存骸をプラガント。 能分園が甘か 通した、親子になっくのふれあり

んのときから本と仲良.

46660

難員の温かいお地を感じました 丁寧に包まれた本を見て

寄せの全理信

(3難6か用) 資本 一車 プレガン下

1 K K S

|家で過ごす親子にお届け |

時間を作っています。

たくさんのメッセージを いただきました

だいじに読みます ありがとう

(4年) 2番 2番 2 番 2 まった デレゼント

公共施設のほかに、金融機関や商業施設、個人で設置 されている図書館があり、本との出会いがまちなかに

REPORT ON R

素のおから

5. H

広がっています。

4

BUHOKBI

報告に保存の機能

国信息を (1) 人口が増えて、明石のまちが賑わってきたのはなぜ? 市販の整つ助い参バババにはゲンダガューつます。 部位の果れがヘンゴレット、

なく、「困ったときは、お互いさま。大丈夫だよ、みんなで支える

から」と言い合えるような『やさしいまち』を目指しています。

寛容な『やさしいまち』は、様々な危機やリスクにも『つよい

まち』だと思っています。

私もあなたも含めて、人は誰もが、誰かの助けを受け、誰かに 支えられながら、生まれ育ち暮らしているのではないでしょうか。 人は、いつ被害者になるかわかりませんし、家族が認知症になる かもしれません。そんなときに「本人や家族だけで頑張れ」では

○ 「やさしいまちづくり」って?

子育て施策など、市民に寄り添うまちづくりによって、まちの好循環が続いているからです。 こども施策に力を入れると、経済も良くなる

2018 年に中核市に移行した際、保健所を設置し、独自で PCR 検査を行い、相談から検査まで1か所で短期間で行える

● 新型コロナへの対応は?

生活支援の面では、まず最初に行ったのが、個人商店へ の2か月分の家質支援です。商店だけでなく、そこで働く 徐業職、さらには地域経済を守ることにもしながりました。 あわせて、生活に困る人へも全員にアンケートを配布し、

体制を整えました。

学生への支援では、コロナの影響で将来の夢をあきらめる ことがないよう、ニーズに合わせ、金額や対象を拡大して

機びや影動を共にできるまちがくりを展開中 韓害のある人もない人もみんな一緒に

ざます。市民に近い基礎自治体だからこそできることがあ

申べるのが行政の役割。国や県の動きを待っていては運す

ります。より実効性の高い施策をスピード感を持って実現

していく、これが今、行政に望まれていることです。

目の前で困っている市民がいるなら、すぐに手を差し

学費の支援をしました。

① 施策の実施 → ②安心 → ③人口増 → ②にざわい → ⑤財源増

まちの好館職

○ (①・増売な過程の実施 こう (の) けらなめ知ら聴く

◎これまで、こどもの医療費をはじ めとした 古独自の50の無対化 結紙 (すべて所得制限なし、サービスを無

賞で提供)のほか、市民に寄り 徐しまもごくりを次々と実

ſΝ 施してきました。

9

(0) ◎これらの施策が広が の人が流入。生まれ 強ばれるまちとし て周辺エリアから子 育て世代や働き盛り ることで人々に 安心感が生まれ、

安心 9年連続で人口が増加 る赤ちゃんも増え、







まちの魅力を戦略的にシティセールス

22

●その人口がどんどんまちに出て、

◎地価の上昇や税収の増加にもし ① その財源を基に、高齢者

ナーカ と 献 和 な が 、 い の や障害者に対しての新たな

に充実したまちづくりを行 ◎ その結果、91.2%の市民 足度調査では関西1位に輝くな が住みやすいと懸じ、生活満 なうことができるのです。

ど、今住んでいる市民が住み続け たいと思える、さらなる安心感が生ま

このいむゆる「果ちの好倫職」を 維持・拡大することで、果ちのみんなが れています。

に割むい 무

まなののは海道

イ 名 も

民間需要も高まりまちが賑わい、 地域経済を支えている結果、

ながっています。

MEMO

学廿亿、そして明石のまちが元気に よっているのです。

「すべての人にやさしいまちづくり」 「こどもを核とした訳もごくり」 まちづくりの大きな柱は2つ、

となりまちと教がまちは違う

いしの然前の重弦

直接市民の困りごとを聞いて支援につなげてきました。

× 極単の主義 の対域の作品

国が決めたことを全国一律にする、という発想は もそれぞれの地域で状況は違います。我がまちを見な 今の時代には合いません。新型コロナ対策に関して がら責任を果たしていくことが求められています。

地方こそが リーダーシップを発揮すべき

市民に一番近い基礎自治体だからこそ、市民の生活や暮らしの声、 語検児皿O 無検当な×

苦しみや願いを直接聞くことができます。国を待つことなく、 地方から市民ニーズに応えていく必要があります。

都道府県を経由して 市町村が従っ まれまでと! 時代が違う! 国が決めて

これまで通りだから構わない、これまでと一緒で いいという銘数ではなく、歴代状況に思したスパード 感を持って臨機応変にまちづくりに取り組む必要が

3 ×前例主義 | 〇軒 しい 彩想

市民に最も 近いのは、 日田村

作日までと同じ明日ではない

国を待つことなく

明石からはじめる

明石だけでなく



この「やさしい社会」が全国に広がり、誰もが住みやすいまち、安心して暮らせるまち 全国の自治体にも広まり、国も明石を参考にして、法整備につながる勤きもあります。 市民に必要なことは、国を待しことなく、先んじてやっていく。実際、施策の中には、 になるよう、これからも市民と一緒にまちづくりを進めていきます。



明石市長 泉陽穂

第6次長期総合計画 2022年 SDGS推進

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで

POINT 明石市が目指すまちの姿 × SDGs

2030年の あるべきまちの姿

持續可能

みんなで

持続可能で、誰一人として取り残さ ない、やさしいまちづくりを、市・ 市民・事業者などが一丸となって みんなで取り組んでいます。

ensilvitis semina

(GLOSHED)

パートナーシップ



先進的な取り組みが国から評価!

んとして

SDGs未来都市侧選定

SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて取り組んでい る都市として、内閣府から「SDGs未来都市」に選ばれました。

まちづくりの方向性

3 つの側面に総合的にバランスよく 取り組み相乗効果を生み出します

にぎわいと活力が 持続するまち

すべての人が助け合い 安心して暮らせるまち

人にも自然にも 地球にもやさしいまち



SDGs パートナーズと一緒に!





10000000 市民団体などと一緒に地域の 課題解決や活性化を図るため 取り組みを進めています。

∖大人も/ ∖こどもも/ ∖障害のある人もない人も/

POINT 明石市が目指すインクルーシブなまち

地域社会での人との関わり -4つのパターン



2分離 segregation 多数者と少数者を 別々にする考え方 骨伤 ľÁľ



inclusion

開催などに関係など 後もが暮らしやすいまち? 明石のまちが目指す イングルーシブ はこれ



2022年6月 明石市発行 編集/政策局 シティセールス推進室 広報課 〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号 13078-918-5001(直通) 20078-918-5101

图kouhou@city.akashi.lg.jp http://www.city.akashi.lg.jp/ 明石市

生活保護と子ども・若者 一貧困研究の視点から一

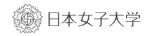
日本女子大学 社会福祉学科 岩永理恵



本研究はJSPS科研費 20H01601の 助成を受けたものです。

目次

- 1. コロナ禍、生活保護における「適正化」の 果て
- 2. 生活保護基準の動向:全体的な引き下げ とその影響
- 3. 生活保護利用世帯のなかでの子ども
- 4. 保護基準の体系・動向と子ども
- 5. まとめにかえて



スライド4・5・6の出典

: 第14回 社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」(資料2)

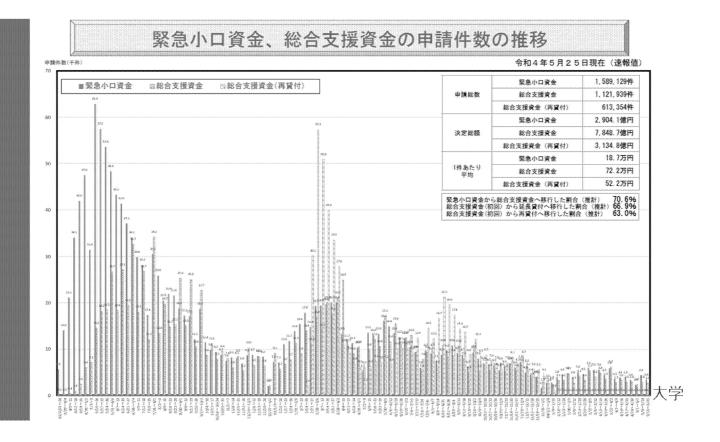
スライド7の出典

:同上 資料5

1.

コロナ禍、生活保護における「適正化」の果て



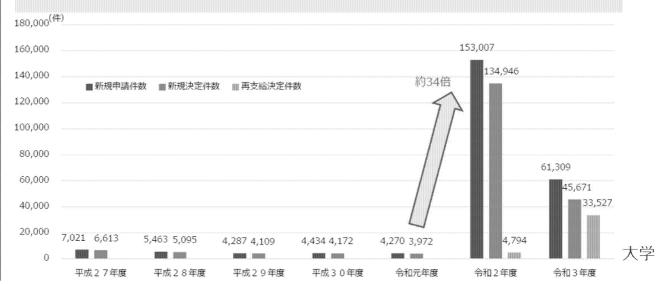


R2~R3住居確保給付金の申請・決定件数の推移



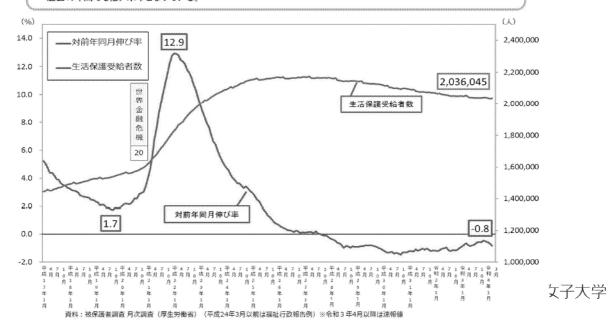
住居確保給付金の支給実績の年度別推移(平成27年度~令和3年度)

○ 支給決定件数について、平成27年度〜令和元年度は、約4,000〜7,000件で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、令和2年度は約135,000件、令和3年度は約46,000件に急増。また、特例措置である再支給決定件数について、令和2年度は約5,000件、令和3年度は34,000件となり、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。



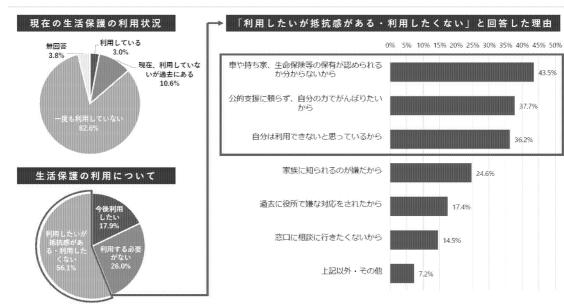
生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は令和4年3月現在で203万6.045人となっている。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。○ 令和4年3月の対前年同月伸び率は▲0.8%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、 過去10年間でも低い水準となっている。



西暦	和暦	月	被保護実人員	被保護世帯数	対前年同月伸び率 被保護実人員	対前年同月伸び率 被保護世帯数	
			(人)	(世帯)	(%)	(%)	
2020年	令和2年	5月	2057702	1636243	-1.0	0.1	
2020年	令和2年	6月	2055524	1636596	-1.0	0.1	士。 廿四=# + 1 - 1 - 1
2020年	令和2年	7月	2053612	1636834	-1.2	-0.0	表1 被保護実人員、
2020年	令和2年	8月	2050044	1635354	-1.2	-0.1	被保護世帯数(各月間
2020年	令和2年	9月	2049414	1635755	-1.1	0.0	
2020年	令和2年	10月	2049758	1636730	-1.2	-0.1)及び対前年同月伸び
2020年	令和2年	11月	2048677	1636410	-1.1	-0.0	率
2020年	令和2年	12月	2050393	1638124	-1.0	0.1	—
2021年	令和3年	1月	2049634	1638185	-0.9	0.2	
2021年	令和3年	2月	2047779	1637141	-0.8	0.3	『被保護者調査(令和
2021年	令和3年	3月	2053271	1641536	-0.6	0.4	
2021年	令和3年	4月	2043423	1638787	-0.8	0.3	4 年 5 月分概数)』
2021年	令和3年	5月	2040011	1638591	-0.9	0.1	https://www.mhlw.go.j
2021年	令和3年	6月	2039038	1639469	-0.8	0.2	
2021年	令和3年	7月	2038416	1640186	-0.7	0.2	p/toukei/saikin/hw/hih
2021年	令和3年	8月	2037800	1640648	-0.6	0.3	ogosya/m2022/05.htm
2021年	令和3年	9月	2038210	1641564	-0.5	0.4	
2021年	令和3年	10月	2037970	1641917	-0.6	0.3	1
2021年	令和3年	11月	2039439	1643782	-0.5	0.5	
2021年	令和3年	12月	2040211	1644884	-0.5	0.4	
2022年	令和4年	1月	2037866	1643819	-0.6	0.3	
2022年	令和4年	2月	2034226	1641640	-0.7	0.3	
2022年	令和4年	3月	2036045	1642821	-0.8	0.1	第 日本カ子大学
2022年	令和4年	4月	2023665	1637490		-0.1	然のイメリハナ
2022年	令和4年	5月	2023336	1639505	-0.8	0.1	

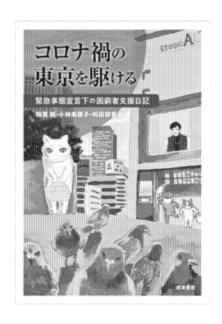
生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関利用者132名のアンケート回答結果



調査対象:新型コロナウイルス感染症による影響を受け、自立相談支援機関による支援につながった利用者287名中、132人回答(回収率46.0%)。調査期間は2021年11月29日~12月24日

出典:生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会WG各事業の在り方検討班(第2回)(2022 日本女子大学年2月21日)資料1「前回までのワーキンググループにおける指摘事項に関して」

生活保護行政の問題一「水際作戦」(不適切な対応)ー



- 生活保護の「適正化」は、多義的に語られており、「生活保護費の引き締めを意図した行政指導の展開」(大友 2000)や、保護費の削減、給付対象者の絞り込みなどを意味する。
- 「適正化」は、第1次~第3次と三段階あるというのが通説であるが、1980年代の「第3次適正化」は「適正化の常態化」を目指しており、それが完成されつつあるという(河合 1997)。
- 河合の指摘から20年以上経った現在、「適正化の常態化」の 証左が、現在生活保護の実態と理解するのが素直ではなか ろうか。
- 生活保護の「適正化」と呼ばれた制度の運用が、「水際作戦」 と呼ばれる不適切な対応、そして利用されない生活保護とい う現在の姿に導いた、と考えている。(岩永 近刊)



2. 生活保護基準の動向:全体的な引き下げとその 影響

生活保護大幅下げ「認めてないのに」 怒る学者は法廷に

有料会員限定記事 編集委員・ 適川卓史 、有近陸史 2019年10月15日 13時00分

【引 シェア 【* ツイート 【8]ブックマーク Q メール ■ 印象



生活保護基準引き下げ訴訟が行われている名古屋 ① 地裁=名古屋市中区三の丸1丁目 幅な引き下げは生存権を保障する 憲法に 違反するとして、全国29都道府県の1千 人を超す生活保護利用者が国を訴えた集 団訴訟が山場を迎えている。名古屋地裁 では10日、国の審議会で生活保護の議 論に長く携わった専門家が、原告側の証人 として法廷に立った。注目された証言の内 容とは。

2013年からの 生活保護 支給額の大



「財政削減のために、私たちは利用され たのかも知れない」

岩田正美・日本女子大名誉教授は、そんな胸の思いを法廷で語った。岩田さんは 貧困研究の第一人者として知られ、厚生労働省の 社会保障 審議会・生活保護 基準 部会で部会長代理を5年以上務めた経歴を持つ。その岩田さんが原告側の証人になる ことは注目され、10日は96席の傍聴席 がほぼ埋まった。





[PR]

厚労省は13年8月から段階的に、生活保護のうち食費など生活費にあたる「生活扶助」の支給額を、全体で6・5%

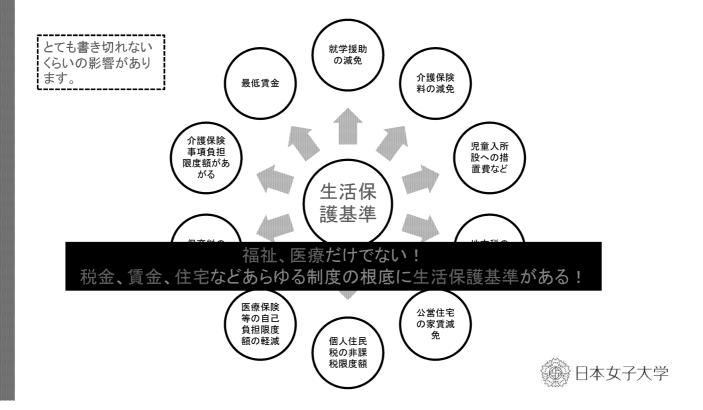
(670億円) 削減した。削減幅は戦後最大。このうち580億円分は、08年から11年までの物価下落(4・78%)の反映(デフレ調整)と説明した。

厚労省がこの削減方針を固めたのは13年1月。12年12月、生活保護の給付水 準の原則1割カットを公約に掲げて自民党が政権復帰した翌月のことだ。

岩田さんは11年から、生活保護の水準が適切かを検証する基準部会で部会長代理を 務め、13年1月には部会として報告書をまとめた。報告書は、保護基準額と一般低所得 世帯の消費支出とのバランスを検証する内容で、物価との関係は一切考察していない。

10日に法廷で、基準部会はデフレ調整による大幅削減を容認していたかを問われ、岩田さんは「議論もしていないわけだから、容認などはしていない」と言い切り、「納得がいかない」と語った。厚労省から後日、その財政削減効果の報告を受け、「非常に大きな額だったので正直驚いた」と振り返った。その上で、デフレ調整をするなら基準部会で専門的な議論をすべきだったとの考えを示した。

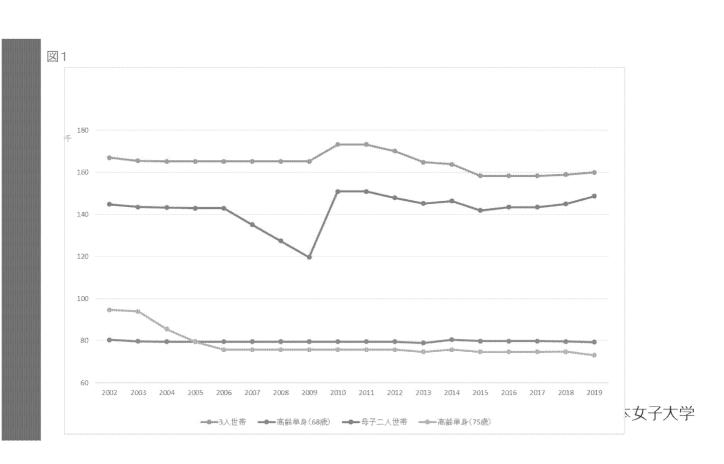
女子大学

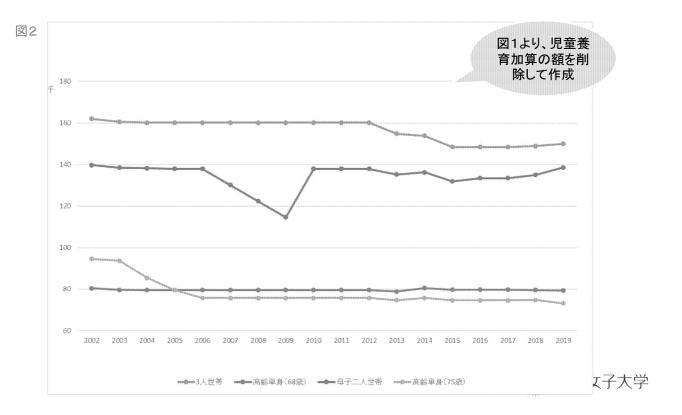


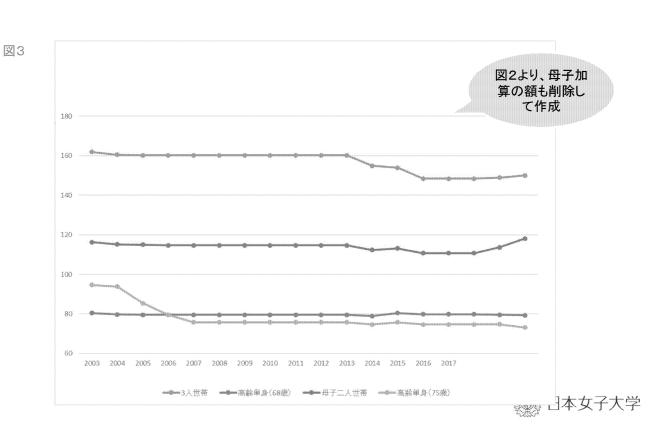
2002~2019年、生活扶助基準額の推移

- ・モデル世帯は、次の四つ。最初の三つは、最近の『生活 と福祉』掲載のモデル
- ✓3人世帯(33歳、29際、4歳)
- ✓ 高齢単身 (68歳)
- ✓母子二人世帯(30歳、4歳)
- ✓高齢単身(75歳)
- ・各年度版『生活保護手帳』、『生活保護の手引き」など により、1級地-1の生活扶助(1類・2類・加算)の合計 額の表を作成した。=図1
- · 介護保険料加算は入れていない。



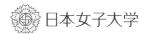




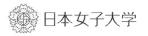


北海道新聞 2018年6月10日 「道内5市が就学援助の縮小検討 本紙調査 保護基準下げ影響」

- 経済的に苦しい小中学生のいる世帯に市町村が学用品費や給食費を支給する「就学援助」について、道内の人口上位12市のうち旭川や函館など5市が、2019年度に対象を縮小する可能性があることが、北海道新聞の調べで分かった。各市町村が援助対象を決めるベースとする、国の生活保護基準が今年10月から引き下げられることが影響している。就学援助制度は12市を含む道内の小中学生約8万人が利用しており、各市町村の対応が注目される。
- 就学援助は、生活保護を受給する「要保護者」と、市町村が生活保護世帯に近い経済状況と認定した「準要保護者」が主な対象。要保護者への援助は国と市町村が経費の半分ずつを負担し、準要保護者は市町村単独で担う。準要保護者の認定基準は各市町村が年度ごとに定めており、世帯収入が生活保護基準の1・2~1・3倍までを対象とする例が多い。
- 北海道新聞が道内179市町村のうち人口上位12市に対し、生活保護基準引き下げ後の19年度 以降の就学援助への対応を聞いた。その結果、19年度は現行の対象者への支給維持を決めた のは、札幌、苫小牧など7市。一方、旭川、函館、北見、千歳、岩見沢の5市は現時点で取り扱い を決めておらず、対象を縮小する可能性を認めた。20年度については、この5市に帯広、室蘭の2 市を加えた計7市が取り扱いを決めていない。



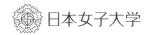
3. 生活保護利用世帯のなかでの子ども



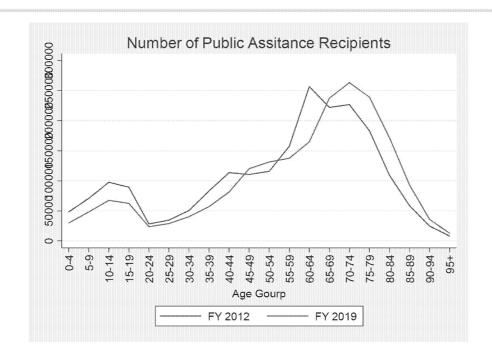
子ども・若者とは

- 生活保護法に「子ども(子供)」という語句はない。
- 「すべての国民」を「無差別平等」に対象とする。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」をみると、法そのものに子どもの定義はない。政令によって「子どもの貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある18歳未満の者から算出することを定めている。
- 児童福祉法は、「児童とは、満十八歳に満たない者」のであり、「乳児 満一歳に満たない者」、「幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」、「少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者」の三つに区分する。
- 「子ども」とは18歳未満なのか?
- 政府の政策は年齢区分に基づくが「社会科学者としては、どの年齢で若者が大人になるかは言えないし、またする必要もない」(G・ジョーンズ&C・ウォレース2002)
- 「子ども期という依存期間を延長させる法規はすべて、大人という状況に到達させるのを遅らせるだけではなく(中略)市民としての地位の達成を遅らせている」(G・ジョーンズ&C・ウォレース2002)

- 表1「20歳以下の年齢階級別被保護人員と保護率の年次推移」(別添)
- 被保護人員の「0~19歳」が占める割合は、2011年では15.0%である。1955 年では51.6%で、徐々に減少。
- 保護率は、「0~5歳」について1955年は23.86‰であったが、1970年に 12.80‰まで下がり、全体の保護率と比較して減少幅が大きい。
- 保護率の動向に関係する要因について推察
- 「0~5歳」の減少は、戦後直後に多かった遺家族の子どもの成長や、医療や助産制度の整備などか。1955年「生活困窮者受胎調節普及事業」も無関係ではないのではないか。
- 「15~19歳」の増加は、「子ども」として捉える年齢が引き上げられているためではないか。



【参考:各歳データより】年齢階級別の被保護者数の推移



大津唯(2022)「統計からみた生活保護―被保護者調査の公表集計から」社会政策学会第145回(2022年度秋季)大会にて報告予定の原稿より



- 2009年から高等学校等就学費、中卒で就職が当たり前ではなくなる。
- さらに歴史を遡ると、現在の世帯類型にはない児童世帯
- 1951(昭和26)年「社会福祉統計年報」第20表「生活保護法による保護を受けた世帯の世帯主の状況別、世帯の実数及び割合」

世帯主の状況を「労働力を有する場合」と「労働力を有さない場合」に分け、後者に「15歳未満の児童」の区分。この頃、労働力を有さない=児童は15歳未満。「15歳未満の児童」世帯が総世帯数に占める割合は1.8~2.0%程度。

• 『生活保護の諸問題 生活保護百問百答第13輯』による、1958年の「被保護者 全国一斉基礎調査」及び同「個別調査」の結果

児童世帯の明確な定義は書かれていないが、児童世帯数は366、このうち医療 扶助単給が44、医療扶助併給が18、その他が304である。児童世帯は、全体的に 稼働力が低いとされ、受給期間は長く、5年以上が22%を占める。

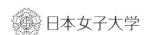


表2 生活保護を受給している有子世帯の件数

「第25回社会保障審議会生活保護基準部会(2016年10月7日)資料1」より引用

			·				·····
			合 計	-	子どもの人数別内語	R	一世帯あたり
				子ども1人	子ども2人	子ども3人以上	平均子ども人数
右	子世帯全体	世帯数	157,031	79,118	48,759	29,154	1.71人
	i is poor its min lift.	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	ふたり親世帯	世帯数	21,612	9,095	6,224	6,293	2.01人
	372 7490 <u>— 11</u> 3	割合	13.8%	11.5%	12.8%	21.6%	
	ひとり親世帯	世帯数	119,432	60,137	38,586	20,709	1.58人
	O C 7496 E III	割合	76.1%	76.0%	79.1%	71.0%	2.557,
	母子世帯	世帯数	103,637	51,801	33,848	17,988	1.58人
		割合	66.0%	65.5%	69.4%	61.7%	2.307
	上記以外	世帯数	15,987	9,886	3,949	2,152	2.28人
	の世帯	割合	(10.1%)	12.5%	8.1%	7.4%	2.207

資料: 平成26年度被保護者調查(年次調查(平成26年7月末日現在))特別集計

湯澤・藤原(2009)

世帯類型別に示される生活保護統計では「世帯主の定義や判断をめぐる問題を付随 させ、世帯に潜在する世帯員の状況をみえなくさせる」という問題を指摘した、A自治 体の資料を利用して「世帯と個人の双方から被保護層の特徴を把握」した。 これによると、子どものいる世帯に母子世帯は多いが、行政統計上の母子世帯の定 義に当てはまらないケース、18歳以上の子どものいる世帯の問題にも言及している。 「成人子に障害や傷病があるといった健康上の問題や、成人子の失職や離婚による 生活困難が推認され、親子ぐるみの貧困という様相がうかがえる」とする。

表3 子どものいる世帯(世帯類型別・子どもの年齢別)

737.....4001.00.25 1.00.003

DADED OF LIGHT	at	20101	子ともあり	4 5 100 46 546 44		
NO.4. SET IN WEST 1	aı	10040	10000	18歳未満の 子のみ	18歳未満と 18歳以上	18歳以上の 子のみ
計	483	291	192	160	6	26
お絵子世界	64	64	0	0	0	0
母子世帝	123	0	123	123	0	0
数据者推荐	16	16	0	0	0	0
部均者形器	202	162	40	21	3	16
その他の世帯	78	49	29	16	3	10

「子ども」とは世帯主あるいは世帯員との統柄であり、「祖母と孫からなる世帯」1世帯の孫は18歳未満であ るが「子どもなし」に分類している。



表3 世帯類型別にみた子どもの生活保護受給者数 「第25回社会保障審議会生活保護基準部会(2016年10月7日)資料1」より引用

	有子世		高齢者		母子		障害者	. ,	傷病者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	その他	. ,
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0歳	6,236	100.0%	2	0.0%	3,493	56.0%	256	4.1%	538	8.6%	1,947	31.2%
1歳	7,463	100.0%	7	0.1%	4,644	62.2%	220	2.9%	657	8.8%	1,935	25.9%
2歳	8,606	100.0%	4	0.0%	5,593	65.0%	260	3.0%	629	7.3%	2,120	24.6%
3歳	9,838	100.0%	9	0.1%	6,601	67.1%	256	2.6%	682	6.9%	2,290	23.3%
4歳	10,866	100.0%	16	0.1%	7,484	68.9%	298	2.7%	712	6.6%	2,356	21.7%
5歳	11,877	100.0%	27	0.2%	8,301	69.9%	297	2.5%	821	6.9%	2,431	20.5%
6歳	12,861	100.0%	44	0.3%	8,992	69.9%	343	2.7%	830	6.5%	2,652	20.6%
7歳	13,344	100.0%	57	0.4%	9,403	70.5%	311	2.3%	891	6.7%	2,682	20.1%
8歳	14,184	100.0%	78	0.5%	9,975	70.3%	373	2.6%	988	7.0%	2,770	19.5%
9歳	15,074	100.0%	110	0.7%	10,647	70.6%	425	2.8%	1,056	7.0%	2,836	18.8%
10歳	16,171	100.0%	110	0.7%	11,305	69.9%	434	2.7%	1,119	6.9%	3,203	19.8%
11歳	17,219	100.0%	151	0.9%	12,146	70.5%	500	2.9%	1,233	7.2%	3,189	18.5%
12歳	18,326	100.0%	204	1.1%	12,684	69.2%	537	2.9%	1,367	7.5%	3,534	19.3%
13歳	19,526	100.0%	224	1.1%	13,464	69.0%	532	2.7%	1,482	7.6%	3,824	19.6%
14歳	20,040	100.0%	292	1.5%	13,621	68.0%	614	3.1%	1,609	8.0%	3,904	19.5%
15歳	21,292	100.0%	313	1.5%	14,193	66.7%	693	3.3%	1,733	8.1%	4,360	20.5%
16歳	21,448	100.0%	356	1.7%	13,747	64.1%	741	3.5%	1,949	9.1%	4,655	21.7%
17歳	21,379	100.0%	450	2.1%	13,832	64.7%	786	3.7%	1,921	9.0%	4,390	20.5%
18歳	12,391	100.0%	0	0.0%	62	0.5%	1,313	10.6%	3,052	24.6%	7,964	, 64.3%
合 計	278,141	100.0%	2,454	0.9%	180,187	64.8%	9,189	3.3%	23,269	8.4%	63,042	(22.7%
	資料・平成ク6	3年度被保護	(老師本(在)	7間本(平成	26年7日学日	理(在)) 特別	维护					10000

資料:平成26年度被保護者調查(年次調查(平成26年7月末日現在))特別集計

表4 生活保護を受給している有子世帯の障害・傷病の状況①世帯主「第25回社会保障審議会生活保護基準部会(2016年10月7日)資料1」より引用

		승 計	陣書・			埠	B					傷	病			算書:	
		S AI	क्षित्रंत्र	精神	障害	知的	障害	身体	障害	アルコー	ル依存症	精和	病	70)他	なし	-
	,		あり		うち 就労者		うち 就労者		うち 就労者		うち 就労者		うち 就労者		うち 就労者		うち 就労者
有子世帯	人数	157,031	46,247	5,346	507	1,097	333	4,510	528	360	59	18,063	2,487	16,871	3,425	110,784	55,420
全体	割合	100.0%	€29.5%	3.4%	0.3%	0.7%	0.2%	2.9%	0.3%	0.2%	0.0%	11.5%	1.6%	10.7%	2.2%	70.5%	35.39
ふたり親	人数	21,612	8,822	1,047	140	151	37	1,697	203	84	11	1,818	186	4,025	475	12,790	5,586
世帯	割合	100.0%	40.8%	4.8%	0.6%	0.7%	0.2%	7.9%	0.9%	0.4%	0.1%	8.4%	0.9%	18.6%	2.2%	59.2%	25.89
ひとり親	人数	119,432	31,898	3,686	314	617	177	2,136	271	245	47	14,575	2,137	10,639	2,680	87,534	45,406
世帯	割合	100.0%	26.7%	3.1%	0.3%	0.5%	0.1%	1.8%	0.2%	0.2%	0.0%	12.2%	1.8%	8.9%	2.2%	73.3%	38.0%
母子	人数	103,637	26,242	3,109	271	535	153	1,384	208	188	38	12,854	1,959	8,172	2,343	77,395	41,055
世帯	割合	100.0%	25.3%	3.0%	0.3%	0.5%	0.1%	1.3%	0.2%	0.2%	0.0%	12.4%	1.9%	7.9%	2.3%	74.7%	39.69
上記以外	人数	15,987	5,527	613	53	329	119	677	54	31	1	1,670	164	2,207	270	10,460	4,428
の世帯	割合	100.0%	34.6%	>3.8%	0.3%	2.1%	0.7%	4.2%	0.3%	0.2%	0.0%	10.4%	1.0%	13.8%	1.7%	65.4%	27.79

※1 有子世帯とは、18歳以下の世帯員がいる世帯を指す。 ※2 ふたり親世帯とは、世帯主、その配偶者及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。 ※3 ひとり親世帯とは、現に配偶者がいない世帯主及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世界を指す。 第4 平成26年度被保護者調査(年次調査(平次26年7月末日現在))特別集計

表5 生活保護を受給している有子世帯の障害・傷病の状況②18歳以下 の世帯員 「第25回社会保障審議会生活保護基準部会(2016年10月7日)資料1」より引用

		٨٠	障害・傷病		障害		傷	病	障害·傷病
		合 計	あり	精神障害	知的障害	身体障害	精神病	その他	なし
有子世帯全体	人数	278,141	18,060	1,042	6,638	2,366	1,299	6,715	260,08
	割合	100.0%	6.5%	0.4%	2.4%	0.9%	0.5%	2.4%	93.5%
ふたり親世帯	人数	45,256	3,046	138	1,257	387	141	1,123	42,210
	割合	100.0%	6.7%	0.3%	2.8%	0.9%	0.3%	2.5%	93.39
ひとり親世帯	人数	207,467	12,786	766	4,447	1,734	980	4,859	194,68
	割合	100.0%	6.2%	0.4%	2.1%	0,8%	0.5%	2.3%	93.89
母子世帯	人数	180,125	10,751	621	3,640	1,511	789	4,190	169,374
	割合	100.0%	6.0%	0.3%	2.0%	0.8%	0.4%	2.3%	94.0%
上記以外 の世帯	人数	25,418	2,228	138	934	245	178	733	23,190
	割合	100.0%	<u>€88</u> 5	0.5%	3.7%	1.0%	0.7%	2.9%	91.2%

※1 有子世帯とは、18歳以下の世帯自かいも世帯を担り。 ※2 ふたり親世帯とは、世帯主、その配偶者及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。 ※3 ひとり親世帯とは、現に配偶者がいない世帯主及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。 日本女子大学 資料: 平成26年度被保護者調查(年次調查(平成26年7月末日現在))特別集計

本節のまとめ

- 子どもの定義は、稼働可能とみなされる年齢とリンクし、時代により変化して いる。15歳未満を児童とみなしていた時期もあり、またこの者を世帯主として 生活保護受給も可能である。
- 最近の社会保障審議会生活保護基準部会の資料によると、18歳以下を子ど もとみなしている。
- 子どものいる世帯のうち、母子世帯の占める割合は多い。他の世帯類型に おいても1割程度子どものいる世帯が存在し、平均子ども人数が多かった。こ れらの世帯では、世帯主・世帯員ともに障害・傷病などを抱えるなど困難な状 況が推察された。
- 生活保護利用世帯における子どもは、稼働能力と扶養関係の捉え方によっ て変化。
- 子どもの依存期間は長くなり、大人、市民としての地位の達成は遅れる、とい う観点も踏まえた、社会保障、社会福祉制度の設計を要する。



4. 保護基準の体系・動向と子ども



生活保護法

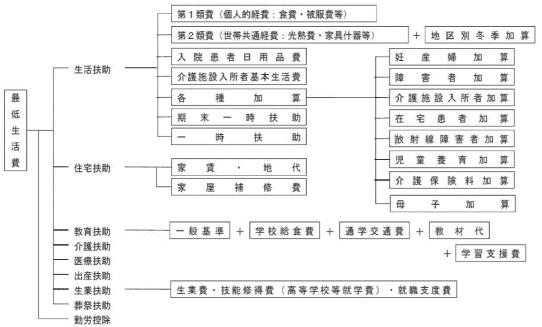
<u>第3条</u> この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

<u>第8条</u> 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

- 「基準」とは、ものごとの基礎となる標準。比較して考えるためのより どころ。
- 「厚生労働大臣の定める基準」のことを「生活保護基準」とか「保護基準」という。
- 「保護基準」は「最低生活費」や「保護費」とイコールではない!

日本女子大学

現行の最低生活費の体系



出典:第23回社会保障審議会生活保護基準部会(2016年5月27日)参考資料1

****** _ _ _ 本女子大学

最低生活費の算出方法は「足し算」

1+2+3+4+5

注意:下記は、現行 基準額ではない。

验日本女子大学



2011年4月19日)資料4

第23回基準部会「平成29年検証における検討課題(案)」

- ① 生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討
- ②子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証
- ③ 就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証
- ④ 級地区分の在り方の検討
- ⑤ その他の扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理及び検証手法
- の開発に向けた検討
- ⑥ 基準見直しによる影響の検証
- 上記は、財政制度審議会や経済財政諮問会議で出された論点を反映している。
- これらの論点が、順次取り上げられている。
- 基礎的かつ多岐にわたる論点がだされ、生活扶助基準の総体的な改定の在り方が全体帰趨に関わるが、「有子世帯の扶助・加算」に注目する。



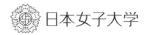
「子ども」=稼働可能とはみなされない年齢、であることに着目した基準

教育扶助

- 1950年の現行生活保護法により新設された。
- 小山編(1951)、1950年代 前後は、教育扶助の単給を 積極的に行っていた。
- 付言すれば、教育扶助単 給によって、前節に述べた 一定規模の児童世帯が存 在したのではと推測する。

生業扶助(技能習得費:高等 学校等就学費)

- 『社会保障審議会福祉部会 生活保護制度の在り方に 関する専門委員会報告書』 により提案され、実現した。
- 「「貧困の再生産」の防止の 観点から見れば、子供を自 立・就労させていくために は高校就学が有効な手段」



「子ども」個人というより世帯に着目し、扶養関係の観点から設けられている基準

母子加算

- 1949年、母またはそれに準じる者は、中等程度以上の労働をしているのと同じとして飲食費を加算
- 1960年、福祉年金との関係で増額、1980年からは独自に加算額を決定「通常以上の労作に伴う増加エネルギーの補填、社会的参加に伴う被服賞、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図る」

児童養育加算

- 児童手当の創設に伴い 1972年に創設。当初は多 子養育加算。
- 1986年より名称変更、児童手当に連動。
- •「「貧困の再生産」の防止の 観点から見れば、子供を自 立・就労させていくために は高校就学が有効な手段」



平成29年検証の基準部会の議論をみてみると

- 子どもにどう対応するか、ではなく、子どものいる世帯(有子世帯)にどう対応するか、という観点からの議論である。⇒世帯単位の生活保護の枠組みでは、いかんともしがたい論点の設定なのか?「子どもの健全育成」というのは、少し違うニュアンスもありそう。
- 「子ども」といって、どのような人をさしているのか、議論の過程では明らかではない。学齢期の子どもに焦点をあてているような印象である。⇒これ以外の年齢層、つまり5歳以下、18歳以上の「子ども」への手当はどう考えられるのか。
- 悩ましい問題として、そもそも、これらのすべての年齢層の子どもの貧困対策、というのを生活保護で行うこと、保護基準の検証のなかで議論できるのか、議論することが妥当であるのか、という点が繰り返し指摘されている。



子どものいる世帯の扶助・ 加算の削減案の影響

2017年12月14日

作成者:名古屋市立大学 専任講師 桜井啓太(社会保障論)

文子大学

文子大学

子どものいる世帯の扶助・加算の削減案の影響

有子世帯の扶助・加算の概要

母子加算

	母子加算	児童養育加算	教育扶助	高等学校等就学費
趣旨	子どもの貧困の解消 を図るため、ひとり親 世帯(母子世帯・父子 世帯等)の生活保護受 給世帯に対し支給する もの。	児童の教養文化的経費、 健全育成に資するための レクリエーション経費等の 特別需要に対応するもの。	義務教育(小学校・中学校)に 伴って必要となる費用(学用品、 通学用品、学校給食その他義 務教育に伴って必要となるもの。 以下参照。)について給付を行 うもの。	高等学校等就学に伴って必要となる費用(学用品、交通費、授業料その他高等学校等就学に伴って必要となるもの。以下参照。)について給付を行うもの。 ※ 生業扶助として支給
基準額 (月額、 29年度)	○在宅 1級地 22,790円 2級地 21,200円 3級地 19,620円 ○入院入所 18,990円	児童手当と同額 第1子及び第2子 3歳未満 15,000円 3歳以上 10,000円 第3子以降 小学校修了前 15,000円 中学生 10,000円	基準額 小学校 2.210円 中学校 4.290円 学級費等 小学校 670円以内 中学校 750円以内 東費支給 学校給食費 要費支給 支持活動費 連学交通費 学習支援費 小学校 2.630円 中学校 4.450円	基本額 5,450円 学級費等 1,670円以内 教材代 実費支給 授業料 公立高校相当額 入学料 公立高校相当額 入学考查料 公立高校相当額 通学交通費 実費支給 学習支援費 5,150円

資料:「第32回社会保障審議会生活保護基準部会(平成29年9月29日)」資料3-1「参考資料」より抜粋して作成。 削減根拠は、毎日新聞(平成29年12月9日朝刊)、朝日新聞(平成29年12月13日朝刊)、読売新聞(平成29年12月13日ヨミドクター)

子どものいる世帯の扶助・加算の削減案の影響

1 母子加算の削減

(1) 削減額

母子加算(平均)

削減前 削減後

2万1000円 → 1万7000円 (月- 4000円)

(年-48000円)

2割削減

(2) 対象者数(影響する子どもの数)

母子加算認定件数 12万9958件 cf.生活保護を受給しているひとり世帯 →11万9432世帯 子ども数は18.8万人

18.8万人の 子どもに影響

(3) 削減規模(予算) 母子加算事業費 349億円×2割

= 年間69.8億円

69.8億円 削減

文子大学

資料:「第25回社会保障審議会生活保護基準部会(平成28年10月7日)」資料1、資料2を参考に作成。 「平成26年度被保護者調査 特別集計」を利用。

子どものいる世帯の扶助・加算の削減案の影響

2 児童養育加算の削減

(1)削減額

児童養育加算(3歳未満)

削減前削減後

1万5000円 → 1万円 (月- 5000円)

(年-60000円)

1/3削減

(2)対象者数(影響する子どもの数) 生活保護世帯の年齢階級別人員 (0~2歳)の人数 2万2305人

2万人の子ども に影響

(3) 削減規模(予算) 児童養育加算事業費(0~3歳未満) 40億円×1/3 = 年間13.3億円

13.3億円 削減

資料:「第25回社会保障審議会生活保護基準部会(平成28年10月7日)」資料1、資料2を参考に作成。 「平成26年度被保護者調査 特別集計」を利用。 文子大学

子どものいる世帯の扶助・加算の削減案の影響

学習支援費(教育扶助・生業扶助)の削減

(1) 学習支援費(※家庭内学習やクラブ活動の費用)

【現 行】

【見直し案】

小学校 月2630円 (年31560円)

クラブ活動にかかる 費用のみとする <年間上限あり>

学校外活動費分を削減 (定額支給→実費支給)

中学校 月4450円 (年53400円) → 高 校 月5150円 (年61800円) (定額支給)

(実費支給)

(2)対象者数(影響する子どもの数)

小学生 88,766人 (教育扶助支給者数)

中学生 57,045人 (教育扶助支給者数) 高校生等 43.668人 (高等学校等就学贵支給者数) ※19歲以上の支給者数は除く

9万人の

(3)削減規模(予算)

不明(実費支給へ転換するため)

資料:「第25回社会保障審議会生活保護基準部会(平成28年10月7日)」資料1、資料2を参考に作成。 「平成26年度被保護者調査 特別集計」を利用。

;女子大学

令和4年検証に向けて現在行われている基準 部会の議論から

- 以上に述べた、前回検証による、保護基準の変更、主に削減が、どのように帰結したの か、検証しなければ、というのが論点の一つである。
- ここでは、桜井さんの資料で「不明」とされていた学習支援費に注目する。
- 以下のスライド(1/3~3/3)は、「第43回社会保障審議会生活保護基準部会」令和4年 4月27日 資料2 過去の生活保護基準見直しによる影響分析について からの引 用。

第 日本女子大学

⑨ 学習支援費の支給状況等(1/3)

学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令82.88末規約)	学習支援費 受給実人数(2) (今約2年度內)	(Q/D)
		102,417	9,297	9.1%
教育扶助	小学生	61,194	1,595	2.6%
	中学生	41,223	7,702	18.7%
高等学校等	就学費	39,180	6,353	16.2%

学習支援費の支給月数

		学習支援費 主給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上 の月数 (※) ④	(0/3)	
		27,415	13,059	47.6%	
数		3,691	1,832	49.6%	
		23,724	11,227	47.3%	
		21,713	9,893	45.6%	

学習支援費の一月当たり支給額(平均)

		一月当たりの学習支援
		黄支給額(平均)(9)
		(金和2年度内)
		8,211
数据数据	小学生	4,993
	中学生	8,711
1000	UF #	11,637

(参考) 一般世帯における部活動の所属状況 (平成29年度運動部活動等に関する実態調査(スポーツ庁))

	W.Z.S.A.Y.B.LL.D.				
	即活動切用無伏流	EDS.	文化部	雨方	
471	91.9%	71.6%	19.4%	0.9%	
高等学校	81.0%	52.9%	26.5%	1.6%	

- ※ 上記結果は、福祉事務所からの管内の教育扶助、高等学校等就学費及び両扶助の学習支援費の支給状況に係る報告(全福祉事務所1,250か所のうち1,230か所からの報告)をまとめたもの(令和2年度分)。
- ※ 学習支援費は課外のクラブ活動へ参加する者を対象に支給するものであるが、「扶助受給人員数」には課外のクラブ活動へ参加しない小学生・中学生・高校生等が含まれていることに留意が必要。

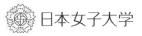
<定額支給>*改定前

- 教育扶助 小学生受給人数 61,194人×2,630 円=162,907,460円
- 教育扶助 中学生受給人数 41,223人×4,450円= 183,442,350円
- 高等学校等就学費 受給人数 39,180×5,150円= 201,777,000円
 1ヶ月合計 548,126,810円
 1年で、約65.7億円

<実費支給>*現行

- 学習支援費小学生受給人数 1,595人×4,993円= 7,963,835円
- 学習支援費中学生受給人数 7,702人×8,711円= 67,092,122円
- 高等学校等就学費受給任数 6,353人×11,637円= 73,929,861円
 1ヶ月合計 148,985,818円
 1年で、約17.8億円

単純比較できないとはいえ、 予算規模で 4分の1に減少



⑨ 学習支援費の支給状況等(2/3)

生活保護受給世帯への学習支援費に関する事前の 案内(周知)の有無(有効回答のあった福祉事務所1,213か所中)

	終出款	MA
①事前の案内(周知)を行っている。	1,038	85.6%
②事前の案内(周知)を行っていない。	175	14.4%

生活保護受給世帯からの物品等の購入前の相談の頻度 (有効回答のあった福祉事務所1,200か所中)

	製造製	制金
のほとんどない	368	30,4%
②おおむね10件中1~2件程度	258	21.3%
③おおむね10件中3~4件程度	111	9.2%
④おおむね10件中5件(約半数)程度	150	12.4%
⑤おおむね10件中6~7件程度	78	6.5%
⑥おおむね10件中8~9件程度	135	11.2%
②全部	109	9.0%

事前給付による学習支援費の支給の頻度 (有効回答のあった福祉事務所1,209か所中)

	終高数	割合
①ほとんどない	679	56.6%
②おおむね10件中1~2件程度	229	19.1%
③おおむね10件中3~4件程度	86	7.2%
④おおむね10件中5件(約半数)程度	87	7.3%
⑤おおむね10件中6~7件程度	39	3.3%
⑥おおむね10件中8~9件程度	41	3.4%
O全部	39	3.3%

生活保護受給世帯から、事前給付ではなく、精算給付の 方法で申し出があった要因として考えられるもの(複数選択可) (有効回答のあった福祉事務所981か所中)

		# 6
①生活保護受給世帯が事前給付が可能であることを 知らなかった	311	31.7%
②生活保護受給世帯が事前に物品等の必要額を把握 することが困難だった	705	71.9%
③生活保護受給世帯が、物品等の金額が高額でな かった等により、事前に見積もり等を入手する手間 をかけないこととした	751	76.6%
多その他	138	14.1%

- ※ 上記結果は、報告のあった福祉事務所(1,230か所)からの学習支援費の支給状況をまとめたもの(令和2年度分)。
- ※ 実績を積み上げたものではなく、日々の業務の中で把握されている概況の報告を受けたもの。
- ※ 「事前給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行う前に必要額を確認した上で事前に給付する方法をいう。 「精算給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行った後に領収書やレシートなどを確認して事後精算で給付する方法をいう。

女子大学

9 学習支援費の支給状況等(3/3)

○事前の案内(周知)を行っている福祉事務所の状況(1038か所)

①学習支援費の受給者数

		技助受能 人員数() (982年第28章)	学習支援費 受給某人款(2) (4年2月度大)	2/0
	•••••	93,840	8,679	9.2%
教育技能	小学生	56,145	1,468	2.6%
	中学生	37,695	7,211	19.1%
高等学校等	北学員	35,924	5,929	16.5%

②学習支援費の支給月数

		7819\$ 363\$) (982487)	さち見自し日の水準以上 の月数(※)④	(0/(3)
		26,408	12,318	46.61
有有英雄	499	3,524	1,738	49.3
	P 93	22,884	10,580	46.2
高等字核等	美学費	20,689	9,084	43.91

③学習支援費の一月当たり支給額(平均)

~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	120.34.72	11 1 1 1 1 1 1 1
		一月当たりの学習支援
		費支給額(平均)等
		(令称2年度内)
***************************************	******************************	8,038
(KALA)	小学生	4,948
	中学生	8,513
高等学校等	· 文学費	11,404

〇事前の案内(周知)を行っていない福祉事務所の状況(175か所)

①学習支援費の受給者数

		获助受給 人員数① (6和2年度和第四)	学育支援費 受給某人數(2) (AKI 2年度内)	(\$/\$)
		8,577	618	7.2%
\$450	493.	5,049	127	2.5%
#91		3,528	491	13.9%
18778	i i j	3,256	224	13.0%

②学習支援費の支給月数

		9833Ā 56583 (982485)	かも見算し日の水準以上 の月数(米)()	(I/8)
		1,007	741	73.6%
####	191	167	94	56.3%
	### ##################################	840	647	77.0%
19769	173	1,024	809	79.0%

③学習支援費の一月当たり支給額(平均)

		一月当たりの学習支援 費支給額 (平均) ⑤ (令和2年度内)
		12,746
教育扶助	小学生	5,949
	中学生	14,097
高等学校等就学費		16,357

大学

5. まとめにかえて



生活保護における子どもへの対応策から

- 「子ども」は、法制度では年齢で区分。
- 生活保護の場合は、現在は18歳以下。歴史的にみて、これが固定されてきたわけでない。
- 18歳への着目は、稼働能力と扶養関係による。
- これが、年齢にプラスして「子ども」の区分の根拠になっているともいえる。
- 社会全体として、「子ども」期間が延長され、大人という状況に到達するのが 遅れるだけでなく、市民としての地位の達成が遅れる。
 - 1. 「子ども」の権利としての給付
 - 2. 「子ども」には選別主義でなく普遍主義の制度の必要性
 - 3. 移行期の「子ども」への手当て

1000 日本女子大学

「貧困」をとらえる難しさ

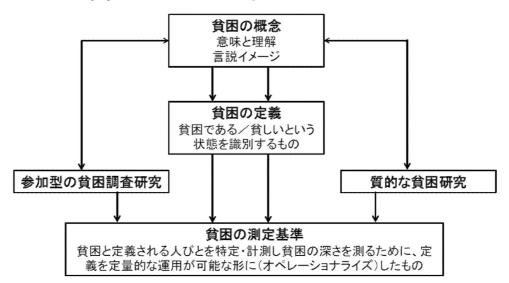
• そもそも、日本における女性の「貧困」は、(残念ながら)明らかにされていない。

「貧困の女性化」という言葉があります。これは、貧困世帯のなかで女性が世帯主である世帯の割合が多数を占めることを指し、アメリカをはじめ、先進国で見られる現象ですが、日本はそれが見られない例外的な国だといわれています。「日本の女性は貧困の女性化を達成するほど自立していない。離婚や経済的自立には手が届かないのだ(注)」、つまり、女性が家を出て独立した世帯を営むための社会的条件すら整っていないというのです。

*注 Axinn, June, 1990, "Japan: A Special Case", Gertrude Schaffner Gordberg and EleanorKremen eds., The Feminization of Poverty: Only in America?, New York: Praeger Publishers,pp.104.

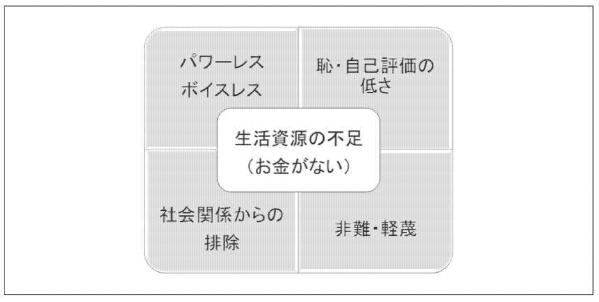
- *引用は、丸山里美(2017)「見えない女性の貧困とその構造—ホームレス女性の調査から—」『住民と自治』 https://www.jichiken.jp/article/0055/ より
- 女性が経済的に自立する環境が必要。
- 他方で、現状での女性の生きづらさは、経済的な概念では捉えきれない。 日本女子大学

ルース・リスターによる 貧困の概念、定義、測定基準の関係



日本女子大学

図4 車輪モデルの改良図



岩田正美(2009)



公的統計・調査、行政記録の利用の必要と課題

「被保護者調査」

- 統計法による「一般統計調査」
- 業務データとして蓄積されたデータから「事実の報告」を求められることで実施する統計調査
- 統計法の定義や総務省の公的統計の区分いかんにかかわらず、公的統計の作成においては、行政記録をデータソースとすることが少なくない。
- 行政記録というデータの論理構造は、実は難解である。
- 行政記録は、
- (i)直接的に行政組織それ自身
- (ii)間接的に行政対象としての社会、

という一見重複するがまったく次元の異なる2つの対象を、通常、同時に表現する

• 業務統計は「自己観察」の所産、業務記録が業務対象を捕捉する様態を研究すればするほど、その研究は当該業務遂行組織自身に折れかえってゆく(岡部2018:26-27)



参考文献

- G・ジョーンズ&C・ウォレース、監訳者 宮本みち子、訳者 鈴木宏(2002)『第2版 若者はなぜ大人になれないのか――家族・ 国家・シティズンシップ』新評社
- 稲葉 剛・小林 美穂子・和田 靜香 (2020) 『コロナ禍の東京を駆ける: 緊急事態宣言下の困窮者支援日記』, 岩波書店.
- 岩田正美(2009)「貧困のとらえ方と政策対応(特集 雇用と社会保障の交錯)」『企業と法創造』6(1), 11-18.
- 岩田 正美 (2017) 『貧困の戦後史: 貧困の「かたち」はどう変わったのか』、筑摩書房、
- 岩永理恵「生活保護行政における公的統計の歴史: 史資料として利用する可能性と課題」(第145回 2022年秋季大会社会 政策学会報告予定)
- ▶ 岩永理恵(近刊)「生活保護における「適正化」の果てのはじまり」『社会事業史研究』60
- 岩永理恵(2011)『生活保護は最低生活をどう構想したか――保護基準と実施要領の歴史分析(現代社会政策のフロンティア)』、ミネルヴァ書房.
- 岩永理恵・岩田正美(2018)「貧困研究の系譜」駒村康平編集『貧困(福祉+α)』ミネルヴァ書房、40-50
- 厚生省社会局保護課監修(1960)『生活保護の諸問題生活保護百問百答第13輯』全国社会福祉協議会
- 小山進次郎編(1951)『収入と支出の認定 生活保護百問百答 第4輯』日本社會事業協會
- 河合幸尾 (1997)「第6章 わが国公的扶助政策の特徴 ——「適正化」政策を中心に——」 杉村 宏・河合 幸尾・中川 健太朗・ほか編『シリーズ・公的扶助実践講座 現代の貧困と公的扶助行政』 ミネルヴァ書房, 117-34大友 信勝 (2000) 『公的扶助の展開: 公的扶助研究運動と生活保護行政の歩み』, 旬報社.
- 岡部 純一 (2018) 『行政記録と統計制度の理論: インド統計改革の最前線から』, 日本経済評論社.
- R, リスター,立木勝・松本伊智郎訳(2011)『貧困とはなにか: 概念・言説・ポリティクス』明石書店
- 田間泰子(2006)『「近代家族とボディ・ポリティクス」世界思想社
- ▶ 上野加代子(2022)「『AIの虐待リスクアセスメント』とは何か、「支援」とは何か」『支援』12号:129-133
- |● 湯澤直美・藤原千沙(2009)「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」『社会福祉学』50(1)16-27



表1 20歳以下の年齢階級別被保護人員と保護率の年次推移

	0~19歳 の合計	%	51.6	46.5	41.1	31.8	28.3	30.2	30.3	30.5	30.5	30.4	30.0	29.0	28.6	27.2	25.7	24.0	22.2	20.8	19.7	18.9	18.3	17.5	16.9	16.7	16.7	16.8	16.7	16.9	17.0	16.8	16.7	16.3	15.9	15.5	15.1	15.3	15.0
	15~19歲	%		4.5	4.5	4.4	4.8	6.3	6.4	9.9	6.9	7.0	7.3	7.4	7.7	7.7	7.6	7.3	8.9	6.2	5.8	5.4	5.2	4.9	4.6	4.4	4.4	4.3	4.2	4.2	4.2	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.2	4.2
構成比	12~14歳	%	37.6	10.0	11.4	7.8	6.4	6.8	7.0	7.2	7.3	7.4	7.4	7.3	7.2	6.8	6.3	5.8	5.3	5.0	4.6	4.4	4.2	4.0	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1
	6~11歳	%		21.9	17.0	12.8	11.0	11.7	11.6	11.5	11.2	10.9	10.4	9.8	9.3	8.7	8.2	7.6	7.1	6.7	6.4	6.1	5.9	5.7	5.5	5.5	5.5	5.6	5.7	5.9	0.9	0.9	5.9	5.7	5.5	5.3	5.0	4.9	4.7
	0~5歳	%	14.0	10.1	8.2	8.9	6.1	5.4	5.3	5.5	5.1	5.1	4.9	4.5	4.4	4.0	3.6	3.3	3.0	2.9	2.9	3.0	3.0	2.9	3.0	3.1	3.2	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	3.2	3.1	2.9	2.8	2.8	3.0	3.0
	15~19歳	20%		8.42	6.57	6.39	7.95	10.59	11.00	11.03	11.28	11.39	11.33	10.41	9.89	9.04	8.22	7.32	6.41	5.66	5.33	5.28	5.19	5.09	5.03	5.15	5.52	5.95	6.36	6.94	7.66	8.39	8.84	9.20	9.55	10.07	11.15	12.85	14.13
掛	12~14歳	9%0	29.73	27.44	31.08	22.20	17.41	18.23	17.35	17.98	17.87	17.77	17.07	15.97	14.94	13.64	12.39	11.02	9.77	8.82	8.32	8.13	7.85	7.56	7.51	7.73	8.24	8.87	9.57	10.57	11.88	12.93	13.79	14.33	14.50	14.54	15.48	16.92	17.71
護	搬	%0		30.94	27.96	17.82	13.63	13.51	13.47	13.63	13.65	13.72	13.34	12.51	11.57	10.37	9.38	8.26	7.33	6.63	6.31	6.21	6.10	90.9	6.22	6.56	7.20	7.95	89.8	9.67	10.72	11.49	11.73	11.80	11.64	11.48	12.08	13.30	14.01
冼	0~5歳	200	26.03	18.30	13.27	8.57	99.9	7.11	7.23	7.50	7.60	7.79	7.51	6.88	6.27	5.44	4.76	4.16	3.67	3.37	3.36	3.49	3.50	3.50	3.64	3.92	4.34	4.87	5.28	5.78	6.35	6.67	6.81	6.79	6.64	6.59	7.35	8.78	9.58
	全体の保 護率	0%	23.86	18.48	16.08	12.80	11.63	11.78	11.78	11.87	11.88	11.87	11.58	10.99	10.20	9.43	8.79	8.09	7.52	7.07	6.88	6.87	6.83	6.83	6.94	7.18	7.61	8.13	8.65	9.35	10.12	10.78	11.22	11.54	11.76	12.04	13.13	14.67	15.84
	15~19歳			77,940	71,230	57,964	62,851	87,102	89,380	92,805	97,230	100,588	101,758	98,998	95,653	89,368	82,374	73,224	63,463	54,462	49,365	46,817	44,413	41,921	40,304	40,201	42,260	44,660	46,760	49,945	53,632	56,725	58,253	59,087	60,009	61,988	67,753	78,290	85,838
数	12~14歳		800,636	172,404	179,451	104,029	83,633	93,721	97,141	101,819	103,567	105,354	103,762	97,930	90,081	79,160	68,358	58,328	49,875	43,650	39,705	37,755	35,718	34,136	33,354	33,350	34,403	35,906	37,613	40,403	44,143	47,352	49,878	51,778	52,296	52,353	55,356	60,521	63,223 85,838
	6~11歳	丫		376,899	269,153	170,377	143,021	160,783	161,107	161,864	158,869	155,253	145,367	130,801	116,317	100,800	88,749	76,446	66,543	58,725	54,729	52,551	50,260	48,600	48,218	49,749	53,424	57,992	63,032	69,792	77,094	82,338	84,246	84,401	82,690	80,992	84,139	91,713	
迷	0~5歳	人	299,071	174,934	129,240	90,590	79,505	74,643	73,088	72,896	72,047	72,170	68,025	60,832	54,360	46,033	39,088	32,983	28,323	25,432	24,850	25,483	25,308	25,111	26,078	28,023	30,997	34,682	37,442	40,820	44,396	46,055	46,196	45,307	43,733	42,975	47,519	55,932	60,937
	被保護人 員の総数	十	2,129,962	1,724,934	1,580,689	1,327,980	1,302,053	1,377,581	1,388,135	1,408,801	1,419,012	1,427,644	1,402,228	1,337,573	1,246,949	1,158,034	1,083,125	1,000,000	932,971	880,143	857,780	859,563	856,393	859,531	875,652	908,218	964,580	1,032,010	1,101,173	1,191,151	1,291,212	1,375,926	1,433,227	1,474,737	1,502,660	1,537,893	1,673,651	1,878,725	2,024,089 60,937 94,881
			1955	1960	1965	1970		1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007		2009	2010	

(注1) 昭和30年は被保護者ではないが、被保護世帯に属する者を含む。 (注2) 平成24年以降は、資料統合により継続したデータが入手できなくなった。 出所: 昭和30年は、生活保護の動向編集委員会編集「生活保護の動向」平成20年版 資料: 平成22年以前は、厚生労働省社会・援護局「被保護者全国一斉調査結果報告書(基礎調査)」各年7月1日現在 平成23年は、厚生労働省社会・援護局「被保護者全国一斉調査結果報告書(基礎調査)」平成23年7月31日現在 国立社会保障人口問題研究所 HP「生活保護」に関する公的統計データー覧 ●2017年7月20日(更新)

第3部 全世代型社会保障構築会議における 「男女が希望通り働ける社会づくり・子育て支援」 及びこども家庭庁設置に向けた動き

全世代型社会保障構築会議における 「男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援」 及び こども家庭庁設置に向けた動き

令和4年6月8日 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局 参事官補佐 川畑 充代

全世代型社会保障構築本部 ・全世代型社会保障構築会議 について

1

全世代型社会保障の検討体制について

全世代型社会保障構築本部 (総理·関係閣僚)

【構成員】

本部長 : 総理

副本部長:全世代型社会保障改革担当大臣

本部員:官房長官、総務大臣、財務大臣、厚労大臣、少子化担当大臣

男女共同参画担当大臣

【趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、内閣に、その企画及び立案並びに総

合調整を行う全世代型社会保障構築本部を設置する。

全世代型社会保障構築会議 (全世代型社会保障改革担当大臣(主宰)·有識者)

【趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議を開催する。

有識者

秋田喜代美 学習院大学文学部教授

落合陽一 メディアアーティスト

笠木映里 東京大学大学院法学政治学研究科教授

香取照幸 上智大学総合人間科学部教授/

一般社団法人未来研究所臥龍代表理事

菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授 熊谷亮丸 株式会社大和総研副理事長 権丈善 慶應義塾大学商学部教授

國土典宏 国立国際医療研究センター理事長

◎ 清家 篤 日本私立学校振興·共済事業団

理事長/慶應義塾学事顧問

高久玲音 一橋大学経済学研究科准教授

武田洋子 三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門

副部門長(兼)政策・経済センター長

田辺国昭 国立社会保障・人口問題研究所所長

土居丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

沼尾波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授 O 増田寬也 東京大学公共政策大学院客員教授

水島郁子 大阪大学理事·副学長

横山 泉 一橋大学大学院経済学研究科准教授

(五十音順 敬称略) ◎:座長 ○:座長代理

全世代型社会保障構築本部・全世代型社会保障構築会議の開催実績

全世代型社会保障構築本部

令和4年1月28日 第1回 開催

議題: 今後の全世代型社会保障改革等について

令和4年5月17日 第2回開催

議題:全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理

全世代型社会保障構築会議

令和3年11月9日 第1回開催 ※第1回公的価格評価検討委員会と合同開催

議題: 今後の全世代型社会保障改革等について

令和4年3月9日 第2回開催

議題:全世代型社会保障の当面の論点について

令和4年3月29日 第3回開催

議題:全世代型社会保障の当面の論点に係る議論の整理について

令和4年4月26日 第4回開催

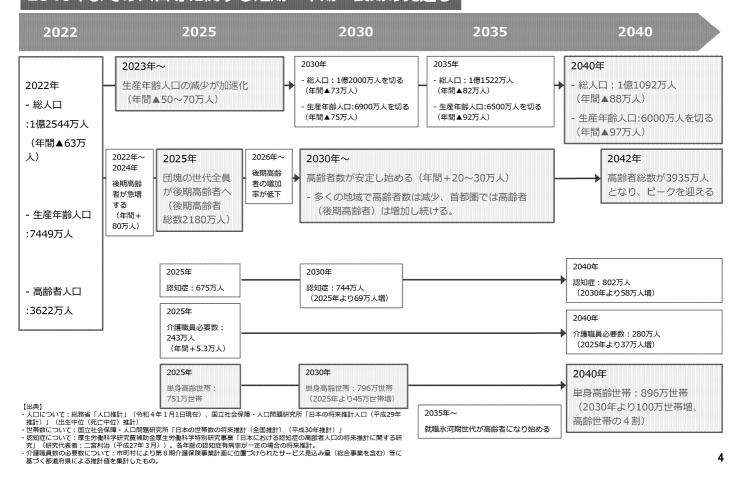
議題:全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理に向けて

令和4年5月17日 第5回開催

議題:全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理

2

2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し



全世代型社会保障構築会議 「議論の中間整理」 について

全世代型社会保障構築会議議論の中間整理(概要・抜粋)

1. 全世代型社会保障の構築に向けて

≪課題と目指すべき方向≫

- ○「成長と分配の好循環」の実現のためには、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築が必要。
- 社会保障の担い手を確保するとともに、男女が希望どおり働ける社会をつくる「未来への投資」として、「子育 て・若者世代」への支援や、「社会経済の変化に即応した社会保障制度」の構築が重要。
- 包摂的で中立的な仕組みとし、制度による分断、格差、就労の歪みが生じないようにすべき。これにより、中間層を支え、厚みを増すことに寄与。

≪今後の取組≫

- 短期的及び中長期的な課題について、「時間軸」を 持って、計画的に取り組む。「地域軸」も意識。
- 給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造 を見直し、**能力に応じて皆が支え合い、人生のステー** ジに応じて必要な保障を確保することが基本。
- 世代間対立に陥ることなく、**国民的な議論を進めなが** ら対策を進めていくことが重要。

2. 男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

- 今なお子育で・若者世代は、「仕事か、子育でか」の二 者択一を迫られる状況が多い。「仕事と子育での両立」 の実現のため、早急に是正されるべき。
- このため、①妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない支援が包括的に提供される一元的な体制・制度の構築、② 働き方や子どもの年齢に応じて、育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育など多様な両立支援策を誰もが選択し、利用できる環境の整備が望まれる。



- 改正育児・介護休業法による男性育休の推進、労働者への個別周知・意向確認のほか、保育サービス整備などの取組を着実に推進。
- 子育て・若者世代が不安を抱くことなく、仕事と子育て を両立できる環境整備のため更なる対応策について、 国民的な議論を進めていく。
- こども家庭庁の創設を含め、子どもが健やかに成長 できる社会に向け、子ども・子育て支援の強化を検討。

6

第5回全世代型社会保障構築会議・第2回全世代型社会保障構築本部 岸田総理大臣発言

持続可能な経済及び社会保障制度を将来世代に伝えていくためには、社会保障の担い手を確保するとともに、男女が希望どおり働ける社会をつくる未来への投資が重要です。

このため、子育て・若者世代の所得引上げの取組の一環として、仕事か育児かの二者択一を迫られることなく、生活やキャリア形成に不安を抱かずに、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境整備を進めてまいります。

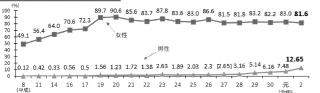
(略)

中間整理を踏まえて、政府として足元の課題からスピード感を持って取り組んでいくとともに、中長期的な課題についても、具体的な改革事項を工程化してまいります。

今後、**国民的な議論を進めながら、政策の具体化を進めてまいる**所存ですので、各大臣においては引き続き御協力をお願いいたします。

構成員の皆様におかれましても、全世代型の社会保障の構築に向けて、引き続き忌憚のない御意見を頂き、議論を深めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

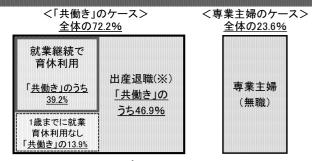
育児休業取得割合



(※) 平成22年度調査までは、調査前年度1年間。 出典:厚生労働省「雇用均等基本調査」

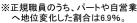
(※) 平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



<「共働き」のうち正規職員のケース> <「共働き」のうちパート・派遣のケース>







※パート・派遣職員のうち、自営業等 へ地位変化した割合は2.8%。

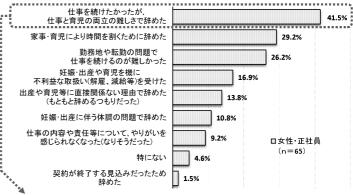
(※)「出産退職」は、妊娠時就業、子が1歳のとき無職

出典: 国立社会保障·人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

妊娠・出産を機に退職した理由(複数回答)

○ 妊娠・出産を機に退職した理由を見ると、「両立の難し さで辞めた」女性が4割以上となっている。

(対象:末子妊娠判明当時の仕事を辞めた、現在は就業中の女性正社員)



▶ 両立が難しかった具体的理由 (複数回答)

①目分の気力・体力がもたなそうだった(もたなかった)	(59.3%)
②勤務先に育児との両立を支援する雰囲気がなかった	(33.3%)

- ③制度は整備されていたが、勤務先で短時間勤務制度や残業を免除する制度などの 両立できる働き方の制度を利用出来そうになかった(できなかった)(29.6%)
- ④夕方から夜間(18時~21時)までの時間帯に勤務時間があった(シフト制などによるものも含む) (29.6%)
- ⑤配偶者・パートナーの協力が得られなかった、配偶者・パートナーが辞めることを希望した (25.9%)
- ⑥勤務先に短時間勤務制度や残業を免除する制度などの両立できる働き方の制度が 整備されていなかった (22.2%)

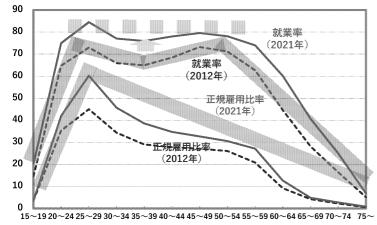
出典:株式会社日本能率協会総合研究所

「令和2年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業 報告書」

8

女性の就業率と正規雇用率(M字カーブとL字カーブ)

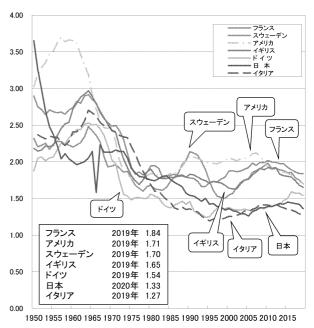
- 女性の「M字カーブ問題」(結婚・育児期に就業率が 大きく低下)は解消しつつある。
- しかし、30歳ごろ(平均出産年齢)を境に、正規雇 用率が低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心 となる状況(「L字カーブ問題」)がみられる。
- ⇒ 出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規 で働くケースが多い。



出典:総務省「労働力調査(詳細集計) により作成。人口に占める就業者又は正規労働者の割合。

諸外国の合計特殊出生率の動き

スウェーデンやフランスは高い出生率、ドイツの動向が注目される。



- 出典:諸外国の数値は1959 年までUnited Nations "Demographic Yearbook" 等、1960~ 2018年はOECD Family Database、2019年は各国統計、日本の数値は厚生労働省 「人口動態統計」を基に作成。
- 注:2019年のフランスの数値は暫定値となっている。 2020年は、フランス 1.83(暫定値)、アメリカ 1.64(暫定値)、スウェーデン 1.66、イギリス 1.60(暫定値)、イタリア 1.24(暫定値)となっている。

【参考】改正育児・介護休業法の概要(令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布)

【改正の趣旨】

○ 出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

【改正の概要】

> 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

- ①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業(1か月前)よりも短縮
- ②分割して取得できる回数は、2回とする。
- ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

> 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

- ①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
- ②妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置

を講ずることを事業主に義務付ける。

▶ 3 育児休業の分割取得

育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。

> 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。

▶ 5 有期雇用労働者の育児·介護休業取得要件の緩和

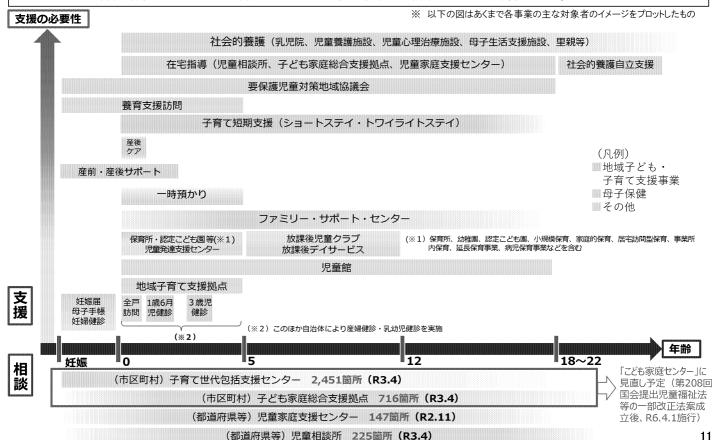
有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

【施行期日】2及び5:令和4年4月1日、1及び3:令和4年10月1日、4:令和5年4月1日

10

子どもとその保護者、家庭への支援等の全体像

○ 子どもや保護者、家庭における課題については、必要性や年齢に応じた支援がある。



都道府県・市区町村等における相談・支援機関

- 市区町村には、家庭等への相談や支援を行う機関として、**子育て世代包括支援センター**(母子保健)と子 ども家庭総合支援拠点(児童福祉)がある。都道府県等には、児童相談所、児童家庭支援センターがある。
- 市区町村は全ての家庭・子どもへの支援に対応し、都道府県等はより専門的な知識等を要する家庭・子ど もへの対応を行う。

※この他、保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点事業等において地域の子育て支援として相談支援を実施。

市区町村

都道府県等

子育て世代包括支援センター 2,451箇所 (R3.4)

○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、「母子保健サービス」 と「子育て支援サービス」 を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う。

【具体的な業務内容】

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情 の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談 に応じ、必要な情報提供・助 言・保健指導
- ③ 支援プランの策定
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関 との連絡調整

①②対応者数 3,360,055人 支援プラン対象者数 690,918人

子ども家庭総合支援拠点 716箇所(R3.4)

○ コミュニティを基盤にした ソーシャルワークの機能を担い、 すべての子どもとその家庭及び妊 産婦等を対象として、その福祉に 関し必要な支援に係る業務全般を 行う。

【具体的な業務内容】

- ① 子ども家庭支援全般に係る業務 (実情の把握、情報の提供、相 談等への対応、総合調整)
- ② 要支援児童及び要保護児童等への支援業務(危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県(児童相談所)による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導)
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ その他の必要な支援

児童相談所 225箇所(R3.4)

○ 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。

【具体的な業務内容】

- 市町村援助(市町村による児 童家庭相談への対応について、 市町村相互間の連絡調整等必要 な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等)

児童家庭支援センター 147箇所(R2.11)

○ 児童に関する家庭その他から、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的助言その他必要な援助等を行う。

【具体的な業務内容】

- ① 虐待や非行等、子どもの福祉 に関する問題につき、子ども、 ひとり親家庭その他からの相談 に応じ、必要な助言を行う。
- ② 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ③ 子どもや家庭に対する支援を 迅速かつ的確に行うため、児童 相談所、児童福祉施設、学校等 関係機関との連絡調整を行う。

相談対応件数(※拠点以外も含む) 439,734件 相談対応件数 544,698件 相談対応件数 287,670件

12

こども家庭庁設置法案について

こども家庭庁設置法案の概要

排層

こども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこともの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とすることも家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

押車

- 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
- 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
- 3. こども家庭庁の所掌事務
 - (1) 分担管理事務(自ら実施する事務)
 - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育で支援に関する基本的な政策の企画及び立案 並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護(他省の所掌に属するものを除く)

等

(2) 内閣補助事務 (内閣の重要政策に関する事務)

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整 ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整 ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- 4. 資料の提出要求等
 - ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力 を求めることができることとする
- 5. 審議会等及び特別の機関
 - ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管
- 6. 施行期日等
 - ·令和5年4月1日
 - ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

14

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の 規定の整備を行う(医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等)

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の 規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する ※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

・関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

・ こども家庭庁設置法の施行の日(令和5年4月1日)

こども家庭庁の創設について

(こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要
- ◆ こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管

内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、

文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管

- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案·総合調整部門

- ▶ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- ▶ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- ▶ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- ▶ 就学前の全てのこどもの育ちの保障
- (幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- ▶ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- ▶ こどもの安全

支援部門

- ▶ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- ▶ 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ▶ 障害児支援
- ▶ いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

◆ 令和5年4月1日

16

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 〇内閣府の外局として設置
- 〇令和5年度のできる限り早期に設置
- ○内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制 (移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣公理大臣

世界政策担当大臣

"こども家庭庁"

司令塔機能

- 〇各府省庁に分かれていることも政策に関する総合調整権限を一本化
- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策 【内閣府政策統括官(政策調整)】 ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ·児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ·児童の性的搾取対策【国家公安委員会·警察庁】
- 〇 今まで司令塔不在たった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に 反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

- ○政策統括官(政策調整担当)が所掌する<u>子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策</u>に 関する事務
- ○子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
- 〇総合教育政策局が所掌する<u>災害共済給付</u>に関する事務
- <厚生労働省>
- ○<u>子ども家庭局</u>が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
- ○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR :こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

○教育の振興

- ○学校教育の振興 (制度、教育課程、免許、 財政支援など)
- 〇幼児教育の振興

いじめ重大事態に 係る情報共有と対策の 一体的検討

医療関係各法に基づく

基本方針等の策定に

おける関与

幼稚園教育要領・ 保育所保育指針を

相互に協議のト

共同で策定

○学校におけるいじめ防止、 不登校対策

厚生労働省

○医療の普及及び向上

○労働者の働く環境の整備

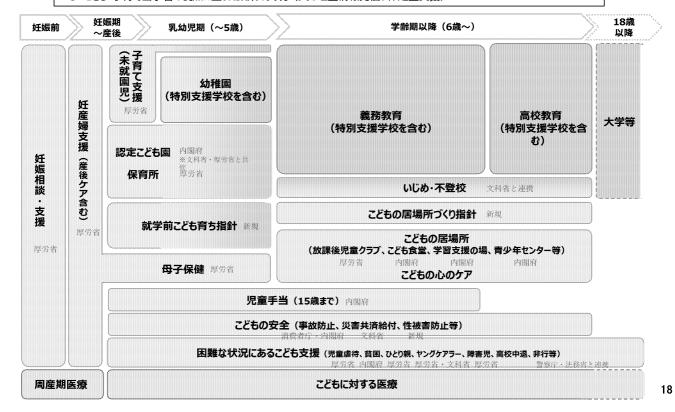
その他の府省

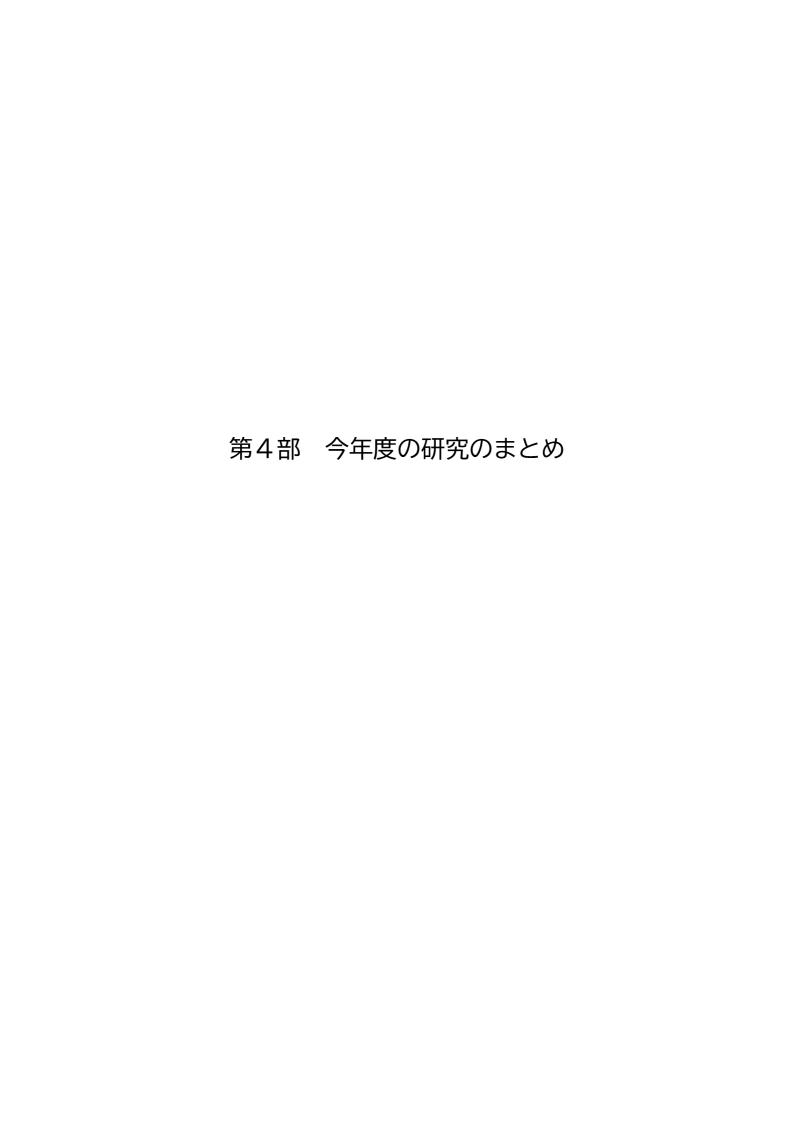
17

こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現(プッシュ型情報発信、伴走型支援)





令和 4 年度地方行財政ビジョン研究会のまとめ 慶應義塾大学経済学部 井手英策

令和 4 年度の地方行財政ビジョン研究会では、全 5 回の研究会を開催され、 興味深い報告と活発な質疑応答が行われた。

第1回および第5回は、行政サイドからの報告だった。第1回は、総務省自治財政局調整課課長補佐田中序生氏より「子ども・若者に関する主要施策について」、内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局参事官補佐川畑充代氏より「全世代型社会保障構築会議における「男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援」及びこども家庭庁設置に向けた動き」について、第5回は、総務省自治財政局財政課財政企画官五月女有良氏から「令和5年度地方財政対策の概要について」、また、総務省自治財政局調整課課長近藤貴幸氏から「こども政策の強化に関する最近の動向等について」、それぞれご説明をいただいた。

形式面で言えば、若手官僚の皆さんの報告を中心としつつ、最後に近藤氏の報告で締めていただくという形を取ったのは、従来の研究会と比べて大きな変化であった。次年度以降も、有識者と若手官僚の対話の機会を設け、相互理解を深めていくことが望まれる。

第2回から第4回は、外部講師をお招きしてご講演をいただき、委員による 質疑を行なった。

第2回では、兵庫県明石市に伺い、泉房穂市長より「やさしい社会を明石から~地方から日本を変える~」と題してご報告をいただいたうえで、パピオスあかし内の図書館・子育て関連施設をご案内いただいた。

明石市は、子育でに関するサービス無償化を積極的に進め、人口増を梃子としつつ、出生率の上昇、地価の上昇、税収の増大といった社会経済的な好循環を生み出したことで知られている。厳密に言えば、人口が30万人に達し、事業所税収が新たに計上されるようになった点を割り引いて考える必要がある。だが、所得制限を廃し、サービスを中心とした無償化を推進することで、市民の受益マインドを一変させ、新たな循環を生み出した事実は評価すべきである。

泉市長の実践は、子どもを起点とした社会変革の可能性を追求したものである。だが、すべての自治体が子育てで横並びの競争を行う必要はない。むしろ、泉市長の実践が示唆するのは、それぞれの置かれた状況に基づいて、財政資源の適切な再配分を行なっていくことの重要性ではないだろうか。縦割り行政の弊害とともに、政策のウェイトづけの必要が叫ばれて久しい。各自治体の思想や理念を体現した予算編成を可能とするための条件整備、すなわち「民主主義の改革」の可能性がもっと真剣に議論されるべきであろう。

第3回は、日本女子大学人間社会学部社会福祉学科岩永理恵准教授より「生活保護と子ども・若者:貧困研究の視点から」と題してご報告をいただいた。 岩永報告で強調されたのは、生活保護の「適正化」を名目としながら、実質的な給付の削減が行われている事実である。その結果、一方では、生活保護基準の引き下げをめぐって違憲判決が出されるなど人権侵害が問題となり、他方では、引き下げを通じて、最低賃金、就学援助、介護保険料等の様々な制度に玉突き的に影響が出つつある。

本研究会との関連で重要だと思われたのは、生活保護の法的な枠組みの中で、「子ども」という概念が適切に位置付けられていないという指摘である。政府では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の中で、18歳までの者を念頭におくこととされているが、やや曖昧さの残る整理となっている感は否めない。「子どもをどのように定義づけるのか」という共通理解を欠いた形で施策が論じられないよう、注意が必要であろう。

第4回は、NPO 法人新公益連盟白井智子代表理事に「子ども達の多様性を育てるための支援のあり方について」と題してご報告をいただいた。白井氏は、大阪府池田市、福島県南相馬市などで、フリースクールを通じた不登校や発達障害といった「生きづらさ」を抱えた子どもたちの学びの場づくり、居場所づくりを実践してこられた方である。子どもの社会適応が問題とされるが、日本の教育システム自身が、子どもの多様性に対する適応能力を失ってしまっているのではないか、という問題提起は重たいものであった。オーダーメイド型の柔軟で、質の高い教育システムをどのようにすれば構築できるのか、属人的ではない、システマティックな行政の教育改革は果たして可能なのか、委員からも活発な質疑が行われた。

政府内の議論を見ている限り、子育てに関わる親への支援が中心であり、しかもそれが少子化対策のコンテクストで語られているという印象を持つ。こうした発想の重要性を認めたうえで、「子ども自身の学び」についてより具体的な制度改革が必要なのではないか。近年の研究によると、子どもの教育の質的な向上は経済成長や格差の是正をもたらし、さらには、他者への信頼度や政治への関心等にも影響を与えることが指摘されている。「子どもは私たちの未来の100%である」と説いたのはイギリスのゴードン・ブラウンであった。子どもに政策的な関心が向かっている現状は好ましいものであるが、子どもを産み育てるための環境整備、すなわち親に対する支援と同時に、子どもの学び、それ自体を政策の中心に据えていくことが求められる。



子ども・若者政策における地方行財政運営のあり方に関する調査研究

(令和4年度 地方行財政ビジョン研究会)

委員名簿

令和5年3月末日現在 委員長 井手 英策 慶應義塾大学経済学部教授 副委員長 関口 智 立教大学経済学部経済政策学科教授 委員 青木 栄一 東北大学大学院教育学研究科教授 荒見 玲子 名古屋大学大学院法学研究科教授 岩永 理恵 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科准教授 倉地 真太郎 明治大学政治経済学部専任講師 桑原 美香 福井県立大学経済学部経済学科教授 小西 杏奈 帝京大学経済学部経済学科講師 祐成 保志 東京大学大学院人文社会系研究科准教授 竹端 寛 兵庫県立大学環境人間学部准教授 中野 妙子 名古屋大学大学院法学研究科教授 丸山 桂 上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授 茂住 政一郎 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授 吉弘 憲介 桃山学院大学経済学部教授 -以上 学識委員-近藤 貴幸 自治財政局調整課長 山本 倫彦 自治財政局財政課参事官 五月女 有良 自治財政局財政課財政企画官 中谷 明博 自治財政局財政課理事官 齋藤 修 自治財政局交付税課理事官 清水 敦 自治財政局調整課理事官 三好 健太郎 自治財政局調整課課長補佐 自治財政局地方債課課長補佐 青山 泰司 神田 広貴 自治財政局地方債課課長補佐 萩原 啓 自治財政局公営企業課理事官 田中 序生 自治財政局公営企業課公営企業経営室課長補佐 沖本 佳祐 自治財政局公営企業課準公営企業室課長補佐 自治財政局財務調査課課長補佐 船木 麻央 神門 純一 自治財政局調整課長(~第1回委員会まで) 濱里 要 自治財政局財政課参事官(~第1回委員会まで) 吉井 俊弥 自治財政局財政課財政企画官(~第1回委員会まで) 前田 茂人 自治財政局調整課課長補佐(~第1回委員会まで) 梅本 祐子 自治財政局地方債課課長補佐(~第1回委員会まで) 宮崎 正志 自治財政局公営企業課公営企業経営室課長補佐(~第1回委員会まで) 日向 和史 一般財団法人地方自治研究機構総務部長兼調査研究部長 三宅 正芳 一般財団法人地方自治研究機構総務部長兼調査研究部長(~第1回委員会 まで)

一般財団法人地方自治研究機構調査研究部調査研究室長

一般財団法人地方自治研究機構調査研究部研究員

自治財政局調整課事務官

事務局

山越 俊節

菊地 達也

葛西 塁

令和4年度の開催経緯

テーマ・説明者	報告書該当部分
○全世代型社会保障構築会議における	
『男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援』	
及びこども家庭庁設置に向けた動き	
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局	第3部
参事官補佐 川畑 充代	第2部第1章
○子ども・若者に関する主要施策について	
総務省自治財政局調整課	
課長補佐 田中 序生	
○やさしい社会を明石から 〜地方から日本を変える〜 明石市長 泉 房穂	第2部第2章
○生活保護と子ども・若者:貧困研究の視点から 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 准教授 岩永 理恵	第2部第3章
○子ども達の多様性を育てるための 支援のあり方について 特定非営利活動法人新公益連盟 代表理事 白井 智子	
○令和5年度地方財政対策の概要について 総務省自治財政局財政課	http: g top http: g stre
	第1部第1章
	第1部第2章
	 ○全世代型社会保障構築会議における 『男女が希望どおり働ける社会づくり・子育で支援』 及びこども家庭庁設置に向けた動き 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局 参事官補佐 川畑 充代 ○子ども・若者に関する主要施策について 総務省自治財政局調整課 課長補佐 田中 序生 ○やさしい社会を明石から ~地方から日本を変える~明石市長 泉 房穂 ○生活保護と子ども・若者:貧困研究の視点から日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 准教授 岩永 理惠 ○子ども達の多様性を育てるための 支援のあり方について 特定非営利活動法人新公益連盟 代表理事 白井 智子 ○令和5年度地方財政対策の概要について

子ども・若者政策における地方行財政運営 のあり方に関する調査研究

-令和5年3月発行-

一般財団法人 地方自治研究機構 〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階 電話 03-5148-0661 (代表)